

第1章 地震災害対策計画の概要

第1 計画の目的

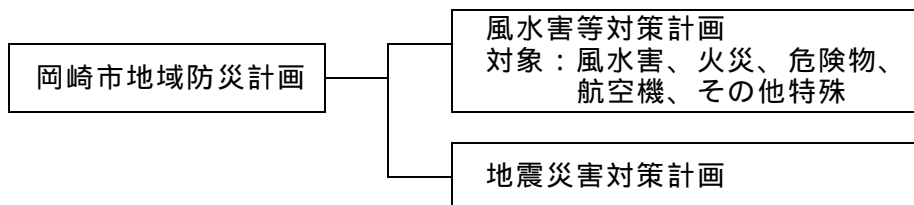
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、岡崎市防災会議が作成する地震災害対策計画であり、岡崎市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び警戒宣言時の対策に関する事項を定め、これを効果的に実施することによって市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2 計画の性格

岡崎市地域防災計画は、「風水害等対策計画編」と「地震災害対策計画編」の両計画から構成される。

このうち、地震災害対策計画は、市内の地震災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものである。

なお、この計画で、第5編は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項の規定に基づく、「地震防災強化計画」とし、第6編は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項の規定に基づく「地震防災推進計画」とする。



この計画は、「岡崎市総合計画」及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「岡崎市水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3 計画の構成

岡崎市の地域において発生した災害の状況及びこれに対処した諸対策を基礎資料とし今後予想される災害に備えるため、次の事項によりこの計画を構成する。

1 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、

市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が災害に対して処理すべき基本的な事務又は業務を定める。

2 災害予防対策

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に止めるための措置について基本的な計画を定める。

3 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するための計画、災害の発生に伴う被災者に対する応急的救助の措置について基本的な計画を定める。

4 災害復旧計画

災害復旧・復興の実施に当たって基本的な方針を定める。

5 地震防災強化計画

東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定された本市において、警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項及び地震防災上必要な教育・広報に関する事項等を定める。

6 地震防災推進計画

東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域に指定された本市において、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東南海・南海地震に係る防災訓練に関する事項及び地震防災上必要な教育・広報に関する事項等を定める。

第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認める場合は、修正する。

したがって、防災関係機関は、自己の所管する事項について検討し、計画修正案を岡崎市防災会議に提出するものとする。

第5 計画の習熟

本市各部課等並びに防災関係機関は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第6 地震災害対策の基本的な考え方

- 1 阪神・淡路大震災等過去の災害事例の反映
- 2 初動対応の重視
- 3 防災情報提供体制の充実
- 4 広域応援体制の整備
- 5 分散型防災体制の整備
- 6 防災拠点・緊急輸送ネットワークの強化
- 7 行政、企業、市民等の協力体制の整備
- 8 ボランティア支援体制の充実

第7 地域目標

中央防災会議では、東海地震、東南海地震等の大規模地震に対して、社会全体が効果的かつ効率的に被害軽減策を講じていくため、達成時期を含めた具体的目標などを定めた地震防災戦略を策定した（平成17年3月30日決定）。

地震防災戦略は、被害想定をもとに人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である減災目標、減災目標の達成に必要な各事項の達成すべき数値目標等を定める具体的目標等から構成される。

このうち、減災目標の達成のためには、地方公共団体の参画と協力が不可欠であることから、関係地方公共団体においては、地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努めるものとされている。

市は、県の定める地域目標を基に、被害軽減策を実施するための数値目標等を定めた地域目標を定めるものとする。

第2章 岡崎市をとりまく防災環境

第1 自然環境の特性

1 地 勢

本市は愛知県の中央部に位置し、北東部に三河高原の山群が連なり、西南部に広大な西三河平野が開ける。また、南方には桑谷・遠望峰の連山が、東西に横たわっており、東方には本宮山、巴山などの高い山々が嶺を連ねている。本宮山から南西へは、額堂山などの山々が嶺を連ね、矢作川水系と豊川水系との分水嶺となっている。

三河高原と西三河平野の接点を矢作川が北から南に貫流し、本宮山を源とする男川は、茅原沢町で乙川に合流し、巴山を源流とする乙川は、市域の中心部を東から西に流れて矢作川に合流する。

市域は、高原台地、河岸段丘及び沖積平野からなり、起伏に富み、風光明媚である一方、梅雨期、台風期等には、山崩れ、崖崩れ、河川の氾濫等の災害を被りやすい要因を備えている。

高原台地は恵那山ろくから南に広がる三河高原の西南端に当たり、市域の東北端から西方にかけて海拔高度300～600m 240m～300m 130m～180m 60m～120mの4つの地形面が山ろく階段に発達している。

一方、矢作川流域の河岸段丘は、海拔高度50m～70mの最高位面、40m～50mの高位面、14m～30mの中位面、10m以下の低位面の4つの地形面から成り立っており、乙川流域の河岸段丘は矢作川流域の中位面以下の若い段丘が発達している。市街地は、殆どこれらの河岸段丘上に発達してきた。男川流域の河岸段丘は、檜山、牧平一帯に海拔高度100m内外の平坦地が盆地状に広がっている。

矢作川は市域に入る付近から広い沖積面をもつようになり、下方に向かって西三河平野を形成する。この沖積面上には自然堤防など微高地や旧河床と考えられる低地が現流路に平行して認められ、集落や畑に、低地は水田等に利用されている。

市の位置

市役所所在地		管内極所の経緯度					
地名	経緯度	方位	地名	経緯度	方位	地名	経緯度
岡崎市十王町 2丁目9番地	東経 137°10'23"	東	石原町 闇苧地内	東経137°25' 北緯34°54'	南	鉢地町 不上田地内	東経137°15' 北緯34°51'
	北緯 34°57'17"	西	中島町 小園前地内	東経137°06' 北緯34°52'	北	宮石町 安張戸下地内	東経137°12' 北緯35°02'

2 地 質

本市は、東は長野県得天竜川沿いから西は九州の国東半島に至る延長700km、最大幅30kmの西南日本内帯に属する。

表層地層は、北から南に縦貫する矢作川の左岸にある山地、矢作川流域及び乙川流域にある洪積台地並びに矢作川右岸に広がる沖積平野に大別される。

矢作川左岸の山地を構成するものは、領家帯の花崗岩類と領家変成岩類である。主として花崗岩類は乙川以北の山地を形成し、変成岩類は乙川以南の山地を形成している。

市域内の河岸段丘はいずれも礫層であり、層厚は7m以下で花崗岩、領家変成岩、チャート、濃飛流紋岩等の礫又は粗粒砂からなっている。

矢作川流域に広がる沖積層は、現在、未解明の部分が多いが、東海道新幹線沿いでは層厚は30m以上にもおよび、砂層を主としていて、何枚かのシルト層をはさんでいる。下流に行くに従い表層では砂層は厚くなると推定されている。

3 活断層

「愛知県活断層アトラス」（平成9年愛知県防災会議地震部会監修）によれば、岡崎市の周辺（約20km以内）に存在する活断層としては、横須賀地震断層、深溝断層、津平断層、猿投・境川断層、大高 - 高浜断層、高浜断層がある。これらの他、活断層の疑いのあるリニアメントとしては音羽川（御油）断層がある。横須賀地震断層と深溝断層は昭和20年三河地震の際に活動した地震断層である。猿投・境川断層、津平断層はともに存在の確実度はI（活断層であることが確実であるもの）であるが、活動度はB以下（0.1m/1000年よりも遅い）と判定されている。大高 - 高浜断層については確実度がIで、活動度はBである。

4 三河地域堆積平野地下構造調査

県が平成13年度～三河地域堆積平野において地下構造調査を実施した。結果の概要は次のとおりである。

(1) 岡崎平野

地下構造は基盤層を含めて大まかに6つの層に分かれており、基盤層のS波速度は3.0～3.3km/秒と推定された。

基盤の深さは、概して東から西に向けて深くなり、最も深いところで0.8km程度である。

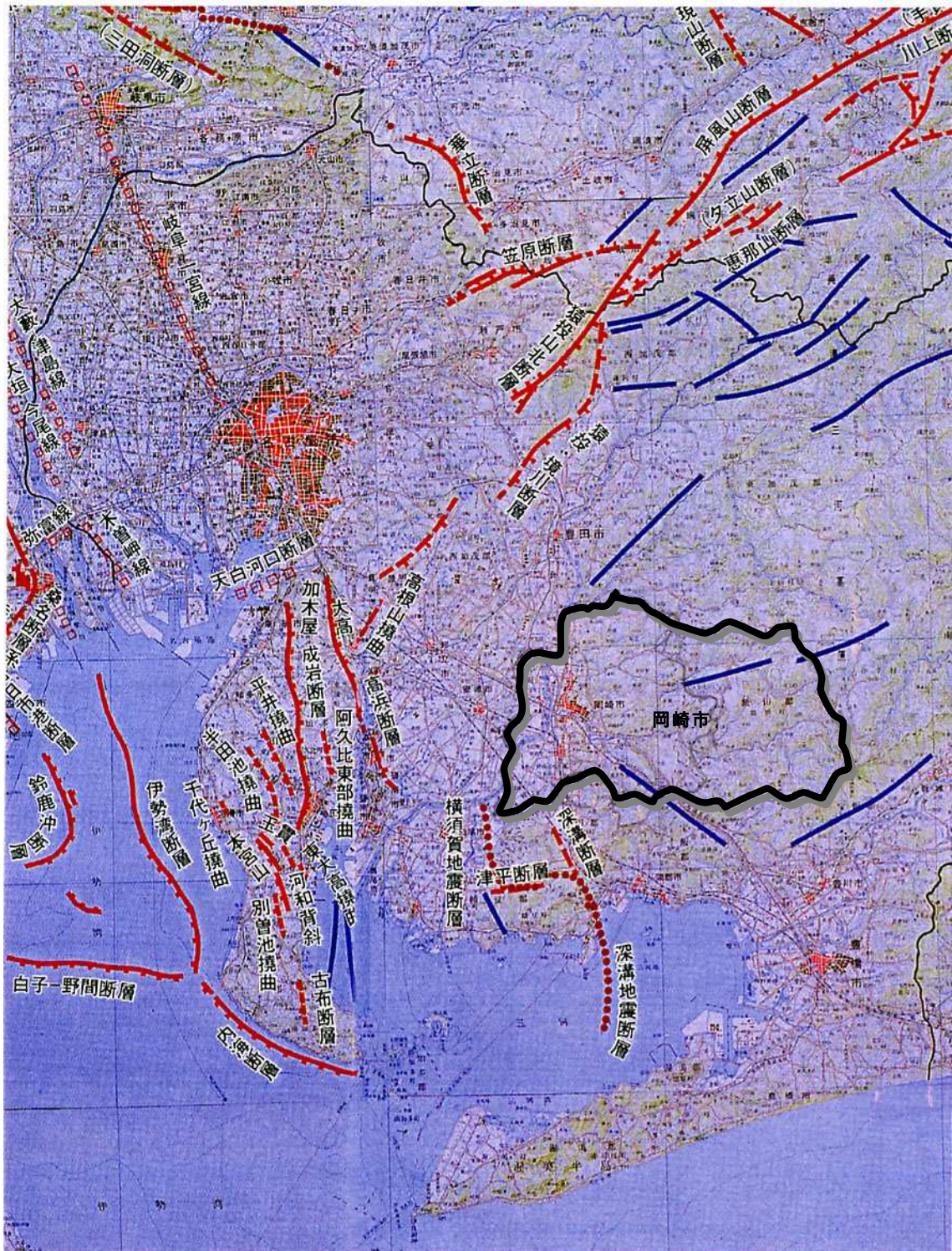
(2) 豊橋平野

地下構造は基盤層を含めて大まかに6つの層に分かれており、基盤層のS波速度は3.2～3.6km/秒と推定された。

基盤の深さは、全体的に浅く、最深でも0.5km程度である。

岡崎市近傍の活断層

出典：「愛知県活断層アトラス」



活断層一覽表

断層の名称	主な位置	確実度	活動度	長さkm	走向	説明
津平断層	幡豆郡幡豆町		C	4	E W	機須賀地震断層の東西部分に相当する。ただし推定される位置と地震断層の露頭は若干異なっているようである。
深溝断層	額田郡幸田町 西尾市		C	> 3	N S	深溝地震断層の南部分に相当する。断り面の変位位置より、以前に10回程度地震により変位したと推定されるが、変位地形は明瞭ではない。1945年1月13日の三河地震で深溝断層に沿って地震断層が現れた。三河地震以前は少なくとも5万年以上は活動していない。
深溝地震断層	額田郡幸田町			1.7	N S ~ E W	1945年1月13日の三河地震で深溝断層に沿って現れた地震断層。西部で左ずれ0.3m、南東部で右ずれ0.5m。
機須賀地震断層	西尾市			9	N S ~ E W	1945年1月13日の三河地震に伴う地震断層。西部で左ずれ0.2m、東部で左ずれ0.4~0.6m。
猿投・境川断層	豊田市		B~C	3.2	N E	瀬戸層(東海層)や断丘堆積層が断層付近で急傾斜しており、変位量は猿投山南部では瀬戸層が堆積後少なくとも北より300m前後に達しているが、新しい谷底平野堆積物を変位させていない。
高根山撓曲	豊明市 大府市			1.0	N N E	猿投・境川断層の南西端部に相当する撓曲崖。平成8年度に実施した浅層反射波探査では明瞭な撓曲構造はみられなかった。
猿投山北断層	瀬戸市		B	2.1	N E	瀬戸市南方の猿投山と三国山の間に分布する。東大演習林付近の河合は200~250m右横ずれし、愛工大付近では断層を境に瀬戸層が約30°近く傾斜している。
笠原断層	瀬戸市		B~C	1.8	E N E	岐阜県土岐市から瀬戸市定光寺付近にかけて分布する。屏風山断層恵那山断層の派生断層。土岐火砕層が瑞浪層とほぼ垂直な断層面で接する。
天白河口断層	名古屋市 東海市		A	1.6	N E	天白川河口の北と南で八事層の分布深度が300m以上異なることから推定された。ボーリング資料等で洪積層を南より50m変位させているが、第一礫層は変位させていないと考えられる。平成8年より名古屋市で調査されている。
大高一高浜断層	大府市 高浜市 知多郡東浦町		B	2.1	N S ~ W W	名古屋市大高から大府市にかけての常滑層(東海層)には東落ちの撓曲構造が10kmにわたって続く。この延長には高浜市の低崖や碧南市油ヶ淵があり、平成8年度の本県の大浦湾の音波探査等で東浦町の断層と高浜市の断層は連続した断層であることが確認された平均変位速度は、0.1~0.15m/千年で、最新の活動時期は、大府市の南部では、2千~3千年前と判明した。
加木屋一成岩断層	東海市		B	3.0	N S	平成8年度の調査で、東海市名和町から加木屋町、阿久比町、半田市成岩に至る長さ約30kmの連続する東落ちの新しい活断層を伴う撓曲構造(上下変位量は200m以上)であることが判明した。上下変位の平均変位速度は、0.12m/千年と考えられ、活動間隔は2万年以上と推定される。最新活動時期は不明である。
阿久比東部撓曲	半田市 知多郡阿久比町			3.5	N N W	「日本の活断層」では、加木屋断層の南端部としているが、平成8年度の本県の調査で単独の撓曲であることが判明。この数10万年は活動した証拠は確認されていない。
平井撓曲	半田市			1.0	N N W	半田市青山町から半田市岡田まで約10km続くN N W - S S E方向で西落ちの撓曲。東海層と更新世中期の武豊層が変形しており、約50万年前以降に活動している。
半田池撓曲	半田市			8	N N W	半田市板山町から常滑市矢田まで約8kmのN N W - S S E方向で西落ちの撓曲。東海層が大きく変形し、武豊層の一部も変形している。
千代ヶ丘撓曲	常滑市			3	N N W	常滑市千代ヶ丘から原松町に至るN N W - S S E方向で西落ちの撓曲。延長3km。更新世後期の半田面が変位しており更新世後期に活動した。
本宮山撓曲	常滑市			2	N W	常滑市松原北部から本宮山をへて奥栄町に至るN W - S E方向で西落ちの撓曲。延長6km。幅150mであるが、文獻により多少位置が異なる。
玉貫	知多郡武豊町			1.2	N N W	武豊町桜岡にあるN W - S E方向の撓曲。
東大高撓曲	知多郡武豊町		B	1	N N W	武豊町大足西方のN N W - S S E方向の撓曲。常滑層が約36km、幅100mにわたって急傾斜する。更新世中期の武豊層に10m以上の高度差があり、約50万年前以降に活動した。
河和背斜	知多郡美浜町		C	1.0	N N W	「六貫山西撓曲」、「市原撓曲」、「浦戸撓曲」よりなる。六貫山西撓曲は武豊層を20~30m、亀崎面を約15m東上りの変形を与え、約13万年前以降に活動した。上下方向の変位速度は0.05m~0.1m/千年で活動度はC級である。
古布断層	知多郡美浜町			4.5	N S	常滑層と師崎層が接する西落ち逆断層で、師崎層は撓曲状の構造となっている。第四紀の活動は不明。
別管池撓曲	常滑市		C	3	N N W	「広目撓曲」、「別管池撓曲」よりなる。狭義の「別管池撓曲」は河和背斜の西翼にあたり、武豊層の基底面が東側で約40m上昇しており、50万年前以降に活動している。
岐阜一宮線	一宮市 稲沢市		B	3.2	N N W	岐阜市北西部から市内を通り、一宮~稲沢~新川町にまで30km以上の連続がある。濃尾地震の水準変動と熱田層及び第二礫層の変位より断層を推定している。稲沢氏以北でずれが大きいが、濃尾地震では名古屋市内でも地表変位が生じている。
伊勢湾断層	伊勢湾		B	2.7	N N W	知多半島の沖合に位置する。音波探査と重力探査結果により常滑背斜等が推定されている。沖積層の引きずりもみられる。活動度はB級で約1.5万年前以降に3回程度活動していることが判明している。
内海断層	伊勢湾			1.7	N W	「日本の活断層」では、伊勢湾断層の南端部としているが、各種文獻資料から別の断層と推定される。「内海断層」の名称は中条・高田(1970)による。

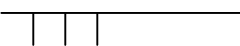
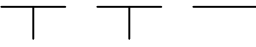
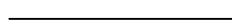
注 1：活断層の確実度

確実度は、活断層の存在の確かさを示す指標で、次の活動度とともに活断層の重要な指標で、一般的には、空中写真判読の結果をもとに表のように「確実度」を確実なもの、推定されるもの、可能性があるものと3ランクに判定している。

したがって、厚い沖積層の地下に活断層があることが推定されるものについては空中写真では判読することが難しいので、確実度は低くなりがちであり、確実度が低いからといって、必ずしも安心とはいえない。

今後、活動層の調査を行うことにより、確実度 や の活断層の確実度が高まったり、あるいは、存在しないことが明らかになることもある。

表：確 実 度

確実度	： 	活断層であることが確実なもの
確実度	： 	活断層であると推定されるが、基準地形がないなど決定的な理由がないためによりは確実度の低いもの
確実度	： 	活断層の可能性はあるが、他の原因による侵食地形の場合も考えられ、本書では活断層には含めず、リニアメント（線状模様）として扱う

注 2：活断層の活動度

活動度とは、過去において活断層が動いた程度を平均的なはずれの速度で表したものであり、活動度は、千年間あたりの変位量1mと0.1mを境にA、B、Cの3ランクに区分して判定している。（表参照）Aランクであれば、活動が頻繁で、数百年から千年に1回位の間隔で活動するものと思われる。

県内の大部分の活断層は、BかCランクのもので、数千年から数万年に1回の間隔で活動するものとされている。

活動度という、言わば「物差し」によって活動が頻繁かどうかを判断することができるが、さらに、次の行動が差し迫っているのか、それとも相当先のことなのかまでは判断できない。

表：平均変位速度による活断層の活動度の分類 松田（1975）より作成

活断層の活動度の分類	第四紀の平均変位速度 S（単位はm / 千年）		
	A 10 > S 1	B 1 > S 0.1	C 0.1 > S 0.01
活断層の例	根尾谷断層	養老断層	深溝断層
変位地形の明瞭度	明瞭	明瞭	不明瞭

第2 社会環境の特性

1 人口

本市は、名古屋大都市圏（金山橋を中心に半径4km）の東部圏域を形成する西三河地方のほぼ中心に位置し、西三河の産業、経済、交通等の要所として発展は著しく、人口増加率（国勢調査）は平成12年から平成17年までの5年間で5.4%（18,121人）と県平均の3.0%を大きく上回っている。人口の増加、産業の発展につれて、建築物の高層化、遊休地等の宅地化が伸展しつつある。こうした社会的条件の変化は必然的に人為的災害の危険要因を増大させているものと考えられる。

2 土地利用

本市の地域は、三河山系と幡豆山系の二つの山系を擁しているため、平成18年で森林用地は市域の約60%、水系面積は山地の水系を含め市域の約4%を占める。これらの山系及び河岸台地では現在大規模な土地造成事業が施行されつつあり、今後の土地利用形態は更に変化することは必至である。特に旧額田町域は都市計画区域外であるため、秩序ある土地利用を誘導することが求められる。また、市域の西南部にある沖積平野は、肥沃な土壌と豊かな農業用水に恵まれていて水稻を中心とした高度な農業を営んできたが、大都市名古屋に近く、西三河の内陸工業地帯に位置することもあり、住宅用地、工業用地としての土地需要が盛んであり農業地帯の姿を変えつつある。

3 産業

本市の産業は、かつて、繊維工業を中心として伝統的産業である味噌の醸造をはじめとする食品、土石加工等の地場産業が主流を占めてきたが、気候、風土、交通、地勢等に恵まれて、近年は機械、自動車、化学工業等の大工場が進出し、繊維、食品、土石等の単一型産業から重化学工業を含めた総合型産業へと変容した。一方商業は、工業、住宅開発等による人口増加と消費生活の向上に伴い、消費需要はより拡大している。従来、当市は小規模店舗が多い特色があったが、最近では大型スーパー、百貨店が進出し、商店街の中核となって商店経営に大きな変化をもたらしている。農林業の就業者数は近年著しく減少しており、山地や農地の保全管理に支障をきたすことが懸念される。

4 交通

市域における鉄道は、JR東海道本線、JR東海道新幹線、名古屋鉄道本線及び愛知環状鉄道が走り、道路は国道1号、国道248号、国道473号、東名高速道路をはじめ主要道が集中している。特に愛知環状鉄道はJR東海道本線に接続し、東名高速道路は国道1号に直結しており、産業、経済の発展への基盤となっている。また新東名高速道路（仮称）額田インターチェンジの整備が計画されている。

第3 地震災害の歴史

比較的最近に、岡崎市に影響を及ぼした地震としては、昭和19年東南海地震（震度5、死者9人、負傷者29人）、昭和20年三河地震（震度5、死者29人、負傷者22人等）となっている。

（過去の主な災害 別冊附属資料掲載）

第3章 地震被害想定

第1 基本的な考え方

岡崎市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海洋型大地震と内陸型大地震（遠方型、直下型）がある。海洋型大地震については愛知県防災会議地震部会がまとめた愛知県東海地震被害予測調査によるものを想定する。

また、内陸型大地震（直下型）については、兵庫県南部地震クラスのものや岡崎市近傍で発生した場合のもの及び三河地震クラスのものや発生した場合のものを想定する。

第2 東海地震（海洋型大地震）等の予測結果

東海地震を想定した被害予測調査については県が平成4年度から3か年計画で実施した「愛知県東海地震被害予測調査」においては、東海地震が発生した場合の地震動、津波などの自然現象、交通施設、ライフライン施設、建築物などの物的被害及び人的被害を予測するとともに、物的被害や人的被害から波及する生活面、経済面及び行政面における機能被害の予測を行った。

さらに、平成7年度には、阪神・淡路大震災の被害状況等を基に、活断層と地震との関わり、県内のライフライン施設、避難所施設等の地震防災対策や災害広報のための報道機関との連携体制のあり方など本県の直下型大地震対策の推進について調査研究を行った。

なお、平成14年度及び平成15年度の2年間で、海洋型地震では、想定東海地震、想定東南海地震、想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、養老 - 桑名 - 四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を実施し、予測結果を見直した。

愛知県防災会議地震部会が平成15年3月にまとめた愛知県東海地震・東南海地震被害予測調査報告書によると、愛知県及び岡崎市における被害予測は次のとおりとされている。

（過去の主な地震災害 別冊附属資料掲載）

(1) 地震の想定

- ア 東海地震（モーメント・マグニチュード7.96）
- イ 東南海地震（モーメント・マグニチュード8.15）
- ウ 東海・東南海地震連動（モーメント・マグニチュード8.27）

(2) 現状データ

		岡崎市	愛知県
人口（人）	5時	約 349,000	約 7,000,000
	12時	約 329,000	約 7,100,000
	18時	約 339,000	約 7,100,000
建物（棟）	建物棟数	約 125,000	約 2,400,000

(3) 地震動・建物被害

			東海地震		東南海地震		東海・東南海地震連動	
			岡崎市	愛知県	岡崎市	愛知県	岡崎市	愛知県
地震動 液状化	計測震度 面積率 (%)	5弱以下	57	42	52	39	7	19
		5強	43	43	38	29	81	30
		6弱	若干	13	10	27	12	39
		6強	0	1	0	5	若干	12
		7	0	0	0	若干	0	若干
	液状化危 険度面積 率(%)	極めて低い	85	76	82	73	81	70
		低い	10	12	7	6	5	4
		高い	5	9	6	11	8	10
		極めて高い	若干	3	5	11	6	16
建物	建物被害	全壊棟数 (棟)	約 200	約 12,000	約 660	約 60,000	約 960	約 98,000
		半壊棟数 (棟)	約 420	約 60,000	約 2,810	約 180,000	約 3,620	約 230,000
	火災 (18時)	出火件数 (件)	0	約 170	約 10	約 780	約 10	約 1,200
		焼失棟数 (棟)	0	約 2,400	約 10	約 15,000	約 20	約 49,000

(4) 人の被害

		東海地震		東南海地震		東海・東南海地震連動	
		岡崎市	愛知県	岡崎市	愛知県	岡崎市	愛知県
冬早朝 5時	死者数 (人)	若干	約 270	約 10	約 1,300	約 20	約 2,400
	負傷者数 (人)	約 40	約 13,000	約 490	約 47,000	約 720	約 66,000
春秋昼 12時	死者数 (人)	若干	約 140	若干	約 600	約 10	約 1,000
	負傷者数 (人)	約 30	約 9,300	約 330	約 36,000	約 470	約 49,000
冬夕刻 18時	死者数 (人)	若干	約 230	約 10	約 1,000	約 10	約 2,000
	負傷者数 (人)	約 30	約 9,300	約 340	約 35,000	約 490	約 50,000
帰宅困難者数 (突発時 人)		約 40,900	約 980,000	約 40,900	約 980,000	約 40,900	約 980,000

(5) ライフライン・社会機能支障

		東海地震		東南海地震		東海・東南海地震連動		
		岡崎市	愛知県	岡崎市	愛知県	岡崎市	愛知県	
ライフライン	ライフライン機能支障	上水道(戸)	約30	約340,000	約27,000	約1,100,000	約63,300	約1,500,000
		都市ガス(戸)	0	約52,000	0	約490,000	約1,100	約930,000
		LPGガス(戸)	約370	約29,000	約2,010	約92,000	約2,620	約130,000
		電力(口)	約3,880	約140,000	約22,000	約530,000	約24,000	約640,000
		電話(件)	約30	約23,000	約3,500	約150,000	約4,300	約220,000
		下水道(人)	約910	約23,000	約2,100	約60,000	約2,500	約80,000
社会機能支障	避難所生活者数(1日後人)	自宅建物被害による	約710	約27,000	約1,820	約100,000	約2,360	約190,000
		ライフライン支障による	約20	約140,000	約10,000	約420,000	約22,200	約580,000
		合計	約740	約160,000	約12,000	約520,000	約24,300	約780,000

第3 内陸型大地震(直下型)の検討

第2章で記述のとおり、岡崎市域の直下には活断層が認められていない。

平成16年度に内閣府が実施した、地震防災マップ作成のケーススタディでは、日本全国どこでも起こりうる直下型の地震として次のように想定した。

「地震に対応する活断層が地表で認められない地震の規模の上限については、現在も学術的な議論がされているところである。過去の事例を見ると、M6.5以下の地震ではほとんどの場合、地表で活断層が認められていない。これより地震規模が大きくなると、例えば1925年北但馬地震(M6.8)など、活断層が認められることが多くなるが、1984年長野県西部地震(M6.8)のように地表で活断層が認められないものもある。以上のことを踏まえ、活断層が地表で認められない地震規模の上限については、今後の学術的な議論を待つ必要もあるが、防災上の観点から、今回の検討では、M6台の最大であるM6.9の地震を想定する。」

このケーススタディでは、岡崎市周辺の地震発生層の上面深度を4kmとし、直下4kmでM6.9の地震が発生した場合、岡崎市域は震度5.5(6弱)から6.39(6強)の揺れに見舞われるとされた。この地震規模での被害予測については今後検討する必要がある。

参考として、兵庫県南部地震における兵庫県の被害率及び三河地震における岡崎市の被害率をもとに、同等の直下型地震が発生した場合の岡崎市における被害量を想定する。

対象想定項目は、兵庫県南部地震からの想定では、死者数、負傷者数、避難者数とし、三河地震からの想定では、死者数、負傷者数、住家被害(全壊数、半壊数)、非住家被害(全壊数、半壊数)とする。

ただし、三河地震は被害の規模が小さく、資料自体も少ないため本計画のベースとす

る被害想定には兵庫県南部地震の被害量からの想定の方を用いる。

1 兵庫県南部地震からの想定

(1) 想定方法

兵庫県全体における総人口に対する被害人口の割合から各被害量を算出する。

(2) 想定のための使用データ

兵庫県の総人口	5,526,689人（平成7年国勢調査による1月推計人口）
岡崎市の総人口	376,120人（平成22年4月現在）
兵庫県全体の被害	死者数6,308人、行方不明者 2人、負傷者数43,177人 （消防庁調べ。平成7年12月27日現在） 避難者数（ピーク時） 316,678人（兵庫県調べ）

(3) 岡崎市の直下型地震（兵庫県南部地震クラス）による被害

	死 者 数	負 傷 者 数	避 難 者 数
被 害 量	430人	2,939人	21,552人

2 三河地震からの想定

(1) 地震の想定

ア 想定地震 三河湾を震源とする直下型地震

イ 規模 マグニチュード7.1

(2) 想定方法

昭和20年の三河地震時における岡崎市の被害の割合から各被害量を算出する。

(3) 想定のための使用データ

昭和20年の岡崎市の総人口	141,002人（昭和15年国勢調査による人口130,180人、 昭和22年国勢調査による人口145,331人から この間の人口増加が毎年一定であるとして算出）
現在の岡崎市の総人口	376,120人（平成22年4月現在）
昭和20年の三河地震での 岡 崎 市 の 被 害	死者数 29人、負傷者数 22人 住家被害 全壊数 236戸 半壊数 544戸 非住家被害 全壊数 459戸 半壊数 612戸 （愛知県警警備課発表資料，昭和20年1月）

(4) 岡崎市の直下型地震（三河地震クラス）による被害

	死 者 数	負 傷 者 数	住 家 被 害		非 常 住 家 被 害	
			全 壊 数	半 壊 数	全 壊 数	半 壊 数
被 害 量	78人	59人	630戸	1,452戸	1,225戸	1,633戸

第4章 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任と対策の体系化

1 市

岡崎市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災の第一次的責務者として指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体並びに市内の公共的団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

愛知県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調査を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を執る。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるようにその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(災害対策基本法における地方公共団体に関する規定 附属資料参考編掲載)

6 震災対策計画の実施主体

震災対策計画の項目と実施主体との関連を次頁に示す。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

事務又は業務の大綱	
(1)	防災に関する組織の整備
(2)	防災に関する調査研究、教育及び訓練の実施
(3)	防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
(4)	防災に関する施設及び設備の整備及び点検
(5)	災害予警報、被害状況その他災害に関する情報の収集及び伝達
(6)	災害による被害状況の調査及び点検
(7)	災害広報の実施
(8)	避難の勧告又は指示
(9)	水防活動、消防活動その他の応急措置
(10)	被災者の救護及び救助
(11)	警戒区域の設定その他社会秩序の維持
(12)	被災児童及び生徒に対する応急措置
(13)	被災後の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置
(14)	公共土木施設、農地、農業用施設等の新設、改良及び防災並びに災害復旧
(15)	農作物、家畜、林産物等に対する応急措置の指導
(16)	緊急輸送の確保
(17)	災害復旧
(18)	自主防災組織の育成支援及びボランティアによる防災活動の環境整備
(19)	被災建築物応急危険度判定活動

2 主な県関係機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(1) 愛知県岡崎警察署	ア 災害時における警備対策及び交通対策の企画、調整及び推進に関わること。 イ 災害警備に関する防災意識の高揚 ウ 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備 エ 被害実態の早期把握と情報の伝達 オ 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去 カ 避難の指示又は警告及び誘導 キ 人命救助 ク 行方不明者の捜索及び死体の検視 ケ 災害時における交通秩序の保持 コ 警察広報 サ 災害時における犯罪の取締 シ 他の機関の行う災害応急対策に対する協力 ス 緊急輸送確保のため、車両の通行の禁止・制限 セ 緊急通行車両等の事前審査及び確認
(2) 愛知県西三河県民事務所	ア 災害に関する情報の収集伝達 イ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整 ウ 緊急通行車両等の確認
(3) 愛知県西三河建設事務所	ア 公共土木施設等の新設、改良及び防災並びに災害復旧
(4) 愛知県西三河農林水産事務所	ア 農地及び農業用施設等の新設、改良及び防災並びに災害復旧 イ 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。

3 主な指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
国土交通省中部地方整備局 豊橋河川事務所岡崎出張所	矢作川の改修工事、維持修繕その他管理及び洪水予報・水防警報
国土交通省中部地方整備局 名古屋国道事務所 岡崎国道維持出張所	一般国道1号線直轄管理区間の維持修繕その他管理

4 主な指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1) 西日本電信電話株式会社	ア 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧 イ 応急措置の実施に関する通信設備の優先的利用
(2) 中日本高速道路株式会社	高速自動車道路の改築、維持、修繕及び管理並びに災害復旧の実施
(3) 東海旅客鉄道株式会社 (JR東海)	災害により鉄路が不通になった場合の列車の運転整理及び不通区間の自動車による代行輸送の実施
(4) 名古屋鉄道株式会社	東海旅客鉄道株式会社に準ずる。
(5) 愛知環状鉄道株式会社	東海旅客鉄道株式会社に準ずる。
(6) 日本通運株式会社	災害応急対策活動のための各機関からの車両借上げ要請に対する配車
(7) 中部電力株式会社	ア 電気供給施設の災害予防措置 イ 電気供給施設の被害調査及び早期復旧の実施
(8) 東邦ガス株式会社	ア ガス施設の災害予防措置 イ ガス施設の被害調査及び早期供給の実施
(9) 社団法人愛知県エルピーガス協会西三河支部 岡崎分会	ア LPガス設備の災害予防措置を講ずる イ 発災後はLPガス設備の災害復旧をする ウ 被災者支援のためのガスの提供
(10) 郵便事業株式会社東海支社	災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。
(11) 郵便局株式会社	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

5 市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

団体又は管理者の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1) あいち三河農業協同組合	ア 農林水産関係の被害調査及び対策の指導 イ 被災農林水産業者に対する融資あっせんの協力
(2) 岡崎商工会議所 六ッ美商工会 岡崎市ぬかた商工会 その他商工業関係団体	ア 商工業関係の被害調査及び対策の指導 イ 被災商工業業者に対する融資あっせんの協力
(3) 社団法人岡崎市医師会	ア 医療及び助産活動の協力 イ 防疫その他保健衛生活動の協力

(4) 社団法人岡崎歯科医師会	ア 医療活動の協力 イ 保健衛生活動の協力 ウ 身元確認活動の協力
(5) 社団法人岡崎薬剤師会	ア 医薬品等の供給及び保管管理活動の協力 イ 医薬品等の適正使用に関する活動の協力
(6) 岡崎市獣医師会	動物の収容及び管理、被災動物の応急手当等の協力
(7) 岡崎市食品衛生協会	避難所等における食品の衛生確保及び食料調達に関する協力
(8) 岡崎市政記者会 岡崎新聞記者会	ア 気象等予警報、被害状況等の報道 イ 防災知識の普及に関する報道
(9) 岡崎市防災防犯協会連合会	情報連絡、消火、救出救護、避難誘導等災害応急対策の実施及び協力
(10) 岡崎市婦人自主防災クラブ 連絡協議会	家庭における防災知識の普及、情報連絡、初期消火、応急救護、避難誘導等災害対策の実施及び協力
(11) 岡崎市危険物保安連絡協議会	防火思想の普及 危険物取扱い知識の普及並びに自主防災体制の強化及び確立
(12) 各自衛消防隊	事業所の自主防災体制の強化確立及び近隣災害の応援措置
(13) 日本赤十字社関係団体 その他社会教育、文化、 厚生、社会福祉、事業団体	ア 医療、助産その他の救助の実施 イ 義援金品の募集及び配分 ウ 被災者の救助等災害応急対策の協力
(14) 岡崎土木災害安全協力会 岡崎建築災害安全協力会 岡崎電気災害安全協力会 西三河クレーン組合 岡崎緑化協力会	災害発生時における緊急輸送道路の確保、障害物の除去、仮設住宅の建設その他災害応急措置の協力 公園・緑地の樹木・施設及び道路・河川の樹木施設の機能確保 緊急を要する建設資材等の調達及び輸送
(15) 岡崎陸運協会	日本通運株式会社に準ずる
(16) 岡崎地区交通安全指導員 連絡会議	避難時の安全確保及び誘導並びに応急対策実施のための交通規制の協力
(17) 危険物施設等防災上重要な 施設の管理者	防災管理上必要な措置の実施及び防災活動の協力
(18) 消防団	ア 防災訓練等の実施 イ 災害の予防、警戒及び防御等消防活動
(19) 各土地改良区	かんがい排水施設その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、廃止、変更及び災害復旧の実施
(20) ミクスネットワーク(株)	ア 災害時の緊急放送の実施 イ L字放送の実施
(21) (株)エフエム岡崎	ア 災害時の緊急放送の実施 イ 防災ラジオへの緊急割込み放送の実施

6 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊豊川駐屯地 第10特科連隊	ア 災害派遣の準備 イ 東海地震注意情報発表に伴う措置 ウ 警戒宣言発表に伴う措置 エ 発災後の対処

第5章 防災協働社会の形成推進

第1 市民等の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」が、防災の基本であり、すべての市民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。

また、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実するため、それぞれの主体が継続的な防災活動を実施する必要がある。

1 市民の責務

市民は、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、災害時要援護者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、市が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画などにに基づき、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第2 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めるものとする。

2 対策

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等とが一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるものとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。さらに市は、激甚な被害を被った場合に備

え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。

第1章 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

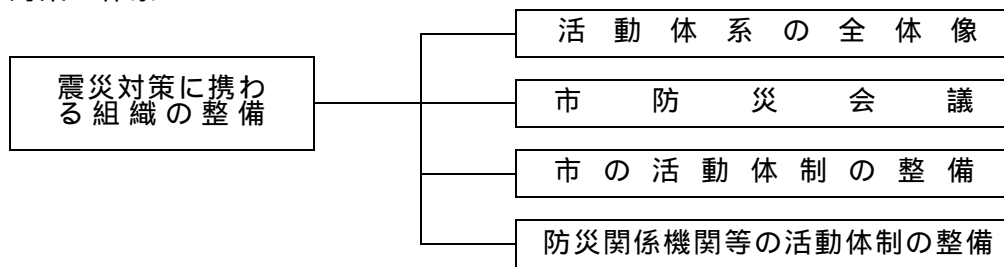
第1節 震災対策に携わる組織の整備

第1 基本的な考え方

1 趣旨

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市、県及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

2 対策の体系

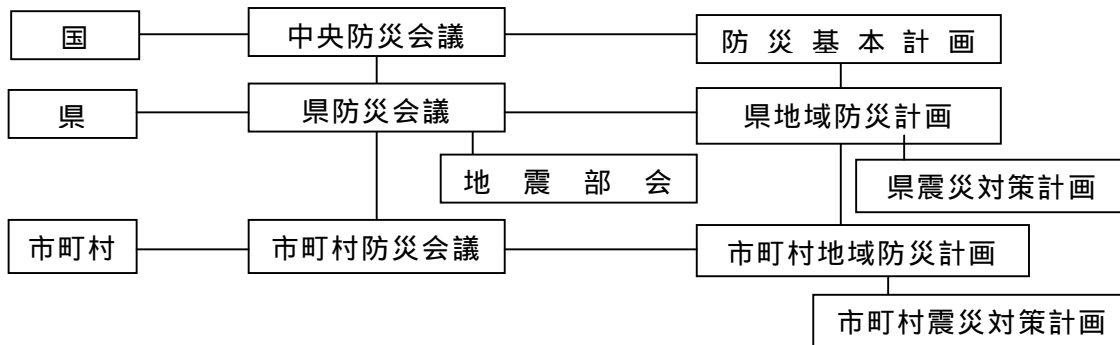


第2 活動体系の全体像

【市（市長公室防災危機管理課）】

市は、防災会議を設置し、地域防災計画及び震災対策計画等を作成し、それに基づき、県及び防災関係機関との協力体制の整備を図るものとする。

災害対策基本法によって定められている国、県及び市町村の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



第3 市防災会議

【市（市長公室防災危機管理課）】

市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第5項の規定に基づき岡崎市防災会議を設置し、地域防災計画の作成及びその実施促進等を行う。

（岡崎市防災会議条例 別冊附属資料掲載）

第4 市の活動体制の整備

【市】

1 市職員への災害時の役割と体制の周知徹底

市職員として、行政を進める中で、日頃より積極的に地震防災対策を推進し、かつ災害時において円滑に応急対策を実施するため、各部課等において日常業務とは異なる災害時の担当業務やその実施体制さらには必要な知識や心構えなど、次の事項について、防災危機管理課は、研修会等を通じて周知徹底を図る。

- (1) 災害時において各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
- (2) 災害時における体制（動員体制等）
- (3) 地域防災計画及び震災対策計画の内容
- (4) 地震に関する基礎知識

このうち、(1)及び(2)については、各部課等により内容が異なるため、人事異動等を考慮し、年度当初に各部課等において、所属職員に対し研修会等を通じて周知徹底を図る。

なお、その際、各部課等において2に示す活動要領（マニュアル）等を作成している場合は、これを用いて事前の周知徹底を図ることとする。

2 各部課等における震災対策計画に基づく活動要領（マニュアル）の作成

各部課等は、震災対策計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、各部課等において震災応急対策に関する活動要領（マニュアル）を作成し、1に示した方法に基づきその周知徹底を図るものとする。

なお、活動要領は組織の改編や人事異動、震災対策計画の見直し等の状況の変化に対応し毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正を行うものとする。

3 部課等間の連携体制の整備

各部課等は、災害時に他部課等とも円滑に連携が図れるよう、日常より情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練を共同で行うなど部課等間の連携体制を整備しておくものとする。また、2の各部課等で作成した活動要領（マニュアル）の調整を図り、必要があれば修正等を行うものとする。

防災危機管理課は、この計画に記載されている各部課等の防災対策活動が円滑に行われるよう調整を図る。

第5 防災関係機関等の活動体制の整備

【指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者】

防災関係機関は、災害時の災害応急対策活動を円滑に行えるよう、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、震災応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図るものとする。

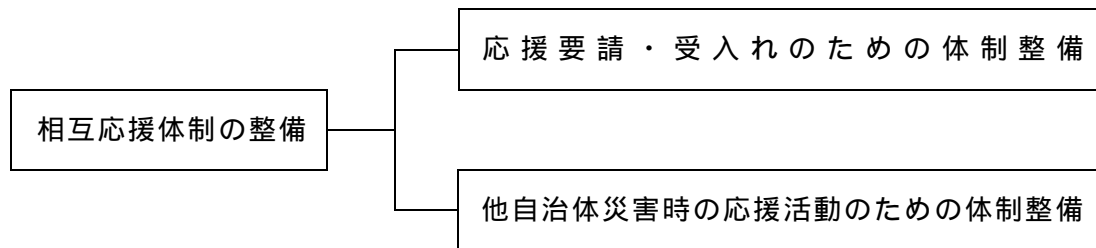
第2節 相互応援体制の整備

第1 基本的な考え方

1 趣旨

市内において地震による災害が発生し、自力による対応が困難な場合に備え、他市町村や防災関連機関等との相互応援協定の締結など、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

2 対策の体系



第2 応援要請・受入れのための体制整備

市は、災害発生後、自力での対応が困難となり、必要があると認められる場合において、法令（災対法、地方自治法、自衛隊法）及び応援協定に基づいて、県、隣接市町村及び他の防災関係機関に対して速やかに応援要請が行えるよう、応援要請・受入れのための体制整備を行っておくものとする。

1 応援協定の締結

市は、隣接市町村のみならず、同時に被災する可能性の低い広範囲の市町村との間で応援協定の締結を推進するとともに、既に締結している協定についてもその内容の具体化を図っていくものとする。

特に、短期的には以下に示す協定の締結を推進する。

- (1) 親善都市等との災害時相互応援協定の締結
- (2) 市内のスーパーマーケット（市内に2箇所以上の店舗を有するもの又は全国規模の店舗展開をするものを原則として選定）との災害時の食料、物資等優先売却協定の締結（流通在庫の確保）
- (3) C A T V事業者との災害時の放送協定の締結

現在締結されている応援協定は次に示す通りである。

[応援協定締結状況]

	協定の名称	締結市町村等	協定の内容
1	大規模災害時の相互応援に関する協定	岡崎市、伊丹市、青梅市、大竹市、唐津市、蒲都市、桐生市、倉敷市、津市、周南市、常滑市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、箕面市、坂井市	災害時における食料、飲料水及び生活必需品、被災者の救出、医療・防疫に必要な資機材、施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供、応援職員の派遣及び車両の提供
2	中核市災害相互応援協定	中核市各市	応急対策、復旧対策に必要な物資、資機材、車両の提供及び職員の派遣
3	災害時の放送に関する協定	ミクスネットワーク株式会社	災害時における情報の伝達
4	災害時の放送に関する協定	株式会社エフエム岡崎	災害時における情報の伝達
5	災害時における応急対策の協力に関する協定	岡崎土木災害安全協力会	災害時における公共施設の応急復旧作業、建設資機材等の調達及び輸送の協力
6	災害時における応急対策の協力に関する協定	岡崎建築災害安全協力会	災害時における公共施設の応急復旧作業、建設資機材等の調達及び輸送の協力
7	一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定	県下31市4町10村2組合	災害時における一般廃棄物処理の相互応援
8	し尿及びごみ処理相互援助に関する協定	県下7市11組合	災害及び事故等によるし尿及びごみ処理の相互援助
9	災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定書	㈱ソエ-産業、㈱ト-ワテック ㈱トル東愛知営業所、(有)Rル通商、㈱レソナルのニック東海支店岡崎営業所、レソナル大敬㈱岡崎南営業所	災害時における災害用トイレ等の緊急調達に関する協力
10	災害時における米穀の売却に関する協定	愛知県米穀小売振興協議会地区会	災害時における米穀の売却協力
11	災害救助物資の緊急調達に関する協定	あいち三河農業協同組合	災害時における食料、日用品等の緊急調達に関する協力
12	災害救助物資の緊急調達等に関する協定	株式会社アオキホールディングス岡崎鴨田店、株式会社アルペン、株式会社エイデン、株式会社西友、株式会社エンチャー ジャンボエンチャー岡崎店、株式会社ドミー、株式会社ピアゴ、ユニ-株式会社アビタ岡崎店	災害時における食料、日用品等の緊急調達に関する協力
13	災害時等協力避難場所の使用及び災害救助物資の緊急調達等に関する協定書	イオンモール株式会社イオン岡崎ショッピングセンター、イオン株式会社ジャスコ岡崎店、株式会社西武百貨店岡崎店、株式会社ヤマナカアルテ岡崎北店	事業所敷地の一部を災害時における避難場所として使用に協力及び食料、日用品等の緊急調達に関する協力
14	災害時応急活動用資機材提供等に関する協定	岡崎石油業協同組合 愛知県石油商業組合西三河第六地区	災害時における応急活動用資機材の無料貸し出し 緊急車両への燃料の優先供給
15	災害時応急活動用資機材提供に関する協定	愛知県自動車整備振興会岡崎支部	災害時における応急活動用資機材の無料貸し出し
16	災害時の医療救護に関する協定書	社団法人岡崎市医師会	災害時における医療救護の実施に関する協定
17	災害時の医療救護に関する協定書	社団法人岡崎歯科医師会	災害時における医療救護の実施に関する協定
18	災害時の医療救護に関する協定書	社団法人岡崎薬剤師会	災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定

	協定の名称	締結市町村等	協定の内容
19	災害時の動物収容活動及び救護活動に関する協定	岡崎市獣医師会	災害時における動物の収容及び管理、被災動物の応急手当等の応援
20	災害支援協力に関する覚書	岡崎郵便局	岡崎市内の郵便局との情報交換、相互応援協力
21	水害時における緊急時協力避難施設の使用に関する覚書	ユニチカ(株)岡崎工場、三菱自動車工業(株)岡崎工場、フタバ産業(株)岡崎・六ツ美工場、愛知学泉大学、岡崎城西高等学校、JAあいち三河本店・矢作・青野支店、ウェルサンピア岡崎、東レ・モリタ(株)、(株)マキタ岡崎工場	洪水等による災害発生時、避難施設としての使用に関する協力
22	災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書	東邦ガス株式会社	大規模災害時に災害復旧活動用地及び資機材置場として、市は明神橋公園を提供する
23	下水道事業災害時の愛知県内における応援連絡体制	愛知県下の下水道事業者	職員派遣、資材提供等の応援活動 被害状況の伝達 復旧資材及び機器の確保
24	災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定	愛知県内で火葬場を経営する市町村及び組合	災害時の遺体の火葬、物資の提供、人員の派遣等の相互協力
25	災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	岡崎市福祉事業団、愛恵協会、愛知玉葉会、おかざき福祉会、瑞穂会、明翠会、杏福会、百陽会、岡崎平和学園、米山寮、愛知県厚生事業団、若竹荘、ユーアンドアイ、竜城福祉会	大規模災害時に要援護者の避難場所として、施設を提供する
26	災害救援のためのボランティア受入体制の整備等に関する協定書	岡崎市社会福祉協議会、災害ボランティアおかざき、災害ボランティア一歩の会額田、NPO法人愛知ネット、NPO法人レスキューストックヤード	大規模災害時に他市町村からのボランティアの受け入れ体制を整える。
27	災害時における応急対策の協力に関する協定	岡崎市管工事業協同組合	市の水道応急復旧工事に対する優先実施
28	災害時における資材の供給に関する協定	武田機工(株)、龍玉精工(株)、(株)丸金商会岡崎支店、渡辺ハイ(株)岡崎サービスセンター	市の水道応急復旧工事に必要な資機材の優先供給
29	水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの 三河山間地域水道整備促進連盟	応急給水、応急復旧、作業の応援、応援復旧用資材の提供
30	緊急連絡管の使用に関する協定	県、豊田市、安城市、幸田町、西尾幡豆広域連合	緊急時における市民の飲料水を確保するため、緊急連絡管の設置及び相互使用
31	支援連絡管の管理及び使用に関する協定書	愛知県公営企業管理者企業庁長	災害時における支援連絡管の管理及び使用
32	愛知県内広域消防相互応援協定(消防組織法第39条に基づく)	県内各市町、組合及び広域連合	愛知県域内において大規模な災害等が発生した場合の消防相互応援
33	西三河地区消防相互応援協定(消防組織法第39条に基づく)	県下8市5町1広域連合2組合	西三河地区において火災その他の災害が発生した場合の消防相互応援

	協定の名称	締結市町村等	協定の内容
34	消防相互応援 (消防組織法第39条に基づく)	岡崎市 蒲郡市	両市の区域内において火災その他の災害が発生した場合の消防相互応援
35	愛知県下高速道路における消防相互応援協定 (消防組織法第39条に基づく)	県内17市2町4組合1広域連合	協定市町組合の区域内の高速自動車道において火災その他の災害が発生した場合の消防相互応援
36	愛知県下高速道路における消防相互応援協定に基づく覚書	県下17市2町4組合1広域連合	愛知県下高速道路における消防相互応援協定に基づく相互応援の必要事項
37	愛知県防災ヘリコプター支援協定	愛知県	市内においての災害時の防災ヘリコプター応援
38	携帯電話等から消防機関への119番通報の接続に関する覚書	㈱NTTドコモ東海、KDD ㈱、ボーダフォン㈱、㈱ツーカーセルラー東海	市の管内の携帯から発信される119番通報を通信司令室に接続することに関する協定
39	西三河クレーン組合との協定	西三河クレーン組合	市消防本部出勤区域内における災害発生時のクレーン車等の出動応援
40	都市ガス災害対策に関する業務協約	東邦ガス㈱	都市ガス災害に関する鎮圧、被害軽減のための業務協約
41	土砂災害情報相互通報システムの運用に関する協定書	愛知県西三河建設事務所、ミクスネットワーク株式会社	ケーブルテレビを使った雨量情報、災害時の広報に関する協定
42	葬祭用品の供給に関する協定書	岡崎葬具商組合、あいち三河農業協同組合、社団法人全国冠婚葬祭互助協会	大規模災害時の葬祭用品等の供給に関する協定
43	災害時における応急対策の協力に関する協定	岡崎緑化協会の	公園・緑地の樹木・施設及び道路・河川の樹木等施設の機能確保、緊急を要する建設資材等の調達及び輸送の協力
43	災害時における応急対策の協力に関する協定	岡崎電気災害安全協会の	災害時における公共施設の応急復旧作業、建設資機材等の調達及び輸送の協力
45	災害発生時における災害復旧用オープンスペース使用及び被災地支援拠点の設置に関する協定	中部電力株式会社	災害が発生した場合の災害復旧用オープンスペース及び被災地支援拠点として市有地を一時的に使用することに関する協定
46	非常時における情報連絡に関する協定	中部電力株式会社	災害が発生、または発生する恐れがある場合の電力の供給に関する情報連絡について円滑な災害対応を資することを目的とする協定
47	災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定	社団法人全国霊柩自動車協会	霊柩自動車等による遺体搬送、搬送に必要な機材、資材、消耗品ならびに作業等の提供
48	災害時における食品の衛生確保の協力に関する協定	岡崎市食品衛生協会	避難所における食品の衛生確保及び食料調達に関する協定
49	災害時における下水道災害対応トイレの設置協力に関する協定	岡崎市管工事業協同組合	災害が発生した場合の下水道災害対応トイレの設置に関する協定
50	災害時における緊急時協力避難施設の使用に関する協定	社会福祉法人さつき福祉会	緊急時協力避難所

	協定の名称	締結市町村等	協定の内容
51	災害時の応援業務に関する協定	㈱ジェネッツ	災害発生により水道施設が被災した場合の広報活動、電話対応、応急給水
52	災害時における食料の供給に関する協定	一般社団法人岡崎パブリックサービス	災害発生時における被災者への食料支援
53	災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定	岡崎市一般廃棄物事業協同組合 岡崎市環境衛生組合 岡崎市資源回収協同組合	災害により発生した廃棄物の撤去及び収集運搬
54	災害発生時における防疫活動の協力に関する協定	愛知県ペストコントロール協会	感染症の拡大を防止する防疫活動

(協定書、覚書 別冊附属資料掲載)

2 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結している他市町村及びその他防災関係機関等との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

3 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他市町村及びその他防災関係機関等からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時より協定を締結している他市町村及びその他防災関係機関等との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

第3 他自治体災害時の応援活動のための体制整備

【市（市長公室防災危機管理課）】

市は、被災市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、以下の事項についてマニュアルを整備しておく。

- 1 支援対策本部
- 2 派遣職員のチーム編成
- 3 携帯資機材
- 4 使用車両
- 5 作業手順 等

派遣職員は、被災地において被災市町村から援助をうけることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。また、平常時より研修及び訓練の実施を行っておく。

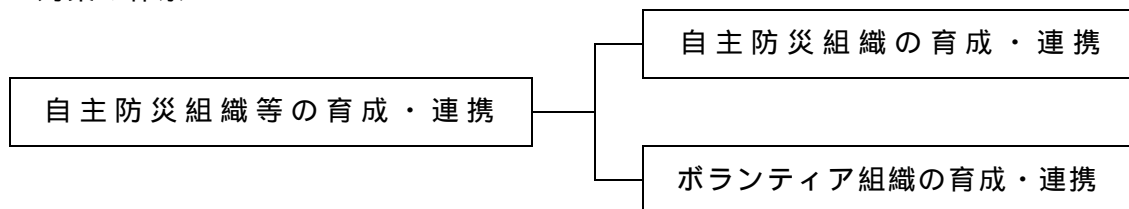
第3節 自主防災組織等の連携

第1 基本的な考え方

1 趣旨

大規模な地震災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、自主防災組織及びボランティア組織について、そのマンパワーを災害時有効に活用できるよう活動環境の整備を積極的に行っていくとともに自主防災組織及び防災関係機関等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。

2 対策の体系



第2 自主防災組織の育成・連携

1 自主防災組織の整備

【市（市長公室防災危機管理課・消防本部）】

市は、自主防災組織の活動支援を積極的に行っていく。

(1) 普及啓発活動の実施

市は、防災講習会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

(2) 自主防災組織の編成

ア 本市の自主防災組織は、原則として各町において組織する町防災防犯協会を中心とし、婦人自主防災クラブなどと連携して活動する。

イ 組織の構成員は全町世帯とし、広報を通じて、一人でも多くの住民が自主防災活動に参加するよう促すものとする。

(3) 自主防災組織の活動内容

ア 平常時

(ア) 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成

(イ) 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及

(ウ) 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施

(エ) 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

イ 発災時

(ア) 初期消火の実施

- (イ) 情報の収集・伝達
- (ウ) 救出・救護の実施及び協力
- (エ) 集団避難の実施
- (オ) 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- (カ) 災害時要援護者の安全確保等

2 協力体制の整備

【市（市長公室防災危機管理課・消防本部）】

市は、自主的な自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、市レベルでの自主防災組織の連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

3 自主防災組織への活動支援

【市（市長公室防災危機管理課・消防本部）】

市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等のための助成を行う。

4 防災リーダー等の活用

【市（市長公室防災危機管理課）】

市は防災リーダー、NPO法人等を活用し、地域防災力の強化を図る。

(1) 防災リーダー、NPO法人等による地域の活動支援

防災リーダー、NPO法人等は市内の自主防災組織の活動を支援するものとする。このため市は防災リーダー、NPO法人等の継続的な資質向上の機会を用意し、自主防災組織との連携を支援する。

(2) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

市は、自主防災組織が消防団、企業、学校、災害ボランティア団体など防災関係機関同士で密接な関係（ネットワーク）を築くため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。

第3 ボランティア組織の育成・連携

1 ボランティア団体登録制度

【市（市長公室防災危機管理課・福祉保健部）社会福祉協議会】

市は、災害時のボランティア活動をより円滑に行っていくため、ボランティア団体登録制度の整備を図る。

(1) 災害ボランティアの位置付け

登録されたボランティア団体のうち災害時に次のような活動ができる旨の申し

出のあった団体を災害ボランティア団体と位置付けるものとする。

(2) 災害時に想定される活動内容

ア 一般作業

- (ア) 炊き出し
- (イ) 清掃
- (ウ) 援助物資の仕分け 等

イ 特殊作業

- (ア) 建物の被災度判定
- (イ) アマチュア無線
- (ウ) 緊急物資の運搬、仕分け、配布
- (エ) 医療救護
- (オ) 災害・安否・生活情報の収集、伝達
- (カ) 健康管理・メンタルケア
- (キ) 介護
- (ク) 通訳・手話 等

ウ ボランティアコーディネーター業務（ボランティアコーディネーター）

ボランティアの受付、需要調整やボランティアの支援要請の内容把握等。

(3) 情報提供及び研修の実施

登録した災害ボランティア団体には、市の防災対策に関する情報提供をする。

ボランティアコーディネーター育成のため、平常時にはボランティアコーディネーター養成講座やフォローアップ研修の開催に努める。

2 ボランティアの受入れ体制の整備

【市（市長公室防災危機管理課・福祉保健部）、社会福祉協議会】

市及び社会福祉協議会は、発災時に「岡崎市災害ボランティア支援センター」を必要とされる場所に設置するものとし、平常時から市及びボランティア団体間の協力体制の整備を図るとともに、災害時におけるボランティアの受入れ、調整、派遣などの一連の業務を一元化して行う。

3 ボランティア団体との協力体制の整備

【市（市長公室防災危機管理課・福祉保健部）、社会福祉協議会、日本赤十字社等】

市、社会福祉協議会、日本赤十字社等は、平常時からボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワークや社会貢献活動、地域活動を推進している団体とのネットワークを進め、災害時における協力体制を整備する。

4 災害ボランティアの活動拠点等の整備

【市（市長公室防災危機管理課・福祉保健部・教育委員会図書館交流プラザ市民活動総合支援センター）】

市は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAXパソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

5 災害時における保険制度の充実

【市（福祉保健部）、市社会福祉協議会】

市及び社会福祉協議会は、ボランティア活動保険への加入促進を図るとともに、天災による事故に対応できる保険の適用に努める。

6 ボランティア活動の普及・啓発

【市（市長公室防災危機管理課・福祉保健部）、社会福祉協議会、日本赤十字社等】

市、社会福祉協議会、日本赤十字社等は、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、交流会や講演会の開催など市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発やボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。また、学校教育等においてもボランティア活動の普及に努めていくものとする。

第4節 企業防災の促進

第1 基本方針

1 企業防災の重要性

企業の事業継続・早期再建は県民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。

しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある。そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan/BCP）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 企業防災の促進

【市（経済振興部商工労政課）、商工団体】

市及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時の企業の果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第2 対策

1 企業の取組

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保するものとする。

(2) 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組が必要である。

(3) 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画の策定に努め、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておくものとする。

(4) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特徴を活かした活動が望まれる。

また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

2 企業防災の促進のための取組

【市（経済振興部商工労政課）、商工団体】

市及び商工団体等は、トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について積極的に啓発していくものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市が策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。

第5節 情報通信ネットワークの整備

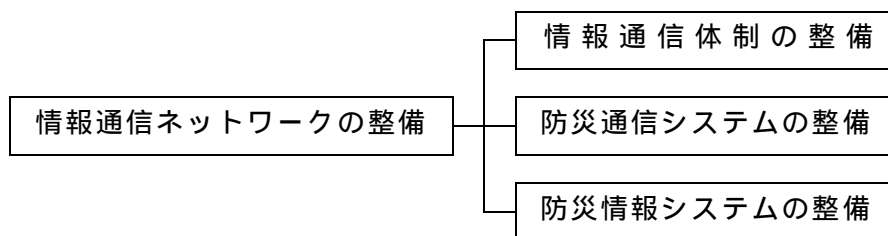
第1 基本的な考え方

1 趣旨

大規模地震が発生した場合には、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。市及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの情報を迅速かつ的確に収集・処理・伝達する仕組みづくりが必要である。また、住民に対して、これらの情報を提供する仕組みづくりが必要である。

市及び防災関係機関は、最新の情報通信技術を適用し、情報の収集・処理・伝達の迅速化及び高信頼化を図るために、総合的な情報通信ネットワークを整備する。

2 対策の体系



第2 情報通信体制の整備

1 情報収集体制の整備

【市（市長公室防災危機管理課・企画財政部・消防本部・水道局）、防災関係機関】

市及び防災関係機関は、市の被害状況等を迅速的確に把握するための体制を整備する。被害状況等に関する調査要員体制の整備、被害状況が把握できる情報収集システムの整備に努めるとともに、情報収集路確保のためのマニュアルの作成に努め、情報収集機能の向上を図る。

2 情報連絡体制の整備

【市（市長公室防災危機管理課・企画財政部・消防本部・水道局）、防災関係機関】

(1) 指定電話及び情報連絡担当者

市及び防災関係機関は、情報連絡を円滑に実施するための体制を整備する。あらかじめ指定電話及び連絡担当を定め、情報連絡窓口の一本化を図る。

(2) 市の情報連絡体制

市の災害に係る情報連絡窓口は、災害対策本部が設置されていない場合は、市長公室防災危機管理課が担当し、災害対策本部が設置された後は、本部室が、各防災機関との通信連絡に当たる。

なお、災害対策本部の各部内の連絡責任者については、別に定める岡崎市災害対策本部活動要領の非常連絡員とする。

(3) 情報連絡手段の多様化

各防災機関は、各種通信手段が途絶した時に備え、携帯電話、アマチュア無線、タクシー無線等の通信手段が利用できる体制の整備に努める。

3 情報伝達体制の整備

【市（市長公室広報広聴課・市長公室防災危機管理課・企画財政部IT推進課・消防本部・水道局）、防災関係機関】

市は、市民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。被害情報等に関する伝達要員体制の整備、災害情報が伝達できる情報伝達システムの整備に努めるとともに、情報伝達路確保のためのマニュアルの作成に努め、情報伝達機能の向上を図る。

第3 防災通信システムの整備

1 防災通信システムの概要

【市（市長公室防災危機管理課・消防本部・水道局）、県、西日本電信電話株式会社】

(1) 構成

市及び防災関係機関は、災害情報の収集・伝達のために防災通信システムを活用する。防災通信システムは、防災行政無線（県）、消防無線、救急無線、消防報知専用電話、直通電話、消防専用電話、災害時優先電話、防災行政無線（市）、地域防災無線（市）、水道事業無線からなる。

(2) 整備の考え方

市及び防災関係機関は、有線通信設備として、消防報知専用電話、直通電話、消防専用電話、災害時優先電話を整備し、有線通信途絶時の通信を確保するため、総務省東海総合通信局の防災行政無線の免許方針に基づき、デジタル移動系（同報系）を含めた無線通信設備の充実を努め、無線通信機能の向上を図るものとする。

なお、合併により複数存在する防災行政無線を統合し、全市統一の防災行政無線を整備する。

(3) 運用の考え方

市及び防災関係機関は、原則的には有線通信設備（消防報知専用電話、直通電話、消防専用電話、災害時優先電話）を活用する。有線通信途絶の場合は、防災行政無線（市波、広域波、県波）、地域防災無線（市波）、消防無線、救急無線、水道事業無線のほか他機関の無線通信施設を活用する。

(4) 無線通信設備の機能

防災行政無線は、次の無線通信が可能なシステムとする。

ア 統制卓からの無線局に対して同時一斉に情報伝達できる。

[地域防災無線、防災行政無線（県波を除く）]

イ 親局から子局に対して同時一斉に情報伝達できる。 [防災行政無線 同報系]

ウ 非常災害時には、緊急通信を優先させるための割り込み通話や強制切断、さらに統制卓での手動交換など回線の交換ができる。

[地域防災無線、防災行政無線（市波）]

エ 避難所、防災関係機関及び生活関係機関と連絡が取れる。[地域防災無線]

オ 他市町村との連絡がとれる。[防災行政無線（広域波）]

カ ファクシミリ、静止画電送装置による非音声系通信ができる。[地域防災無線]

キ 地上系及び衛星系の多重回線により、県及び他市町村とデータ通信ができる。

[愛知県高度情報通信ネットワークシステム]

2 本部員・事務局要員の緊急招集システムの整備

【市（市長公室防災危機管理課）】

市は、本部員・事務局要員の緊急招集のために、携帯電話等を活用するように努めるとともに、自動招集システムの有効活用を図る。

3 防災通信システムの耐震化

【市（市長公室防災危機管理課・消防本部・水道局）、県、西日本電信電話株式会社】

防災通信システムには、地震動への備えとして転倒防止措置を施し、自家発電装置及びバッテリーを備えるものとし、停電時にもそれらが機能するようにしておく。また、主要な防災関係機関に対しては、通信ネットワークを二重化する。

4 防災通信システムの高度化

【市（市長公室防災危機管理課・企画財政部IT推進課・消防本部・水道局）、県、西日本電信電話株式会社】

市は、災害時における通信連絡能力を向上させるために、防災通信システムの拡充、高度化に努める。

第4 防災情報システムの整備

1 防災情報システムの概要

【市（市長公室広報広聴課・市長公室防災危機管理課・企画財政部IT推進課・消防本部）】

市は、被害状況等の把握のために、監視カメラシステム等の整備に努めるとともに、市に設置されている雨量水位情報集約システムや震度情報集約システムの活用を図るものとする。市は震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

気象庁から提供される緊急地震速報を活用し、専用受信機の公共施設への導入を進め、市民の安全確保に役立てる。

また、当該速報や被害状況等を市民等に伝達するために、気象警報情報や震度情報の配信について「メルマガおかざき」への登録を促すよう広報するとともに、インターネット、コミュニティ放送を利用した防災ラジオ、市内にある携帯電話の対応機種に一斉にメールを配信する緊急告知エリアメール及びケーブルテレビ等の活用に努める。

2 防災情報システムの耐震化

【市（市長公室防災危機管理課・企画財政部IT推進課・消防本部）】

地震動への備えとして、防災情報システムのコンピュータが設置される場所には、耐震対策を施すよう努め、停電時に障害を受けないよう無停電電源装置の整備に努める。また、主要な機器に対してはシステムの二重化を施すよう努める。

第2章 地震に強いまちづくり

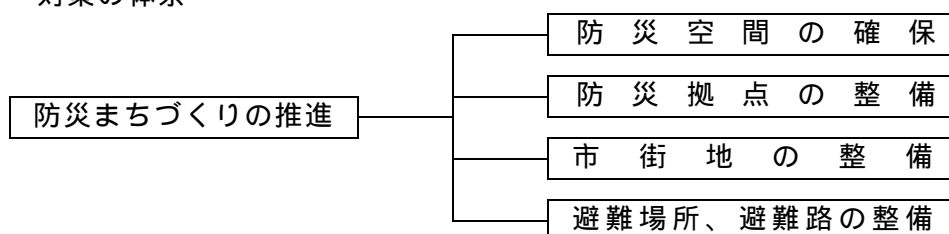
第1節 防災まちづくりの推進

第1 基本的な考え方

1 趣旨

まちづくりの基本は安全であり、都市構造そのものの防災性を高めていくことが重要である。このため、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、避難施設の整備、市街地整備の推進等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進していくものとする。

2 対策の体系



第2 防災空間の確保

【市（市長公室防災危機管理課・経済振興部農地整備課・土木建設部・都市整備部）】

1 道路の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のほかに、震災時は火災の延焼阻止のための延焼遮断空間、避難路、緊急物資の輸送ルートとして防災上重要な役割を持っている。

このため、市は、都市計画道路や市道等の幹線道路並びに生活道路について、新設、拡幅等の整備を推進する。また、道路の沿線にある建築物については、防火地域の指定等による規制、誘導を行い不燃化を図っていく。

災害時に、第1次緊急輸送道路において、緊急車両の通行を優先させるため、道路利用者を速やかに道路上から退避させたり、道路利用者へ災害情報を提供する防災空間の整備を道路管理者である国と協力して進めていく。

2 オープンスペースの確保

(1) 公園の整備

公園は、レクリエーションや環境保全の機能のほかに、震災時における避難場所、退避場所或いは火災の延焼阻止のためのオープンスペースとして防災上重要な役割を持っている。

このため、市は、都市公園の新設、既存公園の再整備によりオープンスペースを確保し、防災性の高い公園の整備を推進する。

(2) 緑地の保全

緑地は、環境保全機能のほかに、震災時における避難場所、退避場所或いは火災の延焼防止のためのオープンスペースとして防災上重要な役割を持っていることから、市は効果的な緑地の配置と保全を推進する。

(3) 農地の整備

農地は、環境保全機能のほかに、震災時における火災の延焼防止、或いは被災者への食料供給等防災上重要な役割を持っている。

このため、市は、各種優遇制度の活用や乱開発規制を行うことにより、農地の保全を推進する。

第3 防災拠点の整備

【市（市長公室防災危機管理課）、自主防災組織】

1 自主防災活動拠点の整備

市は、町防災防犯協会等による自主防災活動拠点の整備を支援する。

機能 は必要な機能 は追加することも可能な機能	施設・設備・資機材等 は必要な施設等 はあれば望ましい施設等
[災害時] 自主防災活動拠点 集合所（近隣待避場所・緊急待避所） 情報連絡所 [平常時] 広場、公園など	備蓄倉庫 緊急生活物資備蓄 自主防災活動資機材 広場施設 夜間照明 防災井戸

2 コミュニティ防災拠点の整備

市は、概ね東西南北の地域ごとにコミュニティ防災拠点の整備に努める。

機能 は必要な機能 は追加することも可能な機能	施設・設備・資機材等 は必要な施設等 はあれば望ましい施設等
[災害時] 自主防災組織・災害ボランティア活動拠点 集合所 情報連絡所 [平常時] 自主防災組織の訓練、講習会などの活動拠点 市民活動の場	備蓄倉庫 緊急生活物資備蓄 耐震性貯水槽 コミュニティ防災センター コミュニティ防災資機材 広場施設 夜間照明 防災井戸

3 地域防災拠点の整備

市は、地域の特性を考慮し、支所管内毎における地域防災拠点の整備に努める。
 なお、コミュニティ防災拠点と地域防災拠点を併設することも可能とする。

機能 は必要な機能 は追加することも可能な機能	施設・設備・資機材等 は必要な施設等 はあれば望ましい施設等
[災害時] 避難者収容施設（短中期的な避難生活可能） 市及び市内防災関係機関の現地活動拠点 中央防災拠点の補完機能 応援活動拠点（市外の自治体・防災関係機関） 市災害対策本部の地域本部機能 [平常時] 手軽な防災体験遊具を配置し防災意識の高揚（できる限り防災力の向上に配慮） 行政の窓口機能	物資備蓄倉庫（2～3日分） 災害対策活動用資機材、救護所用資機材等 飲料水兼用耐震性貯水槽（100㎡級） 防災情報収集伝達用端末 防災行政無線・地域防災無線 体験型地域防災センター 防災情報提供用市民端末 ヘリポート兼用広場 夜間照明 防災井戸 非常電源装置

4 中央防災拠点の整備

市は、全市的な防災及び災害対策を実施する中央防災拠点を整備する。

機能 は必要な機能 は追加することも可能な機能	施設・設備・資機材等 は必要な施設等 はあれば望ましい施設等
災害時 災害対策本部 避難者収容施設 中央防災拠点の直近の公園に支援物資の仕分け、配送、保管等、受け入れに必要な機能を整備する 平常時 防災に関する情報の発信拠点 自主防災組織、ボランティアのリーダー育成拠点 住民の防災教育・啓発拠点	物資備蓄倉庫 災害対策活動用資機材、救護所用資機材等 飲料水兼用耐震性貯水槽（150㎡級） 防災情報収集伝達システムセンター設備 防災行政無線・地域防災無線 ヘリポート、車両ターミナル 体験型中央防災センター 夜間照明 防災井戸 非常電源装置

5 広域防災拠点の整備

市は、県と連携を図りながら広域防災拠点の整備を検討する。広域防災拠点は災害時に必要となる広域応援の基地、活動要員の集結基地、緊急物資の配給基地等に利用されるオープンスペース及び施設とする。

6 地区防災活動拠点

市は、県内市町村の受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、「愛知県地域防災計画」の定めにより岡崎市中央総合公園を地区防災活動拠点とする。

地区防災活動拠点の要件等

要件等		地区防災活動拠点
災害想定規模		市町村区域内 ・ 林野火災 ・ 局地的な土砂災害等
応援規模		隣接市町村等
役割		被災市町村内の活動拠点
拠点数		市内で1か所程度
要件	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能
	施設設備	できれば倉庫等

第4 市街地の整備

【市（都市整備部）】

1 市街地再開発事業、土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業等の推進

市は、木造密集市街地や都市施設が不足している低層過密地について、市街地再開発事業、土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業等を推進し、耐震耐火建築物の建設や道路、公園等公共施設の総合的な整備など防災性の向上を図る。

2 防火地域、準防火地域の指定

市は、木造密集市街地等について、防火地域及び準防火地域の指定を検討する。

市街地における火災を防止するため、建築物の密集度が高く、都市の中心的な場所及び主要幹線沿いの地域は防火地域に指定して耐火建築、又は準耐火建築物とする。

また、都心部と郊外との中間の地域は、準防火地域に指定して大規模建築又は高層ビルを耐火建築物とし、中規模のものは準耐火建築物とし、小規模のものは木造建築物でも外壁等を防火構造とする。

3 宅地造成等の規制

市は、宅地造成工事により崖崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれがある区域の指定を受け、災害防止に必要な規制を行う。

4 ブロック塀対策

市は、ブロック塀の実態を調査し、老朽化、施工不備なものに対しては所有者に安全性を確保するように周知するとともに、生け垣又はフェンスへの転換を推進する

第5 避難場所、避難道路の確保

【市（市長公室防災危機管理課・土木建設部道路維持課・道路建設課・公園緑地課・都市整備部都市計画課・教育委員会）】

1 整備計画の作成

市は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、以下に示す避難施設の整備に関する計画を作成する。

- (1) 避難場所
- (2) 避難道路

2 避難場所の確保

市は、次の基準により避難場所を整備する。

(1) 一時避難場所の整備

一時避難場所は、小中学校の運動場に整備し、広域避難場所までの中継点としての機能も有するものとする。

ア 機能

一時避難場所は、避難者が火災によって早期に囲まれることを防止するとともに、避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護等の機能を果たす。町丁目単位で近隣待避場所に待避した避難者はここで集団を形成したのち、市職員、警察官、自主防災組織のリーダー等の誘導により避難を行う。

イ 設定基準

(ア) 一時避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った市立小中学校の運動場とする（一時避難場所は、市街地大火による輻射熱からの保護を想定したものではないため有効面積の指定は特にしない）。

(イ) 一時避難場所には、避難者支援用物資の備蓄倉庫の整備を小学校区単位ですめる。

(ウ) 一時避難場所は、一人当たり概ね2㎡を確保することを原則とする。

(2) 広域避難場所の整備

広域避難場所は、社会資本整備総合交付金等を活用して整備する。

ア 機能

広域避難場所は、発災後の周辺市街地大火による輻射熱から避難者の生命を保護する機能を果たす。

イ 設定基準

(ア) 広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。

(イ) 広域避難場所は、社会資本整備総合交付金、都市開発資金貸付等を活用して整備

する。敷地内には、災害応急施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、ヘリポート）を整備する。

- (ウ) 広域避難場所は、木造建築物の割合が、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- (エ) 広域避難場所は、大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
- (オ) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。

3 避難道路の確保

市は、次の基準により避難道路の確保に努める。

- (1) 一時避難場所に通ずる避難道路は概ね4m以上の幅員を有すること。
- (2) 広域避難場所に通ずる避難道路は概ね8m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (3) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (4) 避難道路は、相互に交差しないものとする。

4 第3次地震防災緊急事業5箇年計画

市が実施する地震防災上の事業については、地震防災対策特別措置法第3条により、愛知県が作成する平成18年度を初年とする第3次地震防災緊急事業5箇年計画にその事業を盛り込み積極的に施設等の整備を図るものとする。

第2節 建築物の不燃化・耐震化の推進

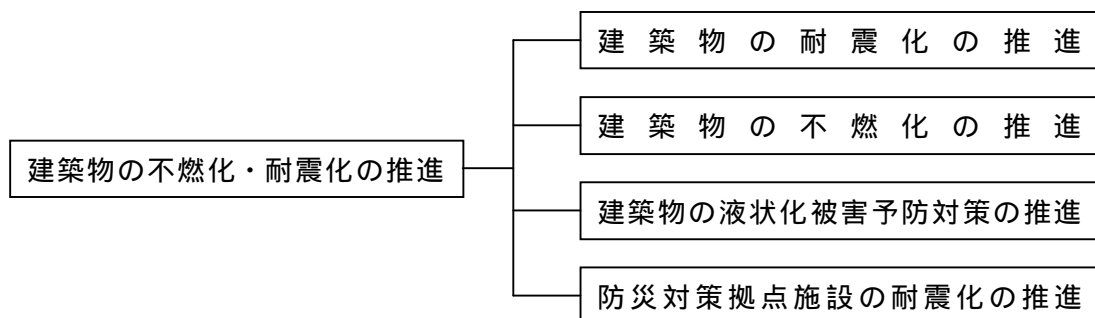
第1 基本的な考え方

1 趣旨

阪神・淡路大震災における建築物の被害状況をみると、現行の建築基準法による耐震設計基準を満足していない建築物に多く集中していることから、それら耐震性能を有さない既存建築物に対し耐震診断及び耐震改修の促進を図るものとする。また、地震時における都市の安全性を確保するため、建築物の外壁等の落下被害を未然に防止すると共に、都市防災上の観点から、一般市街地においても建築物の不燃化の推進を図るものとする。さらに、液状化予測地域においては建築物の安全性を確保するため、区域住民に周知するとともに液状化対策工法などの普及・啓発を図る。

地震発生時の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる建築物等、防災上重要な建築物は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。したがって、これらの施設について震災後、直ちに機能回復を図ることはもちろん、事後の応急復旧よりも事前の予防措置を講じることが、重要かつ有効である。

2 対策の体系



第2 建築物の耐震化の推進

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、「学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上の特定建築物の所有者は耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うように努めなければならない。」としている。

これらの特定建築物のうち、不特定多数の人が利用する一定規模以上のものについては、所有者・管理者等に対してホームページ、市政だより、パンフレットなどにより普及・啓発に努める。

また、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震化対策を推進する。

【市（市長公室防災危機管理課・都市整備部住宅課）】

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

ア 耐震診断・耐震改修を行う技術者等の養成に努める。

イ 広報活動等

建築物所有者を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を行い、併せて、建築団体等と連携して市民等の耐震診断、耐震改修等に関する相談窓口を充実し、普及・啓発を行う。

ウ 所有者等への指導等

病院、百貨店、ホテル等の特定建築物の所有者等に対し、建築物の安全性を確保する耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行う。

エ 耐震診断・耐震改修への補助

市内にある旧耐震基準の建物に対し、補助を行う。

木造住宅の無料耐震診断・耐震改修の補助

非木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助

病院、百貨店、ホテル等の特定建築物の耐震診断の補助

今後も国、県、建築関係団体との連携のもとに、耐震診断の推進につとめる。

(2) 建築物の落下物対策の推進

落下物対策の効果的な推進を図る。

ア 一般建築物の落下物防止対策

市は、建築物の所有者又は管理者に対し窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

イ ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

(ア) 市は、市民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等などの安全対策についてホームページ、市政だより等により周知する。

(イ) 市は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう周知するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣き化等を奨励する。

(3) その他の安全対策

地震による人身被害や財産の被害を防止するためには、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの停止による閉じ込め、敷地の崩壊などにより大きな被害が発生しており、それらについての対策の重要性について、啓発を行う。

第3 建築物の不燃化の推進

【市（都市整備部都市計画課・建築指導課・消防本部）】

(1) 防火、準防火地域の指定

市は、建築物が密集し震災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、

防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。この防火地域は、容積率が500%以上の商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。

また、準防火地域は防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、市民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

(2) 建築物の防火の推進

市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び消防法に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。特に、病院、百貨店、ホテル等の特殊建築物について、建築基準法及び消防法の規定に基づき現場査察を実施し、防火上欠陥のあるものに対しては、指導及び指示を行う。

第4 建築物の液状化被害予防対策の推進

【市（市長公室防災危機管理課・都市整備部建築指導課）、建築団体等】

(1) 液状化被害の予防対策

地震被害想定等により、液状化危険度の高いとされる区域については、地域住民に対する周知に努める。

(2) 地盤に液状化の可能性がある場合の対策及び啓発

ア 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。

イ 締固め、置換、団結等有効な地盤改良を行う。

ウ 基礎杭を用いる。

第5 防災対策拠点施設の耐震化の推進

【市（市長公室防災危機管理課・都市整備部建築課・住宅課・教育委員会）】

市は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物については、早急に耐震性の確保に努める。

ア 防災上重要建築物

防災上の重要建築物となる主な施設は、次のとおりである。

(ア) 市役所

災害対策本部

(イ) 病院

医療救護活動拠点

- | | |
|--------------------|--------|
| (ウ) 消防本部（署）、浄水施設 | 応急活動拠点 |
| (イ) 市民センター、市立小・中学校 | 避難収容拠点 |
| (オ) 社会福祉施設 | 要介護施設 |

イ 耐震診断・耐震補強工事の実施

市は、防災上重要建築物に対し、必要に応じ耐震補強工事を行う等、耐震性の確保を図る。

ウ 防災拠点施設の屋上の番号表示

災害発生時において、ヘリコプター等航空機による空からの情報収集が効果的に実施できるよう市庁舎屋上に番号表示を活用するとともに、他の防災拠点となる施設についても、屋上に番号表示を行うよう整備に努める。

第3節 土木施設の耐震化の推進

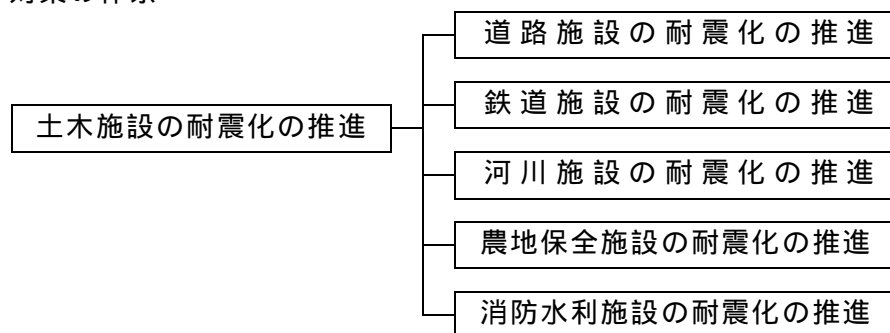
第1 基本的な考え方

1 趣旨

道路、鉄道、河川、ため池等の土木施設は、社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の応急復旧の根幹となるべき使命を担っている。これら土木施設の地震による被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、その破壊による機能麻痺が人心に与える影響は大きく、災害の拡大を招くことが十分想定される。

従って、これら土木施設について、震災後、直ちに機能回復を図ることはもちろん、事後の応急復旧よりも、事前の予防措置を講じることが、はるかに重要かつ有効である。このため、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずる。

2 対策の体系



第2 道路施設の耐震化の推進

1 道路の整備

【市（土木建設部道路維持課・道路建設課）、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所岡崎国道維持出張所、愛知県西三河建設事務所、中日本高速道路株式会社】

各道路管理者は、道路が災害時における防火帯及び消火、救護活動の動脈として重要な施設であることにかんがみ、幅員、構造等については防災の目的を考慮して計画する。

市は、道路整備事業において、落石、法面崩壊等による災害防止のため道路沿いの家屋危険箇所、降雨による注意箇所、バス路線危険箇所等を重点に各種防災工事を実施する。

特に地震により発生が予想される道路の損壊としては、高盛土箇所の崩壊、沖積層地帯、埋立地等軟弱地帯にある亀裂沈下、法面からの土砂・岩石の崩壊等が想定される。これらについては、緊急度の高いところから速やかな対策を実施することにより、道路施設等の改善・強化を図ることとする。

（道路通行規制区間 別冊付属資料掲載）

2 橋りょうの整備

【市（土木建設部道路建設課）、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所岡崎国道維持出張所、愛知県西三河建設事務所、中日本高速道路株式会社】

橋りょうの被害としては、橋脚・橋台の移動や転倒及び橋座や支持部の破損による損傷並びに橋りょう上部構造の落下による二次的被害が想定される。

各道路管理者は、定期的な点検を実施し、この結果を基に、順次強化対策を実施する。また、阪神・淡路大震災の橋りょう被害の実績を踏まえ、落橋防止対策の早期実施に努めるとともに、その他の補強対策についても順次推進に努める。

3 横断歩道橋の整備

【市（市民文化部安全安心課）、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所岡崎国道維持出張所、愛知県西三河建設事務所】

横断歩道橋は、国の定めた「横断歩道橋設計指針」に基づき建設されていることから、地震に対して構造物の安全上の問題は少ないと考えられるが建設後の維持管理、気象条件等により劣化等の危険な状態が生じていることも考えられる。

各道路管理者は、安全点検を実施し、補強等の対策が必要とされるものについて、順次工事を実施する。

4 緊急輸送道路の耐震化

【市（土木建設部道路維持課・道路建設課）、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所岡崎国道維持出張所、愛知県西三河建設事務所、中日本高速道路株式会社】

各道路管理者は、緊急輸送への備えとして、緊急輸送のルートをあらかじめ設定し、緊急輸送道路等に耐震対策を実施する。

5 応急復旧作業のための事前措置

【市（土木建設部）、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所岡崎国道維持出張所、愛知県西三河建設事務所、中日本高速道路株式会社】

(1) 建設機械等の確保

各管理者は、応急復旧を実施するため必要な建設機械について、予め市内各事業所等が保有する機械器具の実態を把握し、必要に応じ借上げ、又は提供を受ける等の方法により確保する。また資機材については、一定の数量を予め確保するとともに民間在庫等を把握し、緊急時に調達できる体制を整備する。

（建設機械保有数・建設機械の調達 別冊付属資料掲載）

(2) 応援体制の確立

激甚な大規模災害が発生した場合、市内だけでの応急復旧資機材等の調達は困難が予想される。

各道路管理者は、災害応援に関する協定に基づく隣接市町村、隣接県との連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める。

第3 鉄道施設の耐震化の推進

【東海旅客鉄道株式会社】

1 大規模災害に備えた対策

(1) 鉄道施設等の耐震性の向上

橋りょう、土工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進し、耐震性の向上を図る。

(2) 地震検知装置の整備

既設設備の改良及び増備により、列車運転の安全を確保する。

(3) 情報連絡設備の整備

各種情報の迅速徹底を図るため、通信施設の整備充実を図る。

(4) 復旧体制の整備

発災後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。

ア 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制

イ 復旧用資材、機器の配置及び整備

ウ 防災知識の普及及び整備

エ 列車及び旅客等の取扱い方についての事前広報

オ 消防及び救護体制

2 激甚な大規模災害に備えた対策

(1) 土木構造物の耐震強化

ア ラーメン高架橋の柱の補強を実施するとともに、落橋対策については継続して実施する。

イ 東海道新幹線を優先し、東海地震及び南関東地震エリアを早期に対策するとともに、在来線についても順次実施していく。

(2) 通信手段の強化

衛星通信設備を強化する。

(3) 電気設備の強化

ア 在来線地震情報早期伝達システムを導入する。

イ 電化柱等電気設備の補強を実施する。

(4) 即応体制の強化

道路等の損壊、渋滞に備え各施設周辺の情報収集活動等の機動力を高める。

【名古屋鉄道株式会社、愛知環状鉄道株式会社】

(1) 構造物の耐震性

最近の構造物は、関係基準等に定められた耐震設計を行っている。

古い構造物の中には転倒破壊等をしなかったものもかなりあるが、機会あるごとに最近の耐震設計に合うように改良に努めており、耐震性の強化を図る。

また、激甚な大規模災害に備え、既設の高架橋、よう壁等の構造物については、関係基準等に定められた耐震設計であるが、災害発生後速やかに緊急点検を実施する。関係基準の改訂があれば新たに建設する構造物は、新基準により耐震性の強化を図る。

(2) 鉄道施設等の点検巡回

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で技術係員による定期的な点検、巡回を行う。

(3) 運転規制

地震等による異常事態が発生したときは適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

ア 列車運転中に地震等による異常を感知したときは速やかに列車を停止させる。

イ 異常を認めた場合は駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

ウ 運転を再開する場合は注意運転によって、最寄り駅まで運転をし、駅又は運転指令の指示を受ける。

エ 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

(4) 地震計の整備充実

地震計の計画的増進を進めるとともに、列車運行の安全確保を図る。

(5) 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図るとともに、情報を迅速に収集するため通信設備の計画的な増備増強を図る。

(6) 利用客の安全確保

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるようマニュアルの作成や定期的に訓練教育を行うほか、運転規制によって災害防止に努める。

第4 河川施設の耐震化の推進

【市（土木建設部河川課）、国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所岡崎出張所、愛知県西三河建設事務所】

本市は矢作川や乙川をはじめとする一級河川や、市が管理する準用河川を含めて46の法河川を有している。

各河川管理者は、地震による河川管理施設の損壊、地震後の洪水による二次災害を防止するため、平常から巡視して状況の把握と維持管理の強化を行い、河川維持修繕や河川改良等の改修事業を実施する。矢作川を中心とする矢作川水系の各1級河川、準用河川及び普通河川について緊急度に応じて堤防の維持、狭窄部の拡幅、護岸、浚せつ、根固工の修繕、堆積土砂の除去等の改修整備を促進する。また砂防指定地内の河川については、上流部に砂防えん堤の築造とその下流部の流路工の整備を促進する。

(河川 別冊付属資料掲載)

(河川重要水防箇所 別冊付属資料掲載)

第5 農地保全施設の耐震化の推進

1 方針

【市（経済振興部農地整備課）、愛知県西三河農林水産事務所、各土地改良区】

本市の農業地帯は、矢作川、乙川、男川を中心として形成されているが、矢作川は天井川の様相を呈し、農業地帯の地盤は低湿なため、排水が悪い。

県、市及び各土地改良区は、農用地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資する。

2 湛水防除

【市（経済振興部農地整備課）、愛知県西三河農林水産事務所、各土地改良区】

市及び各土地改良区は、湛水被害を生ずるおそれのある地域に対し、これを防止するため、排水機、排水樋門、排水路等の新設、改修又は補強を行い、予想される被害を未然に防止する。また、県は防止するための整備に協力する。

3 ため池の整備

【市（経済振興部農地整備課）、愛知県西三河農林水産事務所、各土地改良区】

かんがい用ため池には老朽化し、堤体から漏水、余水吐の能力不足等のみられるものがある。

市及び各土地改良区は、その実態を常に把握し、耐震設計に合った構造で改修工事を推進し、漏水による下流地域の災害を未然に防止するよう努める。また、県は改修工事を支援する。

(ため池注意箇所 別冊付属資料掲載)

第6 消防水利施設の耐震化の推進

【市（消防本部）】

震災時における火災に対して、最も重要かつ有効な消防水利である防火水そう（40^m級、100^m飲料水兼用貯水そう）の設置と耐震化の推進を図る。

第4節 ライフライン施設の耐震化の推進

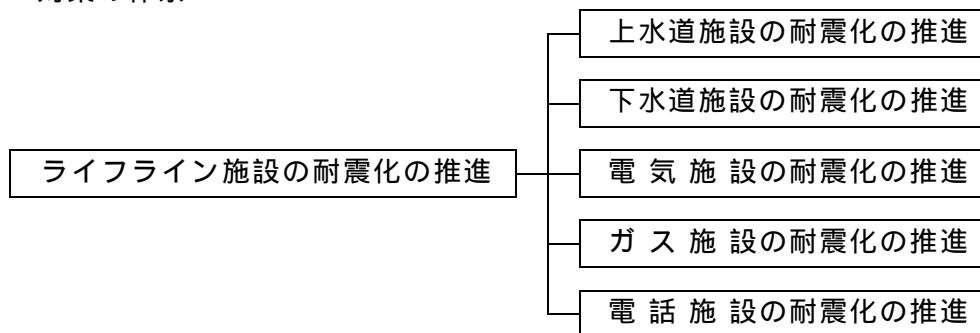
第1 基本的な考え方

1 趣旨

上水道、下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。これらライフライン施設の地震による被害は、その破壊による機能麻痺が人心に与える影響は大きく、災害の拡大を招くことが十分想定される。

従って、これらライフライン施設について、震災後、直ちに機能回復を図ることはもちろん、事後の応急復旧よりも、事前の予防措置を講じることが、はるかに重要かつ有効である。このため、各施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を検討するとともに、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずる。

2 対策の体系



第2 上水道施設の耐震化の推進

【市（水道局、消防本部）、県】

(1) 施設の防災性の強化

災害時においては、水道の断水を最小限にとどめるため、被害箇所をできる限り少なくし、断水時間をできるだけ短縮するよう施設の防災性の強化に努めることが重要である。また、水道施設の被災後における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、防災用資器材の整備拡充が必要である。特に水道施設の耐震性については、施設の建設、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。

市は、設計施行指針として「水道施設耐震工法指針・解説」（（社）日本水道協会）に準拠して設計施工する。また、激甚な大規模災害に備え、被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、水道配管において老朽管の更新を進める。

県（企業庁）は、災害時における緊急生活必要水量を確保し、浄水場間で応急水量の相互融通が行えるよう広域調整池及び連絡管の整備に努める。

(2) 応急給水体制と防災用資器材の整備拡充

市は、水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、市民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施する。給水方法は、指定避難所、医療施設等の拠点給水を原則とし、供給される飲料水は、水道水を原則とする。応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、可搬ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図っていくものとする。

(3) 応急給水施設の整備拡充

市は、水道が応急復旧するまでの間の必要最小限の飲料水を確保するため、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置に努める。

(4) 緊急連絡体制の確立

市は、被害の把握や復旧のために、関係職員、関係行政機関、関係業者等の相互連絡を確実にを行うために、連絡体制を確立する。

(5) 応援体制の確立

市は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村あるいは県へ応援を要請し、応援の要請を受けた場合は、これらに積極的に協力する。これらの応援の基本に関する事項については水道災害相互応援協定を締結し、その実効性を確保する。また、指定工事店などと連絡を密にして災害時の緊急体制を整備しておく。

県は、市町村への応援事項について自衛隊あるいは他府県への応援を要請する。特に近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するとともに、激甚災害時に、大規模な支援対応が円滑にできるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備する。

第3 下水道施設の耐震化の推進

【市（下水道部）】

(1) 下水道施設の整備

市は、既設の管渠の破損、処理場及びポンプ場の耐震診断を必要に応じて行い、計画的に更新・改築を推進する。

なお、下水道施設を新設する場合は、耐震設計基準に基づき、必要な地震対策を実施する。

（下水道施設 別冊付属資料掲載）

（ポンプ場等 別冊付属資料掲載）

(2) 復旧用資機材の確保

市は、復旧に必要な資材及び機器の計画的な確保に努める。また、資材及び機器の保管について、集中管理することを検討する。

(3) 応援体制の確立

被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが、予想される。

市は、他の地方公共団体との相互協力体制を確立することを検討する。

第4 電気施設の耐震化の推進

【中部電力株式会社】

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

主要施設及び主要機器はほとんど被害は生じないものと思われるが過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

イ 送・配電設備

地震による不等沈下、地すべり等を生ずる軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともにこれらの地帯への設備の設置は極力さける。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食料その他の物資

ウ 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

【市（市長公室防災危機管理課）】

市は、中部電力株式会社から応急対策及び応急措置について応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて協力するものとする。災害応急対策及び応急措置についての協力の範囲及び方法その他協力に必要な事項について、あらかじめ中部電力株式会社と協議して定めるものとする。

第5 ガス施設の耐震化の推進

【東邦ガス株式会社】

(1) ガス供給設備の耐震性の向上

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。

(2) 緊急操作設備の強化

ア 中圧B導管・低圧導管

迅速な地域ブロック化が可能となるよう、遮断する設備を整備する。

イ 地震計の設置

地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講ずるため、供給区域内主要点に地震計を設置し、S値、加速度値等を収集できるよう整備する。

ウ 通信設備

主要拠点間の情報連絡、データー伝送、遠隔操作等に必要な無線設備の整備拡充を図る。また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。

エ 導管ブロックの細分化

緊急時の安全と供給確保のため、被害の甚大地域を切り離して、ガス供給を停止する導管ブロックの整備は図られているが、さらに、きめ細やかな対応が可能となるよう細分化の検討を進める。

(3) 応急復旧体制の整備

ア 関係官庁、(社)日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。

イ 復旧動員体制(工事会社を含む)の整備、強化を図る。また、(社)日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材の置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料・飲料水、その他、必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。

ウ 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。

エ 復旧用資機材、飲料水、食料等以下に示す物品について備蓄又は調達体制の整備を図る。非常用資機材、機械工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食料、代替熱源、その他。

オ 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面は整備し、さらに、迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実を図る。

カ 教育・訓練の充実を図る。

キ 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。また、二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図るための広報活動マニュアルの整備を進める。

ク 警察、消防、報道機関等との連携の強化を図る。

【市（市長公室防災危機管理課）】

市は、東邦ガス株式会社から応急対策及び応急措置について応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて協力するものとする。災害応急対策及び応急措置についての協力の範囲及び方法その他協力に必要な事項について、あらかじめ東邦ガス株式会社と協議して定めるものとする。

第6 電話施設の耐震化の推進

【西日本電信電話株式会社】

西日本電信電話株式会社は国内電気通信事業の公共性をかんがみ、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

また、激甚な大規模災害が発生した場合の対策は、阪神大震災を教訓に、長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し、被災地域への通信の疎通確保対策等を実施している。

(1) 設備の耐震対策

- ア 建物、鉄塔の耐震対策
- イ 通信機械設備の固定・補強等
- ウ 蓄電池、発電装置系の耐震対策強化

(2) 防火・防止対策

- ア 防火シャッター、防火扉・防火壁の整備
- イ 防火扉・防潮板の設置
- ウ 下水管・ビル内のマンホール・洞道からの浸水防止
- エ 爆発性危険物の保管方法、整備および取扱方法の徹底

(3) 通信網の整備

- ア 伝送路の多ルート化
- イ 大都市における洞道網の促進及び整備

(4) 各種災害対策機器の整備

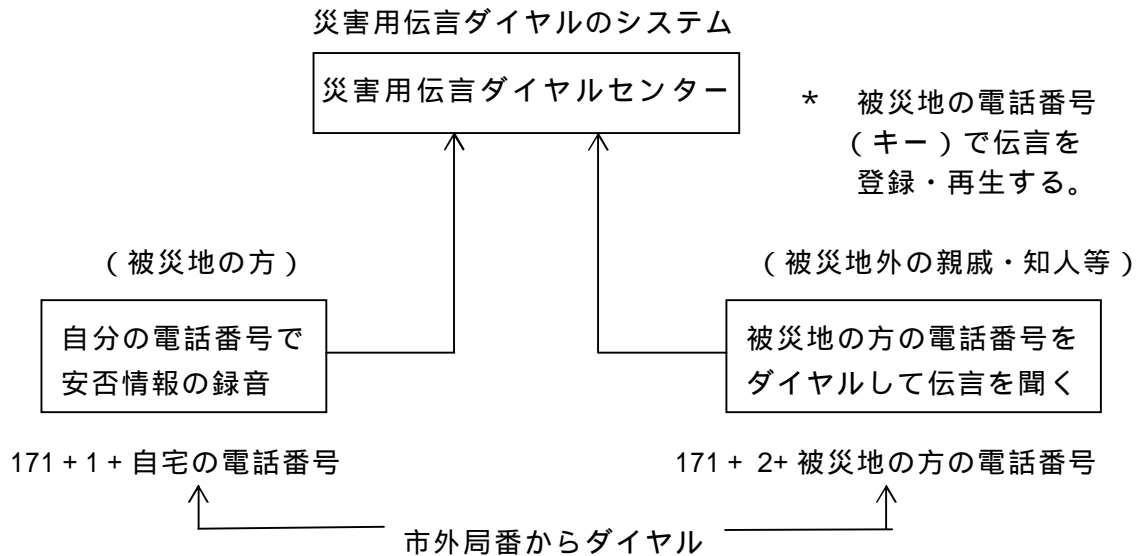
- ア 孤立防止用衛星電話機の配備
- イ 可搬形無線機の配備
- ウ 非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備
- エ 舟艇の配備
- オ 防災用資機材の配備

(5) 被災地域への通信の疎通確保対策

- ・災害用伝言ダイヤルの活用

災害用伝言ダイヤルは、被災者の安否確認を直接電話で行わず、全国約50ヶ所に配置された災害用伝言ダイヤルセンタを経由して行うことにより、ふくそうを緩和するサービスだが、震度6弱以上の地震が発生した場合は直ちに、また、各種災害が発生し、電話のふくそうが予想される時に、災害用伝言サービスを提供する。さらに、インターネットを利用して安否確認を行う災害用ブロードバンド伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

なお、東海地震に関する対策としては、東海地震注意情報発表後、必要に応じ速やかに提供する。



項目	内容
伝言の録音、再生が可能な電話番号(キー)	被災地を中心とした生活圏のNTT一般電話番号(市内局番を含む。また、災害発生時にNTTが県単位に指定する。)
利用可能電話	NTTの一般電話(プッシュ式、ダイヤル式) 公衆電話、INSネット64、INSネット1500 メンバーズネット(オフネット通話利用時) 携帯電話、PHS (一部の通信事業者は今後拡大予定)
伝言蓄積数	1電話番号当たり 1~10伝言
伝言録音時間	1伝言30秒以内
伝言の保存期間	登録後2日間(48時間)
伝言の消去	保存期間経過時に自動消去
利用料金	発信地~被災地電話番号間の通話料(登録再生とも必要)
暗証番号付きの伝言	4桁の暗証番号(録音: 171 + 3 + 暗証番号、再生: 171 + 4 + 暗証番号)

(6) 防災に関する訓練

- ア 災害予報及び警報伝達の訓練
- イ 災害時における通信のそ通訓練
- ウ 設備の災害応急復旧訓練
- エ 社員の非常呼集の訓練

【市(市長公室防災危機管理課)】

市は、西日本電信電話株式会社から応急対策及び応急措置について応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて協力するものとする。災害応急対策及び応急措置についての協力の範囲及び方法その他協力に必要な事項について、あらかじめ西日本電信電話株式会社と協議して定めるものとする。

第7 災害用伝言サービス

【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】

被災地域への通信の疎通確保対策として、iモード災害用伝言板サービスを運用する。iモード災害用伝言板サービスとは、災害時に被災者の安否確認等による電話の輻輳を避けるため、被災者の親戚・知人が直接被災者へ電話せず、iモードセンターを通して、メール通信により被災者等の安否確認を行うものである。（利用料金は無料）

項目	内容
運用条件	震度6弱以上の地震などの災害が発生した場合
メッセージ登録可能エリア	災害が発生した地域を管轄している営業エリア全域及びその周辺
メッセージ登録可能件数	1 携帯電話番号あたり10件
メッセージ登録内容	<ul style="list-style-type: none"> ・状態（日本語版・英語版それぞれ下記の4つの中から選択） <ul style="list-style-type: none"> 日本語版：「無事です」「被害があります」「自宅に居ます」「避難所に居ます」 英語版：「I'm okay」「Need Help」「Safe at home」「At evacuation area」 ・コメント（全角100（半角200）文字以内）
メッセージ確認可能エリア	全国のiモードサービス利用可能エリア
メッセージ登録方法	iMenuのトップに表示される「災害用伝言板」を選択 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択 現在の状態について「無事です」等の4つの中から選択し、任意で100文字以内のコメントを入れる。 「登録」を押す。
メッセージ確認方法	iMenuのトップに表示される「災害用伝言板」を選択 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択 安否を確認したい人の携帯電話番号を入力し、「検索」を押す。 メッセージを選択し、登録されている状態を確認する。
その他	docomo携帯電話番号以外からは「au災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」のリンクを表示する。

【KDDI株式会社】

KDDIでは、震度6弱程度以上の地震など災害時に、家族・親類・知人などとの安否確認に利用してもらうため、次のとおり「災害用伝言板」サービスを提供する。（利用料金は無料）

機能	内容	
基本	安否情報の登録・削除・確認、その他（サービス概要、お問合せなど）	
伝言版 安否情報の登録	登録方法	Ezweb トップメニュー 災害用伝言板 登録
	被災状況	「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選択（英語版の利用も可能）
	コメント入力	全角100文字まで

	保存期間	最大72時間
	登録可能件数	10件 / 1電話番号
安否情報登録利用地域	被災地域を担当している営業エリアおよびその周辺 (登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認できます。)	
お知らせメール	伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能	
	設定宛先件数	5件
	送信者アドレス	安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス
	メール内容	安否情報を登録した携帯電話の電話番号
		安否情報が登録登録された旨をお知らせする内容 伝言板へアクセスするためのリンク
安否情報確認	地域制限なく、a 携帯電話番号で検索可能 Ezwe b トップメニュー 災害用伝言板 登録 安否情報 を確認したい相手の携帯電話番号Gの 宛を入力し「検索する」を押す。	
	a 携帯電話番号以外からは「Fコード災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」のリンクを表示	

第5節 地震火災等の防止

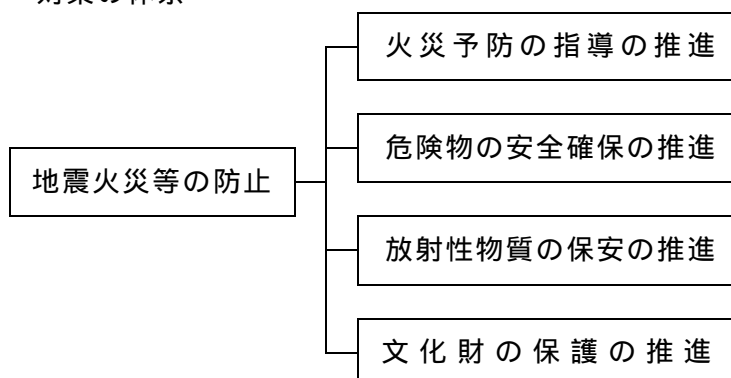
第1 基本的な考え方

1 趣旨

住宅の過密化、建築物の多様化、危険物需要の拡大等により、特に地震発生に伴って大規模火災の発生及び人的、物的被害が生じることが予想される。このため、消防力の強化に併せ、火災予防のための指導の徹底に努める。

石油類、毒物・劇物、高圧ガス、化学薬品、火薬類等の爆発、火災又はこれらに伴う有毒ガスの発生は、地域住民の身体、生命及び財産に多大の危害を及ぼすおそれがあるので、消防法に規定する危険物（以下「危険物」という。）の製造、貯蔵、取扱い、運搬に関して関係者に対し保安確保及び自主防災体制の強化、確立の指導を行い、災害防止のための予防査察の強化並びに危険物取扱者に対する保安教育を実施するとともに、毒物・劇物、高圧ガス等の消防活動に支障を及ぼす恐れのある物質（以下「消防活動阻害物質」という。）にあっても関係者に対し、保安確保等について指導する。なお、岡崎市火災予防条例に規定する指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）並びに指定可燃物の貯蔵、取扱いにあっても関係者に対し保安確保等について指導する。

2 対策の体系



第2 火災予防の指導の推進

【市（消防本部）】

(1) 住宅に対する指導

市は、地区の自主防災組織と協力して、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用水の普及徹底を図るとともに、これら器具の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震時における初期消火活動の徹底を図る。

ア 住宅用防災機器の普及

住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難に役立てるため住宅用防災機器、その他の物品及び機械器具の普及促進を図る。

イ コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市は、市民に対し、地震を感じたら消火すること、耐震自動消火装置を設置する

こと、火気周辺に可燃物をおかないことなどを普及啓発する。

ウ 電気器具からの出火の予防

市は、市民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、コンセントを抜き、特に避難する場合などはブレーカを落とすことなどを普及啓発する。

(2) 防火対象物の防火体制の推進

多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生した場合の危険性が大きい。市は、このため消防法に規定する防火対象物については防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画の作成を指導し、この計画に基づく消火、避難訓練、消防用設備等の点検整備等の実施により防火対象物に対する防火体制の推進を図る。

(3) 予防査察の強化

市は、消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除につとめ予防対策の万全な指導を行うものとする。

第3 危険物の安全確保の推進

【市（消防本部）】

(1) 危険物

ア 危険物施設の予防査察

市は、危険物による災害を未然に防止するため、危険物製造所、貯蔵所及び取扱所に立ち入り、これらの位置、構造及び設備並びに貯蔵取扱いが、法令に定める技術上の基準に従って適切に維持管理されているかどうかについて定期又は随時に予防査察を行う。なお、少量危険物施設並びに指定可燃物施設にあっては危険物施設に準じて予防査察を行う。

(石油類等大量保有事業所 別冊付属資料掲載)

イ 危険物取扱者の保安教育

市は、危険物取扱者を対象に、講習会、研究会等を開催し、防災活動が完全に遂行されるよう保安に必要な教育を行うほか、危険物保安連絡協議会等の民間消防協力団体を通じ、資料の配布、懇談会等の開催により危険物取扱者の資質の向上を図る。

ウ 文教施設等の災害予防

化学薬品等を取扱う学校等にあっては、それらのものを関係法令に従い適切に取扱い、その安全の確保に努める。

(2) 消防活動阻害物質

ア 製造施設、貯蔵場所等の予防査察

市は、関係行政機関との連絡を密にし、必要に応じ危険物施設等に準じて予防査察を行う。

イ 火災に対する予防

市は、防災対策を円滑に実施するため、関係物質保有事業所、防護資器材の保有

状況等を把握するとともに、ガス濃度測定器、防護服等の整備、充実を図る。

(毒物・劇物保有事業所、煙火製造所 別冊附属資料掲載)

第4 放射性物質の保安の推進

【市(岡崎市民病院)、放射性物質取扱関係事業者】

(1) 設備等の防災対策

放射性物質を取扱う事業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期するものとする。

- ア 施設の不燃化等の推進
- イ 放射線による被ばくの予防対策の推進
- ウ 施設等における放射線量の把握
- エ 自衛消防体制の充実
- オ 通報体制の整備
- カ 放射性物質取扱業者への教育の実施
- キ 防災訓練等の実施

(2) 防護資機材の整備

放射性物質を取扱う事業者は、予防対策を実施するため、必要に応じ放射線測定器(個人被ばく線測定用具を含む)放射線防護服等の整備を図る。

【市(消防本部)】

(1) 防災対策資料の整備

市は、放射線物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線物質保有事業所、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握に努めるとともに放射線防護資機材の整備を図る。

(放射性物質保有事業者 別冊附属資料掲載)

(2) 放射線被ばく者診断医療機関(専門医)の確保

市は、放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努める。

(放射性被ばく者の診断・治療協力医療機関 別冊附属資料掲載)

第5 文化財の保護の推進

【市(消防本部・教育委員会)】

市は、適時、適切な修理並びに常に文化財及び周辺環境整備を実施するとともに、自動火災報知設備、防火水槽、防火壁の設置、消防車両等の進入用道路及び活動用空地の確保を促進する。

第6 廃棄物処理施設の安全確保

市は、廃棄物の適正処理が円滑に行われるように処理業者に対して、廃棄物の保管施設及び処理施設の維持管理について指導を行い、廃棄物の流出防止等の安全確保を図る。

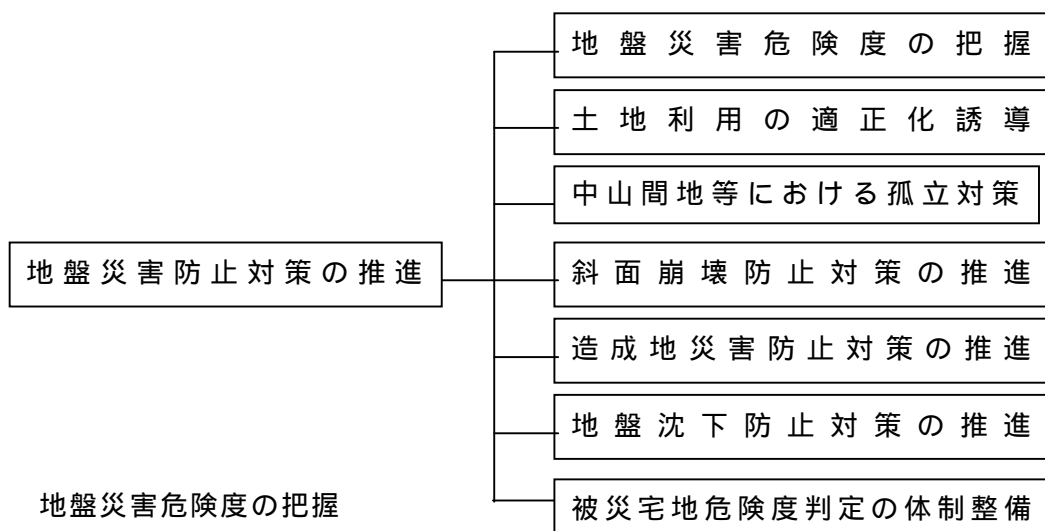
第6節 地盤災害防止対策の推進

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

2 対策の体系



第2 地盤災害危険度の把握

【市（市長公室防災危機管理課・土木建設部技術管理課・都市整備部都市計画課）】

(1) 地盤情報のデータベース化

市は、市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

(2) 地盤情報の公開

市は、上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや防災地図の形で公開していく。

第3 土地利用の適正化誘導

【市（企画財政部政策推進課・市長公室防災危機管理課・経済振興部農務課・都市整備部都市計画課）】

市は、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ

安全な土地利用への誘導規制を図る。また、そのために必要な情報提供を行う。

第4 中山間地等における孤立対策

外部との通信の確保、物資供給、救助活動体制の整備を図るとともに、避難施設の確保・整備や水、食料等の備蓄を促進し、孤立に強い集落づくりを進める。また、孤立の可能性、災害対応等について、平常時から広報に努める。

第5 斜面崩壊防止対策の推進

【市(市長公室防災危機管理課・経済振興部林務課・土木建設部河川課・都市整備部建築指導課)、県】

(1) 予防、復旧治山事業

市は、崩壊危険地、はげ山移行地及びはげ山並びに浸食された溪流などの山地を復旧整備し、荒廃山地に起因する災害の防止及び軽減を図るため、水路工、植栽工等を施行するよう県に働きかけを行う。

(急傾斜地崩壊危険区域・急傾斜地崩壊危険箇所 別冊付属資料掲載)

(山地に起因する危険箇所 別冊付属資料掲載)

(2) 保安林整備事業

市は、機能の低下した保安林、被災保安林等を改良し、機能の回復、維持又は増加を目的とした改植及び補植を行うとともに、水源かん養機能、土砂崩壊、流出防備等の防災機能と大気浄化、騒音防止等の生活環境保全機能を併せて発揮する森林の造成及び改良を実施するよう県に働きかけを行う。

(3) 砂防事業

県は、土砂流出防止のための砂防えん堤の築造と浸食による土砂流出防止の流路工等の整備を行い災害の未然防止を図る。また、県及び市は、砂防指定地域内の開発等に対し規制及び管理を強化する。

(土石流危険溪流 別冊付属資料掲載)

(4) 急傾斜地崩壊対策事業

市は、崖崩れ災害に対処するため、崖崩れのおそれのある箇所を把握し、人家5戸以上、崖の高さ5メートル以上、勾配30度以上の危険な箇所は「急傾斜地崩壊危険区域」に早期に指定されるよう県及び関係機関に対し積極的に働きかける。指定された急傾斜地崩壊危険箇所には標識等を設置して、地域住民に周知徹底を図るとともに、必要に応じて防災パトロール等を実施する。

なお、崩壊対策工事については土地所有者等が施工することが困難又は不相当と認められ、かつ急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから、順次急傾斜地崩壊対策事業として施行するように、市は県に対して、積極的な働きかけを行う。

(急傾斜地崩壊危険区域・急傾斜地崩壊危険箇所 別冊付属資料掲載)

(5) 地すべり対策事業

県は、地すべりの発生する恐れがある危険箇所については、市と関係住民の理解と協力を得ながら現に地すべり現象が確認された箇所を地すべり危険地区として指定し、必要な対策工事を行う。

(地すべり危険地区 別冊付属資料掲載)

(6) 総合土砂災害対策事業

市又は県は、最近の土石流、がけ崩れ災害等の頻発に鑑み、人命保護の立場から土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の確立、住宅移転の促進、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

また、市は、土砂災害対策の緊急性が高い箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域の指定について県に協力するとともに、指定がなされた区域では、県から提供される土砂災害警戒区域に関する資料を活用し、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等を図るものとする。

なお、土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内では、

ア 開発行為の制限

イ 建築物の安全性の向上

ウ 建築物に対する移転等の勧告

等について、その促進を図っていく必要がある。

第6 造成地災害防止対策の推進

【市（都市整備部建築指導課）】

(1) 災害防止に関する指導、監督

市は、造成地に発生する災害の防止は都市計画法、宅地造成等規制法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成、開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により開発個所の状況把握、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

(2) 災害防止に関する指導基準

ア 災害危険度の高い区域

市は、土砂崩壊等のおそれがある土地については、関係法令を遵守させるものとし、遵守出来ない場合は開発計画を認めない。

イ 人工崖面の安全措置

市は、宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を指導する。

ウ 軟弱地盤の改良

市は、宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を指導する。

第7 地盤沈下防止対策の推進

【市（市長公室防災危機管理課・環境部環境保全課・都市整備部建築指導課）】

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は地震水害の被害を増大させる可能性がある。
また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。市は、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を監視・抑制し、地盤沈下防止に努める。

第7 被災宅地危険度判定の体制整備

【市（都市整備部建築指導課）】

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された被災宅地危険度判定推進部会と協力して土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による取り組み

市は、県と連携し、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策協議会の活動の一つとして、その体制整備を図る。

第3章 地震被害軽減への備え

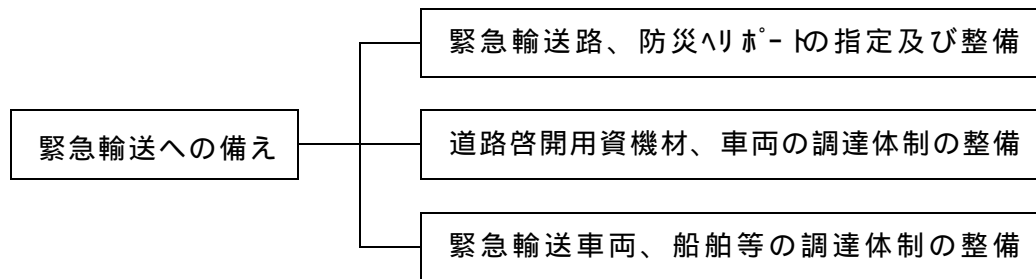
第1節 緊急輸送への備え

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震による被害を最小限に止めるためには、地震発生後の救援物資、要員等の緊急輸送を迅速かつ効果的に行うことが必要である。このため、あらかじめ緊急輸送路、防災ヘリポートを指定、整備するとともに、道路啓開資機材、車両及び緊急輸送車両、船舶等の確保が迅速に行えるよう調達体制を整備する。

2 対策の体系



第2 緊急輸送路、防災ヘリポートの指定及び整備

【市（市長公室防災危機管理課・土木建設部道路維持課・道路建設課）】

1 緊急輸送路の指定及び整備

(1) 緊急輸送路の指定

市は、隣接市町村と市内の要所（市庁舎、病院、警察署、消防署、防災拠点等）を有機的に結ぶ主要道路を選定し、緊急輸送路として指定する。

(2) 緊急輸送路の整備

市は、緊急輸送路に指定された施設の管理者と連携を図りながら、耐震性の強化など緊急輸送路の整備を行う。

また、緊急輸送路の沿線地域についても不燃化、耐震化などの整備を行う。

2 防災ヘリポートの指定及び整備

市は、道路や橋りょう等の被害により車両による輸送が困難になった場合に備えて、ヘリコプターの離発着が可能な場所を指定し、整備を行う。

（ヘリポート可能箇所 別冊附属資料掲載）

第3 道路啓開用資機材、車両の調達体制の整備

【市（市長公室防災危機管理課・総務部財産管理課・土木建設部道路維持課）】

市は、啓開作業に必要な資機材及び車両等を災害時迅速に確保できるよう、資機材、車両の種類及び数量等を明らかにし、関係団体との協定の締結等により協力体制を整備する。
（建設機械保有数・建設機械の調達 別冊附属資料掲載）

第4 緊急輸送車両、船舶等の調達体制等の整備

【市（市長公室防災危機管理課・総務部財産管理課・土木建設部道路維持課）】

市は、緊急輸送車両、船舶等を災害時迅速に確保できるよう、市保有車両を把握するとともに、輸送関係機関等との協定の締結等により協力体制を整備する。
（市有自動車 別冊附属資料掲載）

第2節 消火活動、救助活動への備え

第1 基本的な考え方

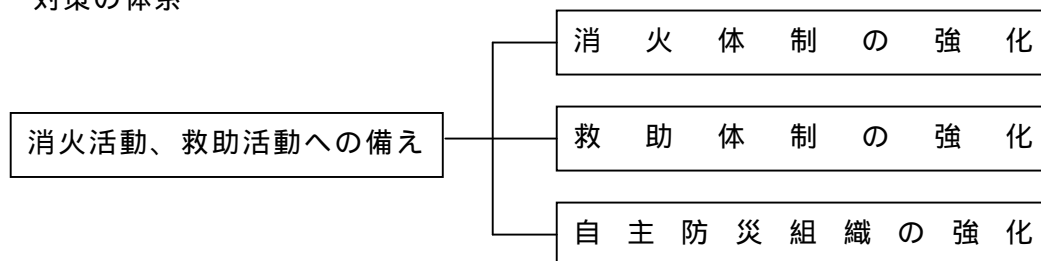
1 趣旨

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるためには、消防体制の強化、消防救助体制の充実、消防水利の確保が重要である。

このため、消防本部は消防力の強化、消防水利の確保を図り、救助資機材の整備を計画的・効率的に推進する。

また、消防職員・消防団員について、消火活動・人命救助・救急活動等に関する知識と高い意識を身につけ任務を遂行できる消防教育訓練を推進する。

2 対策の体系



第2 消火体制の強化

【市（消防本部）】

(1) 消火活動実施体制の整備

市は、地震による火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために、消防本部の消防力を強化する。

(2) 消火用資機材の充実

市は、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ・救助工作車等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災報知設備その他の消防施設、設備等の整備改善及び性能調査を実施する。特に、危険物施設、高層建築物等における特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

また、防火水槽を中心とする震災時の消火活動に資する消防水利の確保対策が重要である。市は、防火水槽の設置および耐震化のほか、ビル保有水の活用、河川・ため池等の自然水利の確保対策が重要である。消防水利は、消火栓のみに偏することなく、消防水利の基準に基づき、防火水槽の整備を図っていく必要がある。

(3) 消防団の育成・強化

市は、消防団に対して、震災時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、出動体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進する。

(4) 広域応援体制の整備

市は、広域消防応援協定を結び大規模震災時には相互に積極的な応援受入れ及び応援を行うものとする。また、同時多発火災、要救助者、要搬送者が同時に多数生じた場合の応援隊・自衛隊との協力体制について、平常時より取り決めておき、複数の消防本部合同での消火、救助訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図る。

また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておくものとする。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておくことが重要である。

第3 救助体制の強化

【市（消防本部）】

(1) 救助活動実施体制の強化

市は、災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、消防力の基準に基づく救助隊の設置を進めるとともに、救助用資機材及び高度救助用資機材を安全かつ確実に積載する救助工作車の計画的な整備促進を図り、救助活動実施体制の整備に努める。

(2) 救助隊員に対する教育訓練の実施

市は、大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練の充実強化を図り、大規模災害時における適切な状況判断能力と救助技術の一層の向上を図る。

(3) 救助用資機材の充実

市は、人命救助に必要な救助用車両及び救助資機材について有事の際にその機能が有効適切に運用できるよう整備改善及び点検をする。

(救出用資機材・救急車 別冊付属資料掲載)

(4) 消防団の育成・強化

前項(3)に準ずる。

(5) 広域応援体制の整備

前項(4)に準ずる。

第4 自主防災組織の強化

【市（消防本部）、自主防災組織等】

(1) 家庭内の安全化

阪神・淡路大震災では、多くの人々が家屋の倒壊により生き埋めとなったほか、家具の転倒、落下により負傷または死亡した人も多い。特に老人、身体不自由者、小児の居室等における家具の転倒、落下による事故防止対策を地域ぐるみで推進していくことが重要である。

市は、こうした地域の取り組みを支援していくものとする。

(2) 初期消火体制の向上

ア 地域の初期消火力の向上

火災は初期段階であれば、地域住民の手で消し止められる。そのために、自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、それらの使用訓練を実施する。また、防火用水の確保、風呂の水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。

市は、自主防災組織の結成、育成を助け、必要に応じ補助等の措置をとる。

イ 事業所の初期消火体制の向上

地域と同様に事業者においても、自らの初期消火力の向上に努めるとともに、地域の自主防災組織等との連携を進める。

(3) 救助体制の向上

ア 救助資器材の備蓄

家屋の倒壊現場からの救助などに役立つ、ジャッキ、バール、スコップ、のこぎり、大ハンマー、鉄パイプなどの救助資器材の自主防災組織等での備蓄や、地域内の建築業者等からの調達を推進する。

市は、こうした地域の取り組みを支援する。

イ 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。

市は、その指導助言にあたりるとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。

第3節 医療救護活動への備え

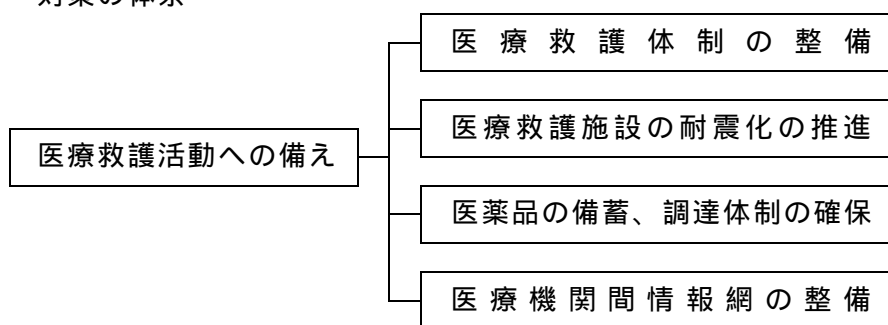
第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されない恐れがある。

これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、市及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る必要がある。

2 対策の体系



第2 医療救護体制の整備

【市（保健所・岡崎市民病院）、医療関係機関】

市は、災害時に備えて、医師、看護師又は保健師を始め、岡崎市医師会、岡崎歯科医師会、岡崎薬剤師会等により構成する医療救護班の体制、また、県及びその他関係機関に協力を要請した場合の体制の整備に努める。

第3 医療救護施設の耐震化の推進

【市（保健所・岡崎市民病院）】

(1) 医療救護施設の耐震性の確保

市は、医療救護の活動上重要な拠点となる市の施設について計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行う。

また、病院等医療救護施設においても、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震診断や耐震改修に努める。

(2) ライフライン施設の代替設備の確保

ア 自家発電装置の整備

ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための電気容量を確保するため、病院においては、自家発電装置について3日分相当の電気供給が可能な燃料の確保に努める。

イ 耐震性貯水槽の整備

ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、病院においては、受水槽（貯水槽）の耐震化に努める。

第4 医薬品の備蓄、調達体制の確保

【市（市長公室防災危機管理課・保健所・岡崎市民病院）、県】

(1) 医薬品等の備蓄

ア 医薬品等の備蓄

市は、解熱鎮痛消炎剤、精神神経用剤、鎮咳去痰剤、健胃消化剤、抗生物質、衛生材料（脱脂綿、ガーゼ、紙おむつ、生理用品等）等を岡崎市民病院、備蓄倉庫等に備蓄することに努める。

イ 医薬品等の調達体制

市は、岡崎薬剤師会、県等と連携し、災害用医薬品等の供給体制を整える。

ウ 備蓄施設の耐震性の確保

市は、災害緊急時に必要な医薬品等を確保し、速やかに供給するため、備蓄倉庫の耐震構造化を促進する。

(2) 輸血用血液製剤の確保

輸血用血液製剤は、県内血液センターにおいて県を通じて確保する。なお、大規模災害時における輸血用血液製剤については、大量使用が予想されるので、日本赤十字社愛知県支部と県を通じて確保する。

(3) 医療ガス等の確保

市民病院は、手術等に要する酸素ボンベ等について災害時においても円滑に確保できるように努める。

第5 医療機関との情報網の整備

【市（市長公室防災危機管理課・保健所・消防本部・岡崎市民病院）、県】

市は、災害など非常時の通信の確保を目的として、岡崎市民病院、岡崎市医師会及び後方支援病院等に対し、情報の収集、伝達、指示、命令等が迅速かつ的確に行える情報通信施設の整備に努める。

第4節 被災者支援のための備え

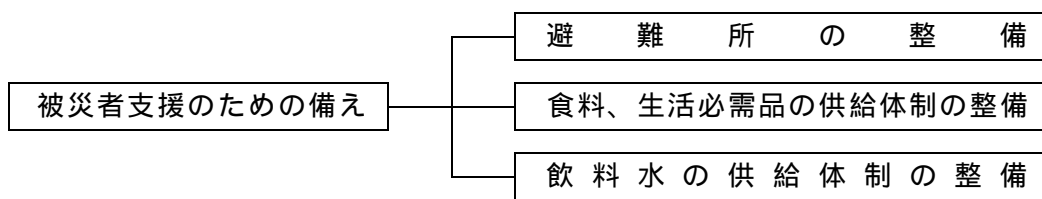
第1 基本的な考え方

1 趣旨

発災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

また、住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への食料、生活必需品等の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑な生活救援物資の供給が行えるよう物資の備蓄及び調達体制の整備を行っていくものとする。

2 対策の体系



第2 避難所の整備

1 避難所の整備

(1) 避難所の指定

【市（市長公室防災危機管理課・市民文化部・こども部・教育委員会）】

市は、避難場所に避難した被災者のうち居住場所を確保できなくなった者に対しての収容保護を目的として避難所を指定する。避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、市民センター等の公共建築物とする。

(2) 避難所の耐震性の確保

【市（市長公室防災危機管理課・市民文化部・都市整備部建築課・教育委員会）】

市は、避難所として使用する建築物として、耐震、耐火性の高い建物を優先して選定する。また、日常時より建物の耐震性の確保に努める。

(3) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

【市（市長公室防災危機管理課・市民文化部・こども部・経済振興部・教育委員会）】

市は、避難所に必要な食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、又は必要な時直ちに配備できるよう準備しておくものとする。主なものは以下に示す通りである。

- | | |
|-------------------|--------------|
| ア 食料、飲料水 | ク 救護所及び医療資機材 |
| イ 生活必需品 | ケ 物資の集積所 |
| ウ 通信機材 | コ 仮設の小屋又はテント |
| エ 放送設備 | サ 災害用簡易トイレ |
| オ 照明設備（非常用発電機を含む） | シ 防疫用資機材 |
| カ 炊き出しに必要な機材及び燃料 | ス 工具類 |
| キ 給水用機材 | |

また、避難所の設備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記など災害時要援護者への配慮に努める。

第3 食料、生活必需品の供給体制の整備

1 食料の備蓄及び調達体制の整備

【市（市長公室防災危機管理課・経済振興部）】

(1) 基本事項

ア 食料供給対象者

震災時の食料供給対象者は、次の者とする。

- (ア) 避難所に収容された者
- (イ) 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等のため、炊事ができない者
- (ウ) 旅行者、一般家庭への来訪者、汽車の旅客等であって、食料品の持ち合わせがなく、調達できない者
- (エ) 被災により一時縁故先に避難する者で、食料品を喪失し、持ち合わせのない者

イ 備蓄目標数量

岡崎市における東海地震等の人的被害想定に基づき、避難者数24,000人の1日分に相当する量を目標とする。さらに2日分を流通在庫の調達により確保することを目標とする。

これは、地震により輸送路等が被災し、地震発生直後の1～3日については、市外及び遠隔地からの輸送が困難となることも考えられることによる。

ウ 品目

- (ア) 主食品———— 乾パン、アルファ米、水もどし餅等
- (イ) 乳児食———— 粉ミルク、離乳食等
- (ウ) その他の食品———— 保存水、缶詰、レトルト食品、カップ麺等
- (エ) 災害時要援護者用の食品 ———— おかゆ、減塩食品等

エ 備蓄場所

避難所等の備蓄倉庫に目標数量（避難者数24,000人×3日分）の1日分を分散配置するとともに、残り2日分を流通在庫により調達する。

(2) 食料の備蓄及び調達計画の策定

市は、食品の備蓄数量、品目、備蓄場所、災害時における調達数量、品目、調達

先、輸送方法、給与方法及びその他必要事項等、食品の備蓄及び調達計画を策定する。

(3) 食料の備蓄

市は、(2)食料の備蓄・調達計画に基づき、被災者のための応急食料の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(4) 食料の調達体制の備蓄

市は、(2)の食料の備蓄及び調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結及び更新する。その際、県及び他市町村の行っている調達契約等と業者がなるべく重複しないよう調整を行う。

(5) 食料の輸送体制の整備

市は、(2)の食料の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市町村が備蓄及び調達を行う食品の輸送に関して、業者と協定を締結しておく。また、調達物資の一時的な集積場所として、前出(1)工の備蓄場所を活用する。

(6) 民間事業等への協力の要請

市は、特に昼間人口の大きい地域においては、事業所在勤者のための食品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請するとともに、休日におけるそれらの備蓄品の近隣住民の食料対策への活用等について、事前に協議を行うこととする。

2 生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備

【市（市長公室防災危機管理課・経済振興部）】

(1) 基本事項

ア 生活必需品等の給(貸)与対象者

震災時の生活必需品等の給(貸)与対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ 目標数量

岡崎市における東海地震等の人的被害想定に基づき、避難者数24,000人分に相当する量を目標とする。

ウ 品 目

- | | | |
|--------------|----|-------------------------------------|
| (ア) 飲 食 | —— | 使い捨て食器、哺乳ビン、缶切り、栓抜き等 |
| (イ) 防寒(水)、就寝 | —— | 外衣、毛布、寝具、防水シート等 |
| (ウ) 衛生管理 | —— | 使い捨て下着、紙おむつ、ちり紙、タオル、生理用品、ウエットティッシュ等 |

- (イ) 照 明 ——— 懐中電灯、ろうそく等
- (オ) 情 報 ——— 携帯ラジオ等
- (カ) 災害時要援護者向け用品——— 介護用品、福祉機器等

エ 備蓄場所

前出 1 (1) エの「備蓄場所」に同じ。

(2) 生活必需品等の備蓄及び調達計画の策定

市は、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法、給(貸)与及びその他必要事項等、生活必需品の備蓄及び調達計画を策定する。

(3) 生活必需品等の備蓄

市は、(2)の生活必需品等の備蓄及び調達計画に基づき、被災者のための生活必需品等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(4) 生活必需品等の調達体制の整備

市は、(2)の生活必需品等の備蓄及び調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努めるものとする。その際、県及び他市町村の行っている調達契約等と業者がなるべく重複しないよう調整を行う。

(5) 生活必需品等の輸送体制の整備

市は、(2)の生活必需品等の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市町村が備蓄及び調達を行う生活必需品等の輸送に関して、業者と協定の締結に努めるものとする。また、調達物資の一時的な集積場所として、前出 1 (1) エ の備蓄場所を活用する。

(6) 民間事業等への協力の要請

市は、特に昼間人口の大きい地域においては、事業所在勤者のための生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請するとともに、休日におけるそれらの備蓄品の近隣住民の生活必需品対策への活用方法等について、事前に積極的に働きかけていくこととする。

第 4 飲料水の供給体制の整備

【市(市長公室防災危機管理課・消防本部・水道局)】

1 基本事項

(1) 給水対象者

震災時の応急給水対象者は、被災者及び災害によって上水道施設が被害を受け上水道の給水が停止した断水世帯とする。

(2) 目標数量

岡崎市における東海地震等の人的被害想定に基づき、避難者数24,000人の3日分（1日1人3リットル）に相当する量を目標とする。

これは、地震により搬送給水のための輸送路等が被災し、市内配水池及び市外遠隔地からの搬送給水が困難となることも考えられることによる。

(3) 品目

ア 給水タンク車	ウ ポリ容器
イ 給水タンク	エ 緊急用給水袋

(4) 給水計画の策定

市は、給水拠点の明確化、応急給水用資器材の調達数量、種類、調達先、搬送方法及びその他必要事項等、災害時の飲料水の供給に関わる給水計画を策定しておくものとする。

(5) 耐震性応急給水槽の整備

市は、近くに浄水場や給水所等の給水拠点のない避難所又はその周辺地域において、耐震性応急給水槽の整備を推進していく。

(6) 応急給水資器材の整備

市は、応急給水資器材について、必要量を調達体制を整備するとともに、市自らも保有できるよう倉庫を建設し応急資器材の備蓄、更新及びメンテナンスを推進していく。

（応急給水用資器材及び給水装置 別冊附属資料掲載）

(7) 飲用水の備蓄

市は、応急給水が実施できない場合に備えて、保存用飲料水を備蓄する。

(8) 井戸水の活用

市は、災害時の井戸の利用方法についての知識を普及するため、事前の水質検査等を支援する。また、県が提供する災害時井戸情報を広報する。

第5 福祉避難所の整備

【市（市長公室防災危機管理課・福祉保健部）】

市は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、社会福祉施設と連携し、災害時における福祉避難所の設置について協定を結び、事前準備に努める。

第5節 災害時要援護者安全確保のための備え

第1 基本的な考え方

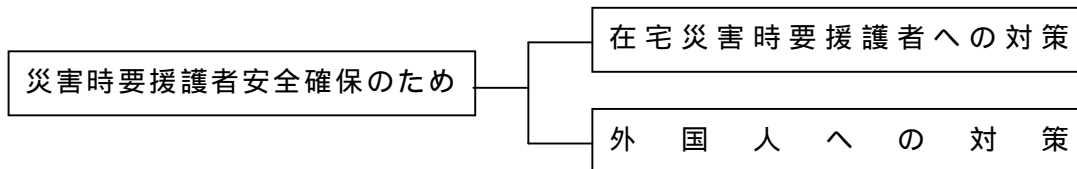
1 趣旨

近年の急速な高齢化や国際化、さらには市民のライフスタイルの変化等に伴い、災害発生時には、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、外国人等の災害対応能力にハンディキャップのある者（以下「災害時要援護者」という。）への特別な配慮、支援が重要であり、県、市及び災害時要援護者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、地震災害から災害時要援護者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。

特に災害時要援護者についての平常時からの所在情報の把握、管理及び安否確認、避難誘導體制の整備等具体的な事業計画については、災害・福祉関係部局を中心とした「岡崎市災害時要援護者支援会議」を設置し、災害時要援護者の避難対策に関する検討会（内閣府・消防庁）作成の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」に沿って、策定に努めるものとする。

また、県、市及び施設管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備の推進や教育・広報活動などの体制づくりに努めるものとする。

2 対策の体系



第2 在宅災害時要援護者への対策

1 在宅災害時要援護者の把握

【市（市長公室防災危機管理課・福祉保健部・保健所）】

市は、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などと連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。

2 緊急通報システムの整備

【市（市長公室防災危機管理課・福祉保健部・消防本部）】

市は、震災時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、在宅災害時要援護者に

対する緊急通報装置の設置の促進など、緊急通報システムの整備に努める。

3 被災した在宅災害時要援護者の受入体制の整備

【市（市長公室防災危機管理課・福祉保健部）】

市は、災害時に介護等が必要な災害時要援護者を速やかに施設へ収容できるよう、社会福祉施設経営者に対し、受入体制の整備を助言、指導していく。

4 防災基盤の整備

【市（市長公室防災危機管理課・福祉保健部）】

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等災害時要援護者を考慮した防災基盤整備を促進する。

5 災害時要援護者に配慮した避難所運営計画の策定

【市（市長公室防災危機管理課・市民文化部・福祉保健部・こども部・教育委員会）】

市は、聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送テレビやファクシミリの設置、災害時要援護者等を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、災害時要援護者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう避難所の運営計画を策定する。また、災害時要援護者向けの応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達・供給体制の整備に努める。

6 防災教育及び訓練の実施

【市（市長公室防災危機管理課・福祉保健部・保健所・消防本部）】

市は、地震災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報誌、パンフレット、ちらしの配布などを行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、市民に対しても災害時要援護者の救助・救援に関する訓練を実施する。

7 地域との連携

【市（市長公室防災危機管理課・福祉保健部・保健所・消防本部）】

市は、避難所や病院、社会福祉施設等の社会資源を明らかにし、その役割分担を明確にしておくとともに、民生委員、自主防災組織、ボランティア団体等地域との協力体制を日常より整備しておく。

8 相談体制の確立

【市（市長公室防災危機管理課・福祉保健部・保健所）】

市は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう日常より支援体制を整備しておく。また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員の確保に努める。

第3 外国人への対策

1 外国人の所在の把握

【市（市長公室防災危機管理課・市民文化部市民課）】

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑に支援できるよう、外国人の人数や所在の把握に努める。

2 防災基盤の整備

【市（市長公室防災危機管理課）】

市は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。また、デザインの統一化も推進していく。

3 防災知識の普及・啓発

【市（市長公室防災危機管理課・市民文化部文化国際課・教育委員会図書館交流プラザ市民活動総合支援センター）】

市は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との様々な交流機会や外国人雇用事業所等を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの外国語による情報提供を行う。

4 防災訓練の実施

【市（市長公室防災危機管理課・消防本部）】

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

【市（市長公室防災危機管理課・市民文化部文化国際課・教育委員会図書館交流プラザ市民活動総合支援センター）】

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるよう外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保に努める。

第4章 防災教育・訓練

第1節 防災教育（防災知識の普及、防災意識の高揚）

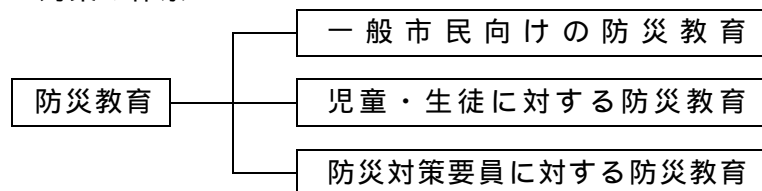
第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震による被害を最小限に止めるためには、市民の一人ひとりが日ごろから地震災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市、防災関係機関は防災教育活動を推進するものとする。

また、防災対策要員は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、地震災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を推進するものとする。

2 対策の体系



第2 一般市民向けの防災教育

1 パンフレット、チラシ等の配布

【市（市長公室広報広聴課・市長公室防災危機管理課）】

市は、市民に対し、災害の発生時期及び種類に応じた災害時の心得、災害予防対策等の記事を広報紙に掲載するほか、防災マップ、広報パンフレット等を作成配布して防災思想の高揚を図る。

また、ケーブルテレビ、コミュニティ放送、インターネット等を活用した広報に努める。

広報の重点事項は、次のとおりとする。

(1) 平常時の防災一般に関する心得

- ア 家族と避難先や連絡先を相談しておくこと
- イ 自主防災活動や防災訓練に進んで参加すること
- ウ 消火器などの準備に努めること
- エ 非常持出品をまとめておくこと
- オ 日ごろから、崖くずれ、土石流に注意すること
- カ 日ごろから、建物の補強、家具の固定に努めること

- キ 日ごろから、3日分程度の飲料水を始めとする生活用水、食料その他の生活物資等の家庭内備蓄に努めること
- ク 緊急地震速報が流れた場合の対応について、家族で話し合うこと

(2) 地震災害時に関する心得

- ア まずわが身の安全を図ること
- イ すばやく火の始末をすること
- ウ 非常脱出口を確保すること
- エ 火が出たらまず消火に努めること
- オ あわてて戸外に飛び出さないこと
- カ 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近寄らないこと
- キ 山崩れ、崖崩れに注意すること
- ク 避難する時は、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切ること
- ケ 避難は徒歩で、持物は最小限にし、身近な空地、近隣公園に一時的に待避し、状況判断により、一時避難場所等への避難行動をとること
- コ みんなが協力しあって応急救護を行うこと
- サ 正しい情報をつかみ、的確な行動をすること

2 防災展の開催

【市（市長公室防災危機管理課・消防本部・教育委員会）、自主防災組織】

(1) 市の防災展

市は、災害についての正しい知識の普及と防災知識の高揚を図るため、防災関係機関と有機的な連携のもとに防災展を開催する。

(2) 自主防災組織、学校等の防災展

自主防災組織、学校等は、個々に防災展を開催して防災意識の高揚に努めるものとする。この場合、市、消防本部、警察署その他の防災機関は、自主防災組織が行う防災展等の開催について積極的に応援するものとする。

3 生涯学習等における防災教育

【市（市長公室防災危機管理課・消防本部・教育委員会）】

市は、出前講座や町の防災訓練の機会をとらえて、市民に対する防災教育を実施する。

(1) 講座

地震の発生メカニズムや地震への取り組みと備えなどをテーマとした講座を実施する。

(2) 実習

初期消火訓練や心肺蘇生法等の救護の方法について知識と技術を習得させたり、起

震車による地震体験訓練などを行う。

第3 児童・生徒に対する防災教育

【市（市長公室防災危機管理課・こども部・教育委員会）】

市は、災害の種類及び原因についての科学的知識の普及並びに災害予防措置及び避難方法等自主防災思想の醸成を図るため、学校教育等を通じて防災教育の徹底を図る。

(1) 教科・領域指導

教育課程の中に災害の種類、原因、実態、対策等の防災関係事項を取り上げて習得させる。また、防災関係機関、防災施設、防災展等の防災関係の催し等について参加する。

(2) 防災訓練

幼稚園、保育園、学校等の行事として防災訓練を実施し、防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

第4 防災対策要員に対する防災教育

1 職員に対する防災教育

【市（市長公室防災危機管理課・総務部人事課）】

市は、職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、職員に対する防災教育の徹底を図る。

(1) 講習会

学識経験者及び関係機関の専門職員を講師として、災害の原因、対策等の専門知識を習得させる。

(2) 検討会

災害時の業務分担の内容及びその業務処理方法について関係部局が合同して確認及び検討する。

(3) 研修会

防災意識の向上や市の防災対策の基礎知識の習得を目的として、職員に対する研修を定期的実施する。

2 自主防災組織、ボランティアに対する防災教育

【市（市長公室防災危機管理課・福祉保健部・消防本部）】

市は、災害時における自主防災組織、ボランティアの対応力を養成するため、自主防災組織、ボランティアに対する防災教育・啓発に努める（第1章第3節参照）。

特に、町の防災防犯協会の役割や自主防災活動の内容について周知を図るため、マニュアルを整備配布し、平常時及び非常時の活動内容とその活動方法について説明会を開催する。

また、女性の参画の促進にも努めるものとする。

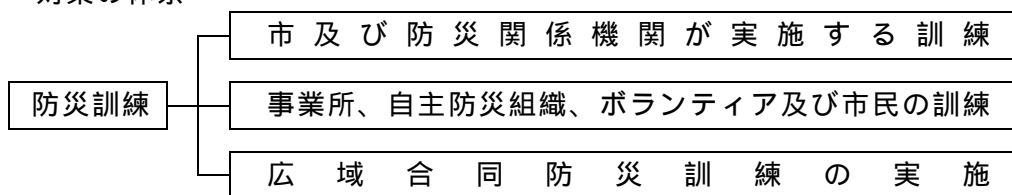
第2節 防災訓練（防災行動力の強化）

第1 基本的な考え方

1 趣旨

災害時の迅速かつ適確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと災害時の状況の想定を明確にするとともに、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施していく必要がある。

2 対策の体系



第2 市及び防災関係機関が実施する訓練

1 市が実施する訓練

(1) 通信連絡訓練

対策通報、被害情報等を各種機関相互に迅速かつ的確に通報するための訓練で各種事態を想定して実施する。

(2) 非常招集訓練

災害対策要員を確保するための訓練で、非常連絡、非常招集等を実施する。

(3) 避難訓練

災害時に住民を安全な場所へ避難させるための勧告又は指示による誘導等を行う訓練で、単独又は他の訓練と併せて実施する。

(4) 各種救助訓練

孤立者、負傷者等の救出、救助、医療、物資の輸送、給水、炊き出し等を行う訓練で、単独又は他の訓練と併せて実施する。

2 防災関係機関が実施する訓練

【市（市長公室防災危機管理課）】

市は、防災関係機関が実施する動員、通信連絡、復旧等の防災訓練に積極的に協力する。

【防災関係機関】

防災関係機関は、大規模な地震の発生を想定し、阪神・淡路大震災の教訓をもとに、動員、通信連絡、復旧等の防災訓練を積極的に実施する。

3 幼稚園、保育園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

【市（市長公室防災危機管理課・福祉保健部・こども部・岡崎市民病院・教育委員会）】

市は、幼児、児童、生徒、傷病者、障がい者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、災害時の被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

第3 事業所、自主防災組織、ボランティア及び市民の訓練

1 概要

【市（市長公室防災危機管理課・消防本部）】

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、市民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

2 事業所（防火管理者）における訓練

【市（消防本部）、事業所】

学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき消防訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、市、消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献することが望ましい。

3 自主防災組織、ボランティア等における訓練

【市（市長公室防災危機管理課・消防本部）、防災関係機関、自主防災組織、災害ボランティア】

自主防災組織及び災害ボランティア等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防本部等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施していくことが望ましい。

訓練種目は、初期消火訓練、救出救護訓練、避難訓練及び高齢者・障がい者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織、災害ボランティア等からの指導協力の要請を受けた防災関係

機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織、災害ボランティア等の活動を支援するものとする。

4 一般市民の訓練

【市（市長公室防災危機管理課・消防本部）、市民】

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、市をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施していくことが望ましい。

第4 広域合同防災訓練の実施

1 概要

【市（市長公室防災危機管理課・消防本部）、隣接市町村、県、岡崎警察署、自衛隊、防災関係機関】

市は、県との協力のもとに、広域合同防災訓練を実施する。また、応援の派遣、受入れを中心として他県の市町村との合同の訓練も実施していく。

訓練は、大規模な地震の発生を想定し、阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや市民と一体となった訓練とするため、現地災害対策本部訓練、広域消防応援体制訓練、さらには避難所の機能確保訓練やボランティアの受入体制及び活用訓練等を実施する。

2 訓練項目

【市（市長公室防災危機管理課・土木建設部道路維持課・岡崎市民病院・消防本部）、隣接市町村、県、岡崎警察署、自衛隊、防災関係機関】

- (1) 災害対策本部設置、運営
- (2) 現地災害対策本部設置、運営
- (3) 交通規制及び交通整理
- (4) 各種火災消火及び広域消火応援体制確立
- (5) 救出・救助、救護・応急医療、及びこれらの広域応援体制確立
- (6) 避難準備及び避難誘導、避難所の機能確保と運営
- (7) ボランティア支援本部の立ち上げ及びボランティアの受入及び活用
- (8) ライフライン復旧
- (9) 道路復旧、障害物排除
- (10) 緊急物資輸送
- (11) 無線による被害情報収集伝達

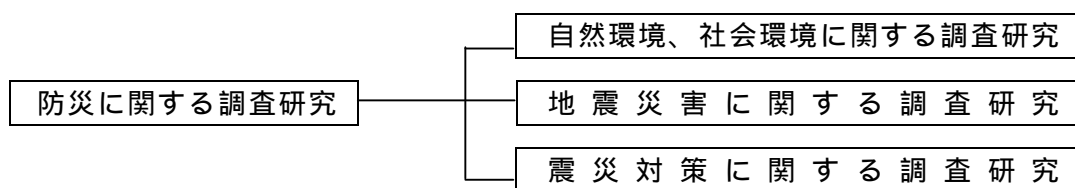
第3節 防災に関する調査研究

第1 基本的な考え方

1 趣旨

震災対策を総合的、効果的に推進していくためには、現状の分析と将来の予測が重要である。このため、震災に関する自然科学、社会科学等様々な分野について、現代の科学と技術を活用した各種の調査研究を実施していくものとする。

2 対策の体系



第2 自然環境、社会環境に関する調査研究

【市（市長公室防災危機管理課）】

1 調査研究基盤の強化

(1) データベースの整備

市内の自然条件並びに社会条件の把握は、震災に関する調査研究の基礎となるものである。このため、市は、ハード、ソフト両面で全市の地域別データを収集し、防災調査研究に関するデータベースとして整備する。

ア 自然条件

(ア) 地盤及び地質

(イ) 活断層の状況（活断層の分布、活断層の動態等）

(ウ) 地震観測

イ 社会条件

(ア) ハード面

建築物の用途、規模、構造等の状況
公共施設の整備状況、耐震性等の状況
危険物施設等の状況

(イ) ソフト面

人口動態等の状況
産業動向等の状況
市民等の防災意識の状況

ウ 震災事例

(ア) 地震の概要と被害の特徴

(イ) 主な被害と復旧・対応状況

- (ウ) 応急対応活動の状況
- (イ) 復旧活動
- (オ) 復興計画への取組

(2) 地震観測設備の整備

市は、市内で発生する地震の調査研究の基礎的なデータ収集のため、地震計の設置、活用に努める。

2 調査研究成果の活用

市は、国、県、その他関係研究機関等の調査研究成果を積極的に活用し、科学的な震災対策の立案を行う。

第3 地震災害に関する調査研究

【市（市長公室防災危機管理課）】

1 防災アセスメント

市は、地震に対する地域の災害危険性を把握するため、防災アセスメントの実施に努める。

防災アセスメントの実施に当たっては、災害誘因の検討、災害素因の検討、災害履歴の検討、地区別防災カルテの作成等により、総合的かつ科学的な手法をもって行うものとする。

2 地震被害想定

市は、震災対策を総合的、効果的に推進するため、震災に関する総合的被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）をさらに進める。

主な想定内容は次に示す通りである。

- (1) 地質及び地盤特性
- (2) 建物倒壊予測
- (3) 火災予測
- (4) 重要公共構築物の耐震診断の実施と被害予測
- (5) 危険物施設破壊予測
- (6) 人的被害予測等

第4 震災対策に関する調査研究

【市（市長公室防災危機管理課）】

市は、震災対策を総合的、効果的に推進するため、震災対策に関する調査研究を実施する。

震災対策に関する調査研究の主なテーマは次に示す通りである。

(1) 都市施設等の震災対策に関する調査

都市施設等の破壊は、平常時の市民生活や発災後の応急対策等にも深刻な影響を及ぼすため、次の事項について調査研究に努める。

- ア 学校、病院等の公共建築物の耐震性及び信頼性向上、復旧に関する調査研究
- イ ライフライン施設の耐震性及び信頼性向上、復旧に関する調査研究
- ウ 交通施設の耐震性及び信頼性向上、復旧に関する調査研究
- エ 河川施設の耐震性、復旧に関する調査研究

(2) 既存建築物の震災対策に関する調査

住宅等の民間建築物の被害の防止は、人的被害や住居制約の軽減に繋がる。また、耐火建築物を一体的、かつ計画的に建築することにより、延焼火災を防止するための延焼遮断機能を確保することも可能となる。このため、既存の建築物の耐震性、耐火性の向上のための技術的な方策及び経済的な助成等の政策的な方策等について調査研究に努める。

(3) 大震火災対策に関する調査研究

大地震時に最も甚大な被害をもたらすのは、同時多発的に発生する火災である。このため、次の事項について調査研究に努める。

- ア 初期消火に関する調査研究
- イ 火災の拡大防止に関する調査研究
- ウ 地域特性を考慮した延焼危険地域、合流火災から避難路を防護するための延焼防止用機械等の調査研究

(4) 避難の安全確保に関する調査研究

避難場所や避難路等の避難施設は、発災後は常に安全性が確保されていなければならない。このため、次の事項について調査研究に努める。

- ア 指定避難場所の確保を図り、かつ、その避難場所としての機能の向上を図るための整備に関する調査
- イ 指定避難場所とそこに至る避難道路の安全性を目指す災害防止帯設定のための基礎調査
- ウ 避難時に障害となる自動車交通の動態調査と、避難の円滑化方策の調査研究
- エ 大震火災時に発生のおそれのある火災旋風から避難場所の安全性の調査検討

(5) 緊急輸送路網に関する調査研究

地震発生後の関係機関による応急対策の実施に当たり、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うことが必要である。このため、次の事項について調査研究に努める。

- ア 広域応援に活用する路線と他市町村との連携を図るための道路情報施設などの調査研究
- イ 防災拠点を連携する道路の調査研究（各道路管理者の連携）
- ウ 鉄道被害の代替機能の確保の調査研究
- エ 緊急輸送路の冗長性の確保に関する調査研究

(6) 震災時の情報伝達に関する調査研究

震災時においては、地震情報、被害情報及び対策に関する情報等各種の情報が、行政から市民へ正確かつ迅速に伝達されなければならない。このため、本市の地域的、社会的特性を考慮し、災害時の特殊状況下における最も効果的な情報伝達手段、伝達内容等、さらには災害情報システムについても調査研究に努める。

(7) 震災時の社会的混乱防止に関する調査研究

震災時においては、生命の維持、生命の確保及び経済的・社会的秩序の維持等に対する不安からパニック等の社会的混乱状態が発生する危険性がある。このため、発災後の物価の高騰等経済的・社会的混乱の発生メカニズム及びその防止対策について、本市の社会的特性を考慮した調査研究に努める。

(8) 震災時の生活確保に関する調査研究

震災時においては、食料、飲料水、生活必需品及び住宅等の供給など被災者に対してできる限り良好な生活環境が確保されなければならない。このため、大地震発生後の物資の輸送体制のあり方、備蓄物資等の適正配置及び効果的な品目の選定等についての調査研究に努める。

(9) 震災復興に関する調査研究

地震により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。このため、震災復興のあり方、行政上の手続き等についての調査研究に努める。

第1章 初動対応

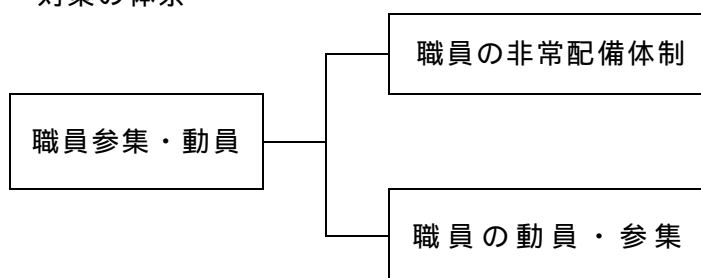
第1節 職員参集・動員

第1 基本的な考え方

1 趣旨

市内において地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制をただちに整える必要がある。地震発生直後、予め定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の職務に当たることとする。

2 対策の体系



第2 職員の非常配備体制

1 非常配備体制

職員の非常配備体制は、地震第1非常配備及び地震第2非常配備とする。

地震災害は、発災時に被害発生のおほとんどが集中し、その後収束していくのが特徴であることから、大地震の際には、初動は全員体制とし、応急対策の実施により、被害が収束に向かえば、体制を縮小する。

また、長期間にわたる非常配備体制に対応するため、各部課の体制を均等に二分した2班体制とし、交代勤務を可能とする。

2 非常配備区分の決定基準（地震）

職員の非常配備区分の決定基準は、地震の揺れの規模、災害の状況により、次のとおりとする。

区 分	非常配備の時期	非常配備の編成	地震災害警戒本部	災害対策本部
準備体制	1 震度3の地震が発生したとき 2 東海地震観測情報が発表されたとき	防災危機管理課で所要の人員が情報収集伝達業務に従事する体制		
地震第1非常配備	1 震度4の地震が発生したとき	全組織の1/2の人員をもって災害応急対策を推進する体制	東海地震注意情報で準備室設置	災害対策本部準備室設置
	1 震度5弱及び5強の地震が発生したとき 2 東海地震注意情報が発表されたとき 3 その他災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき			震度5弱以上設置
地震第2非常配備	1 震度6弱以上の地震が発生したとき 2 東海地震に関する予知情報（警戒宣言）が発表（発令）されたとき。又は、発表（発令）された後、地震災害が発生したとき	全組織をもって災害応急対策を推進する体制	警戒宣言で設置	

3 非常配備計画の策定

【市（各部署）】

課等の長は、あらかじめ非常配備体制の配備内容に対処する非常配備員及び非常配備伝達システムを定め、所属職員への周知徹底を図っておくものとする。

第3 職員の動員・参集

1 非常配備体制の決定

【市（市長公室防災危機管理課・総務部）】

非常配備体制の決定は次の通り行うものとする。ただし、決定者の不在等により、直ちに決裁を得られない場合には、事後に承認を得るものとする。

(1) 地震第1非常配備体制

市長公室防災危機管理課長が、市長公室長の指示を受け、副市長の承認を得て行う。

(2) 地震第2非常配備体制

市長公室長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。

2 代決者

災害時の命令系統及び順序は下記のとおりとし、不在又は連絡不能の場合は、次の順序の者が直ちに災害対策に関する職務を遂行し、事後にその承認を受けるものとする。また、直属の上司が不在又は連絡不能の場合は、さらにその上司の指示を受ける等命令系統の明確化を図る。

(1) 市長（災害対策本部長）

(2) 副市長（災害対策副本部長 市長公室長を所管する副市長は危機管理監を兼務）

* 両副市長の順序は、岡崎市副市長事務分担規則（平成13年岡崎市規則第24号）による。

(3) 各部長担当職（災害対策本部員）

* 岡崎市災害対策本部要綱第2条第4項の本部員の記載順序による。

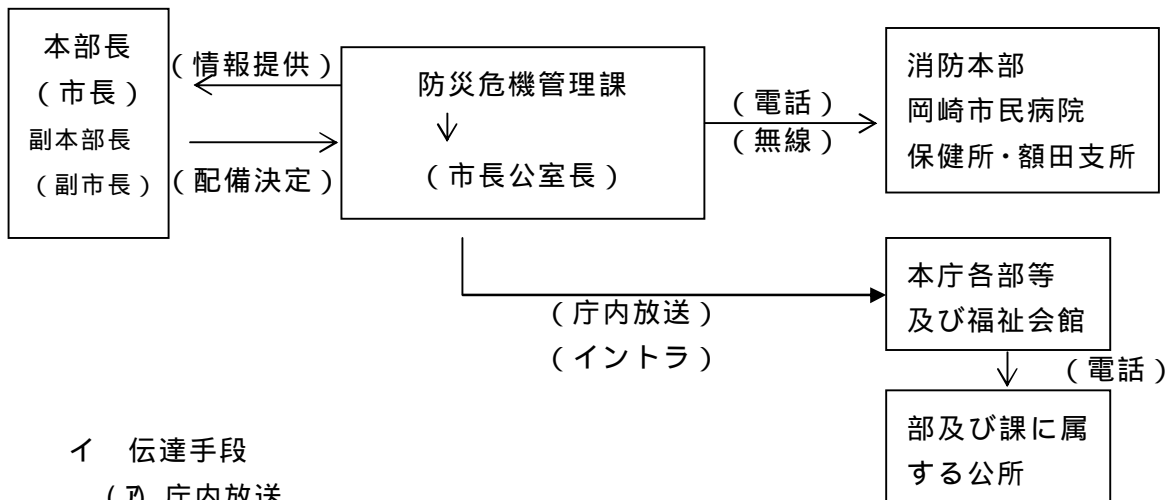
3 職員の動員・参集

【市（市長公室防災危機管理課・総務部）】

(1) 勤務時間内における職員の動員・参集

防災危機管理課長は、1の決定を受け、次の伝達系統及び伝達手段により、震度及び配備の種別を伝達する。

ア 伝達系統



イ 伝達手段

(ア) 庁内放送

庁内放送文(例)

「市長の緊急命令を伝達します。(2回繰返す。)只今の強い地震で市内に被害が発生した模様です。 時 分災害対策本部を設置し、地震第 非常配備体制により応急対策を実施することとなりました。職員は、既定の計画に従い直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期して下さい。以上繰返します。」

(イ) 防災行政無線

(ウ) 一般加入電話

(2) 休日又は勤務時間外における職員の動員・参集

ア 本庁における対応

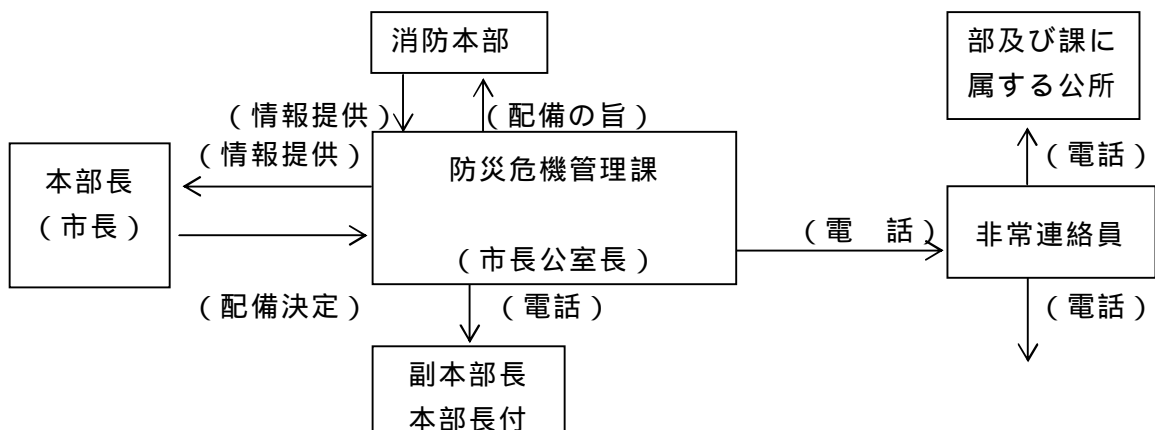
(ア) 非常配備の伝達

防災危機管理課長は、1の非常配備の決定を受け、次の伝達系統及び伝達手段により、震度及び配備の種別を伝達する。(非常連絡員については、後記(イ)参照)

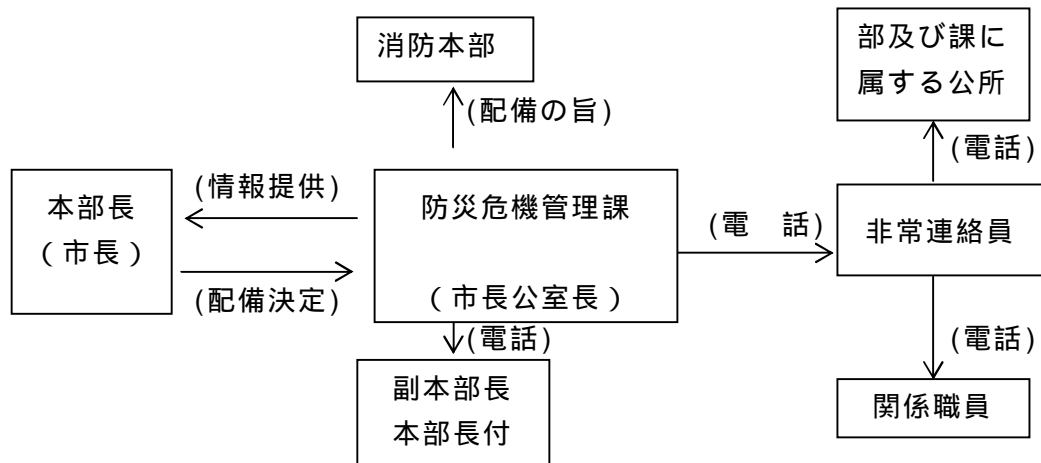
防災危機管理課長が退庁している場合は、在庁している宿日直員より被害状況等の情報を入手し、決定を行うものとする。

a 伝達系統

(a) 防災危機管理課職員が退庁している場合



(b) 防災危機管理課職員が在庁している場合



b 伝達手段

非常配備の伝達は、あらかじめ登録してある職員に防災緊急情報一斉伝達装置などを使用して一般加入電話、携帯電話へ連絡する他、Eメール等の新しい情報メディアの利用を推進する。

(1) 非常連絡員の設置

災害対策本部の当初の非常配備の伝達等を的確に行うため、部等に正副2人の非常連絡員をあらかじめ設置しておく。主な職務は次に示す通りである。

- a 非常配備の状況についての上司及び所定の職員への伝達
- b 所属職員の非常配備の状況について的人事課への報告

イ 各職員の対応

(ア) 自主参集

職員は、勤務時間外に強い地震（震度4以上）を感じた場合は、次により行動するものとする。

- a 直ちにテレビ・ラジオ等を視聴し、状況把握に努める。
- b 震度4、5弱、5強の場合は、動員伝達の有無にかかわらず、自主的に登庁し、地震第1非常配備体制をとる。

震度6弱以上の場合は、動員伝達の有無にかかわらず、自主的に登庁し、地震第2非常配備体制をとる。

また、職員は、自主的に又は動員により登庁する場合は、次のものを携帯するよう努める。

- | | |
|---------------|----------------|
| (a) 身分証明書 | (d) 雨衣、防寒衣 |
| (b) 食料（3食分程度） | (e) トランジスターラジオ |
| (c) 飲料水（水筒） | (f) 懐中電燈 |

(イ) 非常参集

初動対応に当たる職員については、予め定められた参集場所への参集を目指すこととするが、それが不能となった場合は、以下に基づき行動する。

a 参集場所

交通・通信が途絶し、又は利用できないため定められた参集場所への参集が不能となり、上司の指示も受けられない場合は、次に示す参集可能な最寄りの支所に自主的に参集し、当該機関の長の指示を受け災害応急対策に従事する。

支 所 名	位 置
岡崎支所	岡崎市羽根町字貴登野 1 5 番地
大平支所	岡崎市大平町字皿田 6 番地
東部支所	岡崎市山綱町字天神 2 番地 9
岩津支所	岡崎市西藏前町字季平 4 5 番地 1
矢作支所	岡崎市矢作町尊所 4 5 番地 1
六ツ美支所	岡崎市下青野町字天神 6 4 番地
額田支所	岡崎市榎山町字山ノ神 2 1 番地 1

b 参集した場合の措置

(a) 職員は、当該出先機関の長に自己の所属課、職氏名及び参集場所へ参集できない理由を報告する。

(b) 当該出先機関の長は、加入電話が利用できる状態になったとき、防災行政無線が利用できる場合等は、前記(a)により報告を受けた職員の職氏名及び勤務状況等について当該職員の所属長に速やかに連絡する。

c 参集場所への復帰

出先機関の長は、災害状況の好転に伴い、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を当該職員の所属長に連絡するものとする。

(ウ) 避難所運営担当者

a 目的

避難所の運営管理を統括するものとし、開設後は、避難所運営本部及び地域防災連絡員と連絡を取りつつ、避難所の生活環境の整備を図り、避難者による自主運営活動が円滑に行われるように情報の提供などの支援活動を行うものとする。

b 人員

196人(98避難所各2人)

c 業務内容、責務等

(a)担当避難所施設に出向、開設し、避難者を受け入れる。

(b)避難所状況報告書により、関係事項を避難所運営本部に報告する。

(c)避難所共通ルールの掲示及び被災者のとりまとめを行う。

(d)食料などの管理、配給及び負傷者等の対応を行う。

(イ)地域防災連絡員

a 目的

災害時に地域との防災連絡、調整を行い、災害時の地域防災力の向上、防

災連絡体制の整備を図るものとする。

b 人員

50人(各小学校区、旧鳥川小、旧千万町小、旧大雨河小学校区 1名)

c 業務内容、責務等

- (a) 災害時の地域(学区防災防犯協会)との防災連絡及び調整を行う。
- (b) 当該小学校区全般の災害状況の報告
- (c) 災害対策本部(避難所運営本部)と相互に連絡をとり、当該小学校区の避難所運営の調整を行う。
- (d) 地域防災連絡員は、所属する課等の第1から第3の非常配備体制職員とは別系統の災害対策本部直轄部職員とする。
- (e) 災害対策本部からの指示により、各小学校又は最寄の支所に参集する。但し、下記の場合は災害対策本部の指示を待たずに各小学校に参集する。

震度6弱以上の地震が発生した場合

東海地震に関する予知情報(警戒宣言)が発表(発令)されたとき
風水害として第4非常配備体制の連絡をうけたとき。

ウ 勤務時間外の非常配備につかない職員の職務

災害対策本部が設置された場合において、非常配備につく職員以外の職員は、自己の住所地付近及び登庁の経路の災害状況を把握し、災害対策本部へ通報するよう努め、いつでも非常配備につけるように待機をするものとする。

(3) 動員状況の報告

【市(総務部人事課・各部課)】

各部長等は、職員の動員状況を速やかに把握し、人事課に報告するものとする。

[報告事項]

部・課名
動員連絡済人員数
動員連絡不能人員数及び同地域
登庁人員数
登庁不能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員
その他

第2節 災害対策本部（準備室）設置

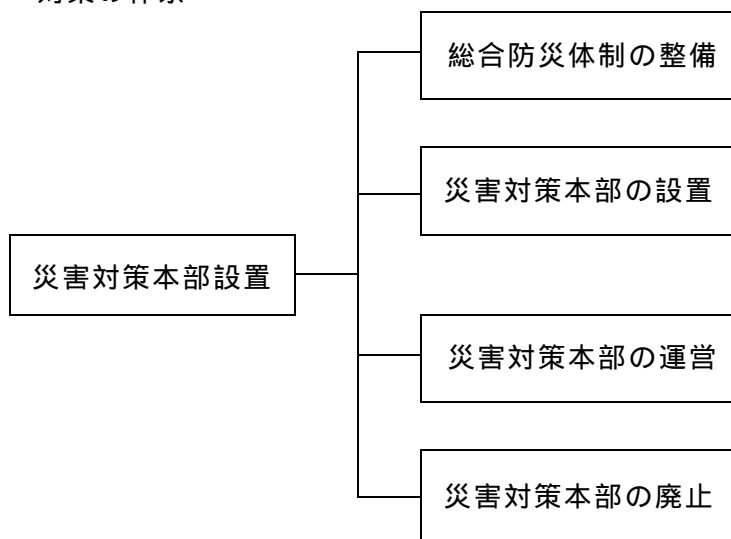
第1 基本的な考え方

1 趣旨

市内の地域において地震災害が発生した場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため市は、防災対策の中核機関として、災害対策本部（準備室）を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたることとする。

2 対策の体系

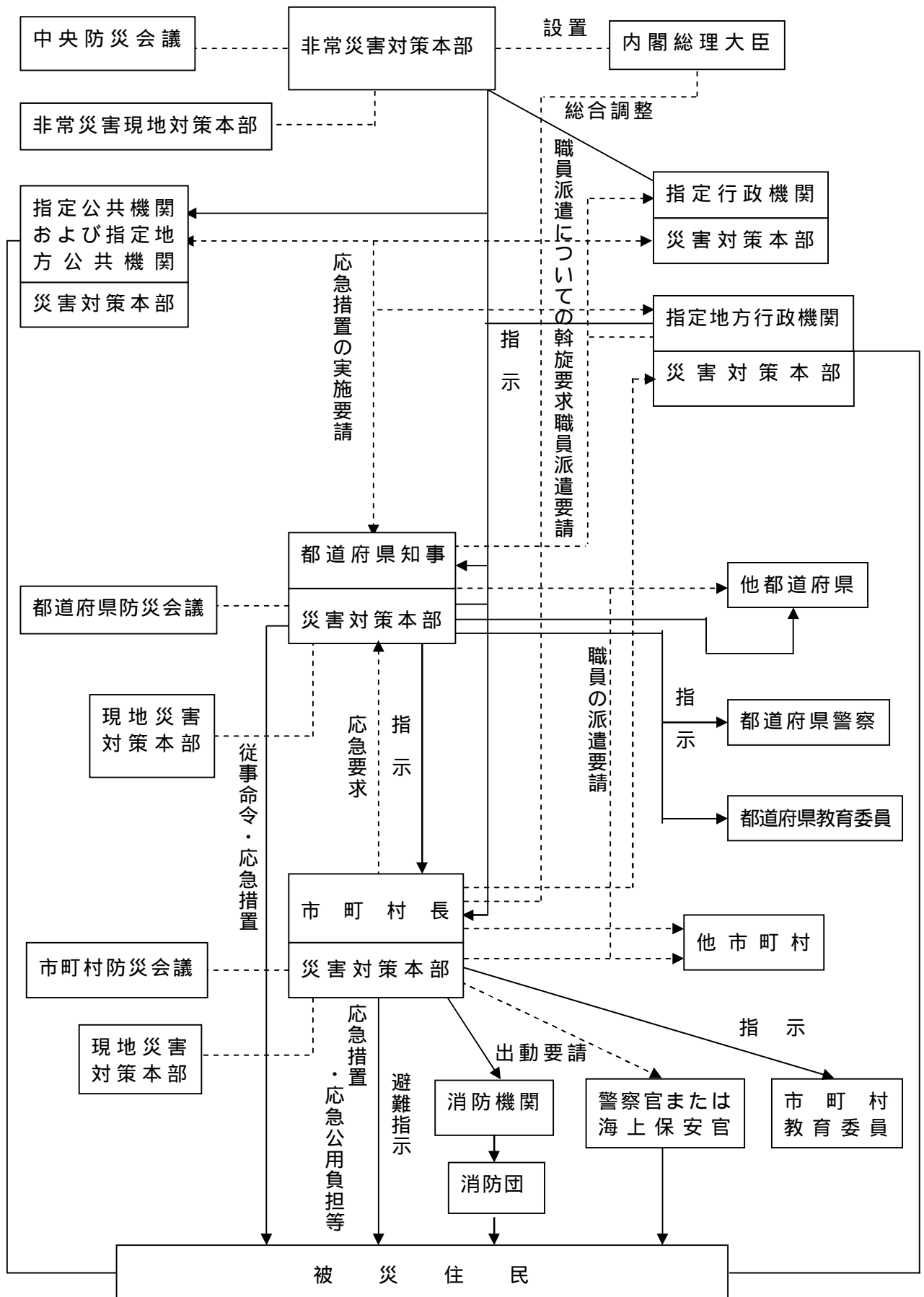


3 災害対策本部（準備室）設置までの対応

地震災害発生時において、災害対策本部（準備室）が設置をされるまでの間、当該災害に係る応急対策を常備消防の組織がこれに対応するものとする。

第2 総合防災体制の整備

市は、市の地域に地震による災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、次頁の表に示す通り県及びその他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するものとする。



第3 災害対策本部（準備室）の設置

1 設置基準（地震）

災害対策本部（準備室）は、次の場合に設置する。

- (1) 「警戒宣言」が発令された後、地震災害が発生した場合
（警戒宣言が発令された場合は、地震災害警戒本部を設置する。）
- (2) 震度5弱以上の地震が発生した場合
- (3) その他市長が必要と認めたとき

2 職員の非常配置基準との対応

非常配備体制	基準	災害対策本部の設置
地震第1非常配備	1 震度4の地震が発生したとき	状況の変化に対応し速やかに災害対策本部が設置できるよう災害対策本部準備室を設置する
	1 震度5弱及び5強の地震が発生したとき 2 「警戒宣言」が発表された後地震災害が発生したとき	災害対策本部を設置する
地震第2非常配備	1 震度6弱以上の地震が発生したとき	

3 組織

(1) 組織構成

ア 機構

岡崎市災害対策本部条例（昭和38年岡崎市条例第7号）の規定により構成するものとする。

（岡崎市災害対策本部条例 別冊附属資料 掲載）
（組織図 岡崎市災害対策本部活動要領 掲載）

イ 職

(ア) 本部長（市長）

本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。

(イ) 副本部長（副市長 市長公室を所管する副市長は危機管理監兼務）

本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(ウ) 本部長付（教育長、岡崎市民病院長）

本部長を補佐し、本部長及び副本部長がともに事故があるときは、その職務を代行する。

(エ) 部長（本部員のうちから本部長が指名）

本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

(オ) 部員（その他の職員のうちから本部長が指名）

部長の命を受けて部の事務を処理する。

(カ) 本部員

各部等の長（担当部長を含む）、額田支所長、保健所長、教育監、市長公室次長、防災危機管理課長

（注）本部員会議は次の者で構成する

- a 本部長
- b 副本部長
- c 本部長付
- d 本部員

4 災害対策本部の設置

【市（市長公室防災危機管理課）】

(1) 災害対策本部設置の決定

地震情報、被害情報等に基づく防災危機管理課長の報告をもとに、市長公室長が状況を判断し、市長の承認を得て、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第23条第1項の規程に基づき、災害対策本部の設置を決定する。ただし、緊急を要し、市長公室長が不在かつ連絡不能の場合は防災危機管理課長が代行する。

(2) 現地災害対策本部設置の決定

災害の発生が局地的である場合、市長公室長が状況を判断し、市長の承認を得て、災対法第23条第5項の規程に基づき、現地災害対策本部の設置を決定する。

現地災害対策本部は、支所に代えて設置するものとし、災害対策本部と連携を図りながら災害対策業務の効果的実施にあたるものとする。

(3) 職員の動員

防災危機管理課長は、災害対策本部の設置及び活動体制の決定に基づき、応急対策実施のため必要な職員の動員を行うものとする。なお、動員の手順については、「第1節 職員参集・動員」において示した通りである。

また、災害応急対策に従事する職員は腕章を着用する。

（腕章 別冊岡崎市災害対策本部活動要領掲載）

(4) 災害対策本部又は現地災害対策本部設置の通知

防災危機管理課長は、災害対策本部又は現地災害対策本部を設置した場合は、直ちに、非常連絡員にその旨を通知するとともに、状況に応じて、市長を通じ愛知県災害対策本部等の関係機関へその旨を通知する。

第4 災害対策本部の運営

【市（市長公室防災危機管理課）】

1 災害対策本部本部員会議の開催

災害の状況に応じ、災害対策に関する基本的事項について協議するため、本部長が必要と認める場合は、本部員会議を開催する。

(1) 本部員会議の協議事項

本部員会議は、災害応急対策の実施に関する基本方針を決定するほか、概ね次の事項に関し協議する。

ア 避難のための立退き指示に関すること

イ 被害情報及び被害状況の分析とそれに伴う応急対策活動の基本方針に関する
こと

ウ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること

エ 災害救助法の適用についての意見に関すること

オ その他災害対策に関する重要事項

(2) 部及び課等の運営

災害対策本部の部及び課等は、本部員会議の決定した方針及びあらかじめ策定したマニュアルに基づき災害対策業務の実施にあたる。

また、各部、課等及び共同で、その際のマニュアルを策定し、その周知徹底を図っておくものとする。

2 災害対策本部室の設置

災害対策本部が設置された場合、防災危機管理課長は、直ちに本部室を開設する。本部室では、主に非常配備、予警報等の伝達、気象等観測結果、被害情報の収集、集計等を行う。

(1) 設置場所

本部室は、市東庁舎 2 階防災危機管理課又は市東庁舎 1 階防災展示コーナーに設置し、額田支所に分室を設置する。ただし、災害の状況に応じてその都度市長公室長が指定する会議室等に設置することがある。

なお、市庁舎が被災した場合には、福祉会館の会議室等に設置する。

また、災害対策本部の入口には標識を表示する。

(標識 別冊岡崎市災害対策本部活動要領掲載)

(2) 本部室の職員

災害対策本部室及び分室で従事する職員は、原則として岡崎市災害対策本部活動要領に定める職員とするが、災害の状況によっては、市長公室長が指示する職員とする。

(3) 本部室の電話番号等

ア 本部室には、次の有線電話を設置する。

23 -6777(受信可能本数 20 本)

23 -6***(受信可能本数 20 本 防災防犯協会、防災関係機関専用)

分室には、次の有線電話を設置する。

82 - 3101

イ 本部室には、次の無線局を設置する。

地域防災無線（ちいきおかざき 100）

防災行政無線・市波移動系1（ぎょうせいおかざき 001又は002）

広域波（おかざきぼうたい）

愛知県高度情報ネットワークシステム・県波（ぼうさいおかざきし）

分室には、次の無線局を設置する。

防災行政無線・市波移動系2（ぎょうせいおかざきぬかた）

市波同報系（こうほうおかざき）

愛知県高度情報ネットワークシステム・県波（ぼうさいおかざきしぬかた）

第5 災害対策本部の廃止

1 廃止基準

災害対策本部は、本部長が次の事項を認めたとき廃止する。

- (1) 市の地域に災害発生のおそれが消滅した場合、
- (2) 災害応急対策が概ね完了した場合

2 災害対策本部廃止の通知

【市（市長公室防災危機管理課）】

防災危機管理課長は、災害対策本部を廃止した場合は、直ちに、非常配備員にその旨を通知するとともに、状況に応じて、本部長を通じ愛知県災害対策本部等の関係機関へその旨を通知する。

第2章 応援・派遣

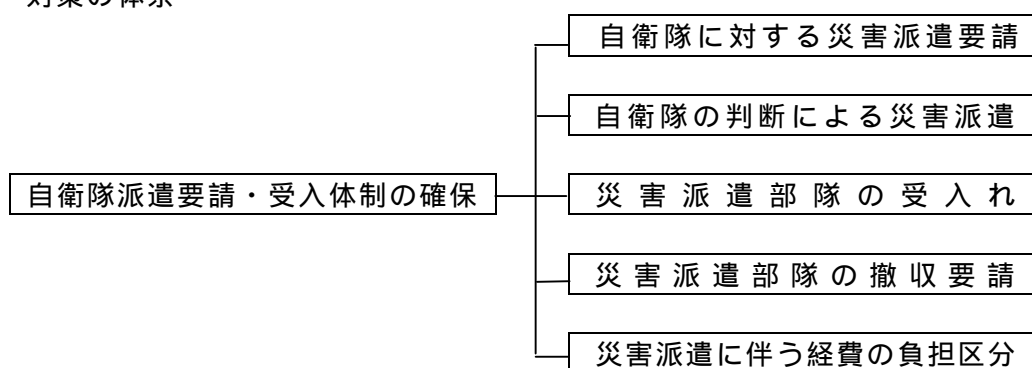
第1節 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

第1 基本的な考え方

1 趣旨

市及び防災関係機関は、自力で応急対策を実施することが困難である場合は、自衛隊応援を要請し、迅速・的確な応急対策の実施を図る。

2 対策の体系



第2 自衛隊に対する災害派遣要請

1 災害派遣要請者等

【県知事、市長、防災関係機関】

(1) 災害派遣要請者

自衛隊の災害派遣要請者は県知事等であり、市長は自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、県知事に依頼する。ただし、通信の途絶等により市長が県知事に対して災害派遣要請の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。（災害対策基本法第68条・68条の2）

(2) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域
	第10特科連隊長 (豊川駐屯地司令)	県東部(西三河北部、東三河北部、 西三河南部、東三河南部)
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域
海上自衛隊横須賀地方總監		県内全域

市長は、自衛隊への災害派遣要請の通知をしたときは、速やかに県知事にその旨を通知しなければならない。

(2) 災害派遣の範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（S.33.総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

3 災害派遣要請等手続

【市長、防災関係機関】

市長は、知事に対して次の事項を記載した災害派遣要請依頼書を送付する。なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の迅速な方法により連絡し、事後速やかに文章を提出する。

また、通信の途絶等により市長が県知事に対して災害派遣要請依頼ができない場合に、自衛隊に対して次の事項を記載した災害派遣要請依頼書を通知する。

災害派遣要請依頼書（参考）

年 月 日
愛 知 県 知 事 様
岡 崎 市 長
部隊等の派遣要請書
災害を防除するため、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。
記
1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する事由
2 派遣を希望する期間
3 派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 区域 (2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）
4 その他参考となるべき事項（作業用資材、宿舎の準備状況など） その他の細部については、 においては調整する。

2項に関しては、具体的に表現することが不可能な場合には、「救援活動終了するまでの間」等の定性的な表現。

第3 自衛隊の判断による災害派遣

【自衛隊】

(1) 通常の手続

自衛隊は、都道府県知事等法令で定める者から要請を受けたときは要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

(2) 例外的な措置

要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば、大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により都道府県等と連絡が不可能である場合における人命救助のための部隊等の派遣等、地震による災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

(3) 自衛措置

庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。

(4) 自衛隊と県との連絡

災害規模が大きく、県との通信が途絶した状況の派遣であっても、引き続き県との連絡手段確保に努め、確保後は十分な情報交換を行うとともに、県の災害対策本部等に情報連絡班を派遣するなど、効率的な活動を行う。

第4 災害派遣部隊の受入れ

【市（市長公室）】

市長は、災害派遣部隊を受入れるときは次の点に留意して、派遣された部隊の活動が十分に達成されるよう努めるものとする。

- (1) 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することのないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする。
- (5) ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の点について準備する。

ア 事前の準備

- (ア) ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。
この場合、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。
- (イ) ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- (ウ) 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポートを明らかにする。
- (エ) 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

着陸帯設定時における留意事項

ヘリの進入角の目安

進入角を遮る建物等により、着陸できない可能性があります。
特に、送電線等の有無も考慮してください。



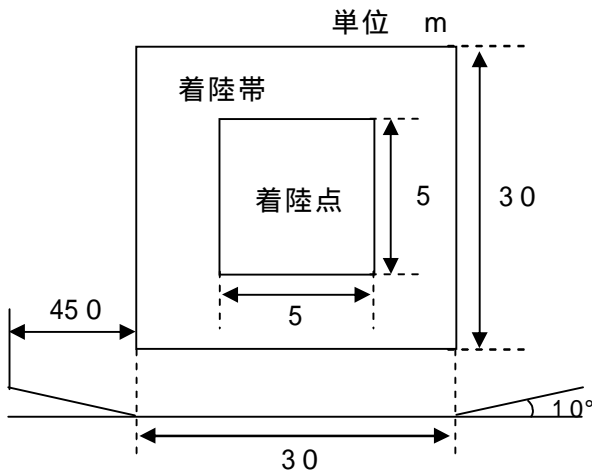
ダウンウォッシュの考慮

前記の着陸帯等の諸元は、離着陸のための必要最小限の数値であり、この他、ヘリの離発着時におけるダウンウォッシュ(吹き下ろし流)に注意する必要があります。

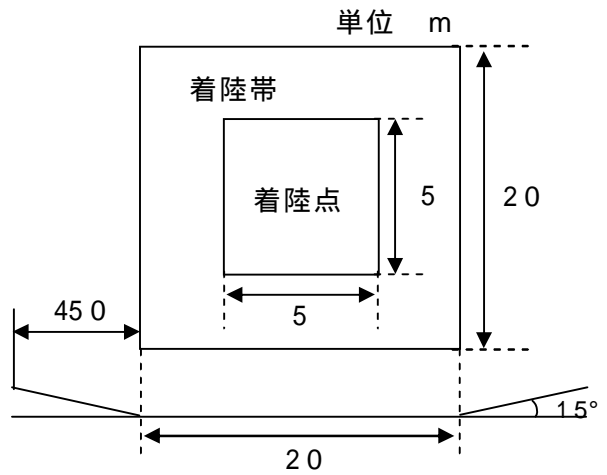
着陸帯の状況、砂塵・小石の巻き上げ
着陸帯の周辺の状況(離発着経路を含む。)風により飛散・破壊する物の有無

離着地点及び無障害地域の基準

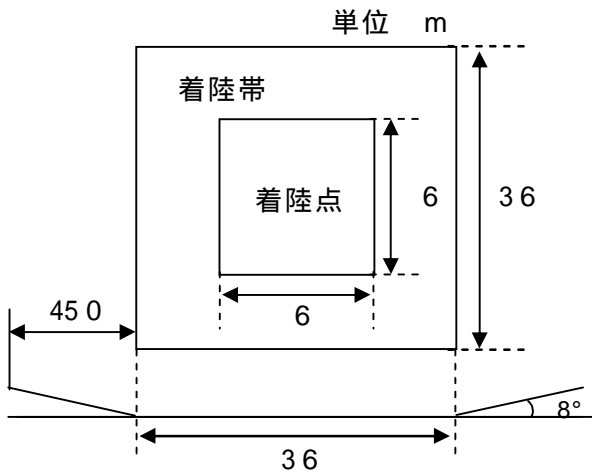
a-1 小型機 <OH-6> の場合《標準》



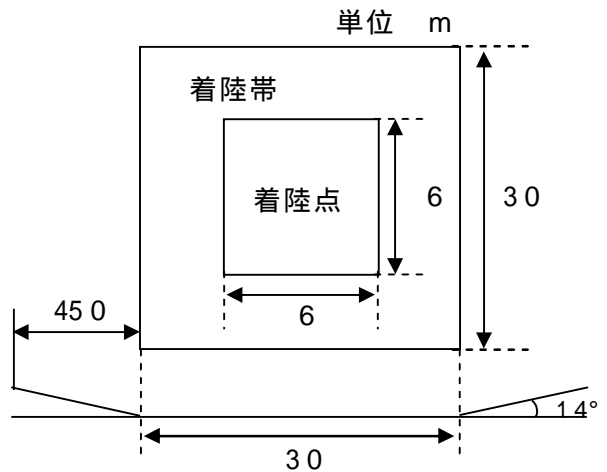
a-2 小型機 <OH-6> の場合《応急》



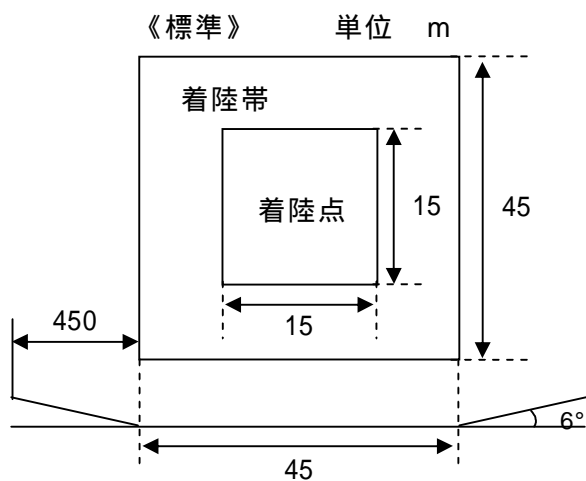
b-1 中小型機 <UH-1> の場合《標準》



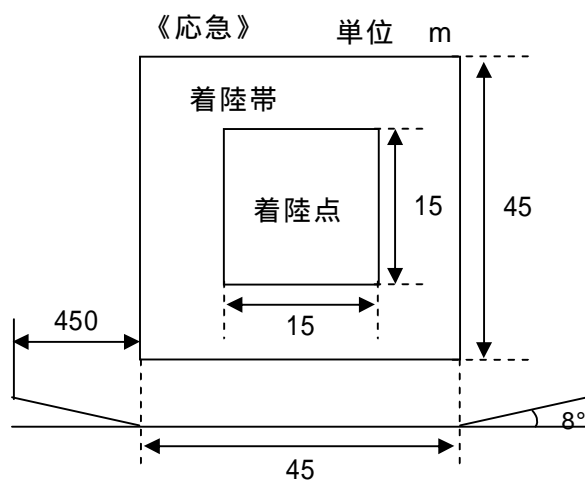
b-2 中小型機 <UH-1> の場合《応急》



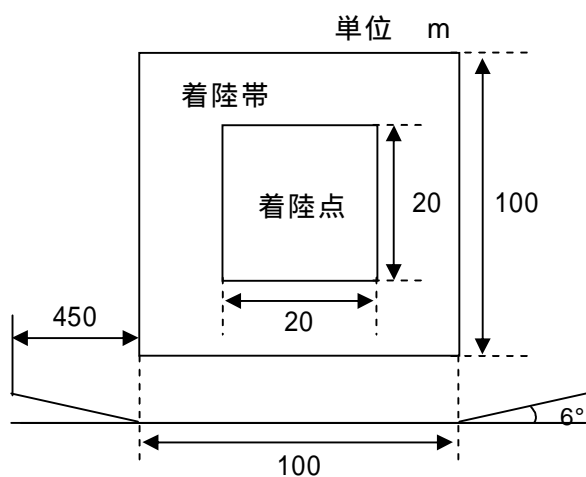
c-1 大型機 < V-10 7及びUH-60 J > の場合



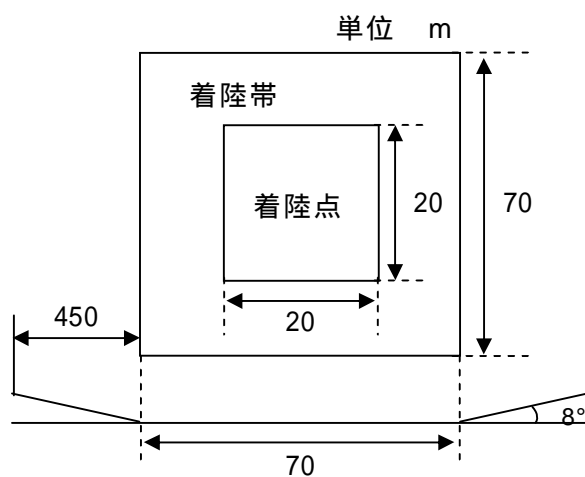
c-2 大型機 < V-10 7及びUH-60 J > の場合



d-1 大型機 < CH-47 > の場合《標準》



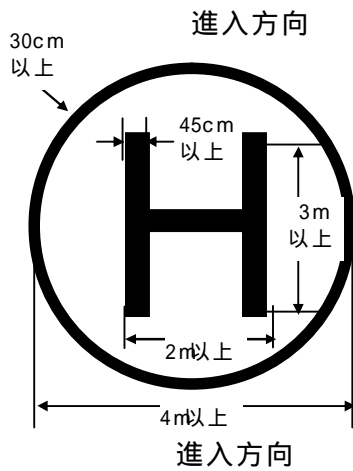
d-2 大型機 < CH-47 > の場合《応急》



イ 受入時の準備

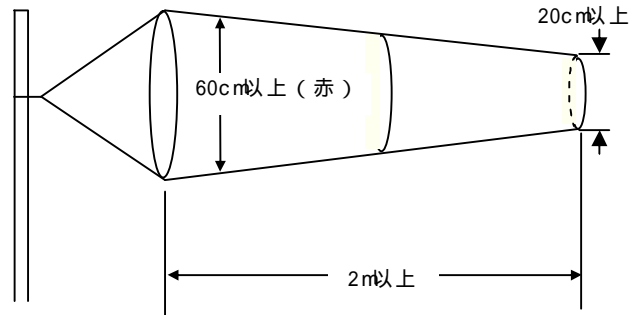
- (ア) 離陸地点には、下記基準の H 記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- (イ) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- (ウ) 砂塵の舞い上がる時は、散水を、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- (エ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- (オ) 物資をとう載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- (カ) 離着時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

(a) (H) 記号の基準



石灰で表示、
積雪時は墨汁
絵具等で明確
に表示する。

(b) 吹き流しの基準



注 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚する。

第5 災害派遣部隊の撤収要請

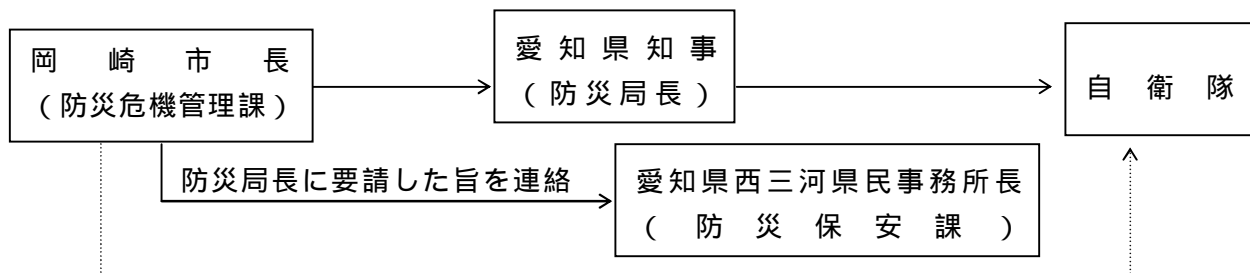
【市（市長公室）】

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなった場合は、速やかに知事に対して、次の事項を記載した文書により撤収を依頼する。

災害派遣撤収要請依頼書

	年 月 日
愛 知 県 知 事 様	岡 崎 市 長
<p>災害派遣部隊撤収要請書</p> <p>災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって、派遣部隊等を撤収されるよう依頼します。</p>	

災害派遣要請等手続系統



第6 災害派遣に伴う経費の負担区分

【市（市長公室）】

(1) 経費の負担者

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を基準とする。

- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備を含む）及び入浴料
- ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、資器材等の調達、借上げ、運搬、修理費
- エ 県、市、町、村が管理する有料道路の通行料

(2) その他

負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

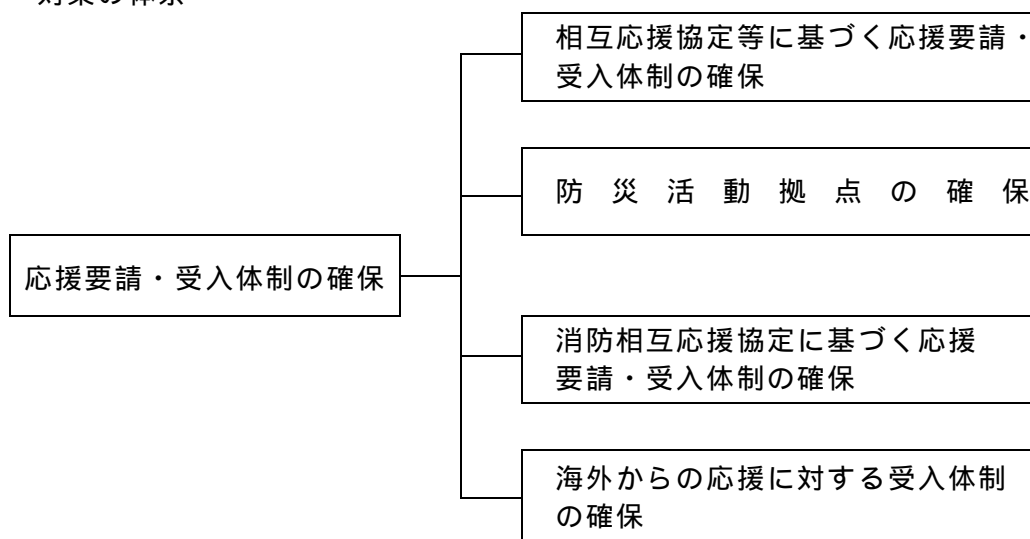
第2節 応援要請・受入体制の確保

第1 基本的な考え方

1 趣旨

市内において地震による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合は、相互応援協定等に基づき、迅速・的確な応援要請の手続き及び受入体制の確保に努めるものとする。

2 対策の体系



第2 相互応援協定等に基づく応援要請・受入体制の確保

【市（市長公室）】

1 自治体間の応援要請・受入体制の確保

(1) 応援要請

市は、被災状況より適切な応急措置及び職員の派遣が必要だと認める場合は、県、他市町村、指定地方行政機関等に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって、応援を要請するものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

	要請の内容	事 項	経費負担
応援・ 応急措置	1 県への応援又は応急措置の要請 (災対法第68条に基づく)	(1) 災害の状況 (2) 応援(応急措置の実施)を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 (4) 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) (6) その他必要な事項	要請者
	2 他の市町村への応援又は応急処置の要請 (災対法第67条に基づき あらかじ相互応援協 定を締結しておく) * 現状での応援協定結 状況 24頁参照	(1) 災害の状況 (2) 応援(応急措置の実施)を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 (4) 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) (6) その他必要な事項	要請者
職員の 派遣・ 幹旋	3 県への指定地方行政機関又は他自治体の職員の派遣の幹旋の要請 (災対法第29条及び地方自治法第252条の17に基づく)	(1) 派遣の幹旋を求める理由 (2) 派遣の幹旋を求める職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他参考となるべき事項	他自治体から派遣を受けた場合は、災対法施行令第18条に基づく所定の方法による。 指定公共機関等から派遣を受けた場合は、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うこととする。

(2) 受入体制の確保

ア 連絡体制の確保

市は、連絡窓口を設置し、要請先である県、他市町村及びその他関係機関等との情報交換を緊密に行うものとする。

イ 受入施設の確保

市は、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を確保する。また、消防応援部隊、災害ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を確保する。

2 水道事業者間の応援要請・受入体制の確保

(1) 応援要請

【市(水道局)】

水道局は、被害状況により適切な応急給水が必要だと認める場合は、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、次表の事項を明記した文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

(水道災害相互応援に関する覚書 別冊附属資料掲載)

協 定	事 項	経費負担
水道災害相互応援に関する覚書	(1) 災害の状況 (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量 (3) 必要とする職員の職種別人員 (4) 応援の場所及び応援場所への経路 (5) 応援の期間 (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項	要請者

(2) 受入体制の確保

ア 連絡体制の確保

水道局は、連絡窓口を設置し、要請先及び市との情報交換を緊密に行う。

イ 受入施設の確保

水道局は、応援職員の宿舎又は資材、機械、工具等の倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

3 防災ヘリコプターの応援要請・受入体制

【市（消防本部）】

(1) 応援要請

市は、次の要件の一に該当し航空機の活動が必要と判断した場合は、「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づき、次表の事項を明らかにして電話等により要請し、同時に防災航空隊緊急出動要請書をファクシミリで送付する。

ア 災害が隣接する市町に拡大し、又はそのおそれがある場合

イ 市の消防力によっては防衛が著しく困難な場合

ウ その他緊急活動等において防災ヘリコプターによる活動がもっとも有効な場合

協 定	事 項	経費負担
愛知県防災ヘリコプター支援協定	(1) 災害の種別 (2) 災害の発生場所 (3) 災害発生現場の気象状況 (4) 飛行場以外離着陸の所在地及び地上支援体制 (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡手段 (6) 応援に要する資機材の品目及び数量 (7) その他必要な事項	愛知県

(愛知県防災ヘリコプター応援協定 別冊附属資料掲載)

(2) 受入体制の確保

ア 連絡体制の確保

消防本部は、連絡窓口を設置し、要請先である県及びその他関係機関等との情報交換を緊密に行う。

イ 受入施設等の確保

(ア) 離着陸場所の確保及び安全対策

(イ) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

(ウ) 空中消火基地の確保

(エ) その他必要な事項

(3) 緊急時応援要請連絡先

愛知県防災局消防保安課 防災航空グループ 電話 056 8-2 9-3121

F A X 056 8-2 9-3123

第3 防災活動拠点の確保

市は、地震が発生し、県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な応急活動について、関係機関との調整を図るものとする。

また、市は、県内市町村への応援が必要となる場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

第4 消防相互応援協定に基づく応援要請・受入体制の確保

【市（消防本部）】

1 応援要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

消防本部は、被害状況により、自地域の消防力で適切な活動が困難である場合、次表の協定に基づき、次表の事項を明記した文書をもって応援を要請するものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

協 定	事 項	経費負担
1 愛知県内広域消防相互応援協定 (消防組織法第39条に基づく)	(1) 災害の発生日時、場所及び状況 (2) 必要とする人員、車両及び資機材等 (3) 集結場所及び連絡担当者 (4) その他必要事項	ア 機械器具の小破損 修理、人員手当等 応援者 イ 機械器具の大破損 修理、災害補償等 要請者
2 西三河地区消防相互応援協定 (消防組織法第39条に基づく)		ア 普通応援 応援者 イ 特別応援 応援者
3 消防相互応援協定 (消防組織法第39条に基づく)		ア 普通応援 応援者 イ 特別応援 応援者
4 愛知県下高速道路における消防相互応援協定 (消防組織法第39条に基づく)		ア 機械器具の小破損 修理、人員手当等 応援者 イ 機械器具の大破損 修理、災害補償等 関係協定市町組合との協議による

普通応援：災害が発生した場合に、自動的に出動する応援をいう。

特別応援：特殊的防御を必要とする災害が発生した場合に、受援市町村の長及び消防組合の管理者または消防長の要請に基づいて出動する応援をいう。

(協定書 別冊附属資料掲載)

(2) 緊急消防援助隊の要請

緊急消防援助隊は、国内における地震等の大規模災害発生に際し、被災地の消防の応援のため速やかに被災地に赴き、人命救助活動等を行うことを任務とする。

消防本部は、被害が広範囲におよび協定を締結している市町村等より十分な応援が得られない場合、緊急消防援助隊の派遣を市長を通じ知事に要請する(消防組法第44条に基づく)。なお、東海地震及び東南海・南海地震においては、消防庁がそれぞれの地震に対して策定する緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づき、県知事の要請がなくとも緊急消防援助隊の出動が行われる。

2 受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

消防本部は、連絡窓口を設置し、要請先及び市との情報交換を緊密に行う。

(2) 受入施設の確保

消防本部は、市と連携を図りながら、応援部隊の宿舎、資材、機械、工具等の倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(3) 消防活動資器材の確保

消防本部は、応援部隊に対して消防活動資器材の調達及び提供を行う。

第5 海外からの応援に対する受入体制の確保

【市(市長公室)】

1 連絡体制の確保

市は、連絡窓口を設置し、国及び県を通じ、活動内容、派遣人員、物資等の必要事項について情報交換を緊密に行う。

2 受入体制の確保

市は、人、物資等の応援を速やかに受入れるため、通訳ボランティア、受入施設・用地等を確保する。

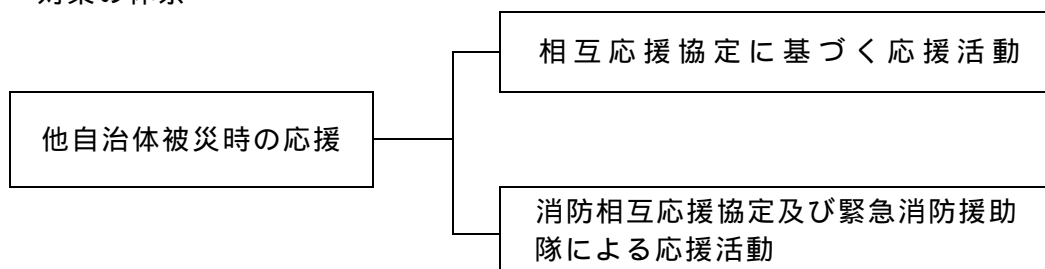
第3節 他自治体被災時の応援

第1 基本的な考え方

1 趣旨

他自治体において地震が発生し、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を速やかに行えるようその体制を確立し迅速・的確な応援活動を実施するものとする。

2 対策の体系



第2 相互応援協定に基づく応援活動

1 自治体間の応援活動

【市（市長公室・総務部人事課）】

市は、他自治体において大規模な災害が発生し、応援の要請があった場合は、相互応援協定に基づき被災自治体への応援活動を実施する。また、緊急を要し要請を待ついとまがない場合、又は被災自治体が協定締結自治体でない場合であっても、必要だと認められる場合は自主的に応援活動を実施する。

(1) 支援対策本部の設置

市は、直ちに関係部課等から構成する支援対策本部を設置し、被災自治体への物資の供給や人材の派遣等の指示及び調整を行う。

(2) 応援体制

応援活動は、派遣職員からなるチームを編成して行う。その際、派遣職員が被災自治体から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまでを各自に携帯させる自己完結型の体制とする。

(3) 応援内容

ア 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣

(ア) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん

(イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん

(ウ) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん

(エ) 救助、応急復旧及び被災者の健康管理に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣

- イ 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等県市境付近における必要な措置
- ウ その他特に要請があった事項

(4) 経費負担

(「第3編 第2章 第2節 応援要請・受入体制の確保」参照)

2 水道事業者間の応援活動

【市（水道局）】

水道局は、他自治体において大規模な災害が発生し、応援の要請があった場合は「水道災害相互応援に関する覚書」に基づき応援活動を実施する。また、緊急を要し要請を待ついとまがない場合、又は被災自治体が協定締結自治体でない場合であっても、必要だと認められる場合は自主的に応援活動を実施する。

(水道災害相互応援に関する覚書 別冊附属資料掲載)

(1) 応援体制

応援職員を派遣する際は、派遣先の水道事業者等から援助を受けることのないよう、給水用具、作業用工具、食料、衣類、日用品、その他必要なものを各自に携帯させる自己完結型の体制とする。また、応援職員は、応援である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用する。

(2) 応援内容

- ア 応急給水作業
 - イ 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
 - ウ 応急復旧資器材の供出
 - エ 工事事業者の斡旋
- なお、アとイの作業期間は、原則として7日以内とする。

(3) 経費負担

(「第3編 第2章 第2節 応援要請・受入体制の確保」参照)

第3 消防相互応援協定及び緊急消防援助隊による応援活動

1 消防相互応援協定に基づく応援活動

【市（消防本部）】

消防本部は、他自治体において大規模な災害が発生し、応援の要請があった場合は、各消防相互応援協定（別冊附属資料参照）に基づき応援活動を実施する。また、緊急を要し要請を待ついとまがない場合、又は被災自治体が協定締結自治体でない場合であっても、必要だと認められる場合は自主的に応援活動を実施する。

(各消防相互応援協定等 別冊附属資料掲載)

(1) 応援体制

消防本部は、応援隊を編成し応援活動を実施する。応援隊の指揮は、要請市町村等の消防機関の長が応援隊の長に対して行う。

(2) 応援内容

- ア 同時多発延焼火災の消火活動
- イ 要救助者の検索及び救助活動
- ウ 同時多発した多数傷病者の救急活動
- エ その他の消防活動

(3) 経費負担

(「第3編 第2章 第2節 応援要請・受入体制の確保」参照)

2 緊急消防援助隊による応援活動

【市（消防本部）】

消防本部は、市長を通じ知事より緊急消防援助隊の派遣要請があった場合（東海地震及び東南海・南海地震の際は、消防庁がそれぞれの地震に対して策定する緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づき、知事を介さず消防庁長官より直接派遣要請がある場合もある）、緊急消防援助隊を編成し被災地へ派遣する（消防組織法第44条に基づく）。

(1) 応援内容

- ア 要救助者の検索及び救助活動
- イ 同時発生した多数傷病者の救急活動
- ウ その他の消防活動

(2) 経費負担

緊急消防援助隊が応援活動に要した費用は、原則として（財）全国市町村振興協会から交付される。

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

第1節 災害情報の収集・伝達

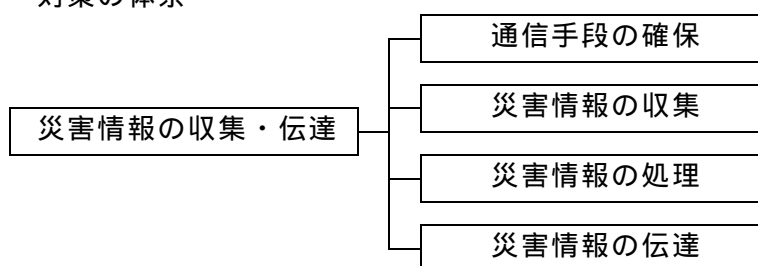
第1 基本的な考え方

1 趣旨

市及び防災関係機関は、地震災害の初動期において、災害応急対策を実施するために、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達することに努める。

また、災害が非常災害であると認められるときは、市は、当該非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いるものとする。

2 対策の体系



第2 通信手段の確保

1 各種通信手段のテスト

【市（市長公室防災危機管理課・消防本部・水道局）、防災関係機関】

市は、防災通信システムの機能が確保されているかどうかをテストし、通信手段の確保状況を把握するとともに、通信連絡路の運用の考え方を市関係各部課、防災関係機関に伝達する。

2 通信手段の確保と通信途絶時の対応

【市（市長公室広報広聴課・市長公室防災危機管理課・企画財政部IT推進課・消防本部・水道局）、防災関係機関】

(1) 情報連絡体制の確保

市及び防災関係機関は、原則的には有線通信設備（消防報知専用電話、直通電話、消防専用電話、災害時優先電話）を活用する。有線通信途絶の場合は、防災行政無線（市波、広域波、県波）、地域防災無線、消防無線、救急無線、水道事業無線のほか他機関の無線通信施設を活用する。

なお、無線通信途絶の場合については、職員派遣による情報連絡等、あらゆる手段をつくして情報連絡できるように努めるものとする。

(2) 市民への伝達の確保

市及び防災関係機関は、広報車、ケーブルテレビを利用したL字型緊急情報提供システム、コミュニティ放送等の放送機関を通じた防災ラジオ、市内にある携帯電話の対応機種に一齐にメールを配信する緊急告知エリアメール、情報通信を活用し

て市民に伝達を図る。

(3) 有線電話の優先利用

各防災機関は、災害発生時等において、電話の異常ふくそうにより一般通話が制限される場合もあり得ることも考慮して、あらかじめ発信する電話番号を西日本電信電話株式会社に「災害時優先電話」として登録し「災害時優先電話」による情報の収集、伝達等に努めるものとする。

ア 非常扱いの通話

天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、すべての通話に優先して接続される。

申込みに当たっては、災害優先電話から市外局番なしの102番にダイヤルして、次の事項をオペレーターに告げる。

- (ア) 非常扱いの通話申込みであること
- (イ) 登録された電話番号と機関などの名称
- (ウ) 相手の電話番号
- (エ) 通話内容

イ 緊急扱いの通話

火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合で、一般通話に優先して接続される。

申込みに当たっては、災害優先電話から市外局番なしの102番にダイヤルして、次の事項をオペレーターに告げる。

- (ア) 緊急扱いの通話申込みであること
- (イ) 登録された電話番号と機関などの名称
- (ウ) 相手の電話番号
- (エ) 通話内容

ウ 非常扱いの電報

地震その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常扱いの通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの115番にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。(22時以降 - 翌朝 8 時までは、0120 -00011 5で受付)

- (ア) 非常扱いの電報の申込みであること
- (イ) 発信電話番号と機関などの名称
- (ウ) 電報の宛先の住所と機関などの名称
- (エ) 通信文と発信人名

エ 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。電報発信に当たって電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの115番にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。(22時以降 - 翌朝 8 時までは、0120 -00011 5で受付)

- (ア) 緊急扱いの電報の申込みであること
- (イ) 発信電話番号と機関などの名称
- (ウ) 電報の宛先の住所と機関などの名称
- (エ) 通信文と発信人名

(4) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又は利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信(以下「非常通信」という。)については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

- (ア) 人命の救助に関するもの
- (イ) 災害の予警報(主要河川の水位を含む。)及び災害の状況に関するもの
- (ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの
- (エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの
- (オ) 遭難者救護に関するもの(日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。)
- (カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの
- (キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの
- (ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、県・市町村防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの
- (コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

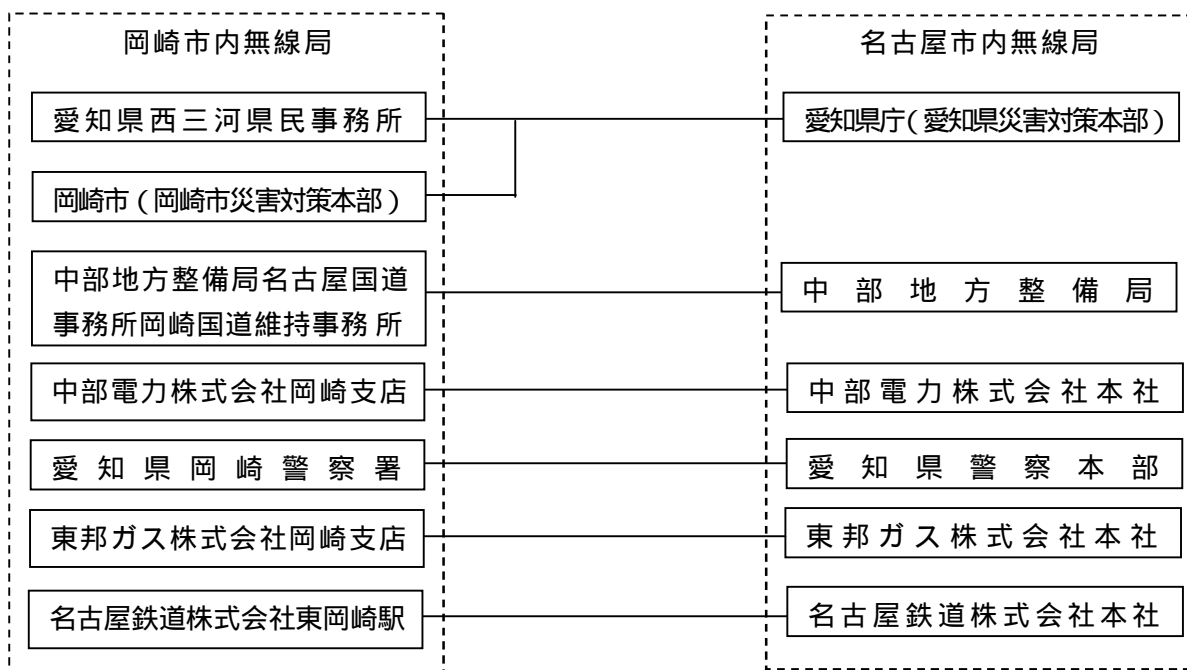
イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

県災害対策本部へ通ずる非常通信ルートは、次のとおりである。



第3 災害情報の収集

1 地震情報の収集

【市(市長公室防災危機管理課)、防災関係機関】

(1) 地震計システムからの情報収集

市は、本庁、額田支所及び消防本部に設置された愛知県震度情報ネットワークシステムの表示計及び市の震度情報集約システムにより、震度に関する情報を収集する。

(2) 岡崎市防災気象情報システムからの情報収集

市は、岡崎市防災気象情報システムにより、地震の震源・規模等に関する情報及び各地の震度に関する情報を収集する。

(3) 県からの情報収集(愛知県震度情報ネットワークシステムによる情報収集)

県及び県下市町村の計測震度計により観測した震度情報は、即時に県において収集し、名古屋地方気象台に伝達される。

市及び防災関係機関は、防災行政無線(県)により、県からの地震の震源・規模等に関する情報及び各地の震度に関する情報を収集する。

(4) テレビ・ラジオからの情報収集

市及び防災関係機関は、テレビ・ラジオにより、地震の震源・規模等に関する情報及び各地の震度に関する情報を収集する。

2 気象情報の収集

【市（市長公室防災危機管理課）、防災関係機関】

(1) 岡崎市防災気象情報システムからの情報収集

市は、岡崎市防災気象情報システムにより、注警報、台風情報、天気予報等に関する気象情報を収集する。

(2) 河川流域総合情報システム及び雨量水位情報集約システムからの情報収集

市は、河川流域総合情報システム及び雨量水位情報集約システムにより、河川流域の水位、雨量等に関する水象情報を収集する。

(3) 県からの情報収集

市及び防災関係機関は、防災行政無線（県）により、県からの気象情報を収集する。

(4) テレビ・ラジオからの情報収集

市及び防災関係機関は、テレビ・ラジオにより、気象情報を収集する。

3 被害情報の収集

【市】

(1) 市の職員等からの被害概況情報収集

市は、市の職員、防災関係機関、自治会あるいは一般市民から

ア 火災の状況（炎上、延焼、消防隊の配置）

イ 住民の行動、避難状況

ウ 崖崩れの状況（位置、被災戸数、要救助者の有無）

エ 建築物の被害状況（木造住宅の倒壊状況、ブロック塀、要救助者の有無）

オ 道路、鉄道の被害（橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱）

カ 道路渋滞の状況等の被害概況

を通報により収集する。通報のための情報通信手段としては、防災通信システムを活用するものとするが、携帯電話、アマチュア無線、タクシー無線等の通信手段も活用する。

(2) テレビ・ラジオからの被害概況情報収集

市及び防災関係機関は、被害概況を、テレビ・ラジオにより収集する。

(3) 被害情報の内容

市及び防災関係機関は、おおむね以下に示す被害情報を収集する。なお、収集する被害情報内容の詳細は、別に定める岡崎市災害対策本部活動要領によるものとする。

ア 人、住家の被害

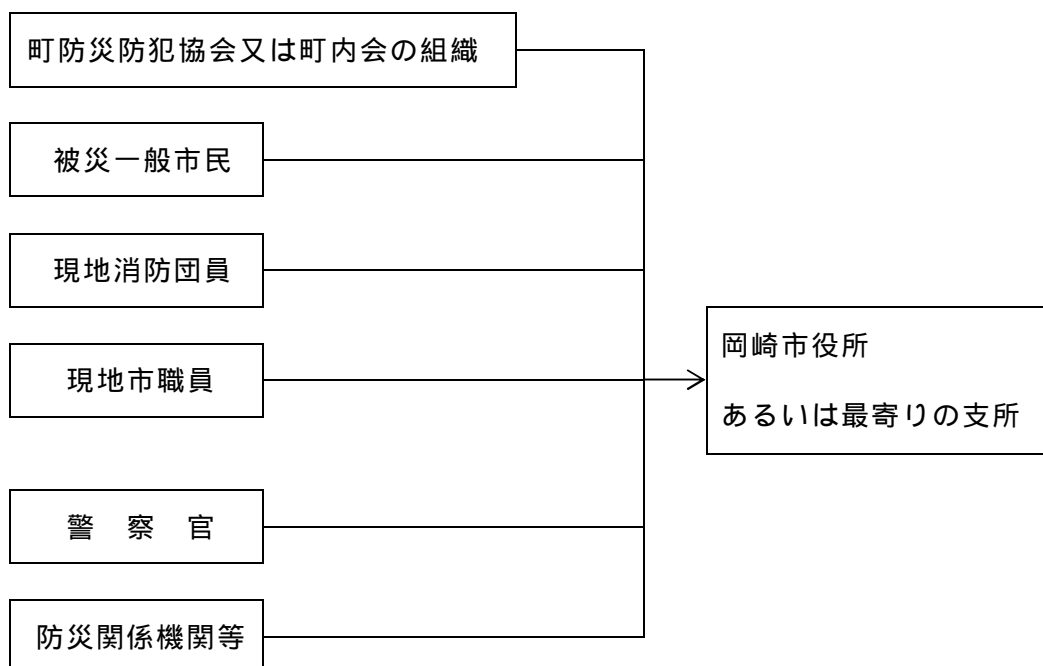
被害区分		収集事項
人の被害	死者及び行方不明者	住所、氏名及び人数
	重傷、軽傷	
住家の被害	全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水	棟数、世帯数、住所、氏名及び人数

イ 人、住家以外の被害

被害区分		収集事項
土木施設等の被害	砂防被害、崖くずれ被害、地すべり被害、河川被害、公共貯水池、ため池被害、道路、橋りょう被害	損壊箇所及び被害程度
重要公共施設の被害	文教施設被害、病院被害、清掃施設被害	損壊箇所及び被害程度
ライフライン施設の被害	水道施設被害、下水道施設被害、電力施設被害、ガス施設被害、電話施設被害	損壊箇所及び被害程度
農林水産施設の被害	田・畑被害、農産被害、林産被害、畜産被害、水産被害、農林水産業施設被害	損壊箇所及び被害程度

(4) 被害情報の収集先

被害情報は、おおむね以下の系統により収集する。収集のための情報通信手段としては、防災通信システムを活用するものとするが、携帯電話、アマチュア無線、タクシー無線等の通信手段も活用する。



(5) 勤務時間外の被害情報の収集

災害対策本部が設置される状況下にあつては、市職員は自宅付近の災害状況について被害が発生するおそれがある事象（被害が発生した場合を含む）を発見したときは、直ちに災害対策本部（災害対策本部が設置されていないときは、宿日直員を經由して担当課等）に通報するよう努めるものとする。

(6) 措置情報の内容

市は、以下に示す措置情報を収集する。なお、収集する措置情報の内容は、別に定める岡崎市災害対策本部活動要領によるものとする。

ア 主な応急措置（実施、実施予定）

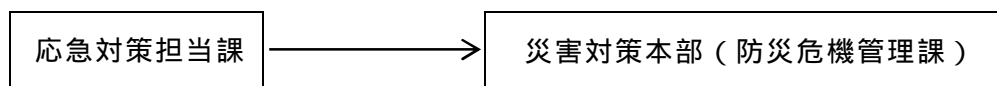
イ 応急措置実施上の措置

ウ 応援の必要性の有無

エ 災害救助法適用の必要性

(7) 措置情報の収集先

措置情報は、おおむね以下の系統により収集する。収集のための情報通信手段としては、防災通信システムを活用する。



第4 災害情報の処理

1 被害情報責任者

【市】

災害に際しては、被害の実体把握が最も重要である。被害情報受理者は、次の事項に留意し職務を遂行する。

(1) 入手した被害情報は、記録された後、確実に災害対策本部に伝達されたか。

(2) 所定の報告先機関へ報告をしたか。

(3) 担当の被害状況を完全に掌握しているか。

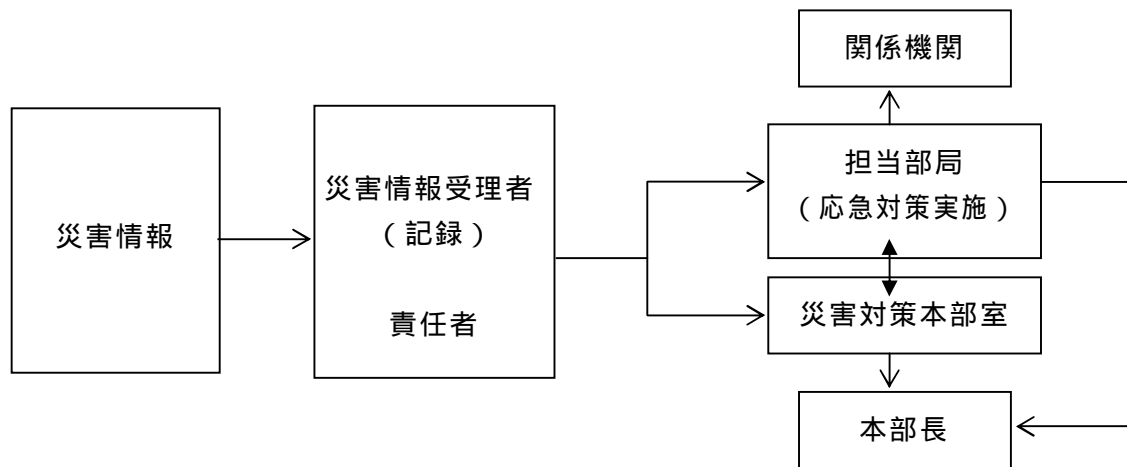
2 被害情報の一般的処理方法

【市】

(1) 入手した被害情報は、被害情報受理者が岡崎市災害対策本部活動要領に示された被害情報処理票に記録する。この場合、緊急の場合があるので、外部からの情報を

応急対策担当課等へ転送することは努めて避ける。

- (2) 被害情報受取者は、直ちに所属課等の被害情報責任者に報告する。
 - (3) 報告を受けた被害情報責任者は、直ちに所属の上司に報告するとともに、災害対策本部室（災害対策本部が設置されていないときは、防災危機管理課）及び応急対策担当課の被害情報責任者へ伝達する。なお、公共施設被害については併せて財産管理課へ報告する。
 - (4) 伝達を受けた応急対策担当課は、直ちに所属の上司の指示を受け、応急対策を実施する。
 - (5) 応急対策担当課の被害情報責任者は、被害発生状況及び応急対策状況を、それぞれに所定の報告先機関及び災害対策本部室（災害対策本部が設置されていないときは、防災危機管理課）へ報告する。
 - (6) 重要な被害情報及び応急対策状況については、直ちに関係部長が本部長に報告する。
- 以上を図示すれば、おおむね次のとおりである。



第5 災害情報の伝達

1 災害情報の内容

伝達する災害情報の内容は、別に定める愛知県災害対策実施要綱の報告様式によるものとする。

2 災害情報の伝達要領

【市（市長公室広報広聴課・防災危機管理課・経済振興部農地整備課・土木建設部・水道局）、防災関係機関】

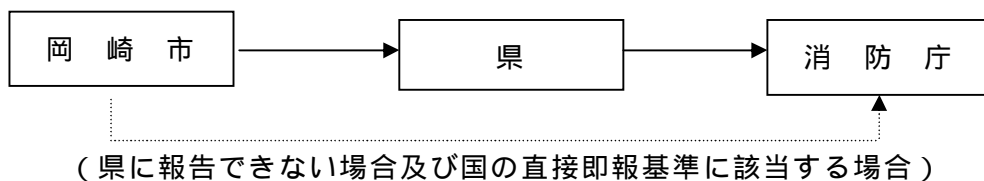
市は、即報要領に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式1により、その第一報を県に

報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文章により県に報告する。おつて、消防機関への119番通報が殺到した場合には、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

伝達のための情報通信手段としては、原則、愛知県防災情報システムを活用するものとするが、愛知県防災情報システムが使用できない場合及び国の直接即報に該当する場合は、様式によるものとする。



伝達の対象となる被害

被害の種類	伝達する被害状況
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況（全般）
人的被害、住家被害等	人的被害、住家被害
	避難状況、救護所開設状況
公共施設被害	河川・貯水池・ため池、砂防施設等の被害
	港湾及び漁港施設被害
	道路・橋りょう被害
	鉄道施設被害
	電信電話施設被害
	電力施設被害
	ガス施設被害
水道施設被害	

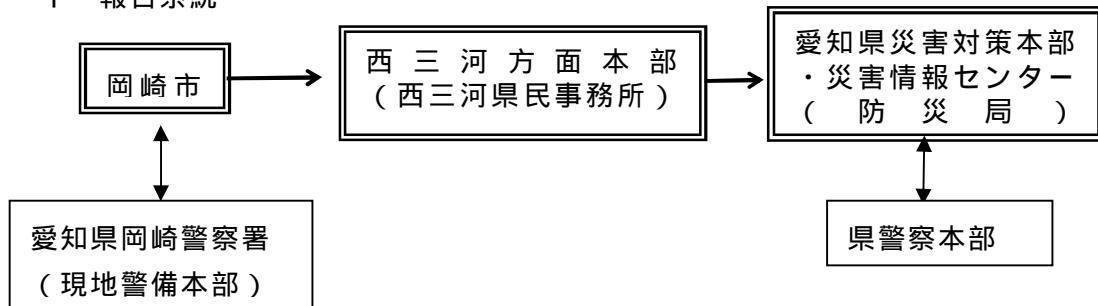
(1) 人的被害、住家被害等

ア 報告を要する場合

次に掲げる事項の一に該当したとき被害の発生及びその経過に応じ、逐次報告する。

- (ア) 県災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 市災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- (エ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められるとき

イ 報告系統

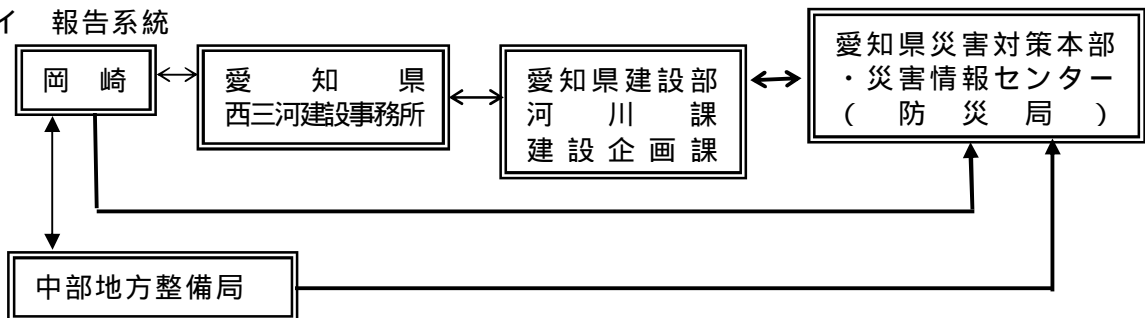


(2) 河川被害

ア 報告を要する場合

- (ア) 県災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 市災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 重大な被害（河川堤防の決壊、溢水等）が発生したとき、又は応急復旧したとき

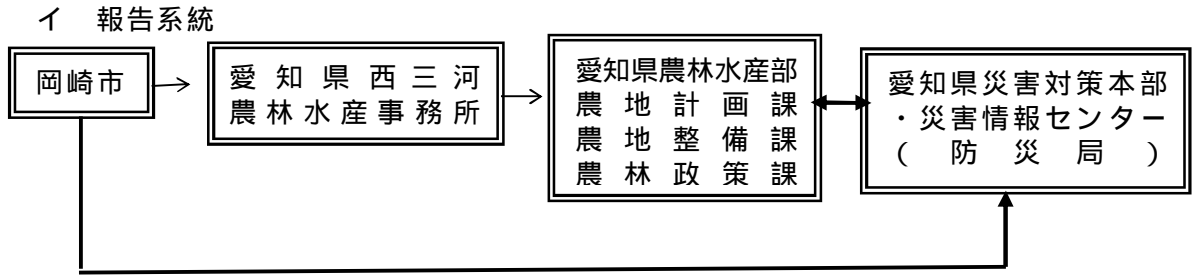
イ 報告系統



(3) 貯水池・ため池被害

ア 報告を要する場合

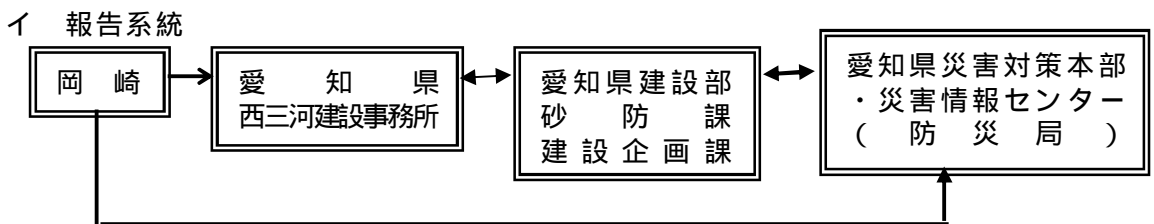
- (ア) 県災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 市災害対策本部が設置されたとき
- (ウ) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき



(4) 砂防施設被害

ア 報告を要する場合

- (ア) 重大な被害（えん堤本体が決壊し家屋に被害を与えたとき、護岸工が決壊し家屋に浸水したとき、又は、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が倒壊し家屋に被害を与えたとき）が発生したとき、及び応急復旧したとき。
- (イ) 土石流危険渓流において、土石流等の土砂流出が発生したとき。
- (ウ) 土石流危険渓流以外であっても、土砂流出により人的被害及び人家、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害が生じたとき及びこれらの被害の恐れが生じたとき。
- (エ) 急傾斜地崩壊危険箇所で斜面崩壊が発生したとき。
- (オ) 急傾斜地崩壊危険箇所以外で斜面崩壊が発生し、人的被害及び人家、公共的建物等に一部破損以上の被害があったとき。
- (カ) 地すべり危険箇所、被害の有無にかかわらず、地すべりが発生したとき。

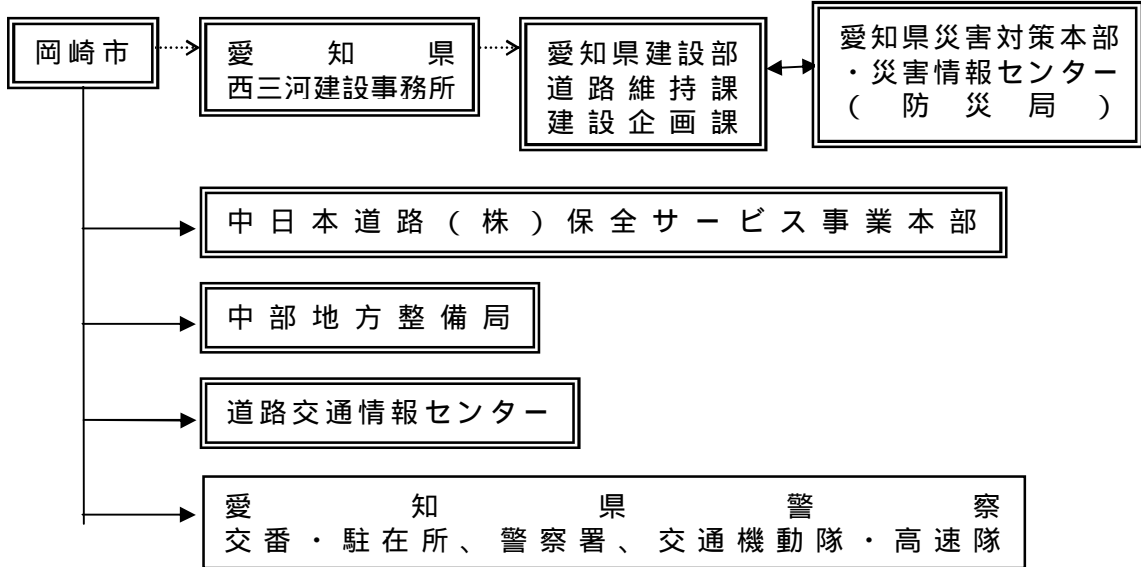


(5) 道路・橋りょう被害

ア 報告を要する場合

- (ア) 県災害対策本部が設置されたとき
- (イ) 市災害対策本部が設置されるとき
- (ウ) 事前通行規制区域外の通行規制及び事後通行規制を生じたとき
- (エ) 重大な災害等が発生したとき
- (オ) 事前通行規制を生じたとき
- (カ) 応急復旧したとき
- (キ) 通行規制を解除したとき

イ 報告系統

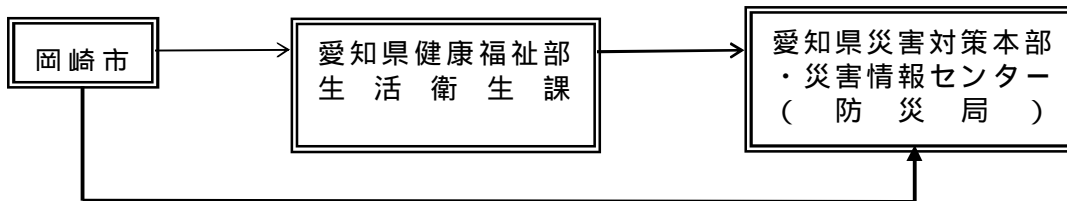


(6) 水道施設被害

ア 報告を要する場合

県災害対策本部が設置されたとき

イ 報告系統



(7) 被害状況等の相互伝達

(1)から(6)に掲げる人的被害・住家被害等、河川被害、貯水池・ため池災害、砂防施設被害、道路・橋りょう被害、水道施設被害をはじめ鉄道施設被害、電信電話施設被害、電力施設被害、ガス施設被害等の重要な被害状況については、各機関は自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況に係わる情報を、愛知県地域防災計画に定める機関に報告のほか、市内防災関係機関に対し相互に伝達するものとする。

(8) 被害状況等の避難所等への伝達

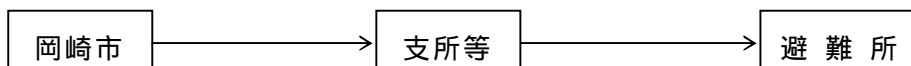
ア 報告を要する場合

避難所が開設されたとき

イ 報告内容

(1)から(6)に掲げる人的被害、住家被害等、河川被害、貯水池・ため池被害、砂防施設被害、道路・橋りょう被害、水道施設被害をはじめ鉄道施設被害、電信電話施設被害、電力施設被害、ガス施設被害等の重要な被害状況。

ウ 報告系統



第2節 災害広報

第1 基本的な考え方

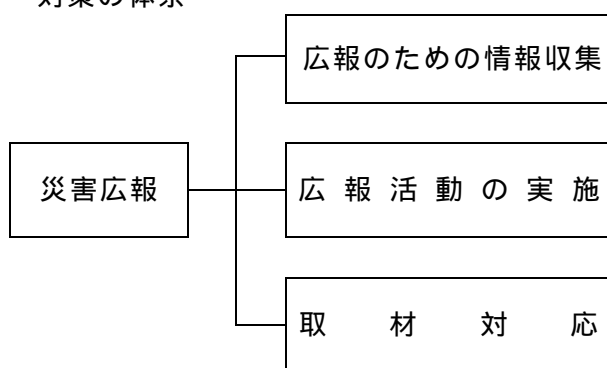
1 趣旨

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の混乱した事態に、被害の状況、応急対策の実施状況等を市民に周知し、人心の安定と社会秩序の回復を図る。

各防災機関は、広報活動を実施するにあたっては、連絡を密にし、各機関相互に錯そうのないよう万全を期するものとする。

災害の状況、応急措置の状況等の広報資料の編集にあたっては、必要に応じて関係機関その他各種団体等に対し、情報の提供を求めて実施するものとする。

2 対策の体系



第2 広報のための情報収集

【市（市長公室・防災危機管理課）】

(1) 被害情報等の収集

被害情報等は、本章1節で収集したものを使用して、広報資料を作成するものとする。広報する内容については、被害の様相により変化するものと考えられるが、作成する広報資料内容の基本的な様式は、別に定める岡崎市災害対策本部活動要領によるものとする。

(2) 写真等の収集

写真は、被害調査の際撮影した写真等を用いる。必要に応じて担当者を派遣して写真やビデオの撮影、録画等を実施するものとする。

第3 広報活動の実施

1 広報の内容

【市・防災関係機関】

市及び防災関係機関は、おおむね以下に示す内容を広報する。

- (1) 防災活動状況及び今後の見通し
- (2) 避難指示の伝達
- (3) 被害状況、関係機関の諸活動（救助、消防、整備、水防等）
- (4) 事故防止、防疫についての注意
- (5) 交通運輸の状況
- (6) 民心安定、志気高揚に関する事項
- (7) その他必要な事項

2 広報方法

【市・防災関係機関】

市は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、情勢に適した効果的な広報活動を展開するものとする。広報手段としては、広報車、ケーブルテレビを利用したL字型緊急情報提供システム、コミュニティ放送を利用した防災ラジオ、市内にある携帯電話の対応機種に一齐にメールを配信する緊急告知エリアメール、情報ネットワークセンター、情報通信システム等を活用するものとするが、携帯電話、アマチュア無線等の通信手段も活用する。

なお、一応災害が終息したときは広報車により被災地避難所等を巡回して、必要な広報活動を行う。広報車は、災害対策本部と緊密な連絡をとり、情勢に適した効果的な広報活動を展開するものとする。

第4 取材対応

【市（市長公室広報広聴課・防災危機管理課）】

災害に関する情報及び本部長室の災害対策事項、その他市民に周知すべき事項は市長公室長が事項の軽重、緊急性等を検討した上で記者への口頭説明または各社への電話連絡(予め作成して文書を読みあげること。)によって取材に対応するものとする。

第4章 被害軽減対策

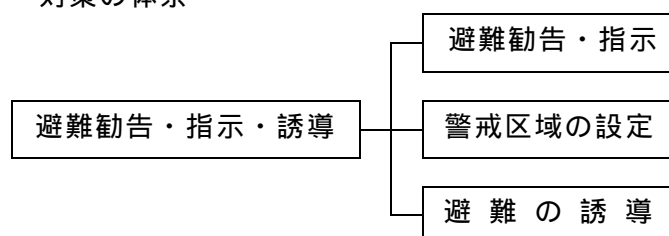
第1節 避難勧告・指示・誘導

第1 基本的な考え方

1 趣旨

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長は、関係機関の協力を得て、市民の避難に関する勧告・指示を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

2 対策の体系



第2 避難勧告・指示

1 避難の勧告、指示の実施責任者

【市長】

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、立退きを指示し、又は勧告する。（災害対策基本法第60条）
- (2) (1)の場合及び警察官、自衛官から立退きを指示した旨の連絡があった場合は、直ちに知事に報告する。

【市長（水防管理者）】

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。立退きを指示した場合は、直ちに警察署長にその旨を通知する。（水防法第22条）

【県知事】

洪水、高潮又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。立退きを指示した場合は、直ちに警察署長にその旨を通知する。（水防法第22条、地すべり等防止法第25条）

県知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。市の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。（災害対策基本法第60条）

【警察官】

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められる事態において市町村長が立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、自ら立退きを指示する。（災害対策基本法第61条）
- (2) 災害で危険な事態が生じ、その場の危害を避けることが急を要する場合、避難させる等必要な措置をする。（警察官職務執行法第4条）

【自衛官】

災害で危険な事態が生じ、その場の危害を避けることが急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難させる等必要な措置をする。（自衛隊法第94条）

2 避難の勧告、指示の区分

【市（市長公室防災危機管理課）、県、岡崎警察署、自衛隊】

災害の状況により、事前避難勧告と緊急避難指示に区分して避難の勧告又は指示を行う。

(1) 事前避難勧告

気象状況等により、過去の災害の発生例、地形等から判断して、災害発生のおそれがある場合に、危険区域の市民に対し、避難の準備又は避難所等への避難を勧告する。

(2) 緊急避難指示

事前避難のいとまがなく、区域内に災害の発生が確定的となった場合又は一部に災害が発生したときに居残っている者がいる場合に、緊急避難の指示をする。

3 避難の勧告、指示の伝達

【市、県、岡崎警察署、自衛隊】

(1) 市民への伝達

ア 伝達方法

危険区域市民に対する周知については、次により事情に即した方法で徹底を図る。

(ア) 防災緊急情報一斉伝達装置による伝達

電話回線を利用して、音声による一斉連絡を行うシステムにより、町防災防犯協会長等の防災関係者に避難勧告・指示等の緊急を要する伝達を行う。

(イ) FMおかざきを利用した防災ラジオの緊急告知放送による伝達

FMおかざきを利用した防災ラジオの緊急告知放送により、避難準備情報、避難勧告等の緊急を要する伝達を行う。

(ウ) ミクスネットワークを利用したL字放送による伝達

ミクスネットワークを利用したL字放送により、避難準備情報、避難勧告等の緊急を要する伝達を行う。

- (イ) 緊急告知「エリアメール」等による伝達
携帯電話を利用した緊急告知「エリアメール」やメルマガなどにより、避難準備情報、避難勧告等の緊急を要する伝達を行う。
- (オ) その他ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ放送による伝達
放送局に対して、勧告又は指示を行った旨を通知し、関係市民に伝達すべき事項を明示して放送を依頼する。
- (カ) 広報車等による伝達
市の広報車等を利用し、関係区域を巡回して伝達する。同報無線の設置されている地域には緊急放送を行う。
- (キ) 信号による伝達（水防信号）
打鐘信号又はサイレン信号により伝達し、必要に応じて打鐘信号とサイレン信号を併用する。

打 鐘（避難信号）	サイレン信号		
_____	約3秒	約3秒	約3秒
五連打	_____		
	約2秒	約2秒	

- (ク) 個別訪問による伝達
避難を勧告、指示したときが夜間であり、停電の場合においては、消防団、自主防災組織、災害ボランティア等により家庭を個別に訪問し、伝達の周知を図る措置を定めておくものとする。

イ 伝達内容

避難勧告又は指示を行う場合の伝達内容は、次のとおりとする。

- (ア) 勧告又は指示の実施者
- (イ) 勧告又は指示の理由
- (ウ) 避難所の名称及び所在地
- (エ) 避難経路
- (オ) 火災、盗難の予防、携行品、服装等に関する注意事項

(2) 関係機関への伝達

避難の事前準備及び勧告、指示を発令した場合又は警察官等から勧告、指示を行った旨の通報を受けたときは、発令者、発令の理由、避難の対象地区、日時、避難先等を記録するとともに、必要に応じ関係機関へ連絡のうえ、協力を求めるよう措置する。

第3 警戒区域の設定

1 警戒区域設定の目的と内容

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、人的な被害の未然の防止をはかる。

2 警戒区域の設定

【市長】

市長は、1のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。

【警察官】

市長またはその職権を行う職員が現場にいない場合、または、これらの者から要求があった場合、警察官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。

【自衛官】

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。（災害対策基本法第63条）

【消防職員または水防職員】

消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる。（消防法第28条、水防法第14条）

3 警戒区域設定の周知

【市（市長公室防災危機管理課・消防本部）、県、岡崎警察署、自衛隊】

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告または指示と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

第4 避難の誘導

1 避難誘導の実施

【市（市長公室防災危機管理課・消防本部）、自主防災組織、県、岡崎警察署、自衛隊】

警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、市民が安全かつ迅速に避難できるよう、次により避難先への誘導に努めるが、原則として避難は市民が自主的に行うものとする。また、自主防災組織は、避難が円滑に実施できるように、集団避難の実施に努める。

(1) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、外国人等の避難を優先して行う。

また、災害時要援護者の情報把握については、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。

(2) 誘導経路等については、事前に検討してその安全を確認し、危険箇所には標示、縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。特に夜間は照明

を確保し、浸水地等には必要に応じて舟艇、ロープ等の資材を配置して万全を図る。

2 応援協力

【市（市長公室防災危機管理課）、隣接市町村、県】

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

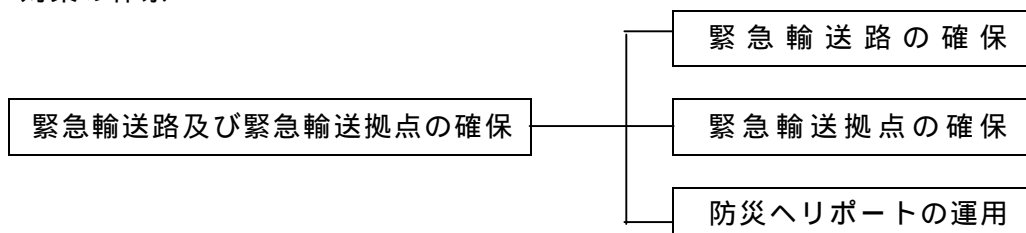
第2節 緊急輸送路及び緊急輸送拠点の確保

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震による災害が発生した場合には、道路に障害物が散乱するなど被災者の救援救護活動はもちろん緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがある。このため、道路啓開、通行規制、防災ヘリポートの運用など緊急輸送を迅速かつ円滑に行うための対策を積極的に推進していく。また、救出にあたっては、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、外国人等の災害時要援護者を優先する。

2 対策の体系



第2 緊急輸送路の確保

【市（市長公室防災危機管理課・土木建設部道路維持課）】

1 被害状況の把握

市は、緊急輸送路の被害状況、緊急輸送路上の障害物の状況等を把握するため、速やかに調査を実施するとともに、岡崎警察署、県、中部地方整備局等との情報交換を緊密に行う。

2 啓開道路の決定

市は、被害状況の把握後、県、中部地方整備局等他の道路施設管理者と協議の上、優先度の高い順に啓開道路の決定を行う。原則として、緊急輸送路を最優先に行うこととする。

3 啓開資機材の確保

市は、民間業者より使用できる建設機械等啓開資機材の調達を行う。

4 啓開作業の実施

市は、原則として、2車線の車両用走行帯を確保できるよう落下物、倒壊物などによって生じた路上障害物を除去し、自動車走行に支障のない程度に陥没、亀裂等の舗装破損の応急復旧を行う。啓開作業は、緊急輸送路として指定を受けている道路を最優先とし、特に障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関、占用工作物管理者等協力体制にある関係団体と連携して行う。

5 広報の実施

市は、道路の啓開状況、復旧の見通し等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を

通じ、避難者、運転者等に対し適時適切に広報を実施する。

第3 緊急輸送拠点の確保

【市（市長公室防災危機管理課）】

市は、被災状況により必要だと認められる場合は、災害時の緊急輸送拠点として中央総合公園を開設する。中央総合公園では、救援物資の受入れ、一時保管、備蓄物資の確認、配送準備等を行うとともに、必要に応じてオープンスペースをヘリポートとして活用する。

第4 防災ヘリポートの運用

【市（市長公室防災危機管理課・消防本部）】

1 防災ヘリポート開設の決定

市は、県、警察、自衛隊等より要請があった場合及び必要だと認められる場合は、防災ヘリポートの開設を決定する。

2 防災ヘリポート開設の方法

(1) 地表面の条件整備

- ア 回転翼の影響で砂塵等があがらない舗装された場所が最も望ましい。
- イ やむを得ず、グラウンド等の未舗装の場所になる場合は、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する等、必要な措置を行う。
- ウ 草地の場合は、硬質で丈の低いものであることが望ましい。

(2) 着陸点の表示

着陸点には、石灰等を用いてHを書き、 で囲む。

(3) 風向の表示

- ア 着陸帯付近に上空から確認できる吹き流しまたは旗をたてる。
- イ 着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による影響の少ない場所を選定する。
- ウ 吹き流しまたは旗は、布製とし、風速25m/s程度に耐えられる強度を有しているものであること。

(4) 危険防止

- ア 離着陸時は、風圧等により危険であるので子供等を接近させない。
- イ 安全上の監視員を設置する。

(5) その他の留意事項

- ア 救急車、輸送車両の出入に便利なこと。
- イ 電話その他の通信手段の利用が可能であること。
- ウ 緊急時は、布等を左右に振るなどの処置をして、パイロットに知らせるために有効なあらゆる手段を講じること。

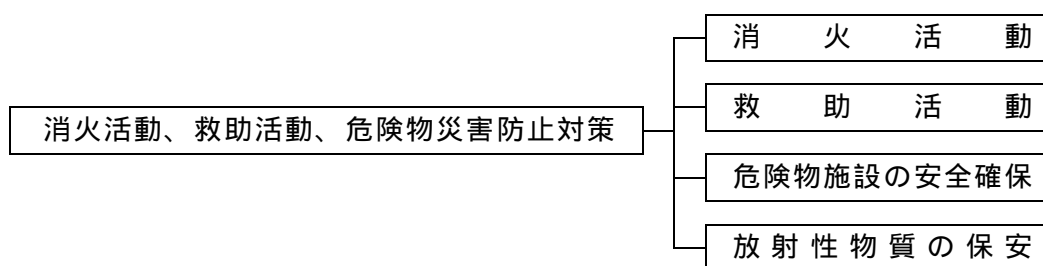
第3節 消火活動、救助活動、危険物災害防止対策

第1 基本的な考え方

1 趣旨

大地震発生時は、火災の多発や家屋倒壊により極めて大きな人命の危険が予想される。消防機関はもとより市民、事業所をあげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は関係防災機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて避難の安全確保、重要地域及び重要対象物の消火、救助、救急等に当たり、震災から市民の生命、身体及び財産を保護する。また、救出にあたっては、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、外国人等の災害時要援護者を優先する。

2 対策の体系



第2 消火活動

【市（消防本部）】

(1) 情報収集、伝達

ア 市は、119番通報、駆け込み通報、消防無線、防災ヘリ、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整える。

イ 消防長は、災害の状況を市長に報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう働きかける。

(2) 同時多発火災への対応

市は、火災の発生状況に応じて、それぞれの防ぎよ計画に基づき消火活動にあたる。その際以下の原則による。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

オ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

カ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の状況等を総合的に判断し、行動を決定する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(3) 応援派遣要請

市は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合、相互応援協定に基づいて他の消防本部に対して応援を要請する。また、必要に応じ、県に対して応援隊の必要性を連絡する。

(4) 応援隊の派遣

市は、市が被災していない場合、相互応援協定、県の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被害地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援するものとする。特に、近隣市町村での被害に対しては予め定めた消防計画等により直ちに出動する。

【消防団、自主防災組織等】

消防団は、地域に密着した防災機関として、地域自主防災組織の指導及び現有装備を活用して、次により出火防止、消火活動、救助救急、避難誘導その他災害の防ぎよに当たるものとする。

(1) 出火防止

発災と同時に付近住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は、市民を督励して初期消火の徹底を図る。

(2) 消火活動

消防隊の出場が不能又は到達困難な地域における消火活動及び主要避難路確保のための消火活動を行う。

第3 救助活動

【市（消防本部）】

(1) 情報収集、伝達

ア 市は、119番通報、駆け込み通報、消防無線、防災ヘリ、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整える。

イ 消防長は、災害の状況を市長に報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう働きかける。

(2) 救急・救助要請への対応

市は、地震後、多発すると予想される救急・救助要請に対して予め定めた救急・救助計画に基づいて組織的な対策をとる。その際の基準は以下の原則による。

ア 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷者を優先とし、その他の傷者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上、救急・救助活動を実施する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。

ウ 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。

エ 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

オ 救急・救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。

カ 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重症者を優先に出動する。

(3) 救助資機材の調達

市は、家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て重機等を調達して迅速な救助活動を行う。

(4) 現場救護所の設置

市は、災害現場では応急救護所を設置し、医療機関、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と協力し、傷病者の応急手当、振り分け（トリアージ）を行う。

(5) 後方医療機関への搬送

市は、救命処置を要する重症者を最優先とし、医療機関に搬送する。搬送先の医療機関では、施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関が受入可能な状況であるかを早期に情報収集して、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

また、医療機関の被災により、病院から病院への転院搬送の需要も生じると考えられるため、被災地外への医療機関と連絡をとり、転院搬送を実施する。

(6) 応援派遣要請

市は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合、相互応援協定に基づいて他の消防本部に対して応援を要請する。また、必要に応じ、県に対して応援隊、自衛隊の必要性を連絡する。

(7) 応援隊の派遣

市は、市が被災していない場合、相互応援協定、県の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊等として被災地に赴き、現地の消防機関と協力して救助救急活動を行う。特に、近隣市町村での被害に対しては予め定めた救助・救急計画等により、直ちに出勤する。

(8) 警察、医療機関との連絡

被災者救出のための通報を受領し、救出活動を実施する場合は、特に警察及び医療機関との密接な連絡をとり、救出救急に当たる。

【消防団、自主防災組織等】

地震後に同時多発火災が発生した場合、消防本部の主力は延焼阻止に向けられる。また、交通の混乱や殺到する救助需要に対処するため火災がなくとも平常時の様な救助・救急活動は期待できないため、地域での自主防災活動が重要となる。

消防団及び自主防災組織は、地震発生後において、近隣の安否を確認し、負傷者または閉じこめられた者等が発生したときは、近隣住民の協力のもと自主的な救助・救急活動を実施する。

第4 危険物施設の安全確保

【市（消防本部）】

(1) 応急処置の実施

市は、地震被害が発生した場合、各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正且つ速やかに実施する。

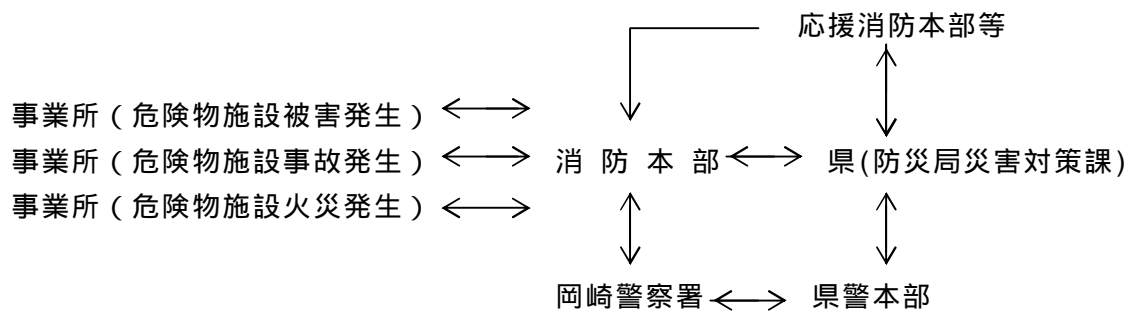
実施にあたっては、各危険物施設管理者・保安監督者等の責任を進めると同時に、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に状況を報告する。

(2) 通報体制の確保

市は、各危険物施設からの通報を消防本部で受け、それらの被害状況を消防本部で整理し、対応方法を検討し県等に報告するものとする。

なお、災害で通報体制が混乱した場合は、消防本部において速やかに情報収集を実施・整理し、同様の対応を進めるものとする。

県においては、各本部からあげられた報告に基づき、広域応援体制等を速やかにまとめ対応する。



第5 放射性物質の保安

【放射性物質取扱業者】

- (1) 放射性物質取扱業者は、事故等の発生について、所轄労働基準監督署、県警察及び市へ通報する。
- (2) 放射性物質取扱業者は、放射線障害の恐れがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施する。

【市（消防本部）】

- (1) 市は、放射性物質取扱業者等から事故等の発生の通報を受けた場合は、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。
- (2) 市は、放射性物質取扱業者に対し、災害拡大防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入り制限退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行う。
- (3) 市は、放射性物質に係わる消防活動及び救助活動について、「放射施設等の消防活動のための手引き」（昭和57年2月消防庁 放射線施設等火災対策消防マニュアル研究会議編）及び「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」（昭和63年3月消防庁 放射線物質の輸送に関する消防対策研究会議編）を例に実施するものとする。

第4節 医療救護

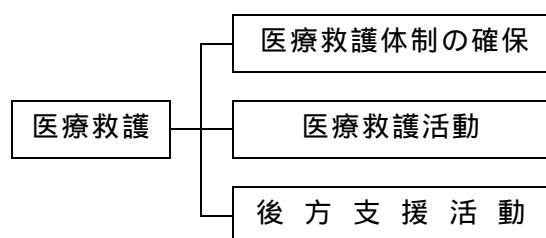
第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における医療救護体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を行う必要がある。

また、より迅速かつ円滑に重症者を医療機関に搬送する体制を確立するものとする。

2 対策の体系



第2 医療救護体制の確保

【市（保健所・岡崎市民病院）、県、医療関係機関】

(1) 初動体制の確保

医師をはじめとする医療従事者等は、情報連絡が途絶える等大災害が予想される時には、遠くの勤務先ではなく、前もって定められた近くの医療救護所等や保健所等において医療救護や情報収集等に従事または関係部署との連携をとる。

(2) 医療救護班の編成

市は、必要に応じて医師、看護師又は保健師、事務員等（薬剤師等を含む）をもって医療救護班を編成し、出動するとともに、災害の種類及び程度により岡崎市医師会、岡崎歯科医師会、岡崎薬剤師会等に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。

また、災害の程度により市の能力をもってしては十分でないとき認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

(3) 医療救護所の設置

市は、必要に応じて、学校、その他必要と認められた場所に医療救護所を設置する。

(4) 災害拠点病院

災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重症者等の受け入れ拠点及び広域搬送の拠点となる。

第3 医療救護活動

【市（保健所・岡崎市民病院）、県、医療関係機関】

(1) 医療施設による医療活動

市及び医療関係者は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制の確保に努め、事前に収容可能人員を明確にしておく必要がある。

なお、限られた医療資材を十分に活用するため、患者を治療の優先度に応じて振り分け（トリアージ）し、効果的に治療にあたる。

(2) 医療救護班による医療活動

ア 医療救護班の輸送

市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

イ 医療救護班の配置

市は、被災地の情報を収集し、各医療救護所及び医療を必要とする被災者のいる避難所等に医療救護班を設置し、連絡・調整を行う。

ウ 医療救護班の業務

医療救護班の業務は以下に示すとおりである。

(ア) 被災者の診察（トリアージを含む）

(イ) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供

(ウ) 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定

(エ) 死亡の確認

(オ) 死体の検案

(カ) その他状況に応じた処置

エ 巡回健康相談チームとの連携

医療救護班は、避難所等を巡回する、巡回健康相談チームとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、活動を行う。

(3) 医薬品等の供給

市は、関係機関において緊急輸送路を確保したうえで、市が備蓄倉庫等に備蓄している医薬品、岡崎薬剤師会の協力のもとに提供される災害用医薬品等を医療救護所等に速やかに供給し、災害初期における人命救助に万全を期する。

また、輸血用血液製剤については、県を通じて県内血液センターが供給する。また、必要に応じて県及び日本赤十字社愛知県支部に要請し、県外からの供給を受ける。

第4 後方支援活動

【市（保健所・消防本部・岡崎市民病院）、県、医療関係機関】

(1) 後方支援病院等の確保

ア 後方支援病院等の確保

医療救護所では対応できない入院・治療等を必要とする重症者の医療救護を行う施設は、前をもって定められた後方支援病院とする。後方支援病院で対応しきれない重症患者は、災害拠点病院等へ搬送する。

市は、県の協力をもとに、愛知県広域災害・救急医療情報システム等を利用して、救急医療機関と消防本部を携帯電話などの通信手段により連結し、県全域の救急医療機関の応需情報などを収集・提供し、これにより重症者を搬送するための応需可能な医療機関を選定する。

イ 被災病院等の入院患者の受入れ

市は、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の医療機関へ重症者を転院搬送する必要性が生じた場合などで、病院等において転送依頼する医療機関を確保できないときには、後方医療施設の確保に努める。

(2) 搬送体制の確保

ア 緊急輸送路の確保

市は、医療機関へ搬送する重症者を輸送対象とした緊急輸送路（陸路、空路）を確保する。

イ 医療機関への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の傷病程度に応じて医療機関を選定のうえ、傷病者を搬送する。

なお、病院等が他の医療機関へ転院搬送を行う場合、医療関係者は、自己所有の患者搬送車等により重症者を搬送するほか、必要に応じて消防本部又は県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

ウ 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防本部は、自己所有の救急自動車または応援側消防機関の救急自動車により医療施設への搬送を実施する。

ただし、消防機関の救急自動車確保できない場合は、市が輸送車両の確保に努める。なお、道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、ドクターヘリを利用する。

県は、病院等から患者搬送のためヘリコプターの出動要請があった場合、自己所有のヘリコプターを出動させるほか、状況に応じて自衛隊、他都道府県等に対し患者搬送可能なヘリコプターの出動要請を要請する。また、ヘリコプターによる患者搬送にあたっては、関係消防機関と協議のうえ、次の受入体制を確保する。

(ア) 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策

(イ) 患者の搬送先の離発着場及び受入病院への搬送手配

(3) 人工透析の供給

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）による急性的的患者に対して提供することが必要である。

市は、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

(4) 医療ボランティアの活用

市は、医療関係ボランティアの募集、登録を行い、医療救護活動を積極的に活用する。

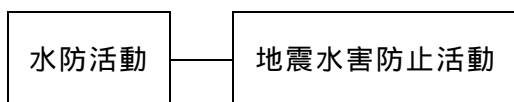
第5節 水防活動

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震が発生した場合、ダム、ため池、河川等の損壊、又はダム放流による二次的被害の発生が予想されるので、市は、大規模地震が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

2 対策の体系



第2 地震水害防止活動

「岡崎市水防計画」に準拠して次の事項を実施する。

【市（経済振興部農地整備課、土木建設部河川課、下水道部下水施設課等）】

(1) 監視、警戒活動

市は、地震に起因する災害が発生した場合は、直ちに河川、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所その他重要箇所の監視及び警戒にあたるものとする。

(2) 水門、樋門の操作

市は、水門、樋門に被害が発生し、沈下・変形等により開閉操作が円滑に行われないう場合が想定されるため、専門業者への緊急連絡体制を整え、速やかに操作を行う体制の構築を図っていく。

(3) 浸水対策用資器材

市は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防等浸水対策用倉庫等の設備及び浸水対策用資器材を整備するとともに、資器材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。

(4) 漏、溢水防止応急復旧活動

ア 農業用施設

各管理者は、水門、樋門、ため池、高位部の水路等の被害状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

また、激甚な被害が生じた場合、被害の拡大及び二次災害を防止するため関係機関へ応援協力を要請するとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急

排水を実施する。

イ 河川

激甚な被害が生じた場合、堤防の崩壊が広範囲にわたって起こる恐れがあり、大量の土砂が必要となる。よって、活用可能な土地を利用した緊急用土砂の確保に努めるものとする。

また、水門・樋門が損壊した場合、直ちに仮締切等の応急処置がとれるよう専門業者への緊急連絡体制を整え、早期復旧を図るものとする。

第5章 被災者生活支援

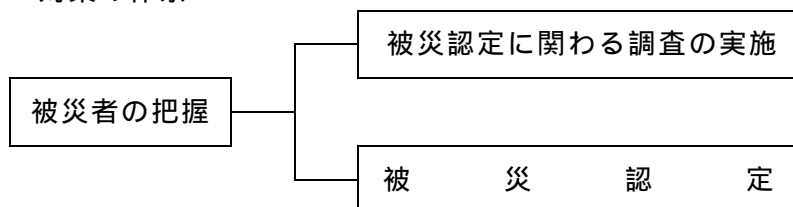
第1節 被災者の把握

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、応急救助が必要な被災者に対しては、その実態を十分に把握し、対策を行っていくことが必要である。このため、被災認定等被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

2 対策の体系



第2 被災認定に関わる調査の実施

【市（税務部）】

1 調査の実施、被災認定

市は、被災認定の際の判断材料とするため実地調査を実施する。

調査活動は、被災状況調査実施要綱に基づき、必要に応じ被災状況調査実施本部を設置し、調査班等を編成して行うものとする。

（被災状況調査実施要綱 別冊岡崎市災害対策本部活動要領掲載）

2 調査結果の報告

被災状況調査実施本部の集計班は、実地調査の結果をとりまとめ、防災危機管理課、市民課及び福祉総務課へ報告する。

第3 被災証明書の交付

【市（市民文化部市民課）】

1 被災証明書交付申請の受付

市は、受付窓口を設置し、被災証明書の交付申請の受付を行う。

2 被災証明書の交付

市は、被災証明書交付申請をした被災者のうち、第2の実地調査の結果より判断して、被害判定基準に適合する者に対して、被災証明書を交付する。
交付後は、被災証明書交付台帳を整備しこれに登録する。

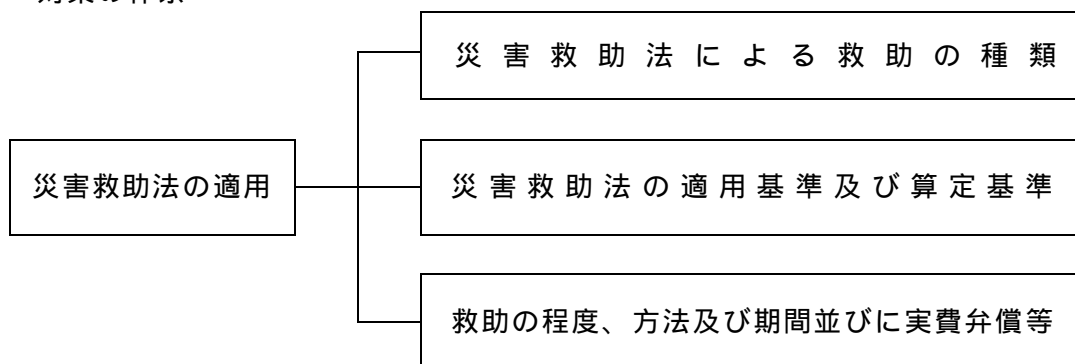
第2節 災害救助法の適用

第1 基本的な考え方

1 趣旨

市内の被害が一定基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法の適用により、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

2 対策の体系



第2 災害救助法による救助の種類

災害救助法が適用された場合における同法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として行うことになるが、県が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法第30条第1項及び同法施行令第23条第1項の規定により市が行うこととする事務の内容及び市が当該事務を行うこととする期間を市に通知することとし、この場合においては市は当該期間において当該事務を行わなければならないこととなる。

災害救助法による救助は、次に掲げる事項である。

- 1 収容施設（避難所及び応急仮設住宅を含む。）の供与
- 2 炊き出しその他による食品の供与
- 3 飲料水の供給
- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 5 医療及び助産
- 6 被害者の救出
- 7 被災住宅の応急修理
- 8 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 9 学用品の給与
- 10 死体の埋葬
- 11 死体の捜索及び処理
- 12 障害物の除去

第3 災害救助法の適用基準及び算定基準

1 適用基準

災害救助法の適用にあたっては、以下の基準に従うものとする。

- (1) 市区町村の全壊、流出等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯以上に達したとき。

(災害救助法施行令別表第1)

市(区)町村の人口		被害世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

- (2) 被害世帯が(1)に基準に達しないが、県の被害世帯数が2,500世帯以上で、市区町村の被害世帯数が次に示す世帯以上に達したとき。

(災害救助法施行令別表第3)

市(区)町村の人口		被害世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

- (3) 被害世帯数が(1)又は(2)に達しないが、県下で被害世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって市区町村の被害状況が、特に救助を必要とする状態にあるとき。

- (4) 市区町村の被害が(1)、(2)及び(3)に該当しないが、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体の高害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合(厚生労働大臣に事前協議を要する)。

2 被害世帯の算定

- (1) 住家の被害程度は、住家が滅失した世帯、即ち全壊、全焼、流失等の世帯を基準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯と、床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって1世帯とみなす。

- (2) 被害世帯数は、家屋の棟数又は戸数とは関係なく、あくまで世帯数で計算する。

- (3) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

第4 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等は次のとおりである。

(災害救助法施行細則)

種類	費用の限度額								期間
避難所	避難所設置費：1人1日当たり 300円以内 冬期加算：別に定める額								7日以内
応急仮設住宅	規格：1戸当たり 平均29.7㎡(9坪) 設置費：1戸当たり 平均2,366,000円以内								2年以内
炊き出し等 食品給与	1人1日当たり1,010円以内 遠隔地の縁故先に一時避難する場合3日分支給可								7日以内
飲料水	通常の実費								7日以内
被服・寝具等生活必需品の給与又は貸与	区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上加算1人当たり	10日以内完了
	全壊全流出	夏 4~9月	円 17,300	円 22,300	円 32,800	円 39,300	円 49,800	円 7,300	
		冬 10~3月	円 28,600	円 37,000	円 51,600	円 60,400	円 75,900	円 10,400	
	半壊半焼床上浸水	夏 4~9月	円 5,600	円 7,600	円 11,400	円 13,800	円 17,500	円 2,400	
冬 10~3月		円 9,100	円 12,000	円 16,900	円 20,000	円 25,400	円 3,300		
医療	救護班(原則)……実費 病院・診療所……国民健康保険診療報酬額以内 施術者……協定料金以内								14日以内
助産	救護班(原則)……実費 助産師……慣行料金×0.8相当額以内								分娩から7日以内
救出	通常の実費								3日以内
住宅の応急修理	1世帯当たり 520,000円以内 (対象……居室、炊事場、トイレ等日常生活に必要な最小限度)								1ヶ月以内完了
学用品の給与	教科書 教育委員会承認の教材……実費 文房具 通学用品 (小学生：1人 4,100円以内 中学生：1人 4,400円以内 高校生：1人 4,800円以内)								教科書1ヶ月以内完了 文房具等15日以内完了
埋葬	大人(12歳以上)：1体当たり 201,000円以内 小人(12歳未満)：1体当たり 160,800円以内								10日以内完了
死体の捜索	通常の実費								10日以内完了

種 類	費 用 の 限 度 額	期 間
死 体 の 処 理	洗淨、縫合、消毒：1体当たり 3,300円以内 一時保存：既存建物利用 ……通常の借上料金 その他 ……1体当たり 5,000円以内 検 案 ……慣行料金（救護班以外）	10日以内完了
障害物の 除 去	1世帯当たり 134,200円以内	10日以内完了
輸送費及 び人夫費	通常の実費	各項目の期間内
		（注） 上記期間により 難い特別の状況 がある場合は、 事前に厚生大臣 の承認を得て延 長可

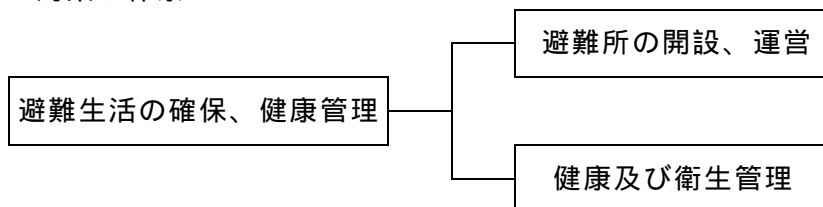
第3節 避難生活の確保、健康管理

第1 基本的な考え方

1 趣旨

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に収容保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を収容する場合、感染性疫病や食中毒あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

2 対策の体系



第2 避難所の開設、運営

1 避難所の開設

市は、被害状況により避難所を設置する必要があると認められる時は、次の設置基準（災害救助法に準ずる。）に基づき避難所を開設する。

(1) 設置基準

ア 対象者

- (ア) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (イ) 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- (ウ) 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

イ 設置場所

- (ア) 避難所としてあらかじめ指定している施設。
- (イ)（既存の建物がない場合又は既存の建築物が不足する場合）広域避難所等に設置する小屋、テント等の野外収容施設
（避難所及び広域避難場所 別冊附属資料参照）

ウ 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。

(2) 避難所開設の要請

市は、避難所としての既存の建物がない場合又は既存の建築物が不足する場合は、

県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

さらに、災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(3) 避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ア 避難所開設の目的
- イ 箇所数及び収容人員
- ウ 開設期間の見込み

2 避難所の運営体制の整備

【市】

避難所においては、多種多様な問題が発生することが予測されるため、「岡崎市避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るとともに県に対し、避難所の運営の後方支援を要請する。

(1) 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

- ア 必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難所に世帯単位での登録を求め、収容能力から見て支障があると判断したときは速やかに適切な措置を講ずること。
- イ 各避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは速やかに適切な措置を講ずること。
- ウ 避難所のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、男女のニーズの違いや避難者のプライバシーの確保に配慮すること。
- エ つねに市の災害対策本部と情報連絡を行い正しい情報を収容者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。
- オ 避難所内に災害時要援護者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。
- カ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあたっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。
- キ 災害が収まって、家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅被災者に対して、避難所において生活支援を行うこと。
- ク 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。
- ケ 避難者が避難所にペットを連れてきた場合は、飼育者や他の避難者に対して避難所での飼育ルールの周知・徹底を図る。

(2) 避難所の管理

市は、避難所を開設したときは、秩序保持等のため、次の措置を行う。

- ア 避難者に対する災害情報の伝達
- イ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- ウ 避難所に対する各種相談業務

(3) 避難所の実態の把握

市は、避難所開設後直ちに避難所における避難者の生活環境を把握するため、以下の事項についての実態把握に努める。

- ア 水道・ガス・電気の復旧状態
- イ 仮設トイレの個数や設置場所
- ウ 避難所の清掃・室温・湿度・換気状態
- エ プライバシーの保護

(4) 職員等の派遣

市は、避難所を開設したときは、職員を派遣し、自主防災組織、奉仕団等の協力を得て、収容された被災者に対し、必要に応じ次の救援を行う。

- ア 給水、給食
- イ 毛布、衣料、日用必需品等の支給
- ウ 負傷者に対する応急医療

第3 健康及び衛生管理

【市（保健所・岡崎市民病院・教育委員会）、医療関係機関】

1 健康管理

(1) 巡回健康相談の実施

市は、保健師、ソーシャルワーカー等による巡回健康相談チームを編成し、避難所、仮設住宅等において、健康相談やメンタルケア等巡回健康相談を実施する。各チームは、個別健康管理票を作成し、保健所災害対策本部においてこれを管理するものとする。チーム要員や活動方法については、岡崎市民病院をはじめとする医療機関、ボランティア団体等と連携を図りながら、平常時よりその整備に努めておくものとする。

(2) 心のケア

避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすい。そのため、健康管理への支援、ストレスなど心の問題を含めた健康相談体制の充実、生活の支援を行う。

また、ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSDの予防・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った相談体制を充実させる。

(3) 臨時予防接種

甚大な大規模災害が発生し、厚生労働大臣が定める疾病の臨時予防接種を行うよう県知事から指示された場合には、その指示に従い、臨時の予防接種を実施する。

(4) 栄養指導

市は、災害時の状況に応じて、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行う。また、患者給食その他栄養補給に関し指導する。

(5) 子どもたちへの健康支援

学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内のカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

(6) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

2 衛生管理

(1) 食品衛生

市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、被災地において、救護食品や、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱等について指導する。また、食品関係営業施設の被災状況を確認し、冠水食品の廃棄等食品の安全確認及び施設・設備の監視指導を実施する。

(2) 避難所の生活環境管理

市は、避難所の生活環境確保と衛生状態を保持のため、衛生指導を行う。また、避難者及び給食従事者の健康状態の把握に努める。

(3) 予防教育及び広報活動の実施

市は、災害発生地域や避難所において、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

(4) 動物の保護

市は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。

また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

第4節 帰宅困難者対策

第1 基本的な考え方

次の表「帰宅困難者数想定結果」から分かるとおり、都市には、通勤、通学、出張、買い物、旅行等で、多く人々が流入してきており、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難になる人々が多数発生することが想定される。

本市においても、鉄道等の大量輸送機関の機能が停止し、又は低下した場合、多数の徒歩帰宅者の発生が予測される。

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

市は、県の作成した「愛知県帰宅困難者等支援対策実施要領」に基づき、帰宅困難者の抑制及び支援に関する対策を実施する。

帰宅困難者数想定結果（平成14年度 愛知県調査結果）（単位：人）

	突発地震時				警戒宣言時			
	就業者	就学者	私事等	計	就業者	就学者	私事等	計
岡崎市	21,240	5,464	14,296	41,000	6,980	4,099	2,866	13,945
県合計	520,112	131,710	323,290	975,203	181,803	100,776	77,007	359,586

第2 対策

1 支援体制の確立

【市長公室防災危機管理課】

- (1) 県は、隣接県との接続を含めた基幹的徒歩帰宅支援ルートの設定を行う他、この基幹的徒歩帰宅支援ルートに接続する各市町村の徒歩帰宅支援ルート設定のための調整支援を行う等、隣接県や周辺市町村、その他防災関係機関との広域的避難に係る協力体制の確立を図る。

また、市町村が行う「支援ステーション」設置に関して、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、宿泊施設や郵便事業株式会社・郵便局株式会社等の本部等との調整を図る。

- (2) 市は、県が設定した基幹的徒歩帰宅支援ルートに接続する市内の徒歩帰宅支援ルートの設定を行う他、必要に応じて、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、宿泊施設や郵便事業株式会社・郵便局株式会社等との調整を図り、徒歩帰宅ルート上に「支援ステーション」を設置する。

2 帰宅困難者抑制に向けた普及・啓発について

- (1) 県は、隣接県との接続を含めた基幹的徒歩帰宅支援ルートに関する帰宅支援マップを作成、並びに基幹的徒歩帰宅支援ルートを示す表示板等を設置、その周知に努めるとともに、帰宅困難者等の抑制に向けたパンフレットを作成し、これらの情報についてホームページで公開する。

- (2) 市は、県が設定した基幹的徒歩帰宅支援ルートとそれに接続する徒歩帰宅支援ルート及び「支援ステーション」等を記載した市の帰宅支援マップを作成する。

3 避難所対策、救援対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救

助対策、避難所対策を図る。

また、徒歩帰宅者に対して、支援ルートや支援ステーションの情報提供に努める。

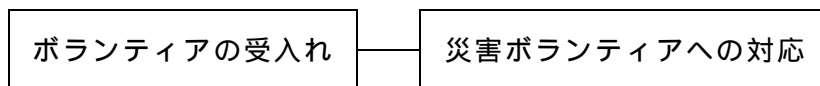
第5節 ボランティアの受入れ

第1 基本的な考え方

1 趣旨

大規模な地震災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、民間の団体或いは個人が各種の災害ボランティア活動を行うことが効果的である。しかしながら、過去の災害においては、ボランティア活動への参加者が多いにもかかわらず、現地での受入体制が未整備であるため、うまく機能しなかった例が少なくない。このため、市は社会福祉協議会と連携を図りながら、災害時のボランティア活動の効率化への対策を積極的に推進していく。

2 対策の体系



第2 災害ボランティアへの対応

【市（市長公室防災危機管理課・福祉保健部）、社会福祉協議会】

1 「岡崎市災害ボランティア支援センター」の開設

市は、社会福祉協議会と協力して、地域ボランティア支援本部として「岡崎市災害ボランティア支援センター」を開設し、市内に在住する「愛知県ボランティアコーディネーター養成講座」及び「岡崎市ボランティアコーディネーター養成講座」の修了者に対して、ボランティアコーディネーターとしての協力を要請する。

ボランティアコーディネーターが不足する場合は、県の災害対策本部内に設置される広域ボランティア支援本部に応援を要請する。

2 「岡崎市災害ボランティア支援センター」の運営

「岡崎市災害ボランティア支援センター」は、市及び社会福祉協議会が作成した「岡崎市災害ボランティア支援センター設置・運営マニュアル」に基づいて運営し、以下の業務を実施し、災害時におけるボランティア活動の円滑化を図る。

- (1) 一般参加ボランティアの受入れ
- (2) 専門ボランティアに対する活動要請
(手話、通訳、医療等専門作業、コーディネート業務等)
なお、災害ボランティア支援センターでコーディネートが困難な専門ボランティアについては、受入れ窓口を案内する。
- (3) ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- (4) ボランティアの受入に必要な机、イス及び電話等の資機材の確保
- (5) 市との連絡調整
- (6) ボランティア活動のための地図及び在宅要援護者のデータ作成・提供
- (7) その他 被災者の生活支援に必要な活動

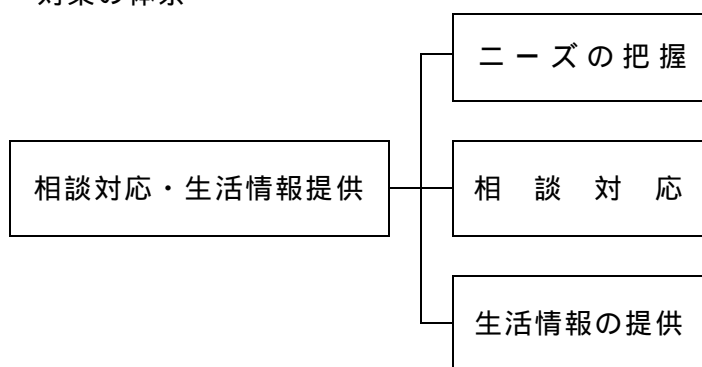
第6節 相談対応・生活情報提供

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立をうながしていくためには、きめこまやかで適切な情報提供を行っていく必要がある。又、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置していく必要がある。

2 対策の体系



第2 ニーズの把握

1 被災者ニーズの把握

【市（企画財政部IT推進課・市長公室防災危機管理課）】

(1) 専任職員の派遣

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣し、被災者情報を収集する。

また、避難所以外で避難生活を送っている被災者について、その実態を早期に把握する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

(2) 生活維持等に関するニーズの把握

市は、避難所等の住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、以下のような個々のニーズを集約する。

ア 家族、縁故者等の安否情報

イ 交通及びライフライン等の復旧状況に関する情報

ウ 不足している生活物資の補給〔衣、食（暖かい食事）〕

エ 避難所等の衛生管理〔入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等〕

オ 健康に関する情報、メンタルケア

- カ 介護サービス
- キ 子供の世話
- ク ホームステイ・里親
- ケ 行政相談（生活の立直しに関する諸手続き及び取扱い先の照会など）
- コ 家財の持出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

(3) 情報通信等によるニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を行うために、ケーブルテレビ、コミュニティ放送、情報ネットワークセンター、情報通信システム等の活用に努める。

2 高齢者等災害時要援護者のニーズ把握

【市（市長公室防災危機管理課・福祉保健部）】

市は、自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障がい者等のケアニーズの把握について、市職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師等の巡回訪問を通じ、各種サービス供給の早期確保のため、以下の主なニーズ把握を優先的に行う。

(1) 避難所

- ア 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- イ 病院通院介助
- ウ 話相手
- エ 応急仮設住宅への入居募集
- オ その他

(2) 在宅（独居、寝たきり、高齢者世帯等）

- ア 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- イ 病院通院介助
- ウ 買物
- エ 縁故者への連絡
- オ 話相手
- カ その他

第3 相談対応

1 各種相談窓口の設置

【市（総務部）、防災関係機関】

市は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、高度に専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

- (1) 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- (2) 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- (3) 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償、解雇、賃金未払い等）

- (4) 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- (5) 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）
- (6) 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- (7) 雇用（失業）
- (8) 消費（物価、必需品の入手）
- (9) 教育（学校）
- (10) 福祉（障がい者、高齢者、児童等）
- (11) 医療・衛生（医療、薬、風呂）
- (12) 廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体）
- (13) 金融（融資、税の減免）
- (14) ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- (15) 手続き（被災証明、死亡認定等）

2 総合窓口の設置

【市（総務部）、防災関係機関】

市は、上記の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、県、市、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

3 先行的な窓口の準備

【市（総務部）、防災関係機関】

市は、災害状況の推移に伴う以下の様な相談内容の変化に対応するため、先行的な窓口の準備を行う。

第1段階：救援物資、義援金、ホームステイ、ボランティアの申し出

第2段階：住宅診断、仮設トイレ、風呂、ライフライン

第3段階：被災証明、融資、義援金支給、交通規制

第4 生活情報の提供

【市（市長公室広報広聴課・防災危機管理課・企画財政部IT推進課）】

各機関は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を各種媒体を活用して積極的に提供する。

(1) 震災ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、震災ニュースとして印刷し、避難所、各関係機関等に広く配布する。

(2) ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、西日本電信電話株式会社、電気機器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(3) インターネットの活用

市のホームページ等に災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報のアップロードに努める。

(4) ケーブルテレビ及びコミュニティ放送の活用

ミクスネットワーク株式会社及び株式会社エフエム岡崎の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。

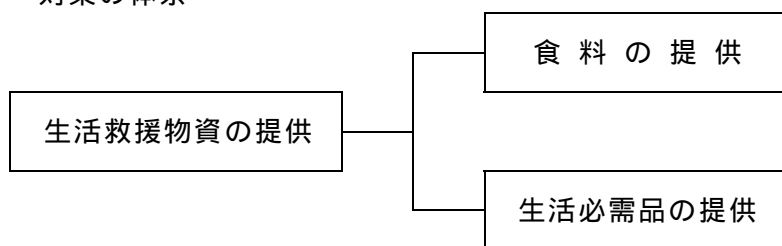
第7節 生活救援物資の提供

第1 基本的な考え方

1 趣旨

災害により生活を維持していくために必要な物資が被害を受けたり、流通の混乱等により物資の確保が困難になった場合においても、市民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、被災者に対する救援の中でも、特に食料、生活必需品について、応急迅速に供給を行うための対策を積極的に行っていく。

2 対策の体系



第2 食料の提供

1 必要量の把握

【市（経済振興部）】

市は、調査班を派遣し、応急食料の供給対象地域、必要量、必要品目等を把握する。

2 食料の確保

【市（経済振興部）】

(1) 市単独での食料の確保

救助法の適用を受けていない場合、1の調査結果に基づき、まず市の備蓄食料の放出によって対応する（備蓄食料の品目については「第2編 第3章 第4節 被災者支援のための備え」参照）。不足が生ずる場合は、あらかじめ協定を締結している事業者より調達を行う。

(2) 県への協力要請

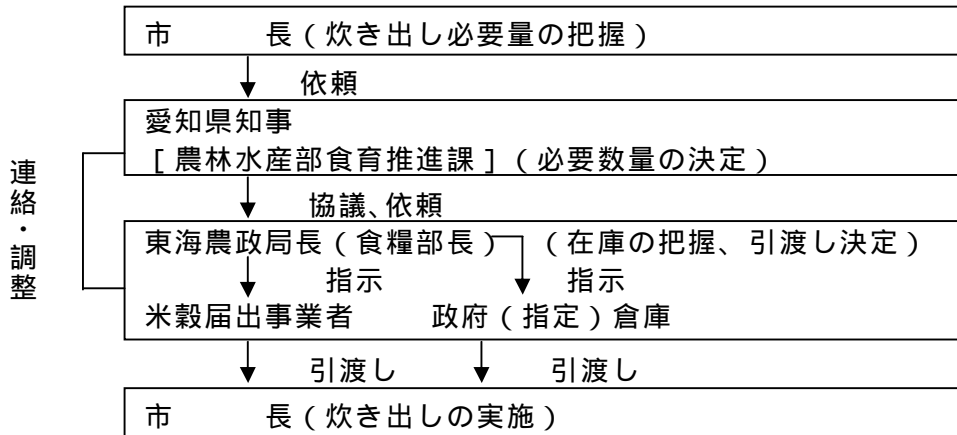
市単独での食料の確保ができない場合は、県に対し食料の供給を要請する。

市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達に当たっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。

米穀届出事業者等からの米穀の原料調達が困難な場合は、県、東海農政局と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領」による調達を図る。

その際、市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することがで

きるほか、通信途絶などの場合には、東海農政局の最寄りの地域課長に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後速やかに知事に報告するものとする（以下図参照）。



3 食料の輸送

【市（経済振興部）】

市は、あらかじめ指定した食料集積地を集配拠点として食料を輸送する。

市の備蓄食料や市が調達した食料の食料集積地までの輸送、及び市内におけるそれらの移動は、原則として市が行う。県によって調達された食料の市内集積地までの輸送は原則として県が行うが、輸送区間及び輸送距離等の事情よりそれが困難な場合は、市が直接引取るものとする。

4 集積地の管理

【市（経済振興部）】

市は、食料集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。

5 食料の供給

【市（経済振興部）】

(1) 供給対象者

市は、次の事項を勘案し、供給対象者を決定するものとする。

ア 避難所に収容された者

イ 住家が全焼、流失、半焼、半壊又は床上浸水等のため、炊事ができない者

ウ 旅行者、一般家庭への来訪者、交通機関の旅客等であって、食料品の持ち合わせがなく、調達できない者

エ 被災により一時縁故先に避難する者で、食料品を喪失し、持ち合わせのない者

(2) 供給品目

市は、供給期間及び被災者の実態を勘案し、確保された食料の中から随時決定していくものとする。

(3) 供給基準

救助法適用前は、救助法及び愛知県災害救助法施行細則を基準とし、市長の判断により、供給を行う。救助法適用後は、同法及び同施行細則により実施するが、その基準によることが困難な場合は、知事の承認を得て行う。（「第3編 第5章 第2節 災害救助法の適用」参照）

(4) 供給方法

ア 炊き出し

(ア) 炊き出しによる食品の供給は、原則として包装食によることとし、可能な限り保存性のある副食物を添えるものとする。

(イ) 炊き出しは、婦人会、青年団等の地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て、避難所等又はその近くの給食施設を利用して実施するが、適当な場所がない時又は困難な時は、米販登録業者に依頼して実施する。

イ 食料の配布

ア以外の食料については、避難所等において被災者に配布する。

第3 生活必需品の提供

1 必要量の把握

【市（経済振興部）】

市は、調査班を派遣し、生活必需品の供給対象地域、必要量、必要品目等を把握する。

2 生活必需品の確保

【市（経済振興部）】

(1) 市単独での生活必需品の確保

救助法の適用を受けていない場合、1の調査結果に基づき、まず市の備蓄在庫によって対応する（調達物資の品目については「第2編 第3章 第4節 被災者支援のための備え」参照）。不足が生ずる場合は、あらかじめ協定を締結している事業者より調達を行う。

(2) 県への協力要請

市単独での生活必需品の確保ができない場合は、県に対し供給を要請する。

3 生活必需品の輸送

【市（経済振興部）】

市は、あらかじめ指定した食料集積地を生活必需品の集配拠点としても活用し輸送を実施する。

市が調達した物資の集積地までの輸送、及び市内におけるそれらの移動は、原則として市が行う。県によって調達された物資の市内集積地までの輸送は原則として県が行うが、輸送区間及び輸送距離等の事情によりそれが困難な場合は、市が直接引取るものとする。

輸送方法は、原則として貨物自動車による陸上輸送とし、必要に応じてヘリコプター等を活用する。

4 集積地の管理

【市（経済振興部）】

市は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、物資管理の万全を期するものとする。

5 生活必需品の給（貸）与

【市（経済振興部）】

(1) 給（貸）与対象者

市は、次の事項を勘案し、給（貸）与対象者を決定するものとする。

災害のため、住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給（貸）与品目

市は、給（貸）与期間及び被災者の実態を勘案し、確保された食料の中から随時決定していくものとする。

(3) 給（貸）与基準

救助法適用前は、救助法及び愛知県災害救助法施行細則を基準とし、市長の判断により、給（貸）与を行う。救助法適用後は、同法及び同施行細則により実施するが、その基準によることが困難な場合は、知事の承認を得て行う。（「第3編 第5章 第2節 災害救助法の適用」参照）

(4) 給（貸）与方法

避難所等において、確保された生活必需品を被災者に配布する。その際、婦人会、青年団等の地域奉仕団、ボランティア等の協力を得るものとする。

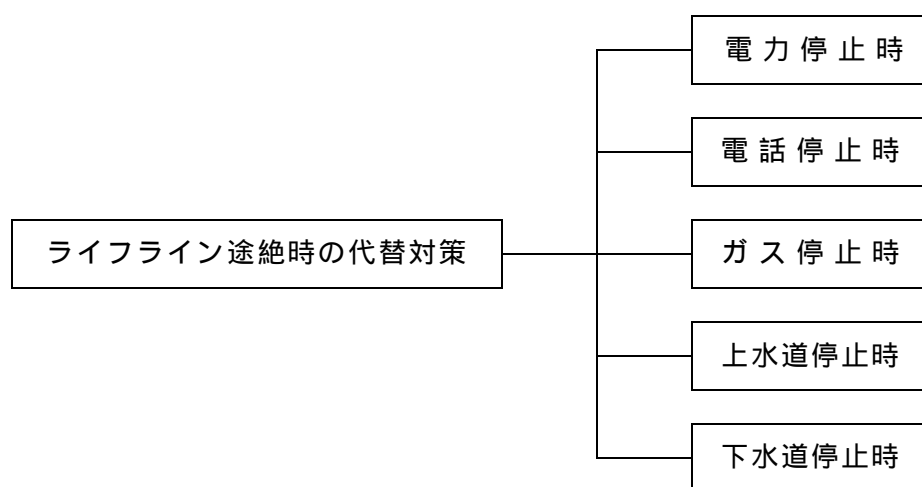
第 8 節 ライフライン途絶時の代替対策

第 1 基本的な考え方

1 趣旨

地震によりライフライン機能が途絶することは、被災者のみならず周辺に住む人々に多くの障害が生じる。さらに、途絶が長期化するような場合、被災者の生命をも脅かす危険性がある。このため、これらの施設の早期復旧を図るのはもちろんのこと、復旧までの間の代替措置を講じ、電力・電話・ガス・上下水道の確保を図る。

2 対策の体系



第 2 電力停止時

【中部電力株式会社】

1 施設の初動措置の実施

- (1) 市庁舎、警察、病院等重要施設に対しては、健全配電線へ切替、応急ケーブル等の新設により仮送電を実施する。
- (2) 被災市民の治安確保のため、可能な限り道路上に投光器などの仮施設を設置する。

2 資器材の確保

原則としてあらかじめ保有している在庫資材により対処するが、必要に応じて、関係事業者等より調達する。

3 広報の実施

電線等による感電事故の防止、復旧見通し等について P R する。

第3 電話停止時

【西日本電信電話株式会社】

1 臨時回線の設置

部内打合せ線、政府機関、地方行政機関及び情報連絡、救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため臨時回線を設置する。

2 臨時電話・電報受付所の設置

当該地域を受け持つNTTビルの窓口、避難所、救護所等に臨時電話・電報受付所を設置する。

3 非常用公衆電話の設置

地域の主要場所、避難所等に硬貨を使用せずに通話が可能な非常公衆電話を設置する。

4 通信の利用制限

震災等により、通信の疎通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行い、利用制限を行う。

第4 ガス停止時

【東邦ガス株式会社】

1 施設の初動措置の実施

- (1) 事業所設備等の点検を実施する。
- (2) ガス導管網の地域ブロック化を行う。

2 資器材の確保

原則としてあらかじめ保有している在庫資材により対処するが、必要に応じて、関係事業者等より調達する。

3 カセットコンロ、エルピーガス等の提供

代替熱源として、カセットコンロ等をあらかじめ協力体制にある業者より調達し、被災者に提供する。また、必要に応じて、エルピーガスの活用が図れるよう、都市ガス・エルピーガス業者間の協力体制に関する事前協議をし、エルピーガス及びガス機器を調達し提供する。

4 広報の実施

被災地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、復旧見通し等について広報に努める。

【社団法人愛知県エルピーガス協会】

1 初動措置の実施

震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに社団法人愛知県エルピーガス協会内

に災害対策本部を設置する。

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

必要に応じ、各支部に現地災害対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

2 緊急対応措置

「愛知県LPガス災害対策マニュアル」に基づき、被害状況の確認と二次災害の発生防止措置を講じる。

3 応急復旧作業

供給設備、消費設備の安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講ずる。

4 広報活動

地震後のLPガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第5 上水道停止時

【市（水道局）】

1 応急給水資機材の確保

あらかじめ定めた給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材の備蓄器材の放出及び調達を実施する。被害状況により必要だと認められる場合は、県に調達を要請する。

（応急給水用資器材の備蓄 別冊附属資料掲載）

2 応急給水活動の実施

給水拠点において応急給水を実施する。給水量は1日1人3リットルを目安とする。車両輸送が必要な給水拠点からの輸送は、市の保有車及び調達車両によって行うものとし、給水タンクやポリタンク等の容器により輸送する。同時に給水は、すべての被災者に対して平等でなければならないが、なかでも医療施設、避難所等の重要施設への給水については、最優先するよう配慮されなくてはならない。その際、被害状況により必要だと認められる場合は、県に応援を要請する。

（飲料水兼用耐震性貯水槽、上水道施設 別冊附属資料掲載）

第6 下水道停止時

【市（環境部・下水道部）】

1 緊急汲取りの実施

便槽等が使用不能になった地域に対し、し尿処理業者の協力を得ながら応急的に部分汲取りを実施する。

2 仮設トイレの設置

必要に応じて避難場所や避難所、又は地区毎に、素掘式又は便槽付の仮設トイレを

設置する。

3 広報の実施

破損箇所、排水禁止地域、排水できない場合の措置等について広報に努める。

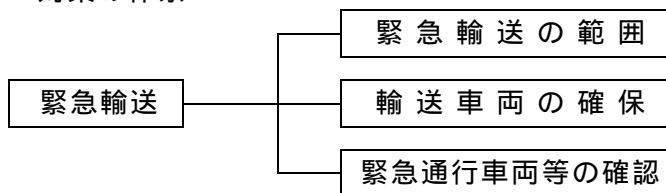
第9節 緊急輸送

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震による災害が発生した場合には、人員及び物資の輸送は迅速かつ的確に行われなければならない。このため、輸送車両の確保、輸送車両の確認など緊急輸送に関わる業務を積極的に推進していくものとする。

2 対策の体系



第2 緊急輸送の範囲

市及びその他防災機関が実施する緊急輸送の範囲は次の通りである。

- 1 消火、救急救助、医療（助産）救護のための要員、資機材
- 2 医療（助産）救護を必要とする人（傷病者等）
- 3 医薬品、医療用資器材
- 4 災害対策要員
- 5 食料、飲料水、生活必需品等の救援用物資
- 6 応急復旧用資機材

第3 輸送車両の確保

1 輸送車両の要請

【市（各部課等）】

各部課等は、原則として各部課等保有の車両を第一次的に使用する。不足を生ずる場合は、総務部財産管理課に対し、次の事項を明らかにして車両を要請する。

- (1) 用途
- (2) 車種
- (3) 台数
- (4) 使用期間
- (5) 引渡場所・日時 等

（市有車両 別冊附属資料掲載）

2 輸送車両の調達

【市（総務部財産管理課）】

市は、市有車両のみでは不足を生ずる場合は、輸送物資の種類等から適正な輸送手

段を選定し、県、輸送事業者等協力体制にある機関に対し次の車両等の調達を要請する。

- (1) 乗用車
- (2) 乗合自動車
- (3) 貨物自動車
- (4) 航空機等
- (5) 船舶

3 車両の配車

【市（総務部財産管理課）】

- (1) 配車計画の作成
市は、集中調達した車両等について、緊急度、用途等を定めた配車計画を作成する。
- (2) 配車の実施
市は、配車計画に基づき、集中調達した所要車両を請求部課等へ引き渡す。

第4 緊急通行車両等の確認

【県（県本庁・県事務所）、公安委員会（県警察本部・岡崎警察署）】

1 緊急通行車両として確認される車両

- (1) 警報の伝達、避難の勧告または指示に関するもの
- (2) 消防、水防その他応急措置に関するもの
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関するもの
- (4) 災害を受けた児童および生徒の応急の教育に関するもの
- (5) 施設、設備の応急復旧に関するもの
- (6) 清掃、防疫その他保健衛生に関するもの
- (7) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御または拡大の防止のための措置に関するもの

2 緊急通行車両等の確認及び事前届出

災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会において緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は規制が行われる場合には、県（県本庁、県事務所）又は公安委員会（県警察本部、岡崎警察署）に緊急通行車両等の確認の届出を行い、緊急通行車両等の証明書及び標章の交付を受ける。

また、緊急輸送を行う計画のある車両については、県公安委員会（県警察本部、岡崎警察署）へ緊急通行車両等の事前届出を行うこととする。

事前届出書（参考）

地震防災 災害 応急対策用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 愛知県公安委員会殿 申請者住所 （電話） 氏名		地震防災 災害 応急対策用 第 号 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届け出を受けたことを証する。 年 月 日 愛知県公安委員会
番号欄に表示されている番号		(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時にはこの届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を忘失し、滅失し、汚損し、破損した場合は、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所 () 局 番 氏名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添付の受け、車両の使用の本拠の位置を直轄する警察本部に提出してください。		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、横長に用いる。

申請書（参考）

年 月 日	
緊急通行車両等届出書	
愛知県公安委員会 殿	
届出者住所 (電話) 氏名	
印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
使用者	住所 (電話) () 局 番
	氏名
通行時間	
通行経過	出 発 地
	通 行 目 的
備考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

証明書（参考）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 過		出 発 地	通 行 目 的
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

標章（参考）



21

備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色〔登録（車両）番号〕「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長の単位は、センチメートルとする。

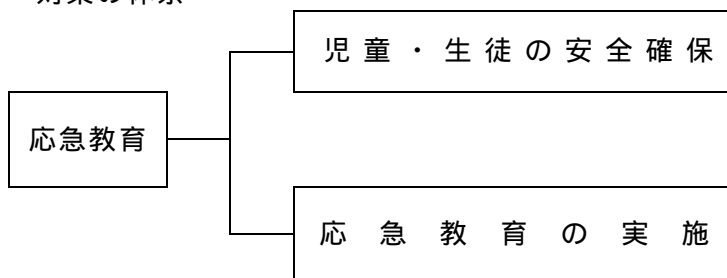
第 1 0 節 応急教育

第 1 基本的な考え方

1 趣旨

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、市教育委員会並びに各学校（公立、私立）は緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全及び教育を確保する。

2 対策の体系



第 2 児童・生徒の安全確保

【教育委員会、各学校（公立・私立）】

1 情報等の収集・伝達

教育委員会は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、校長に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。

校長は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、児童・生徒への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮するものとする。

また、校長は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け、又は、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を教育委員会に報告する。

2 児童・生徒の避難等

(1) 避難の指示

校長は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。

(2) 避難の誘導

校長及び教職員は、児童・生徒の安全を確保するため予め定める計画に基づき誘導を行う。

なお、状況により校外への避難が必要である場合は、教育委員会及びその他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

(3) 下校時の危険防止

校長は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校、又は教員による引率等の措置を講ずる。

(4) 校内保護

校長は、災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに教育委員会に対し、児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

(5) 保健衛生

校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

第3 応急教育の実施

【教育委員会、各学校（公立・私立）】

1 教育施設の確保

教育委員会及び校長は、相互に協力し教育施設等を確保するため、次の措置を講ずる。

(1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

(2) 校舎の被害は相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。

(3) 学校施設が使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。

(4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用し授業を行う。

(5) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。

2 避難所との共存

教育委員会及び校長は、学校施設が避難所として利用されている間は、避難所の運営に協力するものとする。しかし、学校は本来教育を行う場であるため、関係機関と協議のうえ早期の授業再開に努めるものとする。

3 教職員の確保

教育委員会及び校長は、災害にともない、教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員確保の措置を講ずるものとする。

4 教科書・学用品等の給与

災害により、教科書、学用品等を喪失又は損傷し、就学上支障をきたした児童・生徒に対して、教科書、学用品等の給与を実施する。ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、事故発生報告について（平成4年3月23日4教総第79号）別紙様式5により、すみやかに県教育委員会に報告するものとする。また、市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

(1) 給与方法

給与対象人員については、被災者台帳と当該学校における学籍簿を照合し、被害別及び学年別に把握する。教科書については、学年別、教科別及び発行所別に調査・集計し、調達・配分する。教科書以外の学用品等については、給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入のうえ配分する。

(2) 給与品目

- ア 教科書及び教材
- イ 文房具：ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等
- ウ 通学用品：運動靴、傘、カバン、長靴等

(3) 費用負担

- ア 災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）：県負担
- イ その他の場合：市負担

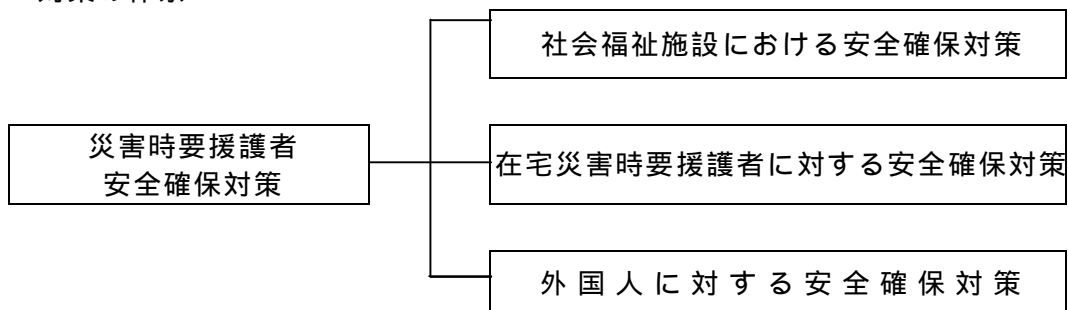
第 1 1 節 災害時要援護者安全確保対策

第 1 基本的な考え方

1 趣旨

地震災害時には、災害時要援護者は自力では避難できないことや言葉の障がいから的確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険なあるいは不安な状態に置かれることとなる。このため、応急、復旧時のあらゆる段階において災害時要援護者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図っていくものとする。そのために災害対策本部内に「災害時要援護者支援班」を設置する。

2 対策の体系



第 2 社会福祉施設における安全確保対策

【施設管理者、市（市長公室防災危機管理課・福祉保健部・保健所）】

1 救助及び避難誘導

施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導するとともに、必要があれば市に協力を要請する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣市町村に応援を要請する。また、近隣の社会福祉施設、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

2 搬送及び受入先の確保

施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保等について、必要があれば市に協力を要請する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入先を確保する。

3 食料、飲料水及び生活必需品等の確保

施設等管理者は、食料、飲料水、生活必需品等生活救援物資についての必要数量を把握し、その提供について必要があれば市に協力を要請する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等生活救援物資の

調達及び配布を行う。

4 介護職員等の確保

施設等管理者は、介護職員等を確保するため、他の社会福祉施設に対し応援を要請するとともに、必要があればその斡旋を市に要請する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

5 巡回保健・福祉サービス

市は、職員、医師、民生委員、保健師等によりチームを編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、巡回により介護、メンタルケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

6 ライフライン優先復旧

市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、電気、ガス、水道等の優先復旧について、ライフライン事業者へ要請する。

第3 在宅災害時要援護者に対する安全確保対策

【市（市長公室防災危機管理課・福祉保健部・保健所）】

1 安否確認、救助活動

市は、民生委員、近隣住民（自主防災組織）、社会福祉協議会、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された災害時要援護者の安否確認、救助活動を実施する。

2 搬送体制の確保

市は、災害により負傷した災害時要援護者等の受入先として、病院等の医療施設、社会福祉施設及び避難所等を確保する。

災害時要援護者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を確保する。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、災害時要援護者の搬送活動を行う。

3 要援護者の実態調査

市は、職員、民生委員、ボランティア等によりチームを編成し、在宅や避難所等で生活する災害時要援護者についての実態調査を実施する。

4 災害時要援護者に配慮した生活救援物資の提供

市は、災害時要援護者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど災害時要援護者に配慮した体制を確保する。

5 災害時要援護者に配慮した情報提供手段の確保及び情報提供

市は、在宅や避難所等において、ファクシミリや文字放送テレビ等の設置や手話通訳者の派遣など災害時要援護者に配慮した情報提供手段の確保に努める。また、保健、福祉関連情報等の提供を随時行うようにする。

6 巡回保健・福祉サービス

市は、職員、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師等によりチームを編成し、住宅、避難所や仮設住宅で生活する災害時要援護者に対し、巡回により介護、メンタルケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

第4 外国人に対する安全確保対策

【市（市長公室防災危機管理課・市民文化部・教育委員会）】

1 外国人の避難誘導

市は、外国語による広報を実施し、消防、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

2 安否確認、救助活動

市は、消防、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

3 情報の提供と生活支援

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供と生活支援

市は、語学ボランティアの活用、チラシ・情報誌などの発行、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット等による情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して外国語による情報提供を行う。

4 外国人相談窓口の開設

市は、速やかに外国人の相談窓口を設置し、(財)愛知県国際交流協会と連携を図りながら生活相談等に応じる。

第 1 2 節 警備活動

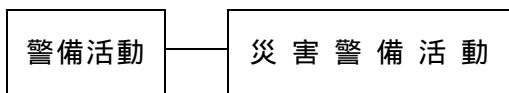
第 1 基本的な考え方

1 趣旨

県警察は、大震災が発生した場合は、早期に警備体制を確立し、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、関係機関との緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、交通の確保、犯罪の予防等の災害警備活動を推進する。

災害警備活動に当たっては、他の都道府県警察からの全国的な応援も含め警察の総合力を発揮して対処するものとする。

2 対策の体系



第 2 災害警備活動

1 災害警備

【岡崎警察署】

警察が行う災害地又は警備対象の多い地域に対する災害警備活動については、愛知県地域防災計画及び愛知県警察地震警備計画によって実施される。

災害警備の概要を以下に示す。

(1) 体制の確立

- ア 警備体制の確立
- イ 警備要員の確保
 - (ア) 警備要員の自動参集
 - (イ) 警備部隊の編成
- ウ 通信の確保

(2) 災害警備活動の重点

- ア 大規模災害が発生した場合の対策
 - (ア) 情報の収集及び伝達
 - (イ) 被害実態の把握
 - (ウ) 被災者の救出及び負傷者の救護
 - (エ) 危険個所の警戒並びに住民に対する避難誘導等
 - (オ) 避難路及び緊急輸送路の確保、交通混乱の防止及び交通秩序の確保
 - (カ) 保安及び地域安全対策等
 - (キ) 広報、相談活動

- (ク) 検視並びに行方不明者の捜索
- イ 激甚な大規模災害が発生した場合の対策
 - (ア) 被害実態の全体像の早期把握
 - (イ) 応援部隊等の受け入れ体制の確立
 - (ウ) 装備資器材の活用による被災者の救出及び負傷者の救護
 - (エ) 各種相談の受付実施

2 応援協力

【市（市長公室防災危機管理課）】

市は、住民の避難、被災者の救出、死体の検索、交通規制等の災害規制等の災害応急対策について警察と緊密な連携をとるほか、警察の実施する災害警備活動に対し、積極的に協力するものとする。

第6章 応急復旧・事後処理

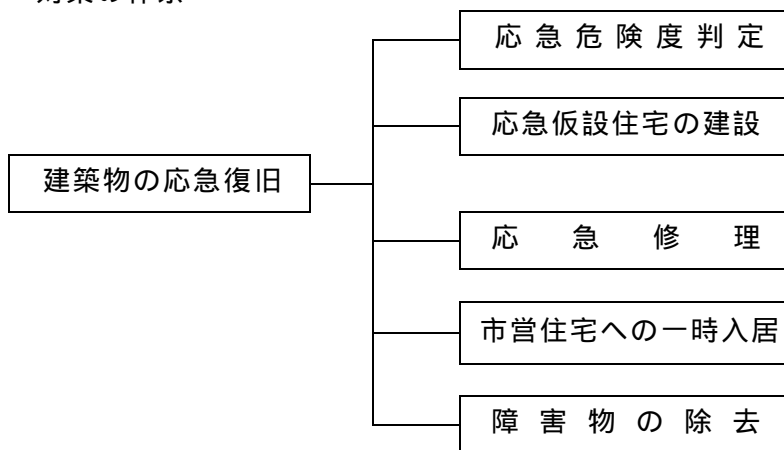
第1節 建築物の応急復旧

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震発生に際して、住居の滅失した世帯又は破損した世帯に対して、迅速に住居を提供し生活を確保することは極めて重要である。このため、災害救助法の適用時には、被災者に応急仮設住宅を提供し、被災住宅の応急修理を行うよう知事に依頼する。また、災害救助法が適用にならない場合に備えて応急時の住宅対策を積極的に推進する。また、被災建築物による二次災害を防止するための応急危険度判定を実施する。

2 対策の体系



第2 応急危険度判定

【市（都市整備部住宅課）】

1 被災建築物の応急危険度判定の概要

応急危険度判定とは、余震等による被災した建築物の倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的とする簡易的判定であり、主として外観目視等によって行う。

(1) 判定の基本的事項

- ア 判定対象建築物は、市が定める判定街区の指定された建築物とする。
- イ 判定実施時期及び作業日数は、10日間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ウ 判定結果の責任については、市が負う。

(2) 判定内容

- ア 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（（財）日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。

- イ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- ウ 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。
- エ 判定は、原則として「目視」により行う。
- オ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

2 被災建築物の応急危険判定の体制整備

(1) 応急危険度判定士の養成等

市は、県と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努めるものとする。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

県、市町村及び建築関係団体は、震災後における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、平成10年に設置した愛知県建築物地震対策推進協議会（平成14年10月改組）において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努める。

(3) 応急危険度判定実施本部の設置

ア 市は、市の区域で応急危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

イ 実施本部は、県に協力を依頼し、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の応急危険度判定支援本部へ支援要請を行う。

ウ 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、応急危険度判定活動を実施する。

3 被災宅地の危険度判定の概要

大地震により、多くの宅地が被害を受けることが予測され、さらに被災した宅地により、その後の余震等による市民の生命にかかわる二次災害の発生の恐れがある。

地震直後に被災した宅地の安全性はどうかなど、応急的な判断は、専門知識をもたない被災者には困難である。そこで、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、余震等による二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図るものとする。

4 被災宅地の危険度判定の体制整備

(1) 県は、被災宅地危険度判定実施要綱等に基づき、市の危険度判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う危険度判定支援本部（以下「支援本部という。」）を設置する。

(2) 支援本部は、市の判定実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。

(3) 支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。

第3 応急仮設住宅の建設

【市（市長公室・福祉保健部・土木建設部・都市整備部・教育委員会）】

1 建設用地の選定

応急仮設住宅を迅速に供与するため、市はあらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定及び確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

(1) 住宅建設に適する建設用地の選定及び確保の選定条件

「応急仮設住宅建設・管理マニュアル（平成17年3月）愛知県建設部作成」

- ア 有効敷地面積が、1,000㎡の土地であること
- イ 無償貸付が可能な土地であること。（学校グラウンド用地については、原則として候補地対象から除外）
- ウ 候補地まで（4t車以上の）輸送が可能な道路があること
- エ 候補地に5m以上の崖が存在しないこと
- オ 土地の部分は平坦地であること

(2) 応急仮設住宅建設候補地台帳の整備

応急仮設住宅建設候補地台帳の整備にあたっては、次の点に留意するものとする。

- ア 台帳を常に最新の状態に整備し、毎年調査を実施する。
- イ 応急仮設住宅建設候補地調査は市が実施し、調査結果は県及び市で共有する。
- ウ 応急仮設住宅の戸数は、戸当たり100㎡で換算する。

（応急仮設住宅建設候補地 別冊附属資料参照）

2 収容対象者

災害により被災し、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流出した者であること。
 - (2) 居住する住家がない者であること。
 - (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること
- 例 生活保護法の被保護者並びに要保護者
特定の資産を持たない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
上記に準ずる者

3 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県の委任により、市がこれを行う。

4 管理

応急仮設住宅の管理については、県の委任により、市がこれを行う。この場合、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

5 災害時要援護者への配慮

市は、出入口の段差の解消、緊急通報システムやファクシミリ等の設置、施設への利便性の考慮など災害時要援護者に配慮した応急仮設住宅の建設及び資材の調達の促進を図っていくものとする。

第4 応急修理

【市（都市整備部・福祉保健部）】

市は、地震により住居が破損した世帯に対し、居室、炊事場、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分の応急修理を実施する。

1 修理の対象住宅

災害により住家が半壊又は半焼し、かつその居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

2 応急修理箇所

災害により被害を受けた居室、炊事場、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分について応急修理を実施する。

3 修理対象者の範囲

半壊の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれるもので、自らの資力では修理することができない者とする。

4 修理の期間

地震被害が発生してから1ヶ月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理できない場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最低限の期間を延長するものとする。

第5 市営住宅への一時入居

【市（都市整備部住宅課）】

大地震による住宅の倒壊、破損さらに火災により、相当数の市民が住宅に困窮することが予想されるため、災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして市営住宅の空家を提供する。

1 一時入居住宅の提供

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 受入れ体制

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の修了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので、一定期間をもって終了とする。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

第6 障害物の除去

【市（市長公室・福祉保健部・都市整備部・土木建設部）】

市は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物について除去を実施する。

1 対象者

居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれたために一時的に居住できない状態にある場合で、自らの資力では障害物の除去ができない者とする。

2 除去の方法

直接又は建築業者、土木業者に請け負わせて実施する。

3 障害物の集積場所

公共用地で交通及び市民生活に支障のない場所とし、被害の大きい場合には民有地を借上げて一時集積場所とする。

第2節 土木施設の応急復旧

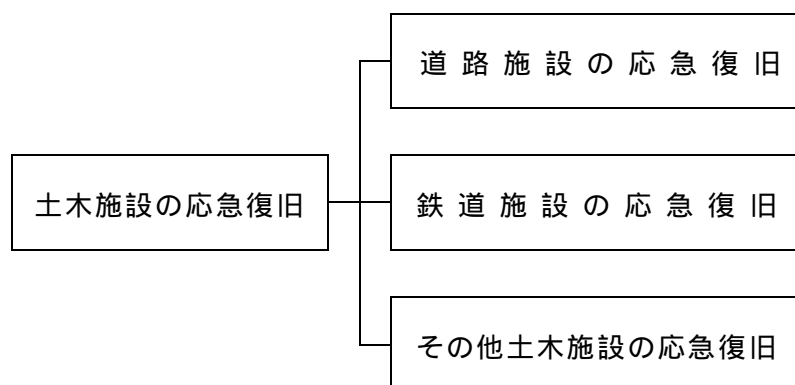
第1 基本的な考え方

1 趣旨

道路、鉄道、河川等の土木施設は、社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の応急復旧の根幹となるべき使命を担っている。これら土木施設の地震による被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、その破壊による機能麻痺が人心に与える影響は大きく、災害の拡大を招くことが十分想定される。

従って、これら土木施設について、震災後、直ちに機能回復を図るための応急復旧体制を整備し、相互に連携を図りつつ、迅速な対応を図るものとする。

2 対策の体系



第2 道路施設の応急復旧

【市（土木建設部道路維持課）・国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所岡崎国道維持出張所】

(1) 状況の把握

被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、情報収集担当職員や道路パトロールカー、防災協定業者の巡視等の実施により、道路の被災情報の収集に努め、関係機関と密接な情報交換を行う。

(2) 応急復旧

道路、橋りょう等に被害が生じた場合は、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

(3) 道路占用施設設置者との相互協力

道路管理者及び上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、相互に通報し合い、直ちに応急措置がとられるように協力する。

(4) 応援要請

激甚な大規模災害が発生した場合、応急復旧を実施するため、災害応援に関する協定に基づく隣接市町村等の応援協力により緊急かつ広域的に資機材の調達や人員の確保に努める。

【中日本高速道路株式会社】

(1) 状況の把握（震災点検の実施）

地震による災害が発生した場合において、的確かつ迅速な応急復旧を行うため震災点検を実施し、被災状況の把握に努める。

また、激甚な大規模災害が発生した場合、ヘリコプター（民間）等も利用し、被災状況等の把握に努める。一般加入電話が使用できない場合は、自営回線及び衛星防災通信システムを活用し、的確な情報の収集等に努める。

種類	実施時期	点検内容
状況把握点検	地震発生直後	速やかな被災者救助と交通確保に資するため、道路の損傷状況、利用者の被害状況、沿道、沿線の状況等を点検するもの。
応急復旧点検	状況把握点検実施後直ちに	上下線分離の道路については最低上下各1車線又は片側2車線を、非分離の道路については最低1車線を速やかに確保するため、どのような応急復旧が必要か点検するもの。

(2) 一般通行者に対する情報提供

一般通行者の安全を確保するため、地震発生に伴う通行止め情報等を各種情報板、ハイウェイラジオ等を通じて的確な提供をするとともに、必要に応じインターチェンジにて強制流出、あるいは安全確認された休憩施設等に避難誘導を行う。

また、激甚な大規模災害が発生した場合、一般通行者に対する混乱を最小限にとどめるため、関係機関と協議調整のうえ広域的な情報提供を積極的に実施し高速道路ネットワークを利用した有効的な迂回路情報の提供を行う。

(3) 関係機関との情報交換

防災関係機関により定められた、連絡窓口と的確な情報交換を行い、緊急車両の通行状況、迂回道路情報等の状況把握に努める。

(4) 応急復旧対策の実施

予め定められた協力業者により必要な資機材、人員の確保を行い、被害箇所において速やかに通行可能な復旧作業を実施する。

また、激甚な大規模災害が発生した場合、緊急輸送道路として指定を受けた道路が通行不能になった場合は、緊急輸送車両の通行のため、特に暫定的復旧措置を迅速に行い最低1車線の確保を行う。

(5) 応援要請

激甚な大規模災害が発生した場合で、人命等の保護のため必要があるときは、関係機関に応援要請を行う。

【愛知県西三河建設事務所】

(1) 状況の把握

災害が発生した時又は相当程度の災害が発生が予測される時は、公共土木施設の状況を早期に確認するため、あらかじめ定めた防災協定業社や、道路パトロール車・河川パトロール車による巡視の実施により被災情報の収集に努め、関係機関に報告するとともに必要な措置を講ずる。

(2) 応急復旧

被害の状況を把握し、応急復旧計画を樹立して公共土木施設の機能回復に努める。緊急を要する公共施設の回復や、障害の除去については、あらかじめ定めた防災協定業者により緊急復旧作業を実施する。

また、緊急輸送道路として定められている道路については、緊急輸送車両の通行を可能とするため、暫定応急復旧を早急を実施し、最低一車線の確保を行う。

(3) 応援の実施及び要請

県管理道路以外の路線の応急復旧作業は、当該道路管理者の要請に基づき可能な範囲で応援する。

なお、県管理道路において応援を必要とするときは、関係機関に応援要請を行う。

また、激甚な大規模災害が発生した場合、応急復旧を実施するため、災害応援に関する協定に基づく隣接県等の応援協力により緊急かつ広域的に資機材の調達や人員の確保に努める。

(4) 広報

道路情報については、報道機関を通じて避難者、運転者等に対し適時適切に広報する。

(5) その他

工事中の箇所、緊急輸送道路以外の道路については、その被災の状況に応じて必要な措置を講ずる。

第3 鉄道施設の応急復旧

【東海旅客鉄道株式会社】

(1) 災害時の活動組織

東海旅客鉄道株式会社に地震対策本部及び被災現地に現地対策本部を設置し、応急活動を行う。

(2) 初動措置

ア 保守担当区の措置

地震被害により列車の運転に支障を生ずる事態の発生、または発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋梁、重要建築物、電車線路及び信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。

イ 列車の措置

乗務員は、地震を感知したときは、速やかに停止の措置をとる。ただし、危険な箇所に停止した場合は安全な箇所に移動させる。

ウ 駅の措置

駅長は、地震発生と同時に次の措置をとる。

(ア) 震度に応じて、列車防護及び運転規制を行う。

(イ) 直ちに営業を中止し、速やかに情報収集を行い、必要によっては救護所の開設、医療機関の救護を要請する。

(3) 旅客の避難誘導及び救出救護

ア 避難誘導

(ア) 駅における避難誘導

駅長は被害の状況により、旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求める。

(イ) 列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い協力を求める。また、被災の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について列車指令（最寄り駅）に連絡の方法を講じる。

イ 救出救護

地震のため列車の脱線、転覆、又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生したときは、駅長及び乗務員は直ちに救出救護活動を行うこと。

地震対策本部長は、災害の実情に応じ運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、直ちに救護班の派遣を指示する。

また、現地対策本部長は、現地社員を指揮し、救護の地域防災医療機関と協力し最善の方法で救出救護活動にあたる。

【名古屋鉄道株式会社、愛知環状鉄道株式会社】

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生したときはその被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

(2) 応急措置

ア 乗務員関係

(ア) 地震等による異常を感知したときは高い盛土区間、深い切取区間、橋梁の上等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。

(イ) 異状を認めたときは駅または運転指令へ連絡をする。

(ウ) 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。

(エ) 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。

イ 駅関係

(ア) 地震等による異常を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに列車の出發を見合わせる。

(イ) 運転指令と連絡のうえ、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。

(ウ) 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め旅客等に周知する。

(エ) 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。

(オ) 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ救護誘導を行って混乱の防止に努める。

ウ 諸施設関係

(ア) 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。

(イ) 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員の他、外注工事を行って早期復旧に努める。

(ウ) 応急復旧資機材の管理点検は、定期的に行う。

エ 通信連絡態勢

鉄道電話を第一優先とし、他に日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。

第4 その他の土木施設の応急復旧

1 河川施設の応急復旧

【市（土木建設部河川課）】

堤防の崩壊箇所に対しては、二次災害を防止するため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて対応する。また、水門、排水機等は、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等による応急締切の対応や、仮設ポンプ等による内水排除に努める。

2 砂防及び治山施設の応急復旧

【市（経済振興部林務課・土木建設部河川課）】

砂防及び治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

第3節 ライフライン施設の応急復旧

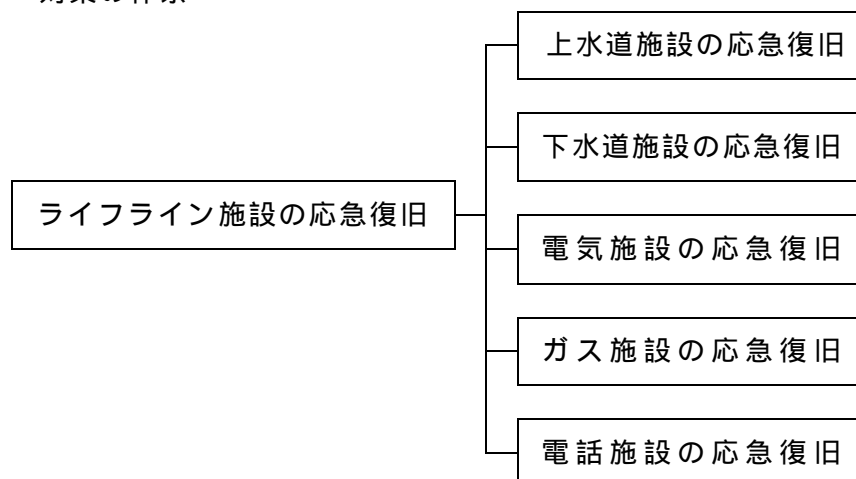
第1 基本的な考え方

1 趣旨

上水道、下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。これらライフライン施設の地震による被害は、その破壊による機能麻痺が人心に与える影響は大きく、災害の拡大を招くことが十分想定される。

従って、これらライフライン施設について、震災後、直ちに機能回復を図るための応急復旧体制を整備し、相互に連携を図りつつ、迅速な対応を図るものとする。

2 対策の体系



第2 上水道施設の応急復旧

【市（水道局）、県】

(1) 配管設備破損の場合

市は、配水管の破損が小規模な場合、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網よりの給水を図る。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上または浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

(2) 水源破壊の場合

市は、水源が破壊して復旧困難な場合、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(3) 水道水の衛生保持

市は、上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所からの有毒物等が混入しないように処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

また、必要に応じて、給水栓等において、消毒効果の確認などの簡易検査を実施するものとする。

(4) 応援体制

市は、施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村あるいは県へ応援を要請し、応援の要請を受けた場合は、これらに積極的に協力する。この協力は「水道災害相互応援に関する覚書」に基づいて行うものとする。

県は、市町村への応援事項について、自らその実施が困難な場合には自衛隊あるいは他府県への応援を要請する。特に近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保する。

(5) その他

ア 仮配管などの必要性から水道資材の備蓄に努めるとともに、民間資材の備蓄状況を把握しておく。

イ 近隣の上水道の配水管等と相互に連絡して早期部分給水を配慮する。

第3 下水道施設の応急復旧

【市（下水道部）】

(1) 下水管渠

市は、管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

(2) ポンプ場、処理場

市は、各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達のうえ緊急措置を講ずる。停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置を執る。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

また、処理場等が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な槽を沈殿槽や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

(3) 応援体制

市は、災害の規模、程度により必要な場合には、土木業者に対してポンプの借用、人員の応援を求め、また必要資器材の緊急調査を行う。

第4 電気施設の応急復旧

【市（市長公室防災危機管理課）】

(1) 情報の収集・伝達

市は、中部電力株式会社の施設、設備に災害が発生し、又は発生するおそれがある情報を受けたときは、直ちに関係の機関に通報する。特に各施設の被害状況、復旧の見通し、事故防止措置等民心の安定と人命にかかわる事項については、的確な情報の早期収集に努める。

(2) 応援体制

市は、中部電力株式会社から応急対策及び応急措置について応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて協力するものとする。

【中部電力株式会社】

(1) 非常災害対策本部の設置

大地震が発生した場合には、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・加入電話、移動無線等の設備を利用する。

(3) 災害時における危険防止措置

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 復旧方法

ア 優先的に復旧する設備、施設

(ア) 供給側

- ・火力設備
- ・超高压系統に関連する送変電設備

(イ) 需要側

- ・人命にかかわる病院
- ・災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信などの機関
- ・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 発電設備

発電所は供給力確保を重点に地震発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

- (4) 送配電設備
 - 被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し保安上支障のない限り、仮設工事、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

- (5) 要員及び資機材等の確保
 - ア 要員の確保
 - 発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。
 - イ 資機材の確保
 - 発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。

- (6) 広報サービス態勢
 - ア 需要家に対する広報サービス
 - (ア) 災害時におけるPR
 - 電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、ホームページ等の広報機関その他を通じてPRする。
 - (イ) 移動相談所の開設
 - 被災地域における需要家の電気相談及び公衆感電事故防止を図るため速やかに移動相談所を開設する。
 - イ 地域防災機関との協調
 - 地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

- (7) 広域運営による応援
 - 「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会）及び「資材及び役務の相互融通に関する協定書」（中地域電力協議会）に基づき、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

- (8) 初動体制の確立
 - 自動出社を制度化し、任務・運営方法等の明確化を図る。

- (9) 情報の早期収集と伝達
 - ア 保安用社内専用電話・加入電話・移動無線等に加え、さらに衛星通信を使用し、強化を図る。
 - イ 早期情報収集のため、ヘリコプターの自動出動の制度化、および収集した情報の早期伝達方法を整備する。

- (10) 広域応援体制の整備
 - 他地域からの応援要員が、その機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

- (11) 資機材等の多面的輸送手段の整備
 - 海上輸送を含めた輸送手段のより一層の充実を図る。

第5 ガス施設の応急復旧

【市（市長公室防災危機管理課）】

(1) 情報の収集・伝達

市は、東邦ガス株式会社の施設、設備に災害が発生し、又は発生するおそれがある情報を受けたときは、直ちに関係の機関に通報する。特に各施設の被害状況、復旧の見通し、事故防止措置等民心の安定と人命にかかわる事項については、的確な情報の早期収集に努める。

(2) 応援体制

市は、東邦ガス株式会社から応急対策及び応急措置について応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて協力するものとする。

【東邦ガス株式会社】

1 大規模災害が発生した場合

(1) 情報の収集

供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏洩通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て総合的に被害程度を把握する。

(2) ガス供給停止

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、建物倒壊、火災発生、地盤崩壊等により被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。

(3) 緊急動員

地震発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。緊急動員については、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(震度5弱以上の地震が発生したときは、防災要員は呼び出しを待たずに自動出社する。)

(4) 応援要請

被害の程度に応じて、(社)日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧作業

供給を一時停止した地域に対しては、ただちに次の順序で復旧する。

- ア 需要家のメーターコックの閉止の確認
- イ 導管の被害箇所の調査及び修理
- ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理
- エ 需要家の開栓、試点火

(6) 広報活動

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

2 激甚な大規模災害が発生した場合

(1) ガス供給停止

各種の被害情報を総合的に判断し、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

(2) 救援隊の受入れ

(社)日本ガス協会に対し、速やかに全国規模での救援隊派遣を要請する。

(3) 応急復旧用資機材置場等の確保

大規模な災害復旧活動のために、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となるので、関係諸官庁等と連携し、迅速な確保に努める。

(4) 応急復旧作業

応急復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ実施し、災害対策本部、避難所、救護所等の重要施設については、可能な限り早期復旧に努める。

第6 電話施設の応急復旧

【市（市長公室防災危機管理課）】

(1) 情報の収集・伝達

市は、西日本電信電話株式会社の施設、設備に災害が発生し、又は発生するおそれがある情報を受けたときは、直ちに関係の機関に通報する。特に各施設の被害状況、復旧の見通し、事故防止措置等民心の安定と人命にかかわる事項については、的確な情報の早期収集に努める。

(2) 応援体制

市は、西日本電信電話株式会社から応急対策及び応急措置について応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて協力するものとする。

【西日本電信電話株式会社】

西日本電信電話株式会社は、大規模災害によって電気通信設備に甚大な被害を受けた場合は、被災の全容を迅速に把握するとともに、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

また、必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資機材及び輸送の手当てを行い、復旧にあたっては行政機関、ライフライ

ン事業者等と連携し、早期復旧に努める。

(1) 大規模災害時における応急復旧

ア 非常召集等の緊急プログラムを発動し、災害対策本部等の設置、復旧要員等を動員し、被災の全容を迅速に把握するとともに、通信サービスの復旧順位を定め効果的な復旧作業を行う。また、垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。

イ 発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

ウ 激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

(2) 具体的な応急復旧措置は、次のとおり

ア 伝送路が被災した場合

可搬形無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬形無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

イ 交換機が被災した場合

非常用可搬形デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。

ウ 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬形電源装置等で応急復旧を図る。

エ 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。

なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

(3) 広域応援体制の確立

大規模地震等により、広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期すため、本社を中心にグループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国規模による応援組織の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し運用する。

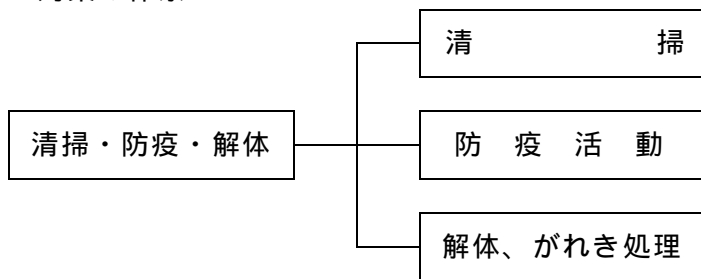
第4節 清掃・防疫・解体

第1 基本的な考え方

1 趣旨

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全のための対策を積極的に推進していくものとする。

2 対策の体系



第2 清掃

【市（市長公室防災危機管理課・環境部ごみ対策課・八帖クリーンセンター・中央クリーンセンター・下水道部）】

1 ごみ処理

(1) ごみ排出量の推定

市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、火災による建物の焼失）と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定し清掃計画を策定する。

排出量は、全壊家屋一戸当り5 t、半壊家屋一戸当り2 t、落下廃棄物等一件当り1 tとする。

(2) 処理の実施

ア 状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域のごみの状況把握に努める。

イ 第一次処理

市は、大規模災害によりごみの処理量を上回るごみが発生した場合は、地区毎

に一時集積場所を指定し、指定場所や収集日時について住民への広報を実施する。一時集積場所までは、原則として被災者自らが運搬する。

(ア) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物

生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集を行う。

(イ) 粗大ごみ及び不燃性廃棄物

粗大ごみ及び不燃性廃棄物については、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので必要に応じて環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講ずる。

ウ 第二次処理

市は、一時集積場所に集積されたごみを指定の焼却場及び最終処分場まで搬送し処理する。第二次処理は、原則として20日以内に完了するものとする。

(ごみ処理施設、ごみ運搬車 別冊附属資料参照)

(3) 協力体制の確保

市は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。なお、あらかじめ県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

2 し尿処理

(1) し尿処理排出量の推定

市は、し尿処理排出量を推定し作業計画を策定する。

(2) 処理対策

ア 状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域のし尿の状況把握に努める。

イ 緊急汲取りの実施

市は、便槽等が使用不能になった地域に対し、し尿処理業者の協力を得ながら応急的に部分汲取りを実施する。

ウ 仮設トイレの設置

市は、必要に応じて避難場所や避難所等に便槽付の仮設トイレを設置する。下水道処理区域内の避難場所等には、下水道災害対応トイレを設置する。

エ 処理の実施

市は、収集したし尿をし尿処理場において処理する。

(し尿処理施設、し尿・浄化槽汚泥運搬車 別冊附属資料参照)

(3) 協力体制の確保

市は、迅速にし尿処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。なお、あらかじめ県、近隣市町村、民間のし尿処理関連業者及び仮設トイレを扱う民間のリース業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

(4) 住民への広報

市は、必要に応じて水洗便所の使用の制限について広報を実施する。また、最悪の事態には、市として収集処理体制が整うまでの期間について、容器等への溜め置きを呼びかける。

3 死亡獣畜の処理

市は、死亡獣畜の処理を原則として化製場又は死亡獣畜取扱場において指導する。化製場又は死亡獣畜取扱場で処理できない場合は、関係各機関と協議により環境衛生上支障のない場所で焼却又は埋葬する。

第3 防疫活動

【市（保健所）、関係部署】

1 疫学調査

市は、警察、消防、医療機関等との連絡を密にし、緊急度に応じ避難所、被災市民の疫学調査を実施し、被災地の衛生状態の保持に努める。

2 消毒

避難所、居宅等の消毒方法を指導すると共に、公共施設、ごみ集積場所に対し消毒を指示する。

（防疫用資器材 別冊附属資料掲載）

3 資材等の確保

消毒用薬剤、二兼機（薬剤噴霧機）等の防疫用資材を常に使用出来るように確保しておく。

4 協力体制

市は、災害時に迅速な防疫措置を実施するため、人員資材等の確保について、応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

第4 解体、がれき処理

【市（土木建設部・環境部）】

解体、がれき処理は原則として被災者自らが実施するものであるが、被害状況によりそれが困難だと認められる場合は市が実施する。

市は、廃棄物の処理を円滑に推進するため、収集運搬器材、仮置場及び処理、処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立する。特に、がれきの処理については、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理体制を確立する。

1 状況把握

市は被災状況を調査し、震災廃棄物の発生量を推定するとともに、震災廃棄物処理実施計画を策定して、迅速に処理を進める。

なお、市による処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請

を行い、県は必要な情報を収集・整理、調整を行う。

2 第一次処理

市は、解体、収集後のがれきを集積するため一時集積場所を確保する。集積場所が不足する場合は、交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに、近隣市町村に対して集積場所の確保を要請する。

3 第二次処理

市は、一時集積場所に集積されたがれきを最終処分場まで搬送し、処理する。最終処分場が不足する場合は、近隣市町村に対して最終処分場の確保を要請する。

4 協力体制の確保

市は、迅速に解体及びがれき処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、あらかじめ県、近隣市町村、民間の解体事業者、土木・運送業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備する。

5 分別・リサイクルの徹底

解体現場から分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、分別・リサイクルに努める。

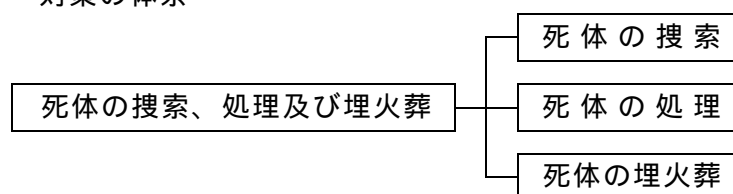
第5節 死体の搜索、処理及び埋火葬

第1 基本的な考え方

1 趣旨

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の死体を搜索し、又は災害の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、かつ死体の埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）を実施する。

2 対策の体系



第2 死体の搜索

【市（消防本部）、愛知県岡崎警察署】

(1) 搜索及び検視の体制

市は、搜索を迅速かつ的確に行うため、必要に応じ消防職員及び消防団員を主力とする搜索隊を編成し、警察と密接な連絡をとりながら実施し、死体を発見したときは、その場で警察官の検視（見分）を得たのち、速やかに収容する。検視（見分）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の死体の状況、所持品等を明確にしたうえ収容する。その場合、以下の点に留意する。

ア 死体は一定の場所に保管すること。

イ 収容先を明らかにしておくこと。

ウ 所持品について死体と同一の一連番号を付すこと。

(2) 死体流失の場合

市は、死体が流失により海又は他市町村に漂着していると予想される場合は、海上保安庁又は死体漂着が予測される市町村に対し、搜索を要請する。

(3) 応援体制

市だけでは十分な対応ができない場合、市は、周辺市町村、県、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

第3 死体の処理

【市（保健所、岡崎市民病院）岡崎市医師会、岡崎歯科医師会】

(1) 検案

市は、死体については、岡崎市民病院に依頼、または岡崎市医師会、岡崎歯科医師

会等の協力を得て速やかに検案を実施する。検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その死体について死因その他につき、医学的検査をなすことである。

(2) 死体の洗浄・縫合・消毒

市は、医療機関等の協力を得て、災害後の混乱により遺族が死体の処理を行うことができない場合には、死体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

(3) 死体の収容（安置）、一時保存

市は、身元が判明した死体は遺族等に引渡すが、死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては死体を特定の場所に集めて埋火葬等の処理をするまで一時保存する。

ア 死体収容所（安置所）の設置

市は、被害地域の周辺の適当な場所（寺院又は学校等の公共施設の利用、及び寺院又は学校等公共施設の敷地に仮設）に死体の収容所（安置所）を設置する。

激甚な大規模災害時には、死体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて隣接市町村に、設置、運営等の協力を要請する。

イ 柩棺の確保

死者数、行方不明者数を早期に把握し、柩棺、ドライアイス等を確保する。

ウ 身元不明遺体の集中安置

延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられる。そのような場合には、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

エ 身元確認

警察及び岡崎歯科医師会の協力を得て、死体の身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。

第4 死体の埋火葬

【市（市民課、生活福祉課、保健所）、岡崎警察署】

市は、死体を埋火葬に付し、又は棺等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋火葬に際しては、次の点に留意する。

(1) 身元確認された死体については、市で埋火葬許可証を発行する。

(2) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。

(3) 被災地域以外に漂着した死体等のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱をする。

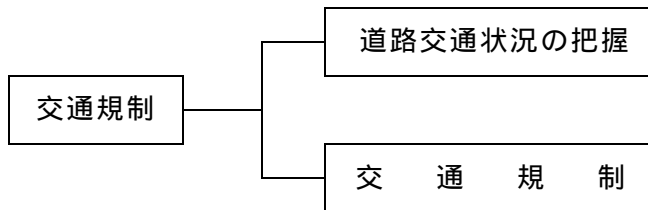
第6節 交通規制

第1 基本的な考え方

1 趣旨

災害時における交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等の救援、救護活動の基礎となるため極めて重要である。このため、交通情報の把握、交通規制等交通の確保に必要な業務を積極的に推進していくものとする。

2 対策の体系



第2 道路交通状況の把握

【市（市長公室防災危機管理課）、岡崎警察署】

市は、道路交通の被害状況等について、速やかに調査を実施するとともに、岡崎警察署、県、中部地方整備局等との情報交換を緊密に行い道路交通の状況把握に努める。

第3 交通規制

1 交通規制の実施

【市（市長公室防災危機管理課・土木建設部）、岡崎警察署】

市は、道路の損壊、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、次の要領で当該道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

なお、大規模な道路被害により広範囲に交通規制を行う必要がある場合は、県、中部地方整備局等他の道路施設管理者とも協議の上、岡崎警察署に対し交通規制の実施を要請する。

(1) 第一次交通規制

発災直後の緊急措置として、緊急輸送路をはじめとする幹線道路について、緊急通行車両等以外の車両の全方向への通行を禁止する。

(2) 第二次通行規制

被害状況に応じ第一次交通規制を解除して、路線別、車種、用途別又は時間別の車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

2 交通規制の通知

市は、道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ岡崎警察署に対し禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。

あらかじめ通知するいとまがないときは、事後において速やかにこれらの事項を通知するものとする。

3 広報の実施

市は、道路の規制状況について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、避難者、運転者等に対し、適時適切に広報を実施する。

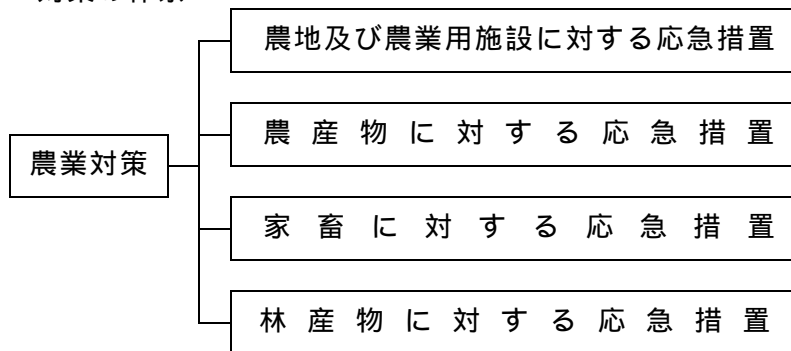
第7節 農業対策

第1 基本的な考え方

1 趣旨

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物等に対する措置について定めるものとする。

2 対策の体系



第2 農地及び農業用施設に対する応急措置

【市（経済振興部農務課・農地整備課）、愛知県西三河農林水産事務所、各土地改良区、あいち三河農業協同組合】

市は、土地改良区及び農業協同組合等農業団体の協力を得て、次の措置を行う。

(1) 農地

地震による河川施設等の損壊等により農地に湛水した場合は、ポンプ排水により湛水排除を図る。

なお、ポンプ排水を行うに当たっては、河川管理者と事前協議を行うものとする。

(2) 排水ポンプ

ポンプ場に浸水のおそれがあるときは、土のう積等により浸水を防止してポンプ場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

(3) ため池

ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合は、堤体決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。なお堤体決壊防止のための応急工事の実施に当たっては、水利組合と相互に連絡を密にして行う。

(4) 用排水路

取水樋門、立切等の操作又は応急工事を実施することにより、水路決壊防止に努める。被災した場合は、通常に通水に支障のない程度の応急復旧を行う。

(5) 頭首工

頭首工の保全についても必要な措置を執るとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

第3 農産物に対する応急措置

【市（経済振興部農務課）、県、あいち三河農業協同組合】

市は、県及び農業協同組合等農業団体の協力を得て、農作物の被害の実態に即応し、次の措置を行う。

(1) 災害対策技術の指導

被害の実態に則し、必要な技術対策を樹立し、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

(2) 苗・種子の確保

被害の状況に応じ、国、県に協力を要請するとともに、市域内外非被災農家等へ依頼して苗及び種子を収集し、並びに民間種苗商社保蔵種子の融通を受け、農協が被災農家にこれを割当て配布する。

(3) 病害虫の駆除

病害虫の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって具体的な防除の実施を指示、指導する。

第4 家畜に対する応急措置

【市（経済振興部農務課）、県、あいち三河農業協同組合】

市は、県及び家畜関係団体等の協力を得て、次の措置を行う。

(1) 家畜の管理指導

災害発生に伴う家畜の管理について、地域の実情に応じた指導を行う。

(2) 家畜の防疫

各種家畜伝染病発生のおそれがある場合は、畜舎等の消毒を行い、衛生の指導及び防疫剤配布を行うとともに、当該区域内飼育されている家畜に対し、必要に応じ技術員を派遣して緊急に予防措置を執る。

(3) 家畜飼料の確保

被災時に、緊急を要する飼料は、国、県に対し、在庫の放出を依頼するとともに、民間飼料会社保蔵分及び非被災地の農業畜産団体保有分の融通を受け、必要量を確保する。

第5 林産物に対する応急措置

【市（経済振興部林務課）、県】

市は、県及び森林組合の協力を得て、次の措置を行う。

(1) 災害対策技術指導

種苗生産者及び森林所有者に対して被災苗木、材木に対する措置等林産物につき技術指導を行う。

(2) 森林病虫害等の防除

森林病虫害等を防除するため、森林所有者に対して、その防除活動につき技術指導を行う。

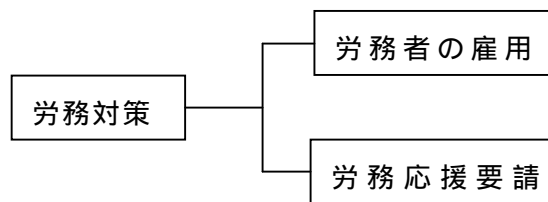
第 8 節 労務対策

第 1 基本的な考え方

1 趣旨

災害応急対策を実施するため、市の労力だけでは十分その効果をあげることが困難な場合に、これに従事する要員について定めるものとする。

2 対策の体系



第 2 労務者の雇用

【市（経済振興部）】

市は、活動要員及びボランティアの人員が不足し、また土木作業、清掃作業等の特別の労力が必要なときは、市内建設業者から労力の協力を求めるほか、状況により労務者を雇用するものとする。

(1) 労務者雇用の範囲

災害救助法に基づく救助の実施に必要な労務者の雇用の範囲は、次のとおりである。

- ア 被災者の避難誘導労務者
- イ 医療及び助産における移送労務者
- ウ 被災者の救出労務者及び救出機械器具その他資材操作、後始末労務者
- エ 飲料水の供給労務者
- オ 救済物資の整理、輸送、配分労務者
- カ 死体の捜索、処理（埋葬を除く）労務者

(2) 雇用の方法

市は、職業安定所に対して労務者の供給を依頼する場合は、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 必要労務者数
- イ 就労場所
- ウ 作業内容
- エ 労働時間
- オ 賃金
- カ その他必要な事項

(3) 労務者雇用の期間

労務者雇用の期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく労務者の雇用の期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間とする。

(4) 賃金の基準

賃金の基準は、平常時における民間の雇用賃金に、災害時の事情を勘案して決定する。

第3 労務応援要請

【市（経済振興部）】

市は、災害応急対策を実施するに当たり、人員が不足し、またボランティアの協力及び労務者の雇用が不可能なときは、次の事項を明示して知事へ労務応援を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 従事場所
- (3) 作業内容
- (4) 人員
- (5) 従事期間
- (6) 集合場所
- (7) その他必要な事項

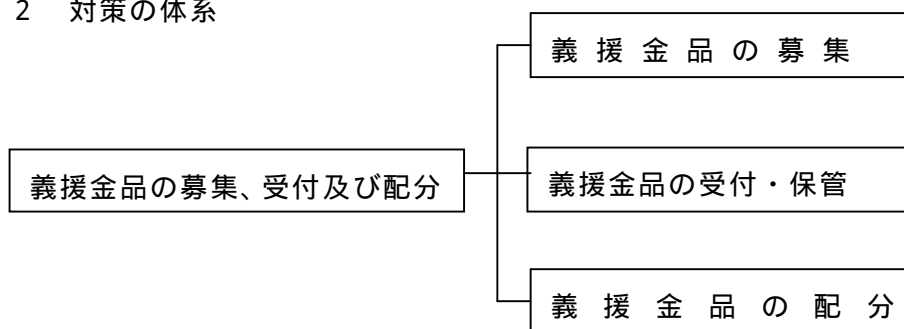
第9節 義援金品の募集、受付及び配分

第1 基本的な考え方

1 趣旨

一般市民及び他自治体から寄託された義援金品を、迅速、確実に被災者に配分するための募集、受付、保管等については総合的な計画を樹立するとともに、計画に基づき活動を実施する。

2 対策の体系



第2 義援金品の募集

【市（福祉保健部）、日本赤十字社、報道機関、各種団体】

日赤県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて、ホームページ、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集することがある。

第3 義援金品の受付・保管

【市（福祉保健部）】

(1) 義援金品の受付

市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品の受付を行う。義援金品の受付についての計画を樹立しておくものとし、受付マニュアルの作成に努める。

(2) 義援金品の保管場所

市は、義援金品の保管場所について、あらかじめ計画を樹立しておき、被災者に配分するまでの、一時保管を行う。

第4 義援金品の配分

【市（福祉保健部）】

(1) 配分方法

ア 市は配分委員会を組織して、寄託された義援金品の迅速・公正な配分に努める。

イ 報道関係、各種団体等で募集した義援金品は被災者に配分されるが、必要に応じては市に寄託されて被災者に配分する場合がある。

(2) 配分基準

ア 市は、被害状況に応じて算出し配分委員会に諮って義援金の配分基準を決定する。

イ 市は、被害状況に応じた配分計画に基づき、配分委員会に諮って義援品の配分基準を決定する。

第1章 被災者生活の安定化

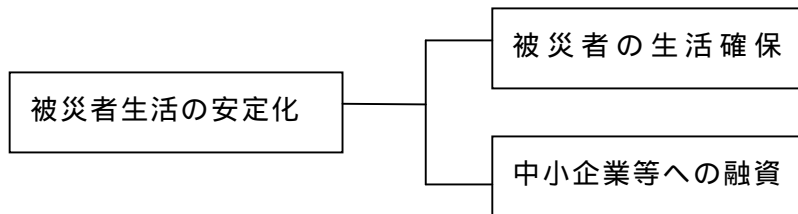
第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震時には、数多くの人々の生命が危険にさらされ、家財、住居等も喪失するなどの混乱状態に陥る恐れがある。このため、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、被災者の生活確保、中小企業等への融資など民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。

被災者の早期生活再建を支援するため、家屋の被害状況調査の結果に基づき、被災証明書を早期に被災者に交付するものとする。

2 対策の体系



第2 被災者の生活確保

1 生活相談

【市（市民文化部市民協働推進課・生活福祉課・・福祉総務課・商工労政課）】

市は、震災により被害を受けた市民が速やかに再起更生できるよう、市役所内に相談窓口を開設する。

相談窓口においては、生活相談、弔慰金等の支給、援護資金、住宅資金等の貸付、職業斡旋等の相談に応じる。

2 災害弔慰金等の支給

【市（福祉保健部福祉総務課）、愛知県】

(1) 災害弔慰金の支給

市は、災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び岡崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年岡崎市条例第15号）の規定に基づき、災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障がい見舞金の支給

市は、災害により精神又は身体にある程度の障がいを受けた市民に対して、岡崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害障がい見舞金を支給する。

(3) 災害見舞金の支給

市は、災害により被害を受けた世帯の世帯主等に対して、岡崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害見舞金を支給する。

(4) 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

全都道府県から事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が支援金の支給をする。

3 災害援護資金等の貸付

【市（福祉保健部福祉総務課）、社会福祉協議会】

(1) 災害援護資金の貸付（災害救助法適用の場合）

市は、災害により被害を受けた世帯に対し、生活の建て直しに資するため、岡崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害援護資金の貸付を行う。

(2) 災害援護資金の貸付（災害救助法適用外の場合）

市社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、災害援護資金の貸付を行う。（（１）の貸付対象者を除く）

4 市税、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免等

【市（税務部・福祉保健部国保年金課・医療助成室・長寿課）】

(1) 市税

市は、岡崎市市税条例（昭和25年岡崎市条例第24号）の規定に基づき、災害により被害を受けた個人の市県民税及び固定資産税の納税義務者に対して、市税の減免並びに納期限の延長及び徴収猶予をする。

(2) 国民健康保険料

市は、岡崎市国民健康保険条例（昭和45年岡崎市条例第14号）の規定に基づき、災害により被害を受けた保険料の納付義務者に対して、国民健康保険料の減免及び徴収猶予をする。

(3) 国民健康保険の一部負担金

市は、岡崎市国民健康保険条例（昭和45年岡崎市条例第14号）第20条の2の規定に基づき、災害により被害を受けた被保険者に対して、国民健康保険の一部負担金の減免又は徴収猶予をする。

(4) 後期高齢者医療保険料

市は、岡崎市後期高齢者医療条例(平成20年岡崎市条令第19号)の規定に基づき、後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予に係る申請書の提出の受付をする。

(5) 後期高齢者医療一部負担金

市は、岡崎市後期高齢者医療条例(平成20年岡崎市条令第19号)の規定に基づき、後期高齢者医療一部負担金の減免等に係る申請書の提出の受付をする。

(6) 介護保険料

市は、岡崎市介護保険条例(平成12年岡崎市条例第22号)の規定に基づき、災害により被害を受けた保険料の納付義務者に対して、介護保険料の減免及び徴収猶予をする。

(7) 介護保険の利用者負担額

市は、岡崎市介護保険規則(平成12年岡崎市規則第32号)の規定に基づき、災害により被害を受けた被保険者に対して、介護保険の利用負担額の減額又は免除をする。

5 住宅建設への融資

【市(市民文化部市民協働推進課)】

災害により住宅に被害を受けた被災者に対しては、住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(1) 災害復興住宅建設資金

ア 貸付対象者	50%以上の被害を受けたもので、13㎡以上175㎡以内の住宅部分を有する住宅を建設する者	
イ 建設資金	木造	1,400万円以内
	耐火、準耐火、木造(耐久性)	1,460万円以内
ウ 土地取得費	970万円以内	
エ 整地費	380万円以内	
オ 償還期間	木造	25年以内
	耐火、準耐火、木造(耐久性)	35年以内

(2) 補修資金

ア 貸付対象者	補修に要する費用が10万円以上の住宅を補修する者	
イ 補修資金	木造	10万円以上590万円以下
	準耐火、耐火	10万円以上640万円以下
ウ 移転費	380万円以内	
エ 整地費	380万円以内	
オ 償還期間	20年以内	

(注1) 店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の1/2以上必要

(注2) 土地取得費、整地費、移転費は単独で利用不可(建設資金または補修資金と併せて利用)

6 職業の斡旋

【市（経済振興部商工労政課）】

災害により離職を余儀なくされた被災者に対する職業の斡旋については、県が公共職業安定所を通じ、早期再就職の促進を図ることになっている。

このため、市は、相談窓口等において、離職者への相談に応じるとともに、離職者の状況を把握し県に報告する。

7 郵便業務の応急措置

【郵便事業株式会社の措置】

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 支店の窓口業務の維持

災害時において、被災地における支店の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった支店について、仮社屋急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

【郵便局株式会社の措置】

窓口の維持

災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

第3 中小企業等への融資

1 中小企業への融資

【市（経済振興部商工労政課）】

市は、被災した中小企業に対して次の融資が円滑に行われるよう、貸付機関に対し
 手続の迅速化、貸付条件の緩和等の特例を要請する。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫資金の貸付
- (2) 株式会社商工組合中央金庫資金の貸付
- (3) 信用保証協会による融資の保証

2 農林業等関係者への融資

【市（経済振興部農務課・林務課）】

市は、災害により被害を受けた農林業者等又は農林業者等の組織する団体に対し、
 復旧を促進し、農林業等の生産力の回復と経営の安定を図るため、天災による被害農
 林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）、農林
 漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）により融資する。

主な融資金は次のとおりである。

資金名	資金の種類	融資対象	備考
天災 資金	経営資金	肥料、種苗、飼料、家畜、家きん等の 購入（市長の被害認定が必要）	激甚災害の場合は増額
農林漁業 金融公庫 資金 （農業関係）	果樹植栽 資金	果樹の改植、補植	

注）申込みは、天災資金については農業協同組合、金融機関等へ、農林漁業金融公庫
 資金については農林漁業金融公庫支店、農業協同組合、受託金融機関へ行う。

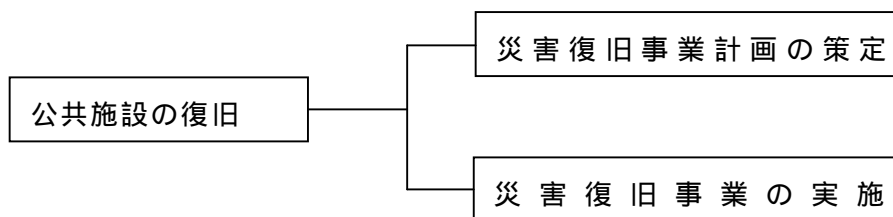
第2章 公共施設の復旧

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震により被災した公共施設に対しては、迅速に応急・復旧措置を講ずる必要がある。特に復旧事業については、原形復旧にとどまらず、将来における災害の再発を防止するために必要な改良復旧を原則として、更に関連する事業を積極的に取り入れて施行することが望ましい。このため、復旧計画の策定、助成制度の活用等効率的かつ総合的な復旧事業を推進していく。

2 対策の体系



第2 災害復旧事業計画の策定

【市】

市は、応急対策を実施後、被害の程度を十分調査・検討し、関係機関と調整を図りながら、災害復旧事業計画を策定する。策定に当たっては、災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的要因について詳細に検討し、総合的な見地において行うものとする。対象となる復旧事業は次の通りである。

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 砂防設備災害復旧事業
- (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (4) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (6) 道路・橋りょう災害復旧事業
- (7) 下水道災害復旧事業
- (8) 公園災害復旧事業

2 農林水産業施設災害復旧事業

3 都市災害復旧事業

4 水道施設災害復旧事業

5 住宅災害復旧事業

- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業

また、国等の助成の対象となる事業は次の通りであり、実施にあたっては速やかにその旨を申請するものとする。

法 律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、道路、港湾、漁港の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業 公共団体施行のみ
海岸法	海外保全施設（堤防、突堤、護岸、胸壁）の復旧作業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、漁港施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業

第3 災害復旧事業の実施

【市】

市は、復旧事業費が決定され次第、直ちに復旧事業を実施する。復旧事業は緊急性の高いものから実施し、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携を図りながら事業期間の短縮に努めるものとする。

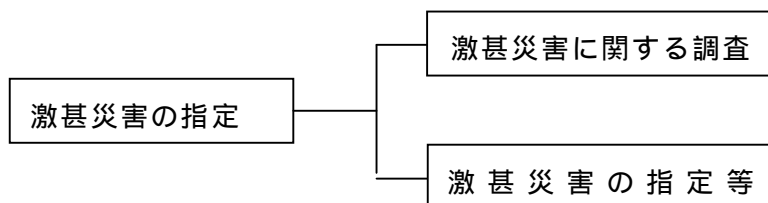
第3章 激甚災害の指定

第1 基本的な考え方

1 趣旨

市域に大規模な被害が生じた場合の公共施設の災害復旧事業は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」による援助、助成等を受け迅速に実施する必要がある。このため、本法指定の促進及び手続について定めるものとする。

2 対策の体系



第2 激甚災害に関する調査

【市（税務部）】

市は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮の上、被害状況等を調査し、県に報告する。また、県が行う調査に対しても積極的に協力する。

第3 激甚災害の指定等

1 激甚災害指定の促進

【市（市長公室）】

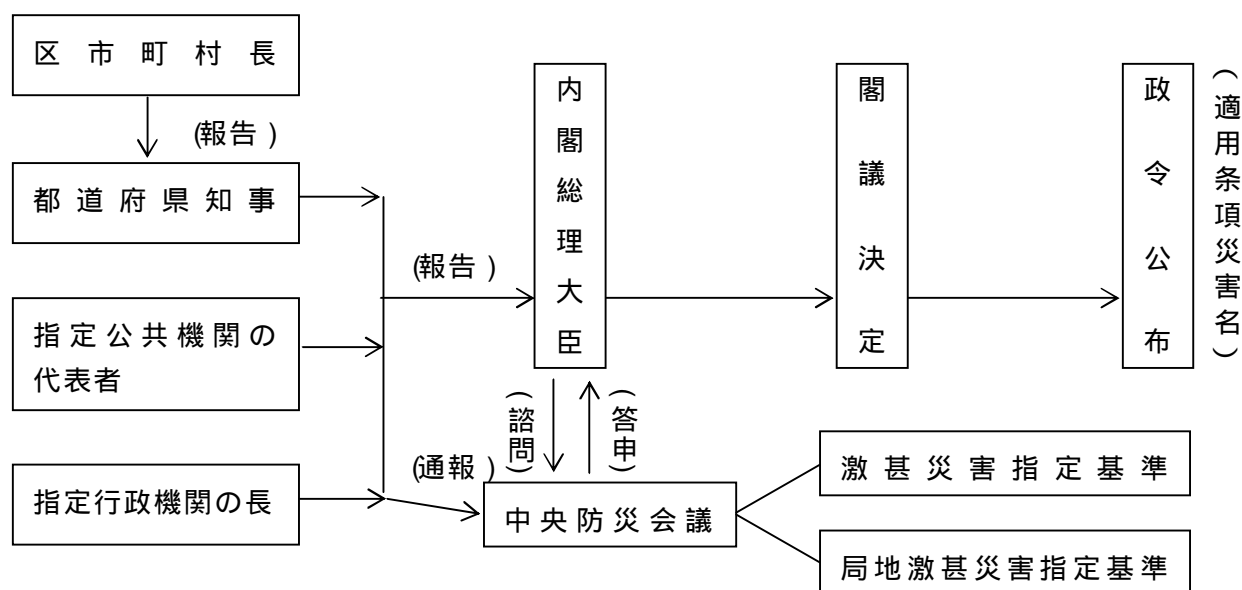
市は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めた場合、県と連携を図りながら、指定の促進に努めるものとする。

2 激甚災害の指定

【国】

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長等の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。



3 特別財政援助額の交付に係る手続

【市】

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する各部課等は、速やかに関係調書等を作成し、総務部を通じ、県の関係部課等に提出する。

4 激甚災害に係る財政援助等

激甚法により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

<p>1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p>	<p>(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障がい者更正援護施設災害復旧事業 (9) 知的障がい者援護施設災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 堆積土砂排除事業(公共的施設区域内、公共的施設区域外) (14) 湛水排除事業</p>
<p>2 農林水産業に関する特別の助成</p>	<p>(1) 農地等の災害復旧事業 (2) 農林水産業協同利用施設災害復旧事業 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業 (4) 天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置の特例 (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業 (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業 (7) 共同利用小型漁船の建造 (8) 森林災害復旧事業</p>
<p>3 中小企業に関する特別の助成</p>	<p>(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業 (3) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例 (4) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例</p>
<p>4 その他の財政援助及び助成</p>	<p>(1) 公立社会教育施設災害復旧事業 (2) 私立学校施設災害復旧事業 (3) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) リ災者公営住宅建設事業 (7) 産業労働者住宅建設資金融通の特例 (8) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助(小災害債に係る元利償還金の基準財政需用額への算入) (9) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p>

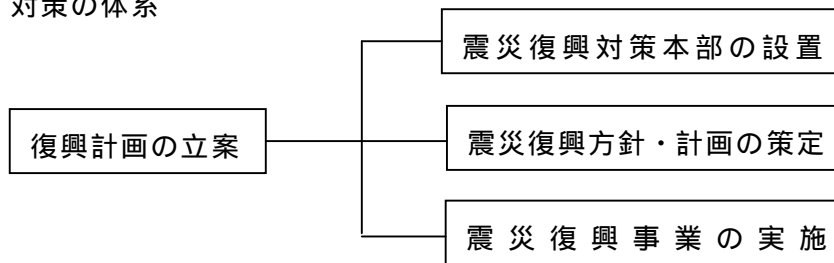
第4章 復興計画の立案

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復旧・復興が不可欠である。市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を策定する。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進することが望まれる。

2 対策の体系



第2 震災復興対策本部の設置

【市（市長公室防災危機管理課・企画財政部）】

市は、被害状況を速やかに把握し、必要な場合には、市長を本部長とする震災復興本部を設置する。

第3 震災復興方針・計画の策定

【市（市長公室防災危機管理課・企画財政部・都市整備部）】

1 震災復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、行政関係職員より構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、その内容を速やかに市民に公表する。

2 震災復興計画の策定

市は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

3 震災復興都市計画の決定手続き

(1) 震災復興都市計画の基本方針

大地震により大規模に被災した地区で、緊急かつ円滑に都市を復興するための震

災復興都市計画は、「緊急復興都市計画整備地区」の指定を行い、その指定の後、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づき手続きを実施する。

(2) 緊急復興都市計画整備地区について

市は次の指定基準により、被災後10日を目途に、緊急復興都市計画整備地区を指定し、県に報告する。

大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したこと。

公共の用に供する施設の整備状況、土地利用動向等からみて不良な街区の環境が形成される恐れがあること。

当該地区の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

(3) 建築基準法第84条（被災市街地における建築制限）について

市街地に災害のあった場合において、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要と認めるときは、市長は、原則として「緊急復興都市計画整備地区」を建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から1月以内の期間に限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。）に定める。

(4) 被災市街地復興推進地域の都市計画決定について

建築基準法第84条の区域指定の後、市は都市計画に、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を定めるものとする。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

(5) 復興都市計画事業の都市計画決定について

市は、被災市街地復興推進地域の都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やかに行うこととする。

第4 震災復興事業の実施

【市（市長公室防災危機管理課・企画財政部）】

1 専管部署の設置

市は、震災復興に関する専管部署を設置する。

2 震災復興事業の実施

市は、震災復興に関する専管部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

第1章 総 則

第1 強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)第3条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定された本市において、第6条第1項の規定に基づき警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項及び地震防災上必要な教育・広報に関する事項等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

なお、本計画における地震災害とは東海地震に係る地震災害及び大規模な地震に係る地震災害をいう。

第2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 警戒宣言、地震予知情報等の収集及び伝達を行う。
- (2) 警戒宣言、地震予知情報等の広報を行う。
- (3) 避難の指示等を行う。
- (4) 地震災害から居住者等の危険を防止するため特に必要があると認める地域について、警戒区域の設定を行う。
- (5) 避難状況の報告を行う。
- (6) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じその執るべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- (7) 地震災害の発生に備え、地震防災応急対策の実施の責任を有する者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることの要請等を行う。
- (8) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護のための措置を行う。
- (9) 避難場所、避難路、緊急輸送を確保するための必要な道路その他地震防災緊急整備事業を行う。
- (10) 通信施設の整備事業を行う。
- (11) 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫、その他の保健衛生に関する措置、その他必要な応急措置の実施の準備を行う。
- (12) 地震防災応急対策について、必要に応じ知事に応援を求め、又は応急措置の実施の要請を行う。また、他の市町村の長等に対し、応急措置を実施するため必要があるときは、応援を求める。
- (13) その他地震防災に関する必要な事項

2 愛知県西三河県民事務所

- (1) 警戒宣言、地震予知情報等の収集及び伝達を行う。
- (2) 警戒宣言、地震予知情報等の広報を行う。
- (3) 通信施設の整備事業を行う。
- (4) 緊急輸送車両の確認及び標章、証明書の交付を行う。

3 愛知県西三河建設事務所

- (1) 管轄区域内における諸施設の点検を行う。
- (2) 災害予防措置等の防災応急対策を行う。

4 愛知県岡崎警察署

- (1) 避難の指示及び危険防止のための警告等を行う。
- (2) 交通規制を行う。
- (3) 犯罪及び混乱の防止等の措置を行う。
- (4) 緊急輸送車両の事前審査及び緊急時に、緊急輸送車両の確認及び標章、証明書の交付を行う。
- (5) 警戒宣言、地震予知情報の伝達を行う。
- (6) 他の機関の行う地震防災応急対策に対する協力を行う。

5 愛知県西三河農林水産事務所

農地及び農業用施設に対する防災応急対策を行う。

6 指定地方行政機関

〔国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所岡崎出張所〕

矢作川に関する施設の防災応急対策を行う。

〔国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所岡崎国道維持出張所〕

一般国道一号線直轄監理区間の施設の防災応急対策を行う。

7 指定公共機関

〔西日本電信電話株式会社〕

- (1) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達を行う。
- (2) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報等が発せられた場合及び地震防災応急措置の実施に通信が必要な場合に、通信設備を優先的に利用させる。
- (3) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- (5) 気象等警報を県及び市町村へ連絡する。

〔中日本高速道路株式会社〕

- (1) 警戒宣言、地震予知情報等の伝達を行う。
- (2) 地震防災応急対策の実施に関し、次の事項を行う。
 - ア 交通対策に関すること。
 - イ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること。
 - ウ 緊急点検に関すること。

〔東海旅客鉄道株式会社〕

- (1) 警戒宣言、地震予知情報等の伝達を行う。
- (2) 旅客の避難誘導及び救護を行う。
- (3) 車両の運転規制等を行う。
- (4) 資機材、人員等の配備手配を行う。

〔日本通運株式会社〕

災害応急対策活動のための各機関からの車両借り上げ要請に対する配車の準備

〔中部電力株式会社〕

- (1) 警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給を確保するための対策を講ずる。
- (2) 発災後に備え、電力施設の予防措置及び応急復旧に必要な資機材及び要員の確保のための諸策を実施する。

〔郵便事業株式会社〕

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店における業務の取扱いを停止するものとする。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、強化地域内に所在する支店において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を店頭に提示するものとする。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに自店に戻るものとする。
- (4) 地方公共団体との防災に関する協定に基づき、支店が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。

〔郵便局株式会社〕

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。
- (2) 上記(1)により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものとする。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として速やかに郵便局に戻るものとする。
- (4) 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮する。

8 指定地方公共機関

〔東邦ガス株式会社〕

- (1) 警戒宣言が発せられた場合においてもガスの供給を継続する。
- (2) 発災後に備え、早期に適切な応急措置が実施できる体制を整えておくこと。

〔社団法人愛知県エルピーガス協会西三河支部岡崎分会〕

- (1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。
- (2) 発災後に備え、LPガス設備の点検等を行う。

〔名古屋鉄道株式会社・愛知環状鉄道株式会社〕

東海旅客鉄道株式会社に準ずる。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

〔あいち三河農業協同組合〕

防災上必要な資機材、人員等の配備について協力する。

〔岡崎商工会議所・六ツ美商工会・岡崎市ぬかた商工会・その他商工業関係団体〕

(1) 商工業関係施設の地震応急対策実施の支援

(2) 市への緊急資材協力の準備

〔社団法人岡崎市医師会〕

医療及び助産活動の協力の準備

〔社団法人岡崎歯科医師会〕

医療活動の協力の準備

〔社団法人岡崎薬剤師会〕

医薬品等の供給協力の準備

〔岡崎市政記者会・岡崎新聞記者会〕

警戒宣言、地震予知情報等に関する報道

〔岡崎市防災防犯協会連合会〕

情報連絡、避難誘導等の自主的防災対策の実施・支援

〔岡崎市婦人自主防災クラブ連絡協議会〕

家庭における情報連絡、避難誘導等の自主的防災対策の実施・支援

〔各自衛消防隊〕

事業所における防災応急対策の実施

〔日本赤十字社関係団体・その他社会教育、文化、厚生、社会福祉、事業団体〕

防災上必要な資機材、人員等の配備について協力する。

〔岡崎土木災害安全協力会・岡崎建築災害安全協力会・西三河クレーン協会〕

災害発生時における緊急輸送道路の確保、障害物の除去、仮設住宅の建設その他災害応急措置の協力準備

〔岡崎陸運協会〕

日本通運株式会社に準ずる。

〔岡崎地区交通安全指導員連絡協議会〕

避難時の安全確保及び誘導並びに応急対策実施のための交通規制の協力

〔消防団〕

(1) 防災訓練の実施

(2) 防災対策及び警戒活動の実施

〔各土地改良区〕

灌漑排水施設その他農地の保全対策の実施

〔危険物施設の管理者その他防災上重要な施設の管理者〕

防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

〔ミクスネットワーク株式会社・株式会社エフエム岡崎〕

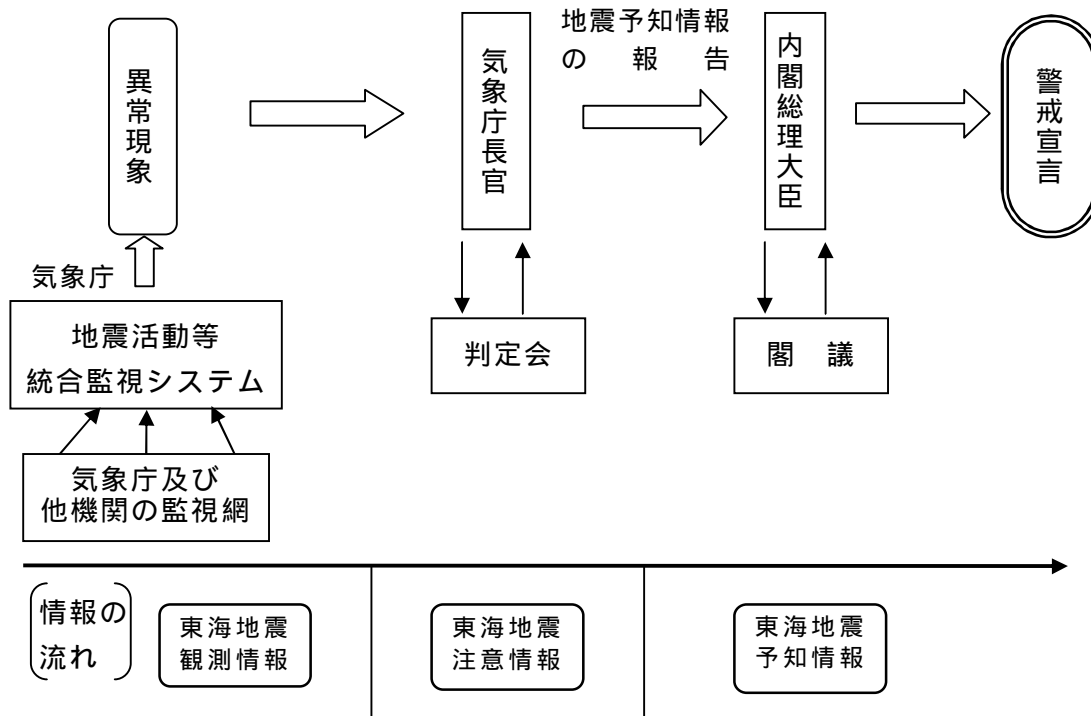
東海地震関連情報の緊急放送について協力する。

第2章 地震災害警戒本部の設置等

第1 市地震災害警戒本部の設置

市長は、気象庁が東海地震注意情報を発表した時点で、地震第1非常配備体制をとり市地震災害警戒本部の設置準備を行うものとする。また警戒宣言が発せられた場合は直ちに市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置するものとし、市災害対策本部が設置された場合は、市警戒本部は廃止され、市警戒本部の事務は自動的に市災害対策本部に引き継がれる。

[東海地震に関する警戒宣言発令までの流れ]



* これらの情報に関する説明は、次章第2の1に掲載

第2 市警戒本部の組織及び運営

市警戒本部の組織及び運営は、大震法、大震法施行令、岡崎市地震災害警戒本部条例、岡崎市地震災害警戒本部活動要領に定めるところによる。

第3 市の地震防災応急対策要員の参集

1 市長は、次のとおり市職員に参集を命ずるものとする。

(1) 指示の時期：東海地震注意情報が発表された時

・体制：地震第1非常配備

なお、非常配備の詳細及び職員の参集方法は、岡崎市地震災害警戒本部活動要領による。

(2) 指示の時期：警戒宣言が発せられた時

・体制：地震第2非常配備

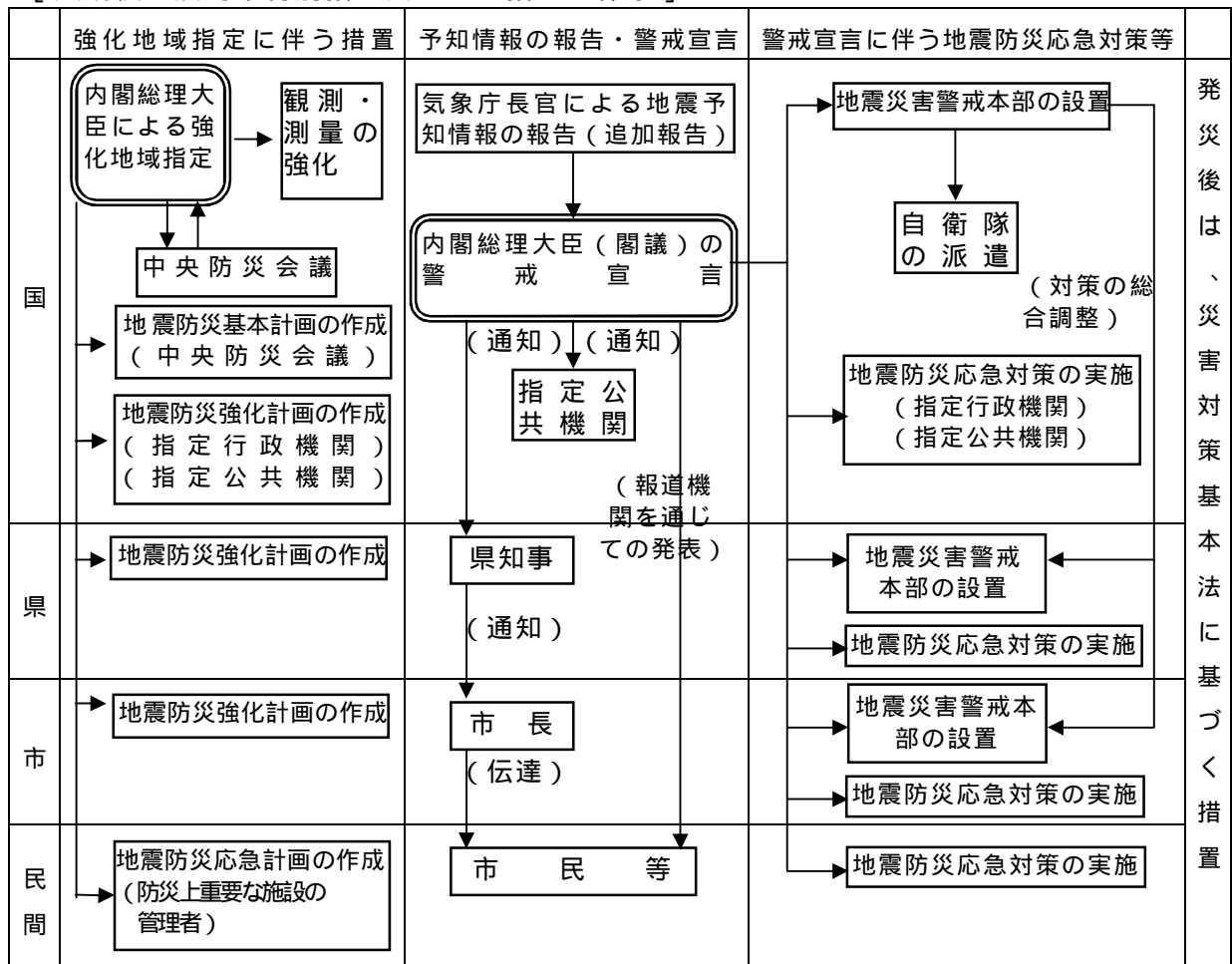
なお、非常配備の詳細及び職員の参集方法は、岡崎市地震災害警戒本部活動要領による。

第3章 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

第1 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が内閣総理大臣から発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

[大規模地震対策特別措置法による措置の体系]



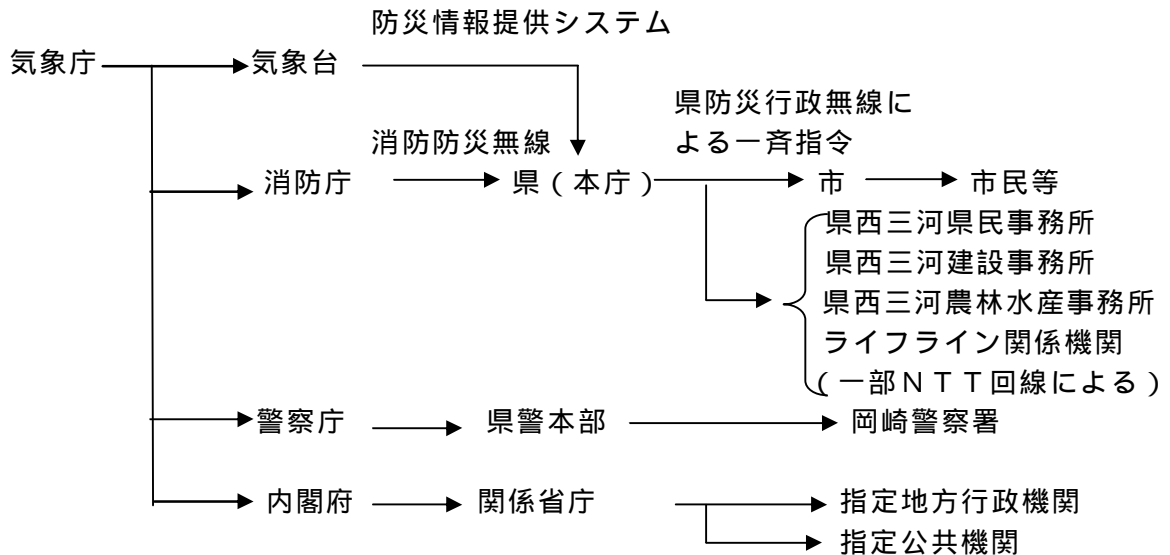
第2 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報

警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。

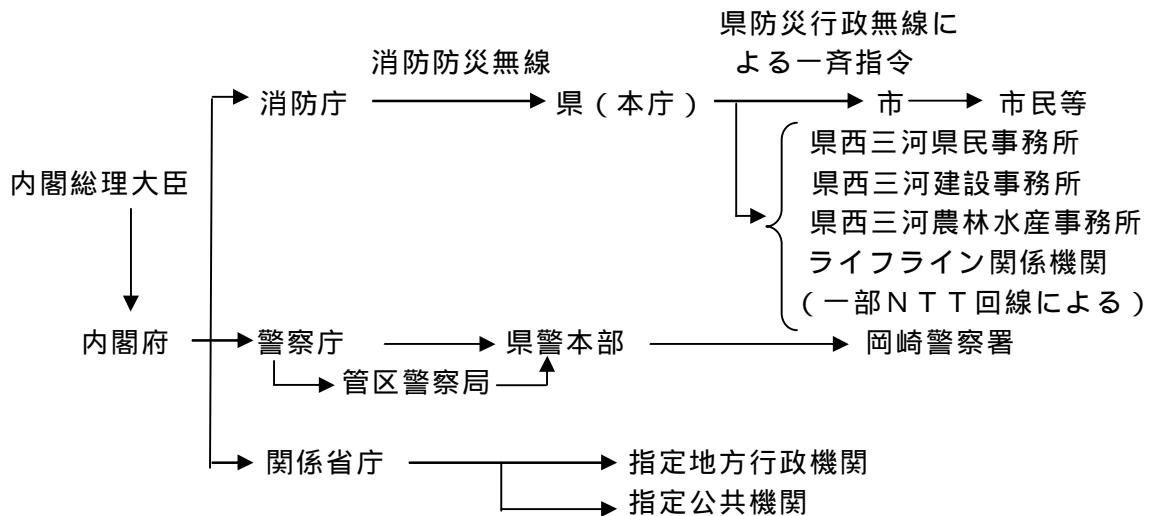
また、地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施する。

1 警戒宣言、地震予知情報等の伝達系統

(1) 東海地震に関連する情報（東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報）



(2) 警戒宣言



〔東海地震注意情報が発表されたときの市民に対する呼びかけ例文〕

市民の皆さま 本日、時分に、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。これは、東海地域で観測している地殻変動データに変化が現れており、この変化が、想定される東海地震の前兆現象である可能性が高まっているというものです。

このため、市では、地震災害警戒本部準備室を設置し、地震発生に備えた準備活動を開始しています。

皆さんは、地震の発生に備えて消火器の点検、家具の転倒や落下物の防止措置と確認、非常持ち出し品や食料、飲料水などの点検をしてください。

当面、鉄道、バス等の公共交通機関は通常どおり運行し、道路についても平常どおりとなりますが、不要不急の旅行は控えてください。

また、金融機関や小売店舗についても、ほぼ平常どおりの営業となりますので、あわてずに対応してください。

なお、今後の状況によっては、東海地震の予知及び警戒宣言が発せられることがあります。警戒宣言が発せられると、岡崎市を始めとする強化地域内の大型店舗や病院は、耐震性を有する場合以外は、営業停止となり、さらに、鉄道・バス等の公共交通機関は運行を停止することになりますので、今の段階で、早めに帰宅をしてください。

また、津波、がけ崩れなどのおそれのある危険区域からの避難の案内がされる場合がありますので、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意していただきますよう、くれぐれもお願いします。

〔内閣総理大臣の東海地震警戒宣言及び国民に対する呼びかけ例文〕

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から、東海地震の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の地震防災対策強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域でも震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

地震防災対策強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。地震防災対策強化地域内の居住者、滞在者、事業所等は、警戒態勢をとり、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。

なお、地震防災対策強化地域内への旅行や電話は、差し控えてください。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますので、テレビ、ラジオに注意してください。

平成 年 月 日

内閣総理大臣

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を公表する。

種類	内 容 等	防災対策
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表される。	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言 ・地震災害警戒本部設置 ・地震防災応急対策
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表される。	<ul style="list-style-type: none"> ・準備行動の実施 ・市民への広報
東海地震観測情報	東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等にこの情報文の冒頭で「東海地震との関連性を調査中」と明記して発表される。なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、「東海地震観測情報（調査中）」を解除と明記して発表される。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集連絡体制

2 市の内部伝達、市民への伝達

- (1) 市の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送、防災行政無線等によるものとし、勤務時間外における職員の動員方法等については、岡崎市地震災害警戒本部活動要領に定めるところによる。
- (2) 市は、勤務時間内及び勤務時間外それぞれの内部伝達体制を早急に整備するものとし、速やかに市民等へ伝達するものとする。


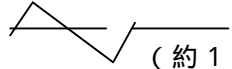
第3 警戒宣言発令時等の広報

1 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) サイレンによる地震防災信号での注意喚起
- (2) 東海地震に関連する情報の内容
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な行動の呼びかけ
- (4) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (5) 市長から市民への呼びかけ
- (6) 混乱防止のための対応措置
- (7) その他状況に応じて事業所又は市民に周知すべき事項

地震防災信号

警 鐘	サイレン
(5 点) 	(約 4 5 秒)  (約 1 5 秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

〔市長から市民への呼びかけ例文〕

市民の皆さん、市長の _____ でございます。

既に、ご存知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日午前（午後） _____ 時 分、東海地震の警戒宣言を発しました。

この地震が発生しますと、市内では、震度 6弱以上の地震になると予想されますので、十分警戒してください。

既に、市を始め防災関係機関では、職員が非常配備に就いて防災対策に全力をあげておりますが、市民の皆さんも次の点に十分注意して、いざという時に備えていただきたいと思ひます。

まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。

次に、消火の準備や飲料水の汲み置きなど、できる限りやっておいてください。

それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、放送や市の広報など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も、市、警察、消防などの職員の指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思ひます。

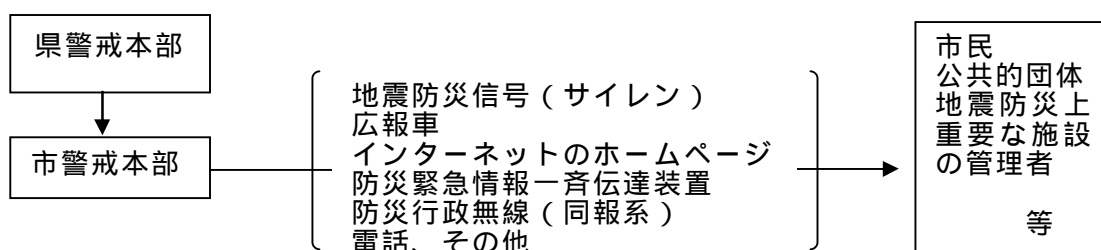
市民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切りたいと念願し、ただ今、全力を傾注しています。

また、対策に従事しておられる防災関係機関の皆さんも大変ですが、いざという時に備えて、万全の対策をお願いします。

2 広報手段等

広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号、広報車、インターネットのホームページ又は自主防災組織等を通じる防災緊急情報一斉伝達装置等、次の伝達系統により行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、多言語、簡単な日本語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。



3 問い合わせ窓口

市は、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

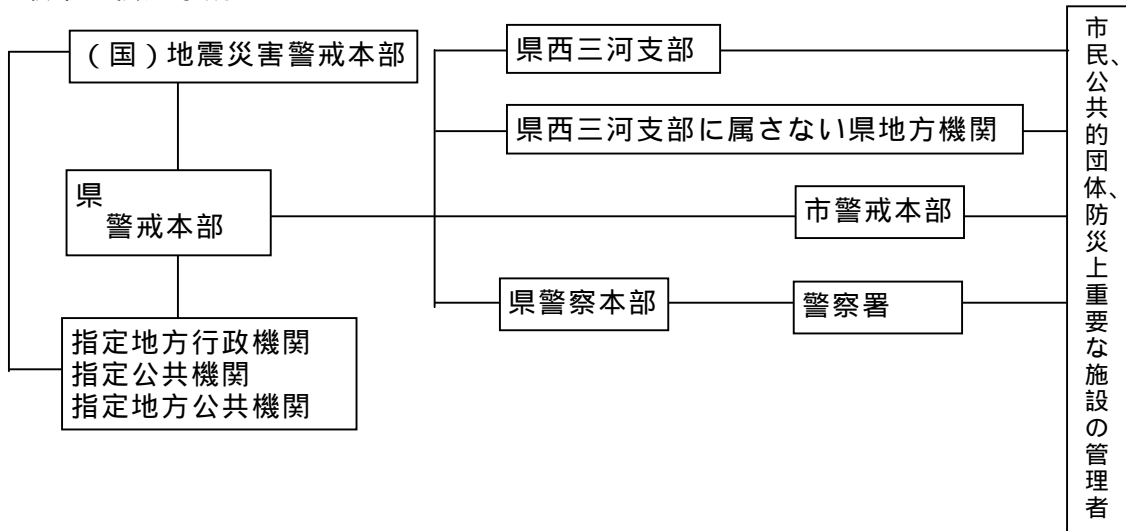
4 報道機関との応援協力関係

市長は、警戒宣言が発せられた場合、ミクスネットワーク株式会社及び株式会社エフエム岡崎について「災害時の放送に関する協定」により、市民がとるべき措置等の放送を依頼するものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合においても、必要に応じて報道機関に対して広報に対する協力を求めるものとする。

第4 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

1 収集・伝達系統



2 報告事項・時期

(1) 市は、警戒宣言発令後1時間以内に、別記様式1により県に報告する。

(2) それ以降は、別記様式2により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

ア 報告事項は、別記様式2に記載の事項とする。

イ 報告時期

は、危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに。

は、避難に係る措置が完了した後速やかに。

からは、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次。

(様式1)

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

速報用

送信者		受信者		送受信時間			
機関名	氏名	機関名	氏名				
				月	日	時	分
				月	日	時	分

緊急応急対策等	実施状況等 (該当する番号に をつけること)		
東海地震予知情報の伝達	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
住民の避難状況	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
消防・浸水対策活動	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
施設・設備の整備及び点検	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
食料、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
緊急輸送の確保	1 必要なし	2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
地震災害警戒本部の設置状況	1 設置	2 準備中	3 未設置
対策要員の確保	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
備 考			

(様式 2)

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

送信者		受信者		送受信時間			
機関名	氏名	機関名	氏名				
				月	日	時	分
				月	日	時	分

避難 状 況	避難 の 経 過	危険事態、異常事態の発生状況		
		措置事項		
	避難 の 完 了	避難場所名	避難人数・ 要救護人数	救護、保護に必要な措置等
地震 防 災 応 急 対 策	東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示			
	消防、水防その他応急措置			
	応急の救護を要すると認められる者の救護、保護			
	施設・設備の整備及び点検			
	犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持			
	緊急輸送の確保			
	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備			
	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置			
	備 考			

第5 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

市及びその他の防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食料、生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

1 主要食料、医薬品、住宅等の確保

(1) 主要食料の確保

ア 米穀

警戒宣言が発せられた場合、市は米穀の確保を行うものとする。

イ パン、副食品等

市は、主食の確保とともに、パン、副食品等についても、関係事業者の協力を求め、その確保を行うものとする。

(2) 医薬品等の確保

市は、平常医療用と併せ、発災後の医療活動用として医薬品等の備蓄に努めるものとする。

警戒宣言が発せられた場合、発災に備えた医薬品その他衛生材料を確保するため、調達を図るものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、各建築関係団体に対し、発災後に備えてあらかじめ応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理への協力のための事前準備の要請を行う。

2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

ア 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認・人員の確保等の措置を講ずるものとする。

イ 岡崎警察署は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の避難の円滑な実施を図り、又は緊急輸送車両等の通行路を確保するため、交通規制標示板等を必要箇所に設置するものとする。

ウ 各鉄道会社は、警戒宣言が発せられた場合、発災後における応急復旧に備えるため、おおむね次のような措置を講ずるものとする。

(ア) 応急復旧用資機材・機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資料、機器についてもその所在を確認する。

(イ) 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

(2) 給水確保用の資機材・人員の配備

ア 市水道局は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行うものとする。

また、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材

及び人員の配備を実施するとともに、水道の工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している市内外の水道関係事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。

イ 市は、「水道災害相互応援に関する覚書」等により応援協力体制を整える。

(3) 下水道確保用の資機材・人員の配備

市下水道部は、東海地震注意情報が発表された段階から次の措置を講ずる。

ア 直ちに各施設を緊急点検する。

イ 発災後の応急復旧に備えて資機材の点検、確保及び要員の確保に努める。

(4) 電力供給確保用の資機材・人員の配備

中部電力株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、次の措置を講ずる。

ア 車両を整備・確保して応急出動に備えるとともに、資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

イ あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員する。

(5) 都市ガス供給用の資機材・人材の配備

東邦ガス株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

ア 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

イ あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

(6) 通信確保用の資機材・人員の配備

ア 市は、東海地震注意情報が発表された場合、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ市内に配備している災害活動用無線機の整備・確認を行い、事前に相互の連絡調整を図るものとする。

イ 西日本電信電話株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。

(7) 浸水対策用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、備蓄する浸水対策用資機材を整備点検するものとする。

また、市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力で推進できるよう、体制を整えるものとする。

(8) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼働できるよう、人員の確保及び資機材の点検を行うものとする。

イ ごみ処理

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、人員の確保及び資機材の点検を行うものとする。

ウ し尿処理

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるように、人員の確保及び資機材の点検を行うものとする。

なお、し尿処理は、衛生的な処分を行う。

(9) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、地震発生時において、緊急に伝染病予防対策として防疫活動が実施できるよう、また、地震発生後に検病調査及び健康診断が実施できるよう、人員の確保及び資機材の点検を行うものとする。

(10) 医療救護用の資機材・人材の配備

ア 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のための準備をする。

イ 岡崎市民病院は、東海地震注意情報が発表された段階から、地震発生後の緊急事態発生に備え、医療救護班等の準備体制をとる。

ウ 社団法人岡崎市医師会、社団法人岡崎歯科医師会及び社団法人岡崎薬剤師会は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の協力のための準備体制をとる。

第6 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係対策

1 飲料水関係

(1) 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、震災に備えた緊急貯水を市民等に強力に呼びかけるとともに、次の措置をとるものとする。

ア 市民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないように、配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。

イ 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努めるものとする。

2 電気関係

中部電力株式会社は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において、地震発生の際の危険に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

ア 特別巡視、特別点検

給電制御所、有人の水力発電所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検・燃料等の補充、消火設備の点検を実施する。

イ 応急安全措置

仕掛り工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて、設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(2) 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関及びホームページを通じて、地震発生時の具体的な

電気の安全措置に関する広報を行う。

3 ガス関係

東邦ガス株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

(2) 安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、報道機関等に対して、この広報内容を報道するよう協力を要請する。

(3) 帰宅等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、事業所等の見学者、訪問者等に対して、注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。

(4) ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、予め定める点検要領に従い巡視・点検を行う。

(5) 工事等の中断

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

4 通信関係

西日本電信電話株式会社は、東海地震注意情報が発せられた段階から、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。また、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意報等の発令前からも実施する。

(1) 警戒宣言並びに地震予知情報等の発表に伴う諸措置

ア 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報等の正確、迅速な伝達

警戒宣言等並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報に関する情報は、あらかじめ定める伝達経路及び方法により正確かつ迅速に行う。

また、地震防災に関する情報の授受及び収集を円滑に行うため、各防災関係機関との連絡担当を明確に定めるものとする。

イ 警戒本部の設置

東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合は、直ちに準備警戒の措置をとるとともに、N T T地震災害警戒本部を設置する。

ウ 情報等収集と伝達

N T T地震災害警戒本部は、国や市町村等から発出される指示及び各種情報を受け、また、報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の伝達経路により相互伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震応急対策等に反映させる。

エ 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ、ラジオ放送等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

(ア) 通信の疎通状況並びに利用制限等の措置状況

(イ) 電報の受付、配達状況

(ウ) 加入電話等の開通、移転等の工事、並びに故障修理等の実施状況

(エ) 西日本電信電話株式会社名古屋支店における業務実施状況

(オ) 災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板の利用方法

(カ) 利用者に対し協力を要請する事項

(キ) その他必要とする事項

オ 通信の利用制限等の措置

東海地震注意情報及び警戒宣言の発令、地震災害等に関する各種情報の報道等により、通話が著しく困難となった場合は、重要通話を確保するため、契約約款及び電気通信事業法等の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

カ 災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板の提供

東海地震注意情報発表後、ふくそうの発生又は恐れがある場合必要に応じ速やかに災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板の提供を行う。

KDDI株式会社も同様のサービスの提供を行うよう努める。

キ 復旧用資機材、車輛等の確認と広域応援計画に基づく手配

東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、災害復旧等に係わる組織(対策要員)においては、速やかに地震災害警戒本部に参集する。

復旧用資機材車輛等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。

また、発災後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な次の車輛については、あらかじめ緊急輸送用として岡崎警察署に緊急通行車両等の事前届出を行うものとする。

(ア) 移動無線車、移動電源車

(イ) 災害対策用機器及び応急復旧用資機材運搬用車輛

(ウ) 工事用車輛、特殊車輛

(エ) 広報車、その他災害応急復旧対策上必要な車輛

ク 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設について巡視し、必要な点検を実施するものとする。

ケ 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。

中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

5 放送関係

ミクスネットワーク株式会社及び株式会社エフエム岡崎は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。

また、地震予知情報等の放送に当たっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に使用して対処することとする。なお、放送にあっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めることとする。

第7 生活必需品の確保

市は、東海地震注意情報が発せられた場合、食料品等生活必需品等の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、このために必要な要請及び指導等を実施する。

また、生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小売店舗については営業の要請に努めるとともに、必要となる物資の輸送についての対策を講じるものとする。

なお、各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食料を始めとする物資は原則として供給されず、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、最低限3日分程度の飲料水を始めとする生活用水、食料その他生活物資を常時家庭内に備蓄しなければならないが、警戒宣言が発令された場合には、これらの備蓄についてをもう一度確認するものとする。

なお、市は、平常時からこれらの対応について周知徹底に努める。

第8 避難等対策

1 市が行う避難対策

警戒宣言が発令された場合における避難の基本的な考え方は、市民の身近な防災空地进行を自主防災組織等によりあらかじめ「近隣待避場所」として定め、必要に応じてそこに一時的に待避し、地域住民が協力して地震発生に備えた待機体制をとるものとする。近隣待避場所を定めた場合は、地域住民に周知するとともに市に連絡するものとする。

なお、市が行う避難対策は次のとおりとする。

- (1) 急傾斜地崩壊危険箇所の関係住民に対して、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、その他避難に関する注意事項を周知するものとする。
- (2) 市長は、警戒宣言が発せられた場合において、市民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、(1)の避難対象地区について、避難の勧告、又は指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。
- (3) 警戒宣言発令下における避難生活に必須の食料、飲料水、生活必需品等の物資は自給を原則とする。
- (4) 近隣待避場所又は指定避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、高齢者、障がい者、疾病者、乳幼児等災害時要援護者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。

- (5) 避難対象地区内の居住者等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地等で避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な場合などについては、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用ができるものとする。
- (6) あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の老人、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等、避難にあたり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。

なお、避難にあたり他人の介護を要する者を収容する施設のうち市が管理する施設については、収容者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。

また、外国人に対する情報伝達においては、外国語、簡単な日本語による伝達ができるように配慮する。
- (7) 出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

2 警察官が行う避難対策

- (1) 警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、もしくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

第9 警備対策等

岡崎警察署は、警戒宣言が発せられた場合における混乱、交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、早期に警備体制を確立し、民心の安定を図るため、次の警備活動を重点として推進する。

- 1 警備対策並びに交通対策の企画、調整及び推進を行う。
- 2 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達に対する協力を行う。
- 3 警察広報を行う。
- 4 各種情報等の収集及び伝達を行う。
- 5 重要施設等の警戒を行う。
- 6 交通関係団体の地震防災応急対策等の実施促進を行う。
- 7 避難の指示又は警告及び避難誘導を行う。
- 8 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護を行う。
- 9 交通秩序を維持する。

- 10 他の機関が行う応急対策等に対して協力する。
- 11 緊急輸送車両の確認を行う。
- 12 不法事案の取締りを行う。
- 13 混乱防止対策を行う。

第10 交通対策

道路

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想される。

このため、市及び岡崎警察署は、相互に協力して適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとし、車両の運転中に警戒宣言が発せられた場合、次により行動する。

1 運転者のとるべき措置の周知

市及び岡崎警察署は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

- (1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2 道路交通規制の基本方針

警戒宣言が発せられた場合における道路交通対策の基本は、次のとおりとする。

- (1) 市域での一般車両の走行は、極力抑制する。
- (2) 市域内への一般車両の流入及び強化地域内における震源方向への一般車両の通行は、極力制限する。
- (3) 市域外への一般車両の流出及び市域内における震源方向から外周方向への一般車両の通行は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (4) 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の市域への流入を制限するとともに、市域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限するものとする。
- (5) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

3 警戒宣言発令時における道路交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合は、大震法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、岡崎警察署は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

(1) 緊急交通路の確保

ア 第1次

(ア) 強化地域規制

次の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。

路線名	流入を制限する I C
東名高速道路	県内の全 I C (春日井 I C 下り線を除く)
伊勢湾岸自動車道	県内全 I C
東海環状自動車道	せと品野 I C 及びせと赤津 I C 内周回線 (北進) を除く 県内全 I C
名古屋瀬戸道路	全 I C
東名阪自動車道	県内全 I C
名古屋高速道路	全 I C
知多半島道路	全 I C
南知多道路	全 I C
知多横断道路	全 I C
中部国際空港連絡道路	全 I C

(イ) 強化地域周辺規制

強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し、次の主要箇所において必要な規制等を行う。

交差点名	路線名	住 所	規制方向
一色下方	国道155号	稲沢市一色下方町	南進
梅須賀	県道一宮蟹江線	稲沢市梅須賀町	南進・東進
中之郷南	国道22号	北名古屋市中之郷南	南進
豊場	国道41号	西春日井郡豊山町	南進
鳥居松北	国道19号	春日井市瑞穂通1丁目	南進
高蔵寺北	国道155号	春日井市高蔵寺町	南進
新大橋南	国道363号	瀬戸市共栄通3丁目	南進・西進
東本町	国道155号	瀬戸市共栄通1丁目	南進
小原トナ北	国道419号	豊田市大ヶ蔵連町	南進
上郷大橋北	国道153号	豊田市大野瀬町	西進

イ 第2次

避難及び地震防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合、必要な交通規制の見直しを行う。

(2) 広域交通規制

交通の混乱を防止し、かつ緊急輸送を確保するため、交通の状況に応じて、警察庁の指定する「広域交通規制道路」又は「広域交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、一般車両を対象とした必要な交通規制を行う。

広域交通規制道路

国 道	1号、19号、23号、41号、42号
高速道路	東名高速道路、名神高速道路、中央自動車道、東名阪自動車道、東海北陸自動車道
自動車専用道路	名古屋高速道路

広域交通検問所

路線名	検問地点	規制内容
国道1号	豊橋市八町通一丁目地内 西八町交差点	東進車両の走行を極力抑制
国道19号	春日井市坂下町4丁目地内 坂下交番前	北進・南進車両に対する抑制誘導
国道23号	港区砂美町地内 名四町交差点	東進車両の走行を極力抑制
国道41号	犬山市爪東5丁目地内 五郎丸交番前交差点	南進車両に対する抑制誘導
名神高速 道 路	小牧市大字村中地内 小牧IC	東進車両の流入を極力制限
	一宮市丹陽町地内 一宮IC	東進車両の流入を極力制限
中央自動車道	小牧市大字野口地内 小牧東IC	北進・南進車両の流入を極力制限
東海北陸自動車道	一宮市大毛地内 一宮木曾川IC	南進車両に対する抑制誘導

(3) 広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、一方通行及び指定方向外進行禁止規制等の必要な交通規制を行う。

4 交通規制の方法

岡崎警察署が行う警戒宣言発令時の交通規制は、大震法第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大震法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

5 岡崎警察署が交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

- (1) 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。
- (2) 市域内へ入ろうとする車両にあつては、その流入を極力抑制する。
- (3) 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

6 岡崎警察署が行う交通規制の結果生ずる滞留車両運転者及び同乗者の措置

(1) 交通規制に伴う滞留車両の措置

市域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線にあつても、現場広報及び指導を行い、極力走行を抑制する。

(2) 滞留車両の運転者及び同乗者の措置

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関と協力し、必要な対策を講ずるものとする。

7 緊急輸送車両の確認

(1) 緊急輸送車両の確認

岡崎警察署が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、岡崎警察署は、大震法施行令第12条の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

(2) 緊急輸送車両の届出

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県西三河県民事務所、岡崎警察署の事務担当部局等に提出するものとする。

(3) 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると認定したときは、県西三河県民事務所、岡崎警察署は、下記様式「緊急輸送車両確認証明書」を、地震災害対策計画編第3編第5章第9節第4の2で定める標章とともに申請者に交付する。

(様式)

第 号		年 月 日
緊急通行車両等確認証明書		
		知 事 印 公安委員会 印
番号欄に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所 (電話)	() 局 番
	氏 名	
通行時間		
輸送経路	出 発 地	通 行 目 的
備 考		

用紙は、日本工業規格 A5 とする。

第 1 1 鉄道対策

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、各鉄道事業者は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。

1 東海旅客鉄道株式会社

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における列車、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運転取扱

(ア) 旅客列車については、運行を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

(イ) 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 旅客への対応

(ア) 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動を行う旨の公表があったときには、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発せられた場合の運転計画を案内する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運転取扱

(ア) 警戒宣言発令後、次の各号に掲げる列車の運転取扱いを実施することとする。

(新幹線)

a 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。

b 想定震度が6弱以上の地域内を運転中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。

c 想定震度が6弱未満の地域においては、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。

この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。

(在来線)

a 強化地域への進入を禁止する。

b 強化地域内を運行中の列車は最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。

c 強化地域外においては、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

イ 旅客への対応

(ア) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定められた方法及び内容により、列車の運転状況について案内する。

(イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、市の定める避難場所へ避難させる等の必要な措置をとる。

2 名古屋鉄道株式会社

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運行

(ア) 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。

(イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように輸送力を増強する。

イ 旅客への対応

(ア) 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を

伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。

- (イ) 地震が発生した場合には地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。
- (ウ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。
- (エ) ターミナル駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増員を依頼することもある。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運行

- (ア) 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、あらかじめ定めた最寄りの駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。

- (イ) 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、予め定めた駅での折り返し運転を行う。

イ 旅客への対応

- (ア) 東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。
- (イ) 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車の折り返し駅までの案内を実施する。

3 愛知環状鉄道株式会社

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運行

- (ア) 東海地震注意情報が発表された段階では、原則として運転を継続する。
- (イ) 状況に応じ、輸送力の増強を図る。

イ 旅客への対応

- (ア) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。
- (イ) 警戒宣言が発せられた場合には列車の運転を中止する旨を伝え、旅行等の中止を呼びかける。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運行

- (ア) 強化地域内の列車は、指定駅で停車し、以後運転を中止する。
- (イ) 強化地域外の列車は、強化地域内への進入を禁止し、運転は状況に応じて行うものとする。

イ 旅客への対応

- (ア) 警戒宣言が発せられたこと及び列車の運行状況について、駅・車内放送や掲示板により案内する。
- (イ) 駅構内及び列車内の旅客に対しては、原則として公共の避難場所への避難を、放送、掲示及び案内図の配布により案内する。

第12 バス対策

路線バス事業者は、バス、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講ずるものとする。

- 1 運行路線にかかわる山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難地についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。
- 2 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。
- 3 東海地震注意情報が発表された場合、乗客に対して「警戒宣言が発せられた場合には車両の運行を中止する旨」を伝え、速やかな帰宅を促す。
- 4 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地の教示を行うものとする。
- 5 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。
- 6 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄の避難地及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

第13 緊急輸送

1 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

2 緊急輸送の方針

緊急輸送は、市及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないよう、緊急輸送関係機関及び実施機関はあらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとする。

また、警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、市警戒本部において調整を行うものとする。

3 緊急輸送道路

警戒宣言発令時の緊急輸送道路は、巻末に掲げるところとする。

4 緊急輸送用の車両の確保

(1) 市及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用の車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

また、確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

5 緊急輸送車両の事前届出及び確認

緊急輸送を行う計画のある車両を保有する市及び指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、岡崎警察署等に緊急輸送車両の事前届出を行うこととする。

なお、大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の緊急輸送車両であることの確認については、第10の7に定めるところによる。

6 緊急輸送車両確認の効力

大震法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

第14 警戒宣言発令時における帰宅困難者対策

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止の措置をとった場合、通勤・通学者、学生、買い物客等には、帰宅が困難となる者が相当数生じることが見込まれることから、市は帰宅困難者、滞留旅客の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

- 1 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- 2 事業所等は、従業者、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供し、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供し帰宅を促す等により、事前の帰宅困難者発生抑制に努める。
- 3 帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を検討する。

第15 消防、水防等対策

1 市が行う対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、消防機関が出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、この計画及び市消防計画において、次の事項を重点としてその対策を定め、推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災、水災等の防除のための警戒
- (3) がけ地崩壊危険地域における避難のための立退きの指示、避難誘導、避難路の確保
- (4) 火災発生の防止、初期消火についての市民への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 地震防災応急計画の実施の指導
- (7) 迅速な救急救助のための体制確保
- (8) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (9) 水防資機材の点検、整備、配備

第16 児童・生徒等の安全対策

- 1 児童・生徒等の安全対策については、東海地震注意情報が発表された場合は、原則として、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 児童・生徒等が在校中の場合においては、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。
 - (2) 児童・生徒等が登下校中の場合においては、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - (3) 児童・生徒等が在宅中の場合においては、休校として、児童・生徒等は登校させない。
- 2 学校等においては、上記の原則を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者、関係者等と協議の上、実態に即して具体的な対応の方法を定めておくものとする。
- 3 学校等における東海地震注意情報が発表された場合の対応の方法については、児童・生徒等を始め保護者その他関係者に周知しておくものとする。
- 4 施設、設備について、日頃から安全点検を行い、警戒宣言発令時には災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

第17 病院、診療所

病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

なお、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができる。

災害拠点病院については、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来を除き、外来診療は原則縮小する。

第18 百貨店等

警戒宣言が発せられた場合、百貨店等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。

第19 金融対策

民間金融機関等は、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる措置を適切に講じるよう努めるものとする。

1 民間金融機関の措置

(1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、業務の営業を停止するとともに、営業を停止した旨を周知する。

この場合であっても、現金自動預払機等において預金の払戻しを続ける等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。

(2) 営業停止等並びに継続して現金自動預払機を稼働させる営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載するものとする。

(3) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業をする。

2 保険会社の措置

(1) 保険会社は、営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、支店等における営業を停止するものとし、休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の保険会社の円滑な遂行を期するため、営業の開始・再開は行わないものとする。

3 証券会社の措置

(1) 証券会社は、営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、支店等における営業を停止するものとし、休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の証券会社の円滑な遂行を期するため、営業の開始・再開は行わないものとする。

第20 郵便事業対策

1 郵便事業株式会社の措置

(1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店における業務の取扱いを停止するものとする。

(2) 警戒宣言が発せられた場合は、強化地域内に所在する支店において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を店頭に提示するものとする。

(3) 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに自店に戻るものとする。

(4) 地方公共団体との防災に関する協定に基づき、支店が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。

2 郵便局株式会社の措置

(1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。

(2) 上記(1)により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものとする。

(3) 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として速やかに郵便局に戻るものとする。

(4) 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一

時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮する。

第2-1 市が管理又は運営する施設に関する対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理又は運営する道路、河川、不特定かつ多数が出入する施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

1 道路

予想される道路の被害は、法面の崩落、高盛土箇所の崩落、路面のき裂、沈下、橋りょうの損壊等が想定される。

このため、市は、東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路における管理上の措置をとるものとする。

(1) 道路情報板等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報、運転手のとるべき措置を道路利用者に伝達する。

なお、東海地震観測情報が発表された場合においても、道路情報板によりその内容を伝達するものとする。

(2) 巡視等を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。

(3) 必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。

(4) 発災後、迅速な情報収集を実施するため、重要区間を定め職員による情報収集態勢を整える。

(5) 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。

(6) 市、岡崎警察署その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

2 河川

(1) 地震予知情報等により、水害の発生が予想される場合の河川の管理上の措置について、あらかじめ定めるものとする。

(2) 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、直ちに所管施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。この場合において、内水排水施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置を講ずるものとする。

緊急点検、巡視の実施方法及び実施体制については、別に定める。

3 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、美術館・図書館等市民が利用する施設、病院、学校の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

ア 東海地震観測情報が発表された場合

庁舎、市民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震観測情報の伝達に努める。

イ 東海地震注意情報が発表された場合

(庁舎)

庁舎への来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、原則として庁舎からの退避を促す。

(市民が利用する施設)

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合(東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む)

(庁舎)

庁舎への来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を誘導し、原則として、窓口業務を停止する。

(市民が利用する施設)

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

(2) その他の措置

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。

ア 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

イ 出火防止措置

ウ 受水槽等への緊急貯水

エ 消防用設備の点検、整備と事前配備

オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システムなど重要資機材の点検等の体制

(3) 国、県・警察及びライフライン等防災関係機関の施設が被災した場合、又は、これらの機関が災害応急対策活動を行うために市の施設の使用が必要な場合は、市はこれに協力するものとする。

4 市民病院

市民病院においては、3の措置の他、診療に関して次の措置をとるものとする。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関の運行が規制される旨を、病院の利用者に的確、簡潔に伝達し、帰宅を促すものとする。

イ 診療は原則として継続する。

ウ 入院患者のうち、退院可能な患者及び帰宅を希望する患者については、医師の判断により退院・帰宅させる。

その他の患者については、施設内残置を原則として安全措置を講ずるものとする。

エ 災害拠点病院としての受け入れ準備体制を整える。

(2) 警戒宣言が発せられた場合

ア 外来患者の診療は、救急の患者を除き原則として中止する。

イ 手術は緊急やむを得ない場合を除き原則として中止する。

5 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

(1) 地震防災応急対策の実施上重要な建物となる市本庁舎等の管理者は、3に掲げる措置をとるほか、中央防災拠点機能を確保するために次に掲げる措置をとるものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 市警戒本部開設に必要な資機材、緊急車両等の確保に関する措置をとるものとする。

また、市警戒本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(2) 個別施設毎の対策は、発災後の対応との連続性を確保するため、すでに施設ごとに定められている消防計画を基本とし、その他必要事項を定めた応急計画を作成するものとする。

(3) 地震防災応急対策の実施上重要な施設以外の施設並びに出先機関についても、5(2)に準じた応急計画を作成するものとする。

(4) この計画が定める一時避難場所又は、発災後に応急救護所が開設された場合の市立学校等の管理者は、3に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

6 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止するものとする。

第22 他機関に対する応援要請

防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めておくものとする。

なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うものとする。

1 防災関係機関に対する応援要請等

(1) 他の市町村との相互応援協定

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため大震法第26条第1項の規定により、他の市町村に対して応援を求める場合に備えて、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。

(2) 連絡・受入れ体制の確保

市は、災害が発生し、他の市町村等からの応援を受入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を確保するよう努めるものとする。

(3) 費用の負担方法

他市町村から応援がなされた場合の、応援に要した費用の負担方法は、大震法第30条の規定による。

2 自衛隊の地震防災派遣

(1) 要請方法

市長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため自衛隊の支援が必要と認めるときは、知事に、次の事項を明らかにして、自衛隊の災害派遣を要請するよう求めるものとする。

また、市長が知事に自衛隊の派遣要請ができない場合は、市長は、直接自衛隊の

豊川駐屯地司令（第10特科連隊長）又は、第10師団長に通知する。

- ア 派遣を要請する事由
- イ 派遣を要請する期間
- ウ 派遣を希望する区域
- エ その他参考となるべき事項

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 基本方針

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による「地震防災緊急事業5箇年計画」が県により作成されることから、これらの計画に基づくとともに、市独自の計画により警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を計画的に整備するものとする。

第2 県により作成される地震対策緊急整備事業計画

1 概要

地震防災対策強化地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画

計画の内容は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第3条第1項に掲げる施設等の整備に関する事項一部の事業については、国の補助率嵩上げがある。

第3 県により作成される第3次地震防災緊急事業五箇年計画

1 概要

都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する五箇年計画

計画の対象地域は、愛知県全域

計画の内容は、地震防災対策特別措置法第3条第1項に掲げる施設等の整備等一部の事業については、国の補助率の嵩上げがある。

第4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 市の公共施設の耐震対策

市は、公共施設の重要度に応じて、優先順位を定めながら耐震診断及び耐震工事を進めるものとする。

2 通信設備等

防災用無線設備の耐震対策、拡充及び二重化を推進しつつ、市民に対する情報収集伝達用設備として、IT手法を取り入れたシステムや有線系の通信手段が途絶した場合に備えて、衛星系、同報系等の無線による通信システムの整備を進めるものとする。

3 その他の施設

市は、地域の状況により、地震発生後の消火活動及び給水活動の困難が予想される地域については耐震貯水槽等の施設の設置を進めるものとする。

4 整備計画は、実施計画等の年次計画として定め、毎年度必要な見直しを行いつつ実施するものとする。

第5章 防災訓練及び防災のための広報、教育

地震災害を最小限に食い止めるには、市等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市は、防災訓練、教育、広報、市民相談、地震展等を通じて防災意識の高揚を図る。

特に、東海地震については、地震予知から短い時間を有効に活用して地震防災応急対策を実施するため、また誤情報、混乱を防止するため、防災担当者はもとより市民が正しい知識を持っていることが不可欠であり、教育、広報がとりわけ重要である。

第1 防災訓練の実施

1 総合防災訓練

市は、毎年8月30日から9月5日の防災週間を中心に、国や県等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、市民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。

訓練では、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、実践的なものとし、次のとおり実施する。

(1) 東海地震を想定した予知対応型訓練

警戒宣言発令時の地震防災応急計画の周知、関係機関及び地域住民の自主防災体制との連携強化を目的として、県防災会議の主唱により行われる県の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震観測情報の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。

(2) 東南海地震、直下型地震などを想定した発災対応型訓練

阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや市民と一体となった訓練とするため、広域消防応援体制訓練、さらには避難所の機能確保訓練やボランティアの受入体制の訓練などを実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他市等との訓練の相互参加に努める。

なお、各防災関係機関等がそれぞれに行う訓練についても、上記に準じた内容により行うものとする。

第2 訓練の内容

1 通信連絡訓練

地震による災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからず被害を被ることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、東海地震観測情報の入手時の段階から訓練を想定し、各機関ごとに災害時等における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。なおこれらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

2 浸水対策訓練（水防訓練）

地震に伴う浸水対策の - 環として市は、水防関係機関及び市民と - 致協力して水災の警戒及び防御に当たり、水防体制の万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法その他の訓練を実施する。

（1）水防訓練実施要綱

水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施に当たっては、特に市民の参加を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

- ア 観測（水位、雨量、風速）
- イ 通報（電話、無線、伝達）
- ウ 動員（消防団、居住者の応援）
- エ 輸送（資材、機材、人員）
- オ 工法（各水防工法）
- カ 樋門、角落しの操作
- キ 避難、立退き

3 動員訓練

市は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

4 防災訓練に伴う交通規制

岡崎警察署及び関係する警察署は、災害対策基本法又は大震法の定めるところにより防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。

5 訓練の検証

市は、訓練での課題等を整理し、必要な改善措置を講じるものとする。

第3 防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力

市は、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

第4 防災のための広報

1 地震対策PR用パンフレット、チラシ等の作成配布

市は次の事項に留意し、いざという時に市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

広報の重点事項

- （1）平常時の心得に関する事項
- （2）警戒宣言発令時の心得に関する事項
- （3）地震発生時の心得

2 家庭内備蓄の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるので、最低限3日分程度の飲料水を始めとする生活用水、食料その他の生活物資等の家庭内備蓄を推進する。

3 報道媒体の活用及び協力要請

発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、市民の災害についての予防、応急措置避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、地震対策に係る報道の協力を要請する。

第5 防災のための教育

1 学校における地震防災教育

(1) 学校においては、児童生徒等の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて計画的に地震防災教育を行う。

なお、防災対応能力の向上を図るため、次に掲げる内容を目標とする。

ア 地震発生のメカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなど科学的な理解を深める。

イ 地震発生時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力（防災リテラシー）を身に付ける。

ウ 地震発生時に、児童生徒等が進んで他の人や集団、地域の安全に役立つことができるような態度、能力を養う。

(2) 学校においては、防災に対する心備えを確認し、災害時に適切な対応がとれるよう災害の状況を想定し、情報の伝達、児童生徒等の避難・誘導など、防災上必要な訓練を計画し、実施する。

なお、計画作成及び訓練実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 訓練は学校行事などに位置付けて計画し、全職員の協力と児童生徒の自主的活動とあいまって十分な効果を収めるように努めること。

イ 訓練は毎年1回以上実施し、学校種別・学校規模・施設設備の状況、児童生徒等の発達段階など、それぞれの実情に応じて、具体的かつ適切なものとする。

ウ 訓練に当たっては、事前に施設設備の状況、器具・用具などについて、常に使用できるよう安全点検を実施するとともに、訓練による事故防止に努めること。

エ 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒等の組織を確立し、各自の役割を周知徹底しておくこと。

オ 訓練実施後は、十分な反省を加え、計画の修正及び整備を図ること。

2 市職員に対する地震教育

市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて教育する。

(1) 地震に関する基礎知識

(2) 東海地震の予知に関する知識

(3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容、性格及びこれに基づきとられる措置の内容

(4) 予想される地震及び津波に関する知識

- (5) 職員等が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 地震が発生した場合、警戒宣言が発令された場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合に、とるべき行動に関する知識
- (8) 家庭の地震防災対策と自主防災組織の育成強化対策
- (9) 今後、地震対策としてとりくむべき必要のある課題

3 市民に対する地震教育

市は、地震発生時及び警戒宣言発令時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、地震災害に関する資料等を市民、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容、性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- (5) 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (6) 正確な情報の入手の方法
- (7) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (8) 地域の近隣待避場所、避難場所、避難路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 家庭における防災の話し合い
- (11) 平素市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブックベいの倒壊防止等の対策の内容
- (12) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (13) 市民のとるべき行動指針

ア 平常時

- (ア) 家族と連絡先や避難する場所等を相談しておくこと
- (イ) 自主防災組織の活動や防災訓練に進んで参加すること
- (ウ) 非常持出品をまとめておくこと
- (エ) 消火器の準備をしておくこと
- (オ) 建物の補強、家具類の固定に注意しておくこと
- (カ) 最低 3日分程度の飲料水、食料、その他の生活物資の家庭内備蓄をしておくこと
- (キ) がけ崩れ等の情報に注意しておくこと

イ 東海地震注意情報発表時

- (ア) 市や報道機関からの情報に注意すること
- (イ) 消火器を点検すること
- (ウ) 家具類の転倒防止及び落下物の防止措置を実施・確認すること

- (エ) 非常持出品や食料、医薬品等の点検をすること
- ウ 警戒宣言発令時
 - (ア) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと
市や消防署、警察署などからの情報に注意すること
 - (イ) 落下物・転倒物から身を守る安全な場所を確かめること。万一のときの脱出口を確認すること
 - (ウ) 火はできるだけ使わないこと
 - (エ) 消火器や水を準備すること
 - (オ) 危険物などの安全に注意すること
灯油やプロパンガス等の危険物の安全措置を行うこと
 - (カ) 身軽で安全な服装に着替えること
靴をすぐ履けるように準備しておくこと
 - (キ) 非常持出品を確かめること
 - (ク) 隣近所で災害時要援護者の手助け等、助け合うこと
 - (ケ) 自動車や電話の使用を自粛すること

エ 地震発生時

- (ア) まずわが身の安全を図ること
- (イ) すばやく火の始末をすること
- (ウ) 非常脱出口を確保すること
- (エ) あわてて戸外に飛び出さないこと
- (オ) 狭い路地、塀ぎわ、がけや川べりに近寄らないこと
- (カ) がけ崩れ等に注意すること
- (キ) 避難する場合は、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切ること
- (ク) 避難する場合は、徒歩で持物は最小限にし、身近な空地、近隣公園等に一時的に待避し、状況判断により一時避難場所等への避難行動をとること
- (ケ) 救護が必要な場合は、協力し合って行うこと
- (コ) 市等からの正しい情報をつかみ、デマに惑わされないこと

4 自動車運転者に対する地震教育

警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合において運転者として適切な行動がとれるよう、事前に、次の要領により教育、広報を徹底するものとする。

- (1) 教育、広報の方法
 - ア 警察署等が実施する講習会等を媒体とした教育
 - イ 広報紙を媒体とした広報
 - ウ ITを媒体とした広報
- (2) 教育、広報の内容
 - ア 警戒宣言が発せられた場合又は地震発生時における交通規制の内容
 - イ 警戒宣言が発せられた場合又は地震発生時における運転者のとるべき措置
 - ウ 警戒宣言及び地震予知情報等の知識

第6 調査及び相談の実施

市は市民の地震についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関と有機的な連携のもとに実施するものとする。

1 防災意識調査の実施

市民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、市民及び市政モニターからの意見聴取等の防災意識調査を必要に応じ実施する。

2 市民の耐震相談及び地震に関する相談

地震が起きたとき、はたして我が家は大丈夫かという市民の不安を解消するための地震相談を実施する。また、地震についての不安を持っている市民の相談に応ずるものとする。

第 1 章 総 則

第 1 推進計画の目的

この計画は、東南海・南海地震に係る地震対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 9 2 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された本市において、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東南海・南海地震に係る防災訓練に関する事項及び地震防災上必要な教育・広報に関する事項等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第 2 東南海・南海地震防災対策推進地域の指定

本市は、法第 3 条第 1 項に基づき、推進地域として平成 1 5 年 1 2 月 1 7 日に指定された。

第 3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第 1 編総則、第 4 章市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱のとおりである。

第2章 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置は、第3編震災応急対策計画、第1章初動対応、第2節災害対策本部設置に定めるところによる。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、第3編震災応急対策計画、第1章初動対応、第2節災害対策本部設置に定めるところによる。

第3 災害応急対策要員の参集

- 1 参集計画は、第3編震災応急対策計画、第1章初動対応、第1節職員参集・動員によるものとする。
- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、「職員地震災害参集マニュアル」に基づいて定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第4 西三河方面本部からの受け入れ

西三河方面本部より、災害応急対策要員が派遣された場合、市は県職員と密接に連携を図る。被害情報を共有し、県と市が一体となって復旧に当たるものとする。

第3章 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達は、第3編震災応急対策計画、第3章災害情報の収集・伝達・広報による。

2 施設の緊急点検・巡視

市は、地震発生後、本庁舎及び避難所に指定されている公共施設を優先して、緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握及び応急危険度判定を実施する。

3 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

4 救助・救急・消火・医療活動

救助・救急・消火活動は、第3編震災応急対策計画、第4章被害軽減対策、第3節消火活動、救助活動、危険物災害防止対策によるものとする。

医療活動は、同編同章、第4節応急医療によるものとする。

5 物資調達

物資調達は、第3編震災応急対策計画、第5章被災者生活支援、第7節生活救援物資の提供による。

6 輸送活動

輸送活動は、第3編震災応急対策計画、第4章被害軽減対策、第2節緊急輸送路及び緊急輸送拠点の確保によるものとする。

7 保健衛生・防疫活動

保健衛生は、第3編震災応急対策計画、第5章被災者生活支援、第3節避難生活の確保、健康管理によるものとする。

防疫活動は、第3編震災応急対策計画、第6章応急復旧・事後処理、第4節清掃・防疫・解体によるものとする。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等の確保を行う。
必要な物資の品目は、第2編震災予防計画、第3章地震被害軽減への備え、第4節被災者支援のための備えによるものとする。
- (2) 市は、県に対して、居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）の応急救護及び地震発生後の被災者救護のため（1）で不足する物資について、愛知県地域防災計画附属資料第8必要物資の備蓄及び調達に計画されている物資の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

市は人員の配備状況を県に報告する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、岡崎市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、第2編震災予防計画、第3章地震被害軽減への備えに定める。

第3 他機関に対する応援要請

- 1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は第2編震災予防計画、第1章震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備、第2節相互応援体制の整備に記載されているとおりである。
- 2 市は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。
- 3 自衛隊の地震防災派遣を要請については第3編震災応急対策計画、第2章応援・派遣による。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとし、県が地震防災対策特別措置法（平成7年法第111号）に基づき作成する「地震防災緊急事業五箇年計画」により、整備するものとする。

1 公共施設の耐震対策

市は、公共施設の重要度に応じて、優先順位を定めながら耐震診断及び耐震工事を進めるものとする。

2 通信設備等

防災用無線設備の耐震対策、拡充及び二重化を推進しつつ、市民に対する情報収集伝達用設備として、IT手法を取り入れたシステムや有線系の通信手段が途絶した場合に備えて、衛星系、同報系等の無線による通信システムの整備を進めるものとする。

3 その他の施設

市は、地域の状況により、地震発生後の消火活動及び給水活動の困難が予想される地域については耐震貯水槽等の施設の設置を進めるものとする。

4 整備計画は、実施計画等の年次計画として定め、毎年度必要な見直しを行いつつ実施するものとする。

第5章 防災訓練計画

第1 総合防災訓練

市は、毎年8月30日から9月5日の防災週間を中心に、国や県等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、市民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。

訓練は、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、東南海・南海地震、直下型地震などを想定した発災対応型訓練とする。

阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや市民と一体となった訓練とするため、広域消防応援体制訓練、さらには避難所の機能確保訓練やボランティアの受入体制の訓練などを実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他市等との訓練の相互参加に努める。

なお、各防災関係機関等がそれぞれに行う訓練についても、上記に準じた内容により行うものとする。

第2 訓練の内容

訓練内容は、第5編地震防災強化計画、第5章防災訓練及び防災のための広報、教育に準ずる。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。特に、東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識を教育、広報する。

教育、広報の方法及び内容は、第5編地震防災強化計画、第5章防災訓練及び防災のための広報、教育に準ずる。

緊急輸送道路網図

凡 例

第一級緊急輸送道路		消防本部	
第二級緊急輸送道路		広域防災拠点	
●	県事務所	★	広域避難場所
●	保健所	田	広域避難場所
⊕	警察署	ト	災害拠点病院
⊕	消防本部	ト	災害拠点病院
⊕	消防本部	ト	災害拠点病院

